

令和6年度輸出環境整備推進委託事業（EU包装及び包装廃棄物規則、EU共通農業政策（CAP）及び各国における食品規制及び環境政策、スイス農薬規制及び農業政策の動向分析委託事業）

委託事業報告書

みずほリサーチ&テクノロジーズ

2025年3月14日

ともに挑む。ともに実る。



第1章 容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）	p.3
1-1. 容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）とは	P.6
1-2. 事業者に課される要件	P.10
(1) 包装に関する要件	P.11
(2) 包装材の管理に関する要件	P.35
1-3. 加盟国に課される要件	P.45
(1) 目標	P.46
(2) 主要な要件	P.50
1-4. EU関係者・加盟国等の対応	P.55
1-5. 参考資料	P.59
 第2章 EU共通農業政策(CAP)及び各国における食品規制及び環境政策	 p.62
2-1. 各国におけるCAP戦略計画まとめ	P.64
(1) 調査の実施方針	P.65
(2) CAP戦略計画の予算・施策の比較	P.67
2-2. 各国におけるCAP戦略計画の内容	P.78
(1) ドイツ	P.79
(2) フランス	P.106
(3) オランダ	P.128
(4) イタリア	P.143
2-3. 将来に向けたCAP関連の議論	P.166
(1) 現行CAPに関する議論動向	P.171
(2) 将来のEU農業に関する議論動向	P.172

第3章 スイス農業政策及びスイス農薬規制	p.174
3-1 スイス農業政策の変遷	P.176
(1) スイス農業政策立案に関係する機関	P.177
(2) スイス農業政策の変遷	P.178
3-2 スイスにおける農薬政策	P.184
(1) スイスにおける農薬に関する目標設定	P.185
(2) 農薬規制の導入	P.187
(3) 直接支払いにおける環境要件（PER）の強化	P.193
3-3 現行のスイス農業政策	P.197
(1) 2022～2025年農業予算	P.198
(2) 2024年度単年予算	P.199
(3) 直接支払い制度	P.200
3-4 今後のスイス農業政策の見通し	P.219
(1) 2026～2029年農業予算案	P.220
(2) PA30+	P.225

1

容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）

小目次

1 容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR） p.3**1- 1. 容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）とは p.6****1- 2. 事業者に課される要件 p.10**

(1) 包装に関する要件...p.10

① 包装に関する要件の全体像・スケジュール...p.12

② 有害物質の使用規制（5条）...p.15

③ リサイクル可能な包装（6条）...p.16

- 規定内容
- 「リサイクル可能な包装」の要件がもたらす食品包装への影響
- 今後設定されるリサイクル設計基準の方向性
- コラム）軟包材のリサイクル設計ガイドライン例 CEFLEX
- コラム）軟包材のリサイクル設計ガイドライン例 RecyClass

④ プラスチック包装の最低リサイクル含有割合（7条）...p.26

⑤ プラスチック包装におけるバイオベース原料（8条）...p.27

⑥ 堆肥化可能な包装（9条）...p.28

⑦包装の最小化（10条）...p.27

- 規定内容
- 参考：包装の空きスペースの上限の制限（24条）

⑧ 再利用可能な包装（11条）...p.31

- 規定内容
- 参考：再利用可能な包装に関連する規定内容（26,29条）

⑨ ラベリング規制（12-14条）...p.33

⑩ 特定の包装の禁止（25条）...p.34

(2) 包装材の管理に関する要件...p.33

① 包装材の管理に課される要件の全体像...p.36

② 適合性評価...p.37

③ 拡大生産者責任...p.40

④ 生産者管理簿への登録...p.42

⑤ 再利用システムへの参加...p.43

小目次

1 容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）

p.3

1-3. 加盟国に課される要件

p.45

(1) 目標...p.46

- ① プラスチック製買い物袋の削減目標と措置の構築 ...p.47
- ② 包装廃棄物の防止に関する目標と措置の構築 ...p.48
- ③ 素材別リサイクル率・回収目標 ...p.49

(2) 主要な要件...p.50

- ① 返却・収集システム ...p.51
- ② デポジット・リターンシステムの構築 ...p.52
- ③ 再利用・再充填 ...p.53
- ④ 罰則 ...p.54

1-4. EU関係者・加盟国等の対応

p.55

1-5. 参考資料

p.59

1

容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）

1. 容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）とは

欧州におけるサーキュラーエコノミー政策の流れ

- EUでは2015年以降、成長戦略の一環として多様な経済活動を循環化する政策を推進している
- 2015年に提示された循環経済行動計画を踏まえて、各種製品分野に関して、循環資源活用（再生材、バイオ材）やビジネスモデルの転換・サービス化の促進（修理する権利など）に資する施策を打ち出している

循環経済行動計画（2015年）

- 行動計画の策定（海洋プラスチックごみの大幅削減、エコデザイン指令作業計画、二次資源の品質基準の開発、等）
- 廃棄物法令の改正案（再利用、リサイクル、埋立に係る目標設定）
- 優先分野（プラスチック、食品廃棄物、希少原料、建設・解体、バイオマス）における取り組み 等

グリーンディール戦略

- 2050年気候中立を目指す戦略。気候中立の実現に向けた中核的な政策にCEが位置づけ
- 循環経済行動計画の策定、情報開示の促進、グリーンウォッシングの防止などの方針を掲げる

情報開示など

- タクソノミー規則成立（2020年）
- CSRD発効(2023)/ESRS(策定中)

新循環経済行動計画（2020年）

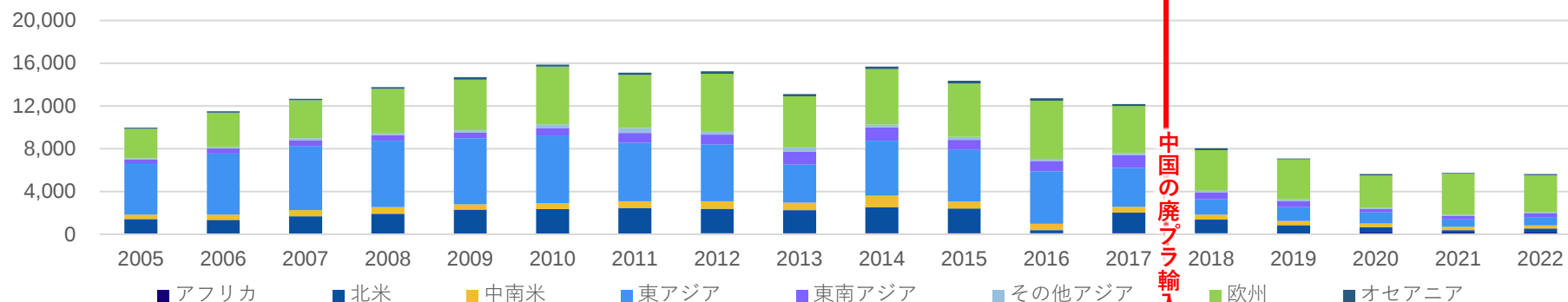
- 持続可能な製品政策イニシアチブ（SPI）、消費者の権利強化、環境負荷と循環性のポテンシャルが高いセクター（電気電子機器、電池・自動車、容器包装、プラスチック、繊維、建設など）への対策等を掲げる

CE全般	電気電子機器	電池・自動車	容器包装・プラスチック	繊維	建設
持続可能な製品のためのエコデザイン規則案（2022年3月） グリーン移行における消費者のエンパワーメントに関する指令（2022年3月） 製品の修理を促進するための共通ルールに関する指令案（2023年3月） グリーンクレームに関する指令案（2023年3月） 重要原材料規則案（2023年3月） 等		電池規則案（2020年12月） ELV規則案（2023年7月） 等	包装および包装廃棄物に関する規則案（2022年11月） バイオベース/生分解性・堆肥化可能なプラスチックに関する政策枠組みに関するコミュニケーション（2022年11月） 等	繊維戦略（2022年3月） 改正廃棄物枠組み指令（2023年7月） 等	建設資材規則（2022年3月） 等

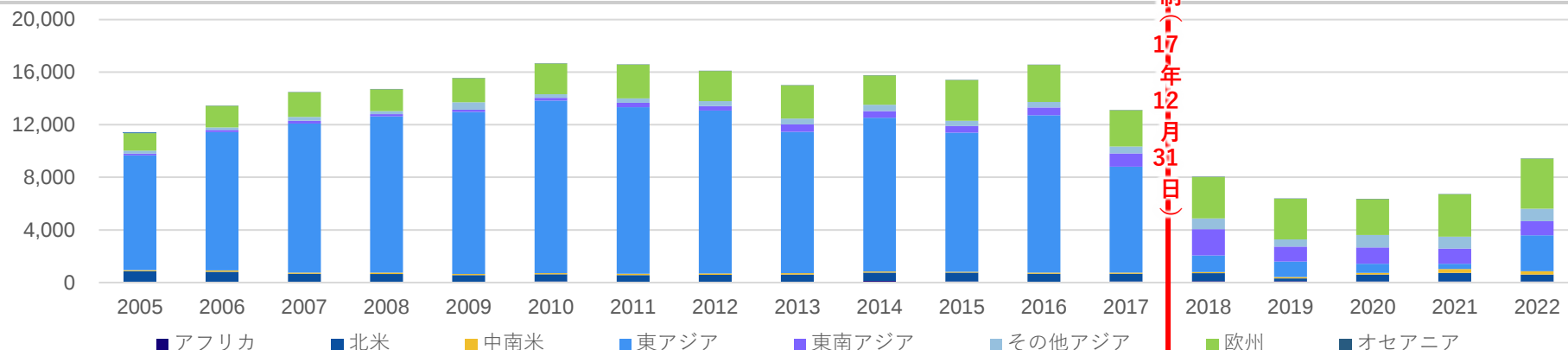
欧州におけるプラスチック廃棄物問題の背景

- 特にプラスチックについては、UNCTAD（UN trade & development）によると、欧州のプラスチック廃棄物は世界の輸出力の約61.4%（2022年）、輸入量の約40.5%（2022年）を占めており、国際的なプラスチック廃棄物削減について大きな責務を担っていると捉えることが可能である
- 世界のプラスチック廃棄物の多くは2017年までは東アジアが輸出先となっていたが、適切処理されない資源ごみによって引き起こされる環境問題や人体への悪影響への懸念から、中国が2017年末に主として生活由来の廃プラスチックの輸入を禁止。その結果、輸出入量全体が減り、各国とも自国内での排出抑制策を強化する必要性に迫られた

プラスチック廃棄物の輸出力



プラスチック廃棄物の輸入量



容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）とは

- 容器包装・容器包装廃棄物規則は包装廃棄物の削減を目的として2022年11月に提案され、2025年2月11日に発効した
- これまでEUにおける包装廃棄物に関する規制は、指令（Directive）として、EU加盟国それぞれの国内法で法整備されていたが、加盟国間に対応に差が生じたため、今般規則（Regulation）に格上げされ、環境配慮の要件が増えた形でEU加盟国に一律に適用されることとなった
- 2026年8月から要件が順次適用開始され、リサイクル可能な包装などの主要な要件は早ければ2030年から適用開始される予定である

包装に課される要件のポイント

持続可能性要件・表示規制

- 有害物質の使用規制
- リサイクル可能な包装
- プラスチック部包装の最低リサイクル含有割合
- プラスチック包装におけるバイオベース原料
- 堆肥化可能な包装
- 包装の最小化
- 再利用可能な包装
- 表示規制

包装の空きスペースの上限

特定の包装の使用禁止

再利用・充填・詰め替え

包装・包装廃棄物の管理に課される要件のポイント

適合性評価

拡大生産者責任

生産者登録簿への登録

再利用・デポジット・リターンシステムへの参加

特定の包装廃棄物削減・リサイクル目標

輸出事業者の皆様
特に関係する要件

【政策目標】

1. 再利用や詰め替えシステムを増やすなど、**包装廃棄物を防止・削減**する
2. **2030年までに、EU市場で流通しているすべての包装を、経済的に実行可能な方法でリサイクル可能にする**
3. 安全な方法で包装への**リサイクルプラスチックの使用を増やす**
4. **包装におけるバージン材の使用を減らし、2050年までにセクターを気候変動ゼロにする**

1

容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）

2. 事業者 に課される要件

1

容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）

2. 事業者には課される要件 （1）包装に関する要件

- ① 包装に関する要件の全体像・スケジュール
- ② 有害物質の使用規制（5条）
- ③ リサイクル可能な包装（6条）
- ④ プラスチック包装の最低リサイクル含割合有割合（7条）
- ⑤ プラスチック包装におけるバイオベース原料（8条）
- ⑥ 堆肥化可能な包装（9条）
- ⑦ 包装の最小化（10条）
- ⑧ 再利用可能な包装（11条）
- ⑨ ラベリング規制（12条）
- ⑩ 特定の包装の禁止（25条）

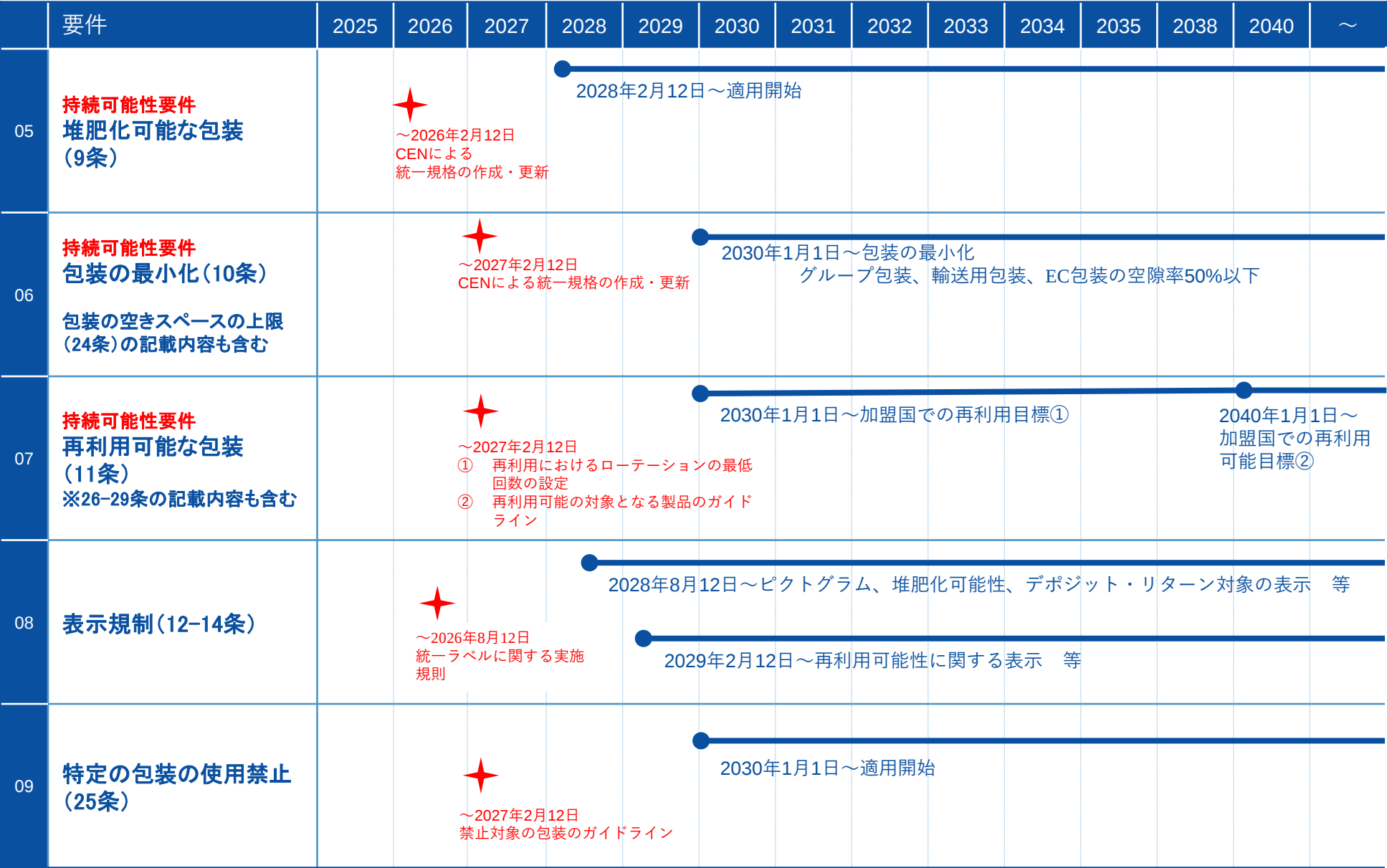
包装に関する要件の全体像

- EUへ輸出される包装製品（食品を含む）は、適用開始までに要件を満たさなければ、EU市場で販売できなくなる
- 下記に抜粋した要件は、商品の包装に課される要件である。各要件の詳細については、本規則とは別に、今後2～10年の間に下位規則の中で定められる。特に、6条、7条は、事業者にとっても大きな影響がある要件である

赤枠は、持続可能性要件

01	有害物質の使用規制（5条） 2026年8月以降、包装における懸念物質の量及び濃度は最小化しなければならない。食品接触包装材については、PFASについて、含有量濃度が基準値以下にする必要がある。	05	堆肥化可能な包装（9条） ティーバッグ、生鮮野菜・果実に貼られるシール等は、堆肥化可能になるように設計される。
02	リサイクル可能な包装（6条） 2030年以降、リサイクル可能に設計された包装材を活用する必要がある。2030年以降はリサイクル性能等級C以上、2038年以降は、等級B以上を満たすことが求められる。	06	包装の最小化（10条） 2030年以降、包装材は、機能を確保するために必要な最小限の重量・体積で設計される必要がある。 例）二重壁、二重底、不必要な層等の、体積を不必要に増加する包装は禁止
03	プラスチック包装の最低リサイクル含有割合（7条） 2030年以降、プラスチック包装材（PET・その他プラ）について、リサイクル材を一定割合以上含む必要がある。 2040年にはさらに割合を引き上げる。	07	再利用可能な包装（11条） 2030年以降、パレット等の輸送用包装材、段ボールを除く箱型グループ包装、一部の酒類、乳飲料等を除く飲料包装は、一定割合以上が、再利用可能な包装材で提供される必要がある。
04	プラスチック包装におけるバイオベース原料（8条） 2028年2月までに、プラスチック包装材について、バイオプラスチックの目標設定等を検討する。	08	表示規制（12～14条） デポジット制度、再利用可能な包装材、リサイクル含有割合等の要件について、ラベル表示が必要となる。
09	特定の包装の使用禁止（25条） 2030年以降、特定の包装は禁止される。 例）複数商品をまとめるフィルム、生鮮果実・野菜用のネット/使い捨てトレイ、レストランで提供される調味料等の小袋		

適用開始スケジュール



有害物質の使用規制 (5条) の規定内容

- EUへ上市される包装材は、排出物や、二次原料、灰、最終処分のためのその他の材料などの廃棄物管理の結果、及びマイクロプラスチックによる環境への悪影響を含め、**包装材又は包装材の構成成分として懸念される物質の存在及び濃度が最小になるように製造されなければならない**
- 包装に含まれる**鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの合計濃度は100 mg/kg以下とする**
- 2026年8月12日以降、**食品接触包装材は、一定の基準値以上の濃度のPFASを含有する場合、上市してはならない**。2030年8月12日までに他の規則におけるPFASの使用に関する制限または禁止との重複を回避するために、この段落を修正または廃止する必要性を評価する

⇒詳細未定：「懸念物質」の対象は、2026年12月31日までに影響評価が実施されたうえで整理される見込み

リサイクル可能な包装 (6条) の規定内容①

- 市場に出される全ての包装は、2030年1月1日までに、マテリアルリサイクルに対応できるよう設計され、2035年1月1日までに、大規模リサイクルされている必要がある
- 包装には、「A」「B」「C」「技術的にリサイクル不可」の4段階で、リサイクル性能等級評価が付されます。2030年以降はリサイクル性能等級C以上、2038年以降はB以上でないと、EU市場で販売することができない
- 4段階のリサイクル性能等級により、EU市場での販売に制限がかけられることに加え、拡大生産者責任における「生産者」の負担費用の額が将来的に調整される
- リサイクル性能等級は、包装カテゴリごとにパラメータの評価に応じて決定され、評価基準は以下の事項を考慮の上、決定される
 - ✓ リサイクル設計基準のガイドライン…欧州標準化機構 (CEN) の議論を参照
 - ✓ 有害物質…欧州化学品庁 (ECHA) の議論を参照
 - ✓ リサイクル技術に関する技術・経済的なパフォーマンス…GHG排出、収率、CAPEX/OPEX 等

⇒詳細未定：リサイクル性能等級の評価方法は、2028年1月1日までに欧州委員会によって委任規則が採択される見込み

リサイクル性能等級の考え方

リサイクル性能等級	2030年	2035年		2038年	
	リサイクル可能設計 (重量ベース)	リサイクル可能設計 (重量ベース)	大規模リサイクル	リサイクル可能設計 (重量ベース)	大規模リサイクル
Grade A	95%以上	95%以上	Grade A	95%以上	Grade A
Grade B	80%以上	80%以上	Grade B	80%以上	Grade B
Grade C	70%以上	70%以上	Grade C		
技術的に リサイクル不可	市場販売禁止				

(出所) Regulation (EU) 2025/40の6条, Annex II Table3, Webinar on new Packaging and Packaging Waste Regulation (PPWR)資料 (DG ENV Unit3 “Packaging and Packaging Waste Regulation”(2024年12月16日)) より作成

リサイクル可能な包装 (6条) の規定内容②

- 市場に出される全ての包装は、2035年1月1日から、大規模リサイクルが可能である必要がある
- 「大規模リサイクル」とは、廃棄物となった場合、個別に収集、選別、設置されたインフラでリサイクルされることを指す。大規模リサイクルの方法論は、下表の13カテゴリごとに規定される
- 大規模リサイクルとしてみなされるためには、各カテゴリごとに、年間リサイクル材の量が木材については30%、その他の素材については55%以上を確保することが求められる

⇒詳細未定：大規模リサイクル評価の方法論及びリサイクル性能等級の補足・更新等については、2030年1月1日までに実施規則が採択される見込み

大規模リサイクルの評価のカテゴリ

材	包装カテゴリ
プラスチック	硬質PET
	硬質PE、硬質PP、HDPE + 硬質PP
	フィルム・フレキシブル
	PS、CPS、EPS
	その他硬質プラ
	生分解性（硬質・軟質）

材	包装カテゴリ
紙・段ボール	紙・段ボール包装（液体包装用を除く）
	液体包装ボード
金属	アルミニウム
	スチール
ガラス	ガラス
木材	木材、コルク
その他	繊維、陶磁器、その他

リサイクル可能な包装 (6条) の規定内容③

(参考) 今後欧州委員会を中心に設定されるリサイクル設計基準の包装のカテゴリ

材	包装カテゴリ	包装材の例*	色彩透過
ガラス	ガラスを主とする複合包装	瓶、ジャー、小瓶、化粧品容器、タブ型容器、アンプル、ガラス製バイアル(ソーダ石灰ガラス)、エアゾール缶	-
紙・段ボール	紙・段ボール包装を主とする複合包装	箱、トレイ、グループ包装、フレキシブル紙包装(例：フィルム、シート、パウチ、蓋、コーン、ラッパー)	-
	紙・段ボールを主とする複合包装	液体包装用板紙、紙コップ(ポリオレフィンラミネートかつアルミニウム有または無でのラミネート)、トレイ、皿及びカップ、金属又はプラスチックのラミネート紙又は段ボール、プラスチックライナー又は窓付き紙又はボール紙	-
金属	スチールを主とする複合包装	ブリキ板やステンレス鋼を含むスチール製の硬質包装(エアゾール缶、缶、塗料缶、箱、トレイ、ドラム、チューブ)	-
	アルミニウム硬質材を主とする複合包装	アルミニウム製の硬質包装 (食品・飲食用の缶、ボトル、エアゾール、ドラム、チューブ、缶、箱、トレイ)	-
	大部分がアルミニウムである複合包装 (半硬質及び軟質)	アルミ製半硬質・軟質 包材(容器、トレイ、チューブ、ホイル、軟質ホイル)	-
プラスチック	硬質PET	ボトル、フラスコ	透明クリア/カラー、不透明
		ボトル、フラスコ以外の硬質包装(ポット、タブ型容器、ジャー、カップ、単層・多層のトレイおよび容器、エアゾール缶を含む)	
	軟質PET	フィルム	ナチュラル/カラー
	硬質PE	容器、ボトル、トレイ、ポット、チューブ	
	軟質PE	多層包装、複数素材包装を含むフィルム	

材	包装カテゴリ	包装材の例	色彩透過
プラスチック(続き)	硬質PP	容器、ボトル、トレイ、ポット及びチューブ	ナチュラル/カラー
	軟質PP	多層包装及び複数素材包装を含むフィルム	
	HDPE・PP (硬質)	クレート及びパレット、波板プラスチック	
	PS, XPS (硬質)	硬質包材(乳製品の包装、トレイ、カップ、その他の食品容器を含む)	
	EPS (硬質)	硬質包材(魚箱/白物家電、トレイなど)	-
	その他硬質プラ(例：PVC、PC等)	中間バルクコンテナ、ドラムを含む硬質包材	
	複数素材を含むその他軟質プラ	パウチ、プリスター、熱成形包装、真空包装、改質雰囲気包装 (MAP) /改質湿度包装 (可撓性の中間バルク容器、袋、ストレッチフィルムを含む)	-
木材	生分解性硬質/軟質プラスチック(例：PLA、PHB)	硬質・軟質な包材	-
	木材	コルク含む木製包装	-
	繊維	天然繊維合成繊維	-
粘土・石	粘土、石	ポット、コンテナ、ボトル、ジャー	-

リサイクル可能な包装（6条）の規定内容④

（参考）今後欧州委員会を中心に設定されるリサイクル設計基準のパラメータ

パラメータ	パラメータに関する説明
添加物	- 添加物とは、ある特性を素材に付与するために加えられる物質のこと。 - 包装容器に添加物が含まれていると、選別工程で包装材料の選別が誤る原因となったり、得られたリサイクル材を汚染したりする可能性がある。
ラベル	- ラベルの被覆率は、分別プロセスの効率に影響を与える。 - ラベルの素材やラベルの貼り付けに使用されている接着剤の種類も、リサイクル材の品質に影響を与える。
スリーブ	スリーブを使用することで、スリーブと本体を分離することが必要となる。包装本体に対するスリーブの被覆率は、選別しやすさに影響を与えるほか、スリーブの素材は包装の選別しやすさとリサイクル可能性の両方に影響を与える。
クロージャーおよび その他小さな包装部品	- クロージャーとは、包装を閉じたり密封したりするために用いられる部品のこと。（例：商品改ざん防止用のシュリンクラップ、ライナー、キャップ、蓋、シール、バルブ等） - クロージャーの素材は、包装の選別しやすさとリサイクル可能性の両方に影響を与える。また、包装に固定されていないクロージャーは、ごみの増加につながりうる。 - 包装本体に取り付けられている小さな包装部品は、分離のしやすさや包装のリサイクル可能性に影響を与えるほか、選別・リサイクルの工程で消失する可能性がある。
接着剤	- 接着剤は、選別およびリサイクル工程での効率や、利用者による分別に影響しない形で使用することができる。包装に接着剤が残留すると、得られるリサイクル材の品質や純度が低下する恐れがある。 - 洗浄可能な接着剤を使用することで、包装本体から分離しやすくなり、リサイクル材に接着剤の残留物が残らないようにすることが可能である。

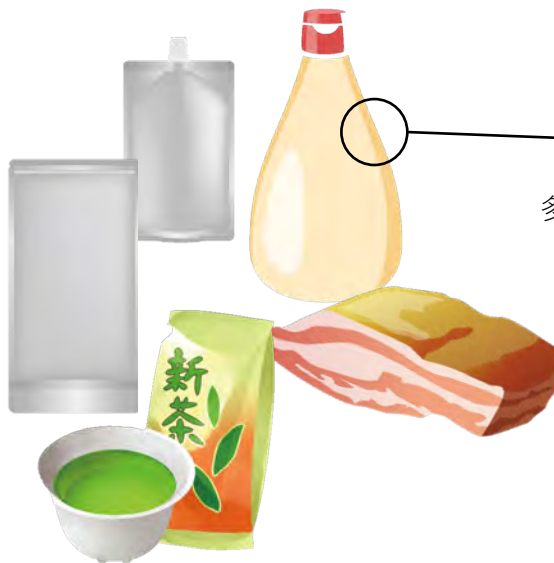
パラメータ	パラメータに関する説明
着色	- 着色剤とは、包装材料に色を付与する物質のこと。 - 濃く着色された紙やプラスチック素材は選別時に影響を与えうるほか、リサイクル材の品質を低下させる恐れがある。
素材構成	単一素材または、複合素材であれば、素材が容易に分離でき、かつリサイクル材を高効率で回収できるような素材を使用することが望ましい。
バリア・コーティング	- バリアは透過防止機能を持たせるために添加される素材や物質、コーティングはその他の機能や特性を持たせるために表面に施される素材を指す。 - 包装にバリアやコーティングが含まれると、リサイクルがより困難となりうる。リサイクル材の高い回収率を確保できる設計が望ましい。
インク・ラッカー/印刷/コーディング	- インクとは、着色剤と他の物質を混合し、印刷またはコーティングの工程で素材に塗布されるのこと。 - ラッカーとは、揮発性溶剤に溶かした樹脂またはセルロースエステル、あるいはその両方を用いた塗布材のこと。 - コーディングとは、バッチコーディングやその他の情報、ブランド表記等を目的として包装に直接施される印刷物のこと。 - 懸念物質を含むインクを使用すると、包装のリサイクルを妨げることになる。洗浄工程で出る印刷インクは、洗浄水を介してリサイクル材に混入する可能性がある。 - また、印刷インクが洗浄工程で出ない場合であっても、インクがリサイクル材の色を損なう恐れがある。
残渣/内容物の使い切りやすさ	- 製品の内容物が残留すると、包装の選別しやすさやリサイクル可能性に影響を与える。 - 包装の設計は、内容物を容易に空にできるよう考慮し、廃棄時には内容物が完全に排出されていることが望ましい。
解体のしやすさ	- 包装に固定された部品は、包装の選別しやすさやリサイクル可能性に影響を与える。 - 包装の設計によっては、エンドユーザーが下流の選別工程に適した形に分離しやすくすることができる。

リサイクル可能な包装 (6条) の要件がもたらす食品包装への影響

- 食品包装に求められる機能は、食品の鮮度・品質維持に必須となるバリア性をはじめとして、強度、柔軟性、耐熱性、耐寒性、耐油性、防曇性など多岐にわたる
- 多層フィルムは、複層的に素材を重ね合わせることで、単層では実現できない機能を発揮することができる。重ね合わせる素材は必ずしも単一の素材に限らない。例えば、お茶のティーバッグのように、アルミとプラスチックを蒸着*する場合もある。多層フィルムは、食品包装において多用される

例) 菓子袋やレトルト食品の包装、肉製品を覆うフィルム、お茶のティーバッグ

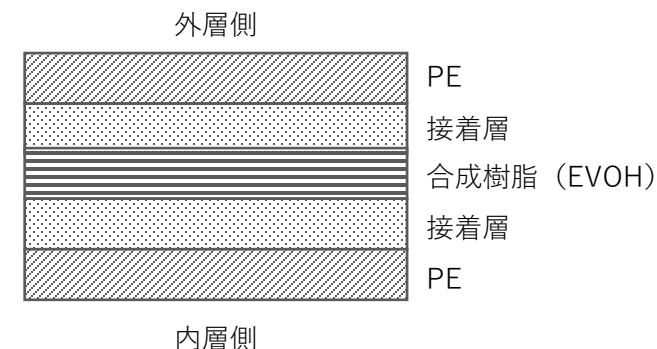
- 複数素材を使った多層フィルムの場合、PPWRで要求される「リサイクル可能設計」への対応が特に課題となる
- リサイクル設計基準は、2028年1月1日までに採択される委任規則で定められる予定である。実際にこういった構造設計がなされていれば、リサイクル可能とみなされるのか、基準を理解したうえで、包装材のリサイクル設計への対応、あるいはリサイクル適性を有する他の包装材への切り替えが必要である



多層フィルムが活用されている食品包装例：



多層フィルムの構成例 (断面図)



(注) 気化したアルミニウム蒸気をプラスチックフィルムの表面に定着させることで、極めて薄いアルミニウム層をフィルム上に形成する技術を活用

今後設定されるリサイクル設計基準の方向性

- リサイクル設計基準は、欧州標準化機構（CEN）の議論を参照して2028年までに策定される予定である
- 既に業界団体によって提示されている各種設計ガイドラインを踏まえ、欧州規格も整理されていく可能性が高いと想定されている。既存のガイドラインを2つ紹介する

CEFLEXガイドライン

CEFLEXとは：

- 軟包装の循環型経済の実現を推進するコンソーシアム。素材メーカーからブランドオーナー、小売まで広く参加。

設定しているガイドライン：

- ポレオレフィン（PO）をベースとした軟包材のリサイクル適性を満たすためのガイドラインを2023年4月に公表

☞ ガイドライン詳細：<https://guidelines.ceflex.eu/guidelines/>

確認しているパラメータ：

構造設計の各要素に加え、ライフサイクル設計も考慮される

CEFLEXガイドラインで考慮される構造設計の要素

材料	バリア層およびコーティング	サイズ・形状・構造	接着剤	インクおよびラッカー	その他の機能
- 商業時の包装の分別しやすさや管理手法は包装材料に依存する。 - この観点では、単一材料で構成される包装材の方が、混合材料で構成される包装材よりもリサイクルが容易とされる。	- バリア層およびコーティングは、包装の機能性を高め、資源の消費を削減する。 - ガイドラインでは、バリア層・コーティングの材料や使用量がリサイクル可能性に影響を及ぼさないよう、制限を設ける。	包装のサイズ、形状および構造は、分別施設でのプロセスに影響する。	接着剤の使用量は、リサイクル材の品質に影響を与えないよう、一定の閾値以下にする必要がある。	インクおよびラッカーの着色面積は、リサイクル可能性とリサイクル材の品質に影響を与える可能性がある。	ジッパー、注ぎ口、栓、バルブなどの包装部品に使用される材料は、包装本体の材料と同じであることが推奨される。

RecyClassガイドライン

RecyClassとは：

- 欧州プラスチックリサイクル業界団体Plastic Recyclers Europe（PRE）が運営するイニシアチブ

設定しているガイドライン：

- 同機関が設定しているリサイクル設計ガイドラインに沿って包材は評価、結果に応じてAからFまでのランクが付与。その他、リサイクルプラスチックのトレーサビリティに関する評価も実施

☞ ガイドライン詳細：<https://recyclclass.eu/recyclability/design-for-recycling-guidelines/>

確認しているパラメータ：

材質構成、材料、色、サイズ、製品残留物、バリア、添加物、接着剤、綴じ口、ライナー、シール、バルブ、その他部品、表面ラベル、ラベル用接着剤、インク、その他装飾

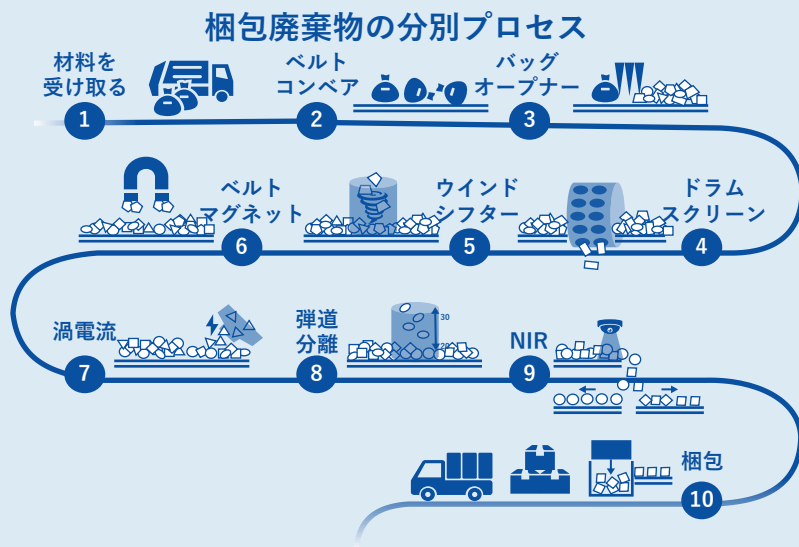
コラム) 軟包材のリサイクル設計ガイドライン例 CEFLEX

- EUにおいて、軟包材の循環経済を推進するイニシアチブであるCEFLEXは、ポリオレフィン（PO）をベースとした軟包材のリサイクル設計ガイドライン「循環型経済のための設計ガイドライン（D4ACE）」を2023年4月に公表している
- CEFLEXガイドラインにおけるリサイクル適性の評価の観点は、「分別可能性」および「リサイクル可能性」の2つである。現状のガイドラインの対象は、既存のリサイクル技術に基づくリサイクル適性を有するとみなされる包装材であり、具体的には、モノマテリアル素材で構成された包装（PE,PP, 紙, アルミ等）である

CEFLEXが提示する2つのリサイクル適性評価の観点

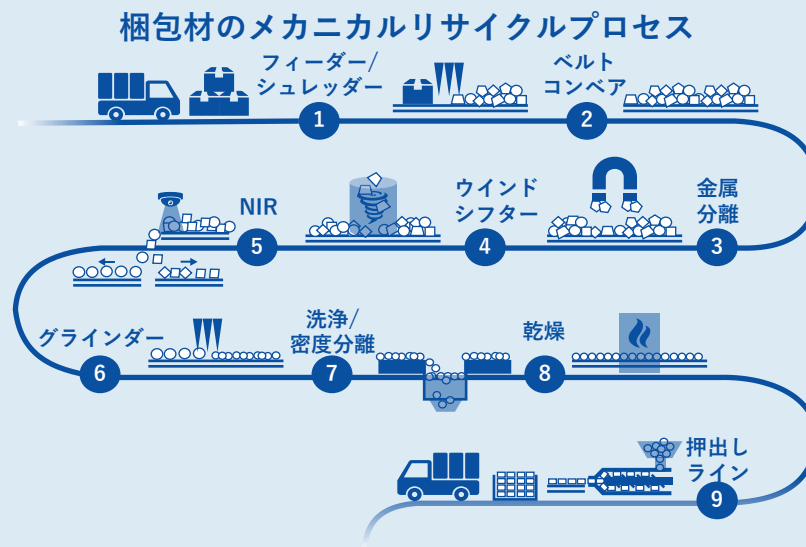
包装廃棄物の分別可能性

- 工業規模の分別施設において、現行の技術とプロセス（下図）を用いて適切な識別・選別ができるか



リサイクル可能性

- 工業規模での標準的なプロセス（下図）と技術を用いて、POベースの材料を機械的にリサイクルできるか



コラム) 軟包材のリサイクル設計ガイドライン例 CEFLEX

- 前述の観点を踏まえ、CEFLEXによるリサイクル設計基準は、包装構造の設計要件とライフサイクル適性から構成される。リサイクルを促進するためには、包装を収集・選別・リサイクルするためのインフラも重要な要素とみなされている
- このうち、前者の包装構造の設計要件について、CEFLEXが提示しているパラメータは、材料、バリア層およびコーティング、サイズ・形状・構造、接着剤、インクおよびラッカー、その他の機能の6つの要素である

CEFLEXガイドラインで考慮される構造設計の要素



材料

- 廃棄時の包装の分別しやすさや管理手法は包装材料に依存する。
- この観点では、単一材料で構成される包装材の方が、混合材料で構成される包装材よりもリサイクルが容易とされる。



バリア層およびコーティング

- バリア層およびコーティングは、包装の機能性を高め、資源の消費を削減する。
- ガイドラインでは、バリア層・コーティングの材料や使用量がリサイクル可能性に悪影響を及ぼさないよう、制限を設ける。



サイズ・形状・構造

- 包装のサイズ、形状および構造は、分別施設でのプロセスに影響する。



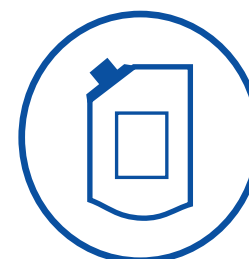
接着剤

- 接着剤の使用量は、リサイクル材の品質に悪影響を与えないよう、一定の閾値以下にする必要がある。



インクおよびラッカー

- インクおよびラッカーの着色面積は、リサイクル可能性とリサイクル材の品質に影響を与えない可能性がある。



その他の機能

- ジッパー、注ぎ口、栓、バルブなどの包装部品に使用される材料は、包装本体の材料と同じであることが推奨される。

コラム) 軟包材のリサイクル設計ガイドライン例 CEFLEX

- PPを例に、CEFLEXガイドラインにおけるリサイクル設計基準を記載する

設計の要素	適合	部分的に適合	非適合
材料 	- 単一PP - ラミネートされたPP/PP素材で、バリア層・コーティングのPP含有率が90%以上 - 熱安定剤、UV安定剤、造核剤、鉍物およびポリマーキャビテーション剤、帯電防止剤、耐衝撃性改良剤、化学発泡剤、粘着付与剤の使用が最小限である	- 単一PP - ラミネートされたPP/PP素材で、バリア層・コーティングのPP含有率が80-90% - 添加剤および充填剤については今後設定予定	- 非PEおよび非PPの発泡ポリマー層 - PP含有率80%未満 - PET層、PVC層、紙、アルミ箔 - 生分解性および堆肥化可能な材料 - 高懸念物質 (SVHC) - オキソ分解性添加剤 - 発泡熱可塑性非ポリオレフィンエラストマー
バリア層・コーティング 	- 各バリア層およびコーティング (AlOx, SiOx, EVOH, PVOH, アクリル) が、包装全体の重量比で5%以下 - ラミネートおよび印刷された金属化層	各バリア層およびコーティング (AlOx, SiOx, EVOH, PVOH, アクリル) が、包装全体の重量比で5%以上	今後設定予定
サイズ、形状、構造 	- 使用する材料が必要最小限である 20mm×20mm以上 - 製品の残留物が少量 < 1 g/cm³	20mm×20mm以上 - 製品の残留物が中程度 < 1 g/cm³	20mm×20mm以下 - 製品の残留物が多い > 1 g/cm³
接着剤 	ポリウレタン、アクリル、天然ゴムラテックス接着剤、非PP接着層が、包装重量の5%以下	ポリウレタン、アクリル、天然ゴムラテックス接着剤、非PP接着層が、包装重量の5%以上	今後設定予定
インクおよびラッカー 	- 明るく、淡いインク色 - ラッカーおよびインクが包装全体の5%以下 - 表面印刷、ラミネート印刷 - 顔料が透明、自然色、または淡い色	- 暗いインク色 - ラッカーおよびインクが包装全体の5%以上 - 顔料が黒色または暗い色	- PVCバインダーを含むラッカーおよびインク - 顔料がカーボンブラックを含むマスターバッチ
その他の機能 	- ジッパー、蓋、バルブ、注ぎ口等の容器部品に使用される材料の種類が主たる包装材料と同じである - ラベルは、PPを材料とする	- ジッパー、蓋、バルブ、注ぎ口等の容器部品に使用される材の種類が主たる包装材料と同一でない場合、これらの部品は分離しやすくする必要がある。ただし、消費者が部品を分離する必要がある設計が望ましく、可能な限り異なる材料の使用は避けるべき - ラベルがPPでない場合、各包装面の最大30%のサイズとし、かつ容易に取り外せる	ラベルがPPでなく、各包装面の30%を超える

コラム) 軟包材のリサイクル設計ガイドライン例 RecyClass

- 一方、PPフィルムについてリサイクル事業者の業界団体であるRecyClassが設定しているリサイクル設計要件は下表のとおり

設計の要素	適合	部分的に適合	非適合
材料構成 (PP総量とPEの差)	- Aと評価されるのは$\geq 95\%$の場合、 - Bと評価されるのは$\geq 90\%$	Cと評価されるのは$\geq 70\%$	- Dと評価されるのは$\geq 50\%$、 - Eと評価されるのは$\geq 30\%$
説明	試験プロトコルに合格し、悪影響がない材料、または(まだ)試験されていないが、PPリサイクルで許容されることがわかっている材料	特定の条件を満たした場合にテストプロトコルに合格した材料、または(まだ)テストされていないが、PPリサイクルを妨げるリスクが低い材料	試験プロトコルに合格しなかった材料、または(まだ)試験されていないが、PPリサイクルを妨げるリスクが高い材料
材料	延伸および非延伸PP (PPプラストマーを含む)	PE $\leq 10\%$ の多層 PP/PE	その他のポリマー (例: PET、PVCなど)
色	無着色、透明	明るい色、半透明の色	暗い色、黒、カーボンブラック
サイズ	包装面積 $> 100 \text{ cm}^2$	包装面積 $30 \sim 100 \text{ cm}^2$	包装面積 $< 30 \text{ cm}^2$
製品残留物	- 指数が 5% 未満の場合は A - 指数が 10% 未満の場合は B	指数が 15% 未満の場合は C	指数が 20% 未満の場合は D、指数が 25% の場合は E $<$、指数が 25% を超える場合は F
バリア	追加コーティングなしの SiO_x および AlO_x	$\leq 5\%$ EVOH (ポリオレフィン複合フィルム中)	$> 5\%$ EVOH (ポリオレフィン複合フィルム内)、バリア層 PVC、PVDC、PA。PVOHプライマーを使用した AlO_x コーティング。その他のバリア層。金属化; アルミニウム
添加物	密度を 0.97 g/cm^3 以上に増加させない添加剤		PBT ボイド剤、生分解性/オキソ分解性/光分解性添加剤、膨張化学剤として使用される発泡剤、密度を 0.97 g/cm^3 以上に高める添加剤 (CaCO_3、タルク、ガラス繊維など)
接着剤	- 脂肪族ポリウレタン $\leq 2.3\%$; - RecyClassによって完全に適合すると承認されたラミネート接着剤; EVOH以外のバリア材と組み合わせる場合はテストが必要	- 脂肪族ポリウレタン $2.3\% \sim 4.5\%$ - 水性アクリル $\leq 2.5\%$; - RecyClassによって限定適合として承認されたラミネート接着剤; - EVOH以外のバリア材と組み合わせる場合はテストが必要	- 脂肪族ポリウレタン $> 4.5\%$、水性アクリル $> 2.5\%$、芳香族ポリウレタン (テスト対象)。 - 試験対象: 沸点を超える高熱用途および/または高耐薬品性のために特別に開発されたラミネート接着剤。 - その他のラミネート接着剤
綴じ口	PP (PPプラストマーを含む)	PE	金属、アルミニウム、PVC、PET、PETG、PS、PLA、非POまたは密度 $< 1 \text{ g/cm}^3$ のフォーム
ライナー、シール、バルブ	PP (PPプラストマーを含む)	PE、取り外し可能なアルミニウム蓋	
その他部品	PP (PPプラストマーを含む)	PE	
表面ラベル	PP	PE	金属化ラベル、その他、紙ラベル
ラベル用接着剤	40°C 未満で水溶性または水放出性		水に溶けない、又は 40°C 未満の水で剥離できない接着剤
インク	非滲みインク準拠EuPIA 除外ポリシー; 製造日または有効期限の印刷	印刷の被覆率が 50% 未満	にじむインク、EuPIA 除外ポリシーに準拠していないインク、PVC コポリマーおよびターポリマー バインダー、その他の塩素化バインダー、印刷の被覆率が 50% 超え
その他装飾	製造日または有効期限のレーザーマーキング	被覆率 50% 未満のレーザーマーキング	

「プラスチック包装の最低リサイクル含有割合」 (7条) の規定内容

- 包装単位全体の総重量の5%以上をプラスチック部が占める場合、p.18で示したカテゴリ及び包装材ごとに定められた割合の、プラスチック廃棄物から回収されたりサイクル材を含む必要がある。リサイクル材の含有割合は、製造工場及び年ごとの平均として計算される
- 2030年、2040年の2段階で設定されており、2040年には最低含有割合が引き上げられる見込みである
- 2029年1月1日又は実施規則令の施行日の2年後のいずれか遅い日までにリサイクル材含有割合を計算し、検証へ適合する必要がある

⇒詳細未定：①利用可能なリサイクル技術に関する委任規則、②プラスチック含有割合等を計算する実施規則、③ 第三国の同等性を判断する実施規則は、2026年末に制定される見通し
※2028年1月1日までに割合の緩和も検討される余地あり

プラスチック包装の最低リサイクル含有割合

項目	2030年1月1日又は 実施規則の発効日から 3年後のどちらか遅い方	2040年1月1日
PETを主成分とする接触包装材（使い捨て飲料用ボトルを除く）	30%	50%
PET以外のプラスチック材料で製造された接触包装材 （使い捨て飲料用ボトルを除く）	10%	25%
使い捨て飲料用ボトル	30%	65%
その他上記以外のプラスチック包装	35%	65%

プラスチック包装におけるバイオベース原料 (8条)の規定内容

- 欧州委員会は、2028年2月12日までにバイオベースプラスチック包装の技術開発の状況、環境性能の状況を評価する

⇒詳細未定：評価結果に基づき、下記に対する規制導入が検討される

- プラスチック包装におけるバイオベース原料の持続可能性要件
- プラスチック包装におけるバイオベース原料の使用を増やすための目標設定
- 再生プラスチック食品接触材規制*で求められている食品接触包装の適切なリサイクル技術が利用できない場合に、使用済みプラスチック廃棄物から回収されたりリサイクル材の代わりにバイオベースのプラスチック原料を使用することにより、第7条で定められた目標を達成する可能性の導入
- (必要に応じて) バイオベースプラスチックの定義の修正

堆肥化可能な包装 (9条) の規定内容

- 使い捨てのティーバッグ、コーヒーカプセルのように、製品と一緒に使用及び破棄されることが意図された包装や、果物及び野菜に貼付される粘着ラベルは、堆肥化可能でなければならない
- 「堆肥化可能」とは、有機廃棄物処理施設において工業的管理下でコンポスト化基準へ適合している状況を示す
 - ✓ 但し、加盟国が要求する場合には、家庭でのコンポスト化基準に適合しなければならない
- 本規定の対象となる包装以外（生分解性のプラスチックポリマー、その他の生分解性材料で作られた包装を含む）は、6条に従い、他の廃棄物のリサイクル可能性に影響を与えることなく、マテリアルリサイクルを可能とする必要がある

⇒詳細未定：2026年2月までに堆肥化可能な包装の技術仕様を整理した規格がCENによって更新される予定

包装の最小化 (10条) の規定内容

- 2030年1月1日以降、市場に出される包装は、形状や材質を踏まえ、その包装の機能を確保するために必要な最小限の重量、容積になるように設計されていなければならない
- これにより、製品の体積を増加させることのみを目的とした包装（二重壁、二重底、不必要な層）は禁止とされる

⇒詳細未定：2027年2月頃に、包装の最小化に関する要件への準拠の算定・測定方法を規定する統一規格を、CENが更新予定

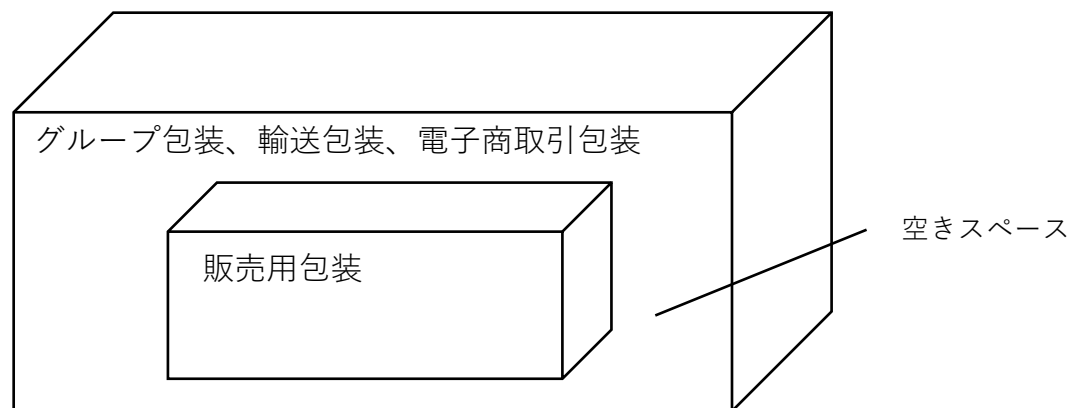
包装の最小化の評価基準

【パートA】 性能基準	パラメータ	詳細
	製品保護	製品の重大な損傷、損失、劣化または廃棄を防止する目的で、包装または充填の時点から最終使用まで製品を保護する必要がある。要件には、機械的または化学的損傷、振動、圧縮、湿度、水分損失、酸化、光、酸素、微生物感染、害虫、官能特性の劣化などに対する保護が含まれる場合があり、製品品質に関する要件を定めた特定の EU 法への参照が含まれる
	包装製造プロセス	製品の重大な損傷、損失、劣化または廃棄を防止する目的で、包装または充填の時点から最終使用まで製品を保護する必要がある。要件には、機械的または化学的損傷、振動、圧縮、湿度、水分損失、酸化、光、酸素、微生物感染、害虫、官能特性の劣化などに対する保護を含む事項が要求され、製品品質に関する要件を定めた特定の EU 法への参照が含まれる
	物流	梱包された製品の適切かつ安全な配送、輸送、取り扱い、および保管を保証する必要がある。最適なスペース利用のための寸法調整、パレット化およびパレット解除システムとの互換性、取り扱いおよび保管システム、輸送および取り扱い中の梱包システムの完全性を含む事項が要求される
	パッケージの機能性	製品の目的や、ギフト目的や季節のイベントでの販売など、製品の販売につながる特殊性を考慮して、機能性を確保する必要がある
	情報	包装製品自体、その使用、保管及び取扱いに関する必要な情報（安全に関する指示を含む）をエンドユーザーに提供できることを保証しなければならない。要求事項には、製品情報、保管、適用、使用に関する指示、バーコード、賞味期限の提供などが含まれる。
	衛生と安全性	包装製品の流通、最終使用、廃棄を通じ、使用者・消費者の安全性並びに製品の安全・衛生を確保しなければならない。安全な取り扱い設計、耐小児性、いたずら防止、盗難防止、偽造防止、危険警告、内容物の明確な識別、安全な開封装置または圧力解放閉鎖を含む事項が要求される
	法的要件	包装及び包装製品が適用法に準拠できることを保証しなければならない。
	リサイクル材含有、リサイクル可能性、再利用	再利用可能性、リサイクル可能性、及び本規則に基づきリサイクル材の含有を保証しなければならない。包装が再利用を意図している場合は、第 11 条の要件を満たさなければならない。例えば、より多くの往復又は回転を可能にするため、リサイクル含有物の包含を容易にするため、又はリサイクル可能性を高めるため（例えば、単一素材又はポストコンシューマーリサイクル含有物への移行時）、包装の重量又は容積を、他の性能要素の下で可能な場合よりも増加させなければならない場合があることを意味する。
【パートB】 評価方法・ 最小包装容積および重量の決定	技術文書に記載すべき内容	(a) 包装に最低限必要な重量及び容積の計算の詳細を含む評価結果の説明。同じ包装の製造バッチ間のばらつきを考慮に入れ、文書化 (b) 各性能基準について、包装製品、包装材及び使用者の安全性及び衛生性を含む包装の機能性を損なうことなく包装の重量又は容積をさらに削減することを妨げる設計要件を説明する記述；これらの設計要件の特定に使用した方法を記述し、包装の重量又は容積をさらに削減することを妨げる理由を説明しなければならない； (c) (a)及び(b)で実施した評価に使用した試験結果、市場調査又は研究。

参考：包装の空きスペースの上限の制限（24条）

- 2028年2月12日までに、販売用包装材を充填する事業者は、包装機能の確保に必要な最小限まで空きスペースを削減する
- 2030年1月1日または実施規則の発効から3年後のいずれか遅い日までに、グループ包装、輸送包装または電子商取引包装に充填する経済事業者は、最大空きスペース率が50%であることを確保する
- 「空きスペース」とは、グループ包装、輸送包装または電子商取引包装の総容積とそこに含まれる販売包装の容積との差を指す。紙、エアクッション、気泡緩衝材、スポンジ緩衝材、フォームクッション、木毛、ポリスチレン、発泡スチロールチップ等の充填材で満たされた空間は空きスペースとみなされる
- ただし、食品を保護するためにスペースが必要な場合には、充填時のスペース分を含むレベル（pack-fill level）で評価され、包装された食品または保護ガスの間または内部の空気は、空きスペースとはみなされない
- また、販売用包装を電子商取引用包装として使用する、または再利用システム内で再利用可能な包装を使用する経済事業者は、50%の空きスペース率の適用を免除される

⇒詳細未定：2028年2月までに空きスペース率の計算方法を確立するための実施規則が採択予定



再利用可能な包装（11条）の規定内容

- 再利用可能な包装とみなされるためには、以下の要件を満たす必要がある
 - ① 何度も再利用されることを目的として考案、設計され、市場に投入されたものであること
 - ② 通常予測可能な使用条件下で、可能な限り多くの回数の利用ができるように考案、設計されていること
 - ③ 消費者の健康、安全、衛生に関して適用される要件を満たしていること
 - ④ 包装製品の品質及び安全性を維持し、食品安全を含む安全及び衛生に関する要求事項への適合を確保しながら、空にし、再充填し、又は詰め替えができること
 - ⑤ 想定された機能を果たす能力を維持しながら再調整が可能であること
 - ⑥ 製品の安全性、適切な使用、トレーサビリティ及び保存期間を確保するための関連する指示及び情報を含む、ラベルの貼付及び製品の特性及び包装自体に関する情報の提供が可能であること
 - ⑦ 当該製品が、それを行う責任者の健康及び安全に対するリスクなしに、空にし、再充填できること
 - ⑧ リサイクル設計基準を満たし、廃棄物となったときにリサイクルできること

⇒詳細未定：2027年2月頃に、再利用におけるローテーションの最低回数の設定を定める委任規則が採択予定

参考：再利用率可能な包装に関連する規定内容（26,29条）

- 再利用率可能な包装をある加盟国で初めて利用可能にする事業者は、当該包装の回収を確実にするインセンティブを含み、包装の再利用システムが加盟国で整備されていることを確保するものとする（再利用システムについては、p.43参照）
- また、再利用率可能な包装材については、下表に示す通り目標が設定されている。ただし、以下のアルコール飲料（日本酒や焼酎、柚酒を含む）等の販売用包装については対象外
 - 腐敗しやすい飲料
 - 牛乳および乳製品、乳製品類似品*
 - ワイン、芳香ワイン
 - ワイン・芳香性ワインに類似するブドウ以外の果実・野菜から作られた飲料
 - その他の発酵飲料*
 - 蒸留酒等 *

参考：29条で設定される再利用率目標

対象	2030年1月1日以降	2040年1月1日以降
EU域内での輸送用包装材・販売用包装材 例：パレット、折りたたみ式プラスチック箱、箱、トレイ、プラスチック箱、中間バルクコンテナ、ペール缶、ドラム缶、キャニスター（輸送中にパレットに載せられた製品を安定させ保護するためのフレキシブルなフォーマット又はパレットラッピング若しくはストラップを含むあらゆるサイズ及び材質のもの）	包装材の少なくとも40%	70%
箱形式のグループ包装 （※販売用包装以外の段ボールを除く）	10%	25%
アルコール飲料および非アルコール飲料に使用される販売用包装	製品の少なくとも10%	40%

⇒詳細未定：2027年2月頃に、再利用率可能な対象となる製品のガイドラインが公表される見込み

ラベリング規制 (12条)の規定内容

- ラベル、QRコード等は、エンドユーザーが容易に理解できる1つ以上の言語で提供される
- 期限前にEU内で製造・輸入され、以下の要件に適合しない包装は、表示要件の適用から3年は市場で提供可能

【表示要件の適用スケジュール及び内容】

- 2027年2月以降：拡大生産者責任制度の対象となる包装が加盟国内で識別可能となるよう、QRコードを通じて表示
- 2028年8月12日以降：輸送用包装またはデポジット・リターン制度の対象となる包装以外に適用（EC向け包装は適用対象）
 - 材料組成に関する情報を含む統一的なラベル（ピクトグラム）
 - プラスチック包装の場合には、リサイクル含有割合の記載
 - 堆肥化可能であること、家庭での堆肥化には不適であること、自然界に廃棄すべきでないことを表記
 - デポジット・リターンシステムの対象となる場合、国家レベルのラベル表示（今後設定される統一色彩ラベルの両用可能）
 - 消費者の選別を容易にするために、包装の各個別部品の行き先に関する情報を含む QR コードまたはその他の種類の標準化されたオープンなデジタル データ キャリアを包装に配置可能
- 2029年2月12日以降
 - 包装の再利用の可能性に関する表示：使い捨て包装と明確に区別
 - QRコード・オープンデジタルデータキャリアで更なる再利用可能性に関する情報を提供

⇒詳細未定：2026年8月までに①表示要件およびフォーマットに関する統一ラベルおよび仕様を確立するための実施規則、②標準化されたオープンなデジタルマーキング技術を用いて、第包装の材料構成を識別するための方法を確立する実施規則が採択予定

また2030年1月1日までに、標準化されたオープンなデジタルマーキング技術によって懸念物質を識別するための方法を確立するための実施規則も採択予定

特定の包装の禁止 (25条) の規定内容

- 2030 年 1月1日以降、特定の包装形式の仕様をEU市場に出してはならない
- 但し規則上で制限されていない包装に対しては、加盟国が2025年1月1日以前に採択した上市制限を、2030年以降も維持可能

⇒詳細未定：禁止対象となる包装、適用除外はまだ未定。2027年頃に、ガイドラインが公表される見込み

参考：禁止される包装の例示

包装区分	例	利用が制限される包装
使い捨てプラスチックグループ包装	- 照合フィルム - シュリンク包装	- ボトル、缶、パック等で販売される商品をまとめるために販売時に使用されるプラスチック包装 - 消費者が複数の製品を購入できるように、または購入することを促すための便宜的な包装として設計されたもの。ただし、取り扱いを容易にするために必要なグループ化された包装は除く
未加工の生鮮果物・野菜の使い捨てプラスチック包装	- ネット - 袋 - トレイ - 容器	1.5kg未満の包装済み生鮮青果物用に対するプラスチック包装 - 加盟国は、水分の損失、または膨張性の損失、微生物学的危険または物理的衝撃、酸化を回避する実証された必要がある場合、または不釣り合いな経済的・管理的コストを伴うことなく、要件に該当する場合*、適用除外を設定することができる
使い捨てプラスチック包装	- トレイ - 使い捨ての皿・コップ - 袋 - 箱	- 飲食サービス部門（HORECA）の施設内で充填され、消費される食品および飲料用の使い捨てプラスチック包装 - 営業所の内外にあるすべての飲食エリア、立食エリア、および複数の経済事業者または第三者が食品および飲料の消費を目的として共同でエンドユーザーに提供する飲食エリアが含まれる - 飲料水を利用できないHORECAの事業所は免除される
飲食サービス部門の調味料、保存料、ソース、コーヒークリーマー、砂糖、調味料の使い捨てプラスチック包装	- 小袋に分けられた調味料 - トレイ - 箱	- 調味料、保存料、ソース、コーヒークリーマー、砂糖、調味料に使用される、1回分または1人前が入った、飲食サービス部門における使い捨てプラスチック包装 - 以下の場合は免除される； A) それ以上の調理を必要とせず、すぐに消費されることを意図した持ち帰り用調理済み食品とともに提供される場合； B) 病院、診療所、介護施設など、個別のケアが必要な医療施設において、安全性と衛生を確保するために包装が必要な場合
宿泊施設で活用される個別包装	- シャンプーボトル - ハンド＆ボディローションボトル - バーソープ周辺の小袋	宿泊施設で使用する化粧品、衛生用品、トイレタリー用 の使い捨て包装で、個人予約のみを目的とし、次の宿泊客が到着する前に廃棄されるもの
非常に軽量のプラスチックレジ袋	大量の食料品用に提供される非常に薄い袋	非常に軽量のプラスチック製袋（衛生上の理由で必要とされる非常に軽量のプラスチック製袋や、食品廃棄の防止に役立つ場合にバラ食品の一次包装として提供されるものを除く）

1

容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）

2. 事業者に課される要件 （2）包装の管理に関する要件

- ① 包装材の管理に課される要件の全体像
- ② 適合性評価
- ③ 拡大生産者責任
- ④ 生産者管理簿への登録
- ⑤ 再利用システムへの参加

包装材の管理に課される要件の全体像

- その他、事業者に関係する包装材の管理に課される要件については、下記に記載のとおりである

適合性評価

要件詳細：p.37

持続可能性・ラベリング要件へ対応している包装材かどうかについて、包装、包装製品の製造事業者が、EUレベルの共通仕様あるいは規格に基づき、適合性評価を実施する。

また、サプライチェーン上で、技術文書を含む包装材に関する情報をトレースする必要がある。

拡大生産者責任

要件詳細：p.40

包装材のライフサイクルでかかる環境への影響に関連する費用は、「生産者」が負担する義務を負う。

生産者管理簿への登録

要件詳細：p.42

生産者または生産者から委託された生産者責任組織は、加盟国が設置する登録簿に登録する必要がある。登録する際の申請書に記載する情報には、連絡先、納税者番号、商業登記番号等が含まれる。

再利用システムへの参加

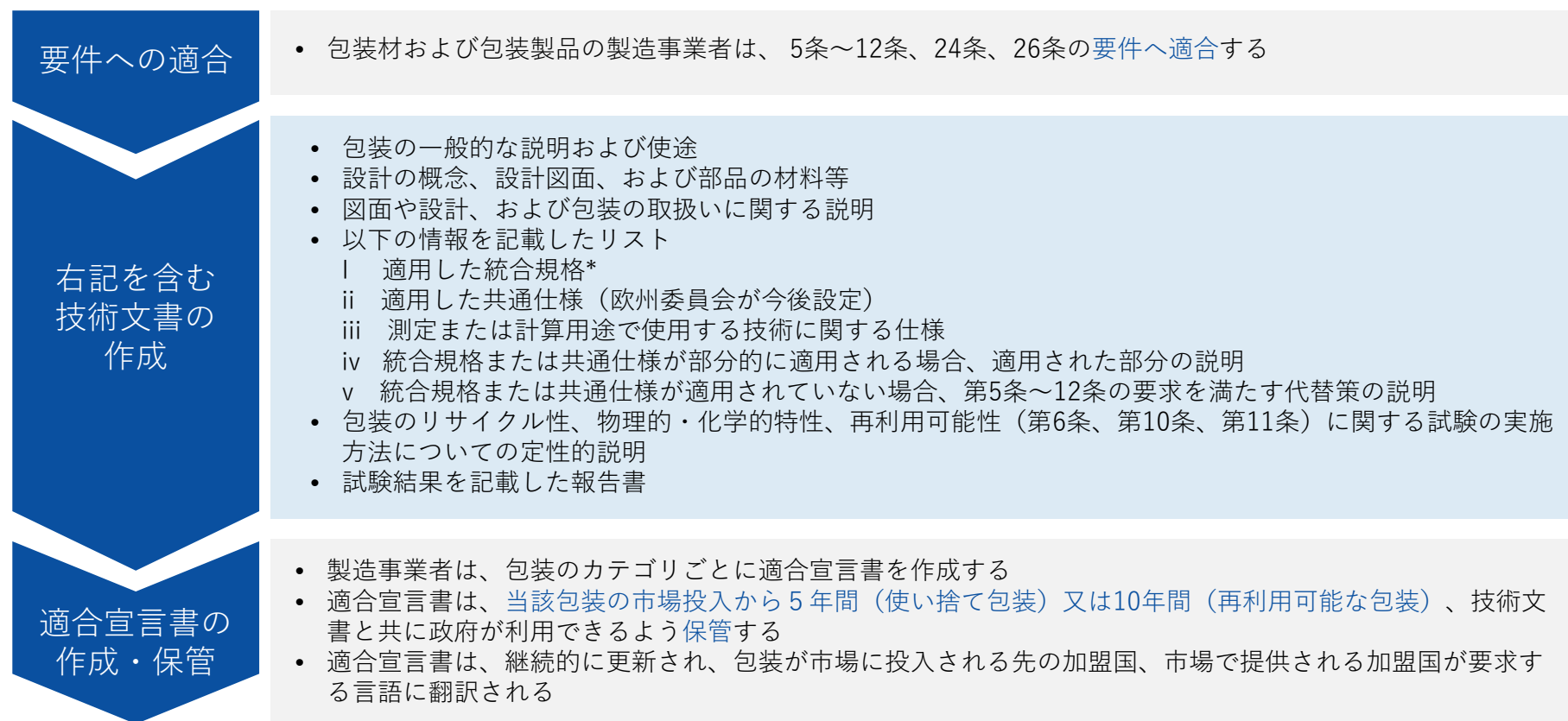
要件詳細：p.43

事業者は、再利用可能なシステムに参加する。このほか、回収や再充填など、再利用を実現するために必要となるインフラを必要に応じて設置する。

適合性評価の規定内容

- 包装材が持続可能性要件・ラベリング要件を満たしていることは、技術文書に加え、適合性が確認された旨を宣言する適合宣言書により証明される
- 要件の内容が更新された場合には、一度適合性評価を実施していたとしても、更新された要件への適合が求められる

適合性評価の流れ



（注）欧州官報に掲載された統合規格；「EN 13427:2004」「EN 13428:2004」「EN 13429:2004」「EN 13430:2004」「EN 13431:2004」「EN 13432:2000

(参考) 適合宣言書のイメージ

- 適合宣言書は、8つの項目で示される構造から構成される

1	包装を特定できる識別番号
2	製造者または認可代表者の氏名、職位、住所
3	宣言； “This declaration of conformity is issued under the sole responsibility of the manufacturer”
4	宣言の対象となる包装の説明
5	適用した統合規格の記載
6	適用した共通仕様の記載
7	通知機関が発行する証明書に関する説明（該当する場合のみ） - 通知機関の名称、住所、番号 - 通知機関が実行した措置の説明 - 発行された日付 - 必要に応じ、証明書の有効期限および条件
8	署名、宣言書の識別番号

適合性評価における対応事項

- EUでは、適合性評価が実施された製品のための市場販売（上市）が認められる
- 従って、EU市場で製品を流通させる事業者は、製造者が製品の包装の適合性評価を実施していることを確認、実施されていない場合は実施を依頼又は自らで実施することが必要である

製造事業者

…包装または包装済み製品を製造する事業者、あるいは自らの名称・商標で設計・製造した包装・包装製品を有する事業者

例：包装材製造事業者、食品製造事業者、自身のブランド名・商標で設計した商品を製造している食品製造事業者*

□ 適合性評価の実施

- 包装材供給事業者から必要情報を受け取り、持続可能性・ラベリング要件への適合性評価を実施し、技術文書・適合宣言書を作成。

□ 文書の保管

- 上市から5年間（使い捨て包装）又は10年間（再利用可能な包装）、適合宣言書と技術文書を保管。

輸入事業者

…EU市場に初めてその包装・包装製品を輸入する事業者

例：輸入卸売事業者

□ 適合性の確認

- 要件への適合性を、文書等（適合宣言書の内容、ラベルの貼付、要求文書の添付等）の情報に基づき確認。

□ 文書の保管

- 製造事業者と同じ。

□ 適合性維持のための管理

- 責任下にある間、製品の保管・輸送過程で適用要件への準拠が損なわれないよう保管。

販売事業者

…製造事業者、輸入事業者以外の包装を上市する事業者

例：卸売業者、スーパーマーケット

□ 開示情報の適切な利用

- 適用される要求事項への準拠を確認する以外の開示情報の目的外の利用の禁止。

□ 適合性維持のための管理

- 輸入事業者と同じ。

（共通実施事項）

□ 不適合判明時の是正措置構築・回収、当局への報告・協力

- 持続可能性要件・ラベリング要件について不適合の懸念がある場合、是正措置を直ちに講じ、必要に応じて包装を回収。
- 加盟国の市場監視当局に、疑われる不適合及び講じた是正措置を直ちに報告。

□ 適合性の実証に必要な情報の提供

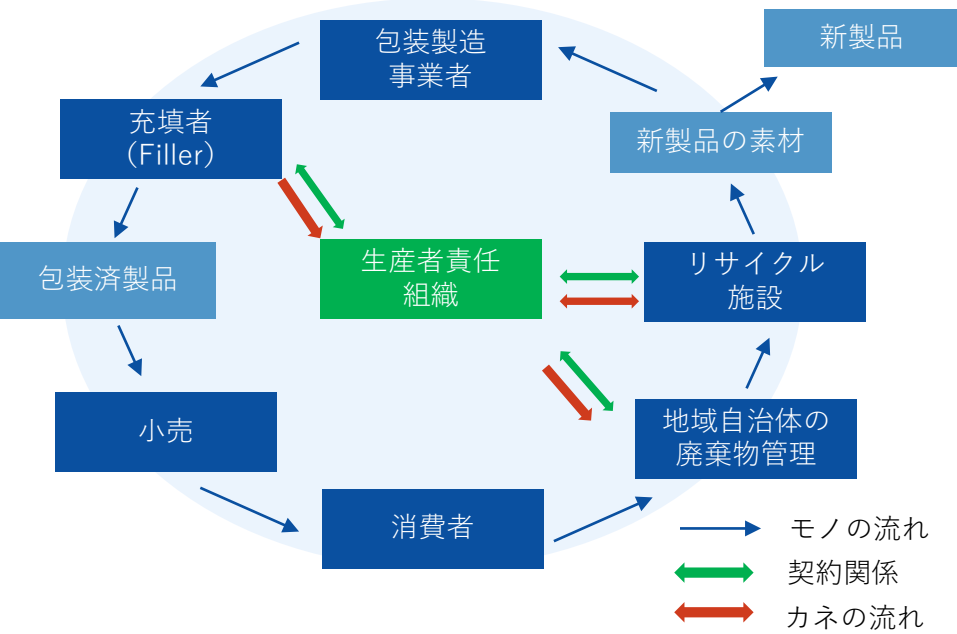
- 国家当局の要請に基づき、適合性を実証するために必要なすべての情報・文書（当該当局が容易に理解できる1つ以上の言語による技術文書を含む）を、要請から10日以内に、電子形式あるいは紙形式で提供。

（注）製造事業者が零細企業かつ包装材供給事業者が同一国に所在する場合「製造事業者」は包装を供給する事業者となる（出所） Regulation (EU) 2025/40の第3条、第15条～18条より作成

拡大生産者責任とは

- 拡大生産者責任とは、製品のライフサイクル全体を通じて、環境への影響に対して相当程度の責任を負うことである
- 「生産者」は、廃棄物の収集、輸送、分別、処理、リサイクル、廃棄物管理システムの運営、廃棄物管理に関する情報提供および教育活動、廃棄物管理に関する監視および報告にかかる費用、廃棄物容器のラベル表示費用、都市ごみの組成調査費用を負担する
- 生産者は、自身の拡大生産者責任について、生産者責任組織へ義務の履行を委託することが可能である
- 拡大生産者責任に関する費用については、各加盟国における生産者責任組織を中心に費用が決定される。事業者は該当する場合、規定された費用負担を負い、またその費用分を製品価格へ転嫁することを検討する必要がある
- 将来的には、リサイクル性能等級やリサイクル技術の持続可能性基準・リサイクル材に係る環境コストがこの費用設定に反映されることが想定されている

拡大生産者責任のスキーム



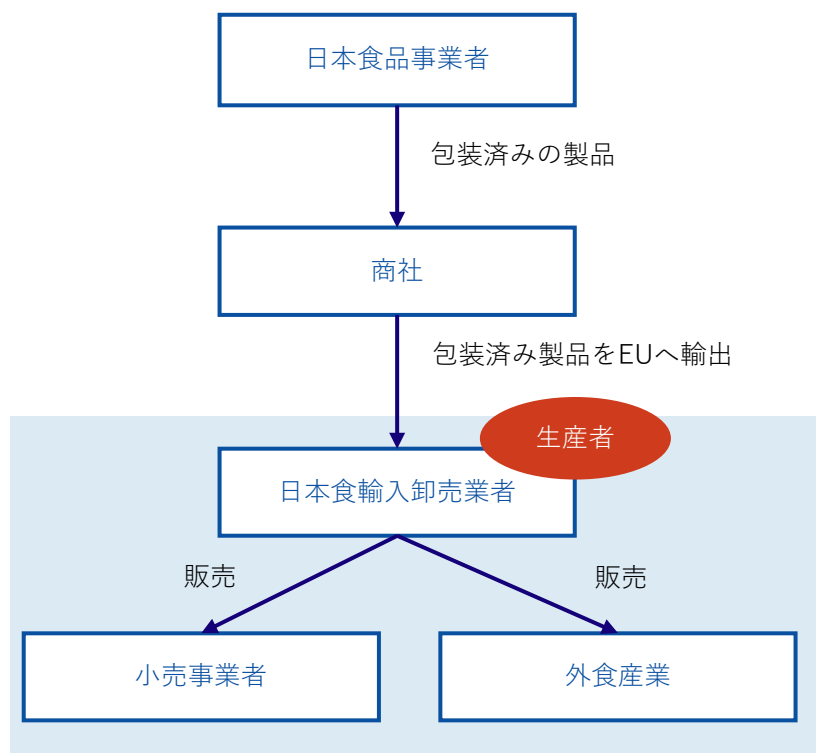
オランダにおける拡大生産者責任の費用設定の例

素材のタイプ	2025年 (€/kg)
ガラス	€ 0.100
紙・段ボール	€ 0.017
硬質プラスチック	€ 1.220
軟質プラスチック	€ 1.320
アルミニウム	€ 0.300
その他金属素材	€ 0.360
木	€ 0.015
飲料カートン	€ 0.880
再利用可能な包装 (システム料金を除く)	€ 0.015
再利用可能な飲料カップ	€ 0.28
その他の素材	€ 0.015

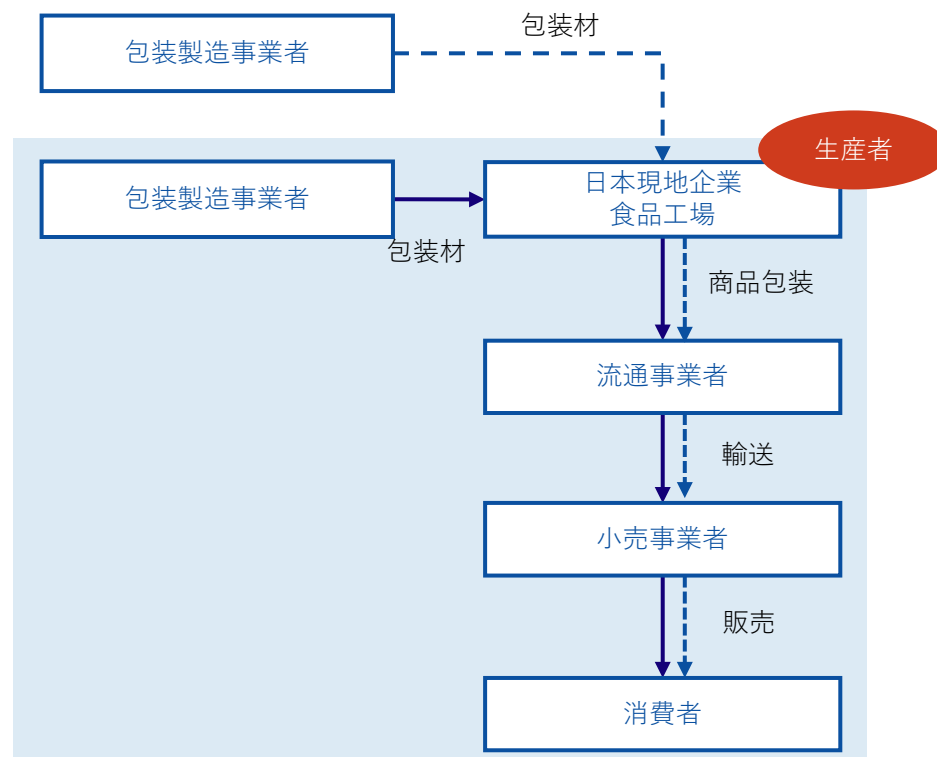
拡大生産者責任における「生産者」の定義

- 「生産者」は、製造業者、輸入業者、販売業者いずれもなりえる
- 例えば、日本の食品事業者が商社等を介してEU市場に包装済み食品を販売する場合（例①）、生産者は、当該製品を初めてEU市場に輸入する卸売業者である。この場合、日本の食品事業者は利用されている包装がEUで要求される基準を満たしていることを確認する必要がある
- また、欧州現地に拠点を有している食品事業者が、現地で包装し包装済み製品を販売する場合（例②）、「生産者」に該当する。これは、例えば日本から輸入した包装材で包装し、販売する場合も同様である

例①：EU市場へ包装済み製品を輸出する場合



例②：現地拠点で包装し、包装済み製品を販売する場合



(注) 図は作成者の考えが含まれており、妥当性・完全性を示すものではありません。個別の事例に応じて検討が必要である。

(出所) DG ENV Unit3 "Packaging and Packaging Waste Regulation"(2024年12月16日)を踏まえ、作成

生産者登録簿への登録

- 「生産者」は、包装を利用する場合、加盟国が作成した生産者登録簿に登録する必要がある。生産者管理簿は、加盟国によって、2027年8月までに作成される
- 生産者登録簿への登録の際に必要な情報は、下記の通り。書面により登録を委任することも可能である
- 生産者登録簿への登録後、毎年6月1日までに、所定の情報を管理簿を管理している当局に提出する必要がある

登録時に必要な情報

- 生産者が包装を加盟国の領域内で利用できるようにする名称、ある場合にはブランド名
- 生産者の住所、郵便番号及び地名、通り及び番号、国、電話、単一の連絡先を示すウェブアドレス及び電子メールアドレス
- 貿易登録番号または同等の公的登録番号および欧州または国の納税者番号を含む、生産者の国別識別コード
- 委任する場合：委任された代理人の氏名、郵便番号、地名、番地、国名、電話及び電子メールアドレス
- 生産者責任組織へ委任する場合：生産者責任組織の諸情報、生産者が拡大生産者責任をどのように果たしているかの宣言書

毎年の報告時に必要な情報

- 生産者の国別識別コード
- 報告期間
- 生産者が加盟国の領域内で初めて提供する、または生産者が開梱する包装について、包装カテゴリごとの重量による数量
- 加盟国の領域内で初めて利用可能になる包装、または最終使用者ではない生産者によって包装された製品が開梱される包装に関して、生産者の責任を確保するための取り決め

加盟国で初めて1暦年中に10トン未満の包装を利用可能にした場合、1暦年中に10トン未満の包装を開梱した場合に報告する事項：

- 生産者の国別識別コード
- 報告期間
- 包装の種類別の加盟国の領土内で入手可能な重量
 - ガラスプラスチック、紙・段ボール、鉄金属、アルミ、木材、その他、合計

再利用システム運営者が報告する事項：

- 加盟国で収集・分別された包装廃棄物カテゴリごとの重量
- 加盟国内でリサイクル、回収、処分されるか、またはEU内もしくは第三国に輸送される包装廃棄物のカテゴリごとの重量による数量。
- 別々に収集された容量3リットル以下の使い捨てプラスチック飲料ボトルおよび容量3リットル以下の使い捨て金属製飲料容器の重量による数量

再 利用システムへの参加

- 再 利用・再 充填な包装に関係する事業者は、再 利用システムへの参加が求められる
- その他、再 利用・再 充填に関して求められる要件は以下のとおりである

大項目	対象となる事業者	要求事項
再 利用システムに関する義務 (27条)	加盟国で、初めて再 利用可能な包装を利用できるようにする経済事業者	・ 付属書VIに示す要件を満たす再 利用システムの実施を確認
	再 利用可能な包装を使用する事業者	・ 1 つ以上の再 利用のためのシステムに参加 ・ 再 利用可能なシステムが付属書VIのPart Aを満たすことを確保 ・ 再 利用可能な包装を再度提供する前に付属書VIのPart Bに沿って再調整 ・ 第三者の任命
	クローズドループで使用する場合	・ システム事業者によって承認された1つ以上の収集ポイントに包装を返却
再 利用目標 (29、31条)	消費者に販売用包装のアルコール飲料およびノンアルコール飲料を提供する最終販売業者	・ 自社が市場で入手可能にした包装と同じ種類、形態、サイズのすべての再 利用可能な包装を無料で引き取り、サプライチェーン全体を通じて回収と返却を確保 ・ 販売面積が100m²以下の場合には、目標達成義務免除 ・ エンドユーザーは、当該包装の実際の引き渡しが行われる場所、またはその近辺で包装を返却できるよう対応 (販売面積が100m²超の場合)
	再 利用目標の達成義務を有する最終販売事業者	・ 2030年以降、再 利用目標の達成に関するデータを記載した報告書を所管当局に提出
再 充填 (28条)	販売面積が400平方mを超える最終販売業者	・ 2030年1月1日以降、販売面積の10%を食品・非食品両方の再 充填ステーションに充てるよう、<u>努める</u>
	再 充填できる製品購入の可能性を提供する事業者	・ エンドユーザーに再 充填に関する規則 (再 充填に使用できる容器の種類や衛生基準、容器の使用におけるエンドユーザーの健康・安全責任) を通知 ・ エンドユーザーが詰め替えの規則に従わない場合 (特に事業者が容器が不衛生であるか、食品や飲料の販売に適していないと判断した場合) エンドユーザーが提供する容器の詰め替えを拒否可能 ・ 再 充填ステーションの要件に準拠 (付属書VIのPart C) ・ 再 充填のためのステーションで包装及び容器が最終使用者に提供される場合、包装が付属書 VI の要件を満たさない場合、包装がデポジット・返却システムの一部として提供される場合に無料で提供しない

再利用率システムへの参加（テイクアウト部門）

- 2027年2月12日までに、ホテル、レストラン、カフェ（HORECA）等で事業を実施している場合、テイクアウト部門では以下の対応を取る必要がある
 - 持ち帰り用包装の温かい飲み物または冷たい飲み物を提供する場合、消費者が充填用の容器を持参できるシステムを提供
 - 持ち帰り用包装の調理済み食品を提供する場合、消費者が充填用の容器を持参できるシステムを提供
- 2028年2月12日までに、ホテル、レストラン、カフェ（HORECA）等で事業を実施している場合、テイクアウト部門では以下の対応を取る必要がある
 - 持ち帰り用包装の温かい飲み物や冷たい飲み物、調理済み食品を提供する最終販売業者は、再利用率システムにおいて、再利用率可能な包装の製品を入手する選択肢を与えない
- **2030年以降、最終販売事業者*は販売する製品の10%を再利用率可能な包装形式で提供するように努めるものとする**
- 最終販売業者は、消費者が持参した容器で充填された製品あるいは再利用率可能な包装に充填された製品を、使い捨て包装からなる販売単位よりも高いコストで、かつ不利でない条件で提供しなければならない
- 最終販売業者は、販売時点で、はっきりと見えて判読可能な案内板または標識を通じて、上記の選択肢で製品を入手できる可能性について消費者に通知するものとする

1

容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）

3. 加盟国に課される要件

1

容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）

3. 加盟国に課される要件 （1）目標

- ① プラスチック製買い物袋の削減目標と措置の構築
- ② 包装廃棄物の防止に関する目標と措置の構築
- ③ 素材別リサイクル率・回収目標

① プラスチック製買い物袋の削減目標と措置の構築

- 加盟国は、自国におけるプラスチック製買い物袋の消費の持続的削減を達成するための措置を講じる
- 加盟国は、2025年12月31日までにプラスチック製買い物袋の削減のための水準を達成する必要がある。この基準は、「年間1人当たり消費量が40枚以下」である
- この際に、加盟国が講じる措置には、あらゆる種類のプラスチック製買い物袋に対して、経済的手段や国家削減目標などの措置を講じることができる。但し、以下の条件付きである
 - 製造、リサイクル、廃棄される際の環境への影響、堆肥化可能性、耐久性、使用目的を考慮しなければならない
 - 販売制限を含むことができるが、釣り合いが取れており、差別のないものであることが条件となる
- なお、加盟国は、衛生上の目的で必要とされる、またバラ売り食品の販売用包装として提供される非常に軽量のプラスチック製買い物袋は義務から除外することができる
- 2032年2月12日までに、プラスチック製買い物袋よりも環境に有害な影響を及ぼす可能性のある包装材料に関する報告書を作成し、適切な場合には、削減目標とその目標を達成するための措置を定めた立法提案が提出される

② 包装廃棄物の防止に関する目標と措置の構築

- 加盟国は、1人当たりの包装廃棄物の発生量を削減するための目標を達成する必要がある。なお、加盟国は、この目標を上回る包装廃棄物防止措置を導入することができる（下表参照）
- 加盟国は、EUの廃棄物政策の全体目標に沿い、包装廃棄物の発生を防止し、包装の環境への影響を最小限に抑えるための措置を講じる
- 特にプラスチック包装廃棄物の発生量を減らすよう努める。また、レストラン、食堂、バー、カフェ、ケータリングサービスに対し、利用可能な場合には、顧客に水道水を無料あるいは低額のサービス料で、再利用可能または再充填可能な形式で提供することが奨励されている
- これらの措置は、釣り合いが取れており、差別のないもので、貿易障壁や競争の歪みを回避するように設計される必要がある。また、現在使用されている包装より軽量の包装への移行につながってはならないとしている。具体的な措置の例として、以下のとおり
 - 廃棄物処理のヒエラルキーの適用に対するインセンティブを提供する経済的手段およびその他の措置（廃棄物枠組み指令で示されている廃棄物防止措置の例）
 - 拡大生産者責任を通じて提供されるインセンティブ
 - 生産者または生産者責任組織に対する廃棄物防止計画の採用義務を含むその他の適切な手段および措置の使用 等

加盟国が目指すべき1人当たりの包装廃棄物量目標

達成目標	2030年	2035年	2045年
1人当たりの包装廃棄物量の削減率（2018年対比）	5%	10%	15%

③ 素材別リサイクル率・回収目標

- 加盟国は、素材別のリサイクル目標を達成するために必要な措置を講じる。なお、加盟国はさらに上回った目標の設定が可能である
- なお、この目標は、従来の包装・包装廃棄物指令（PPWD）で要求されていた水準から変化なし
- また、この目標に関連して、加盟国は、2029年1月1日までに、義務的な収集目標を設定する必要がある

加盟国が目指すべき素材別リサイクル率

各素材	2025年12月31日	2030年12月31日
すべての廃棄物におけるリサイクル比率	65%	70%
プラスチックの最低リサイクル比率（重量ベース）	50%	55%
木材の最低リサイクル比率（重量ベース）	25%	30%
鉄合金の最低リサイクル比率（重量ベース）	70%	80%
アルミニウムの最低リサイクル比率（重量ベース）	50%	60%
ガラスの最低リサイクル比率（重量ベース）	70%	75%
紙及び段ボールの最低リサイクル比率（重量ベース）	75%	85%

1

容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）

3. 加盟国に課される要件 （2） 主要な要件

- ① 返却・収集システム
- ② デポジット・リターンシステムの構築
- ③ 再利用・再充填
- ④ 罰則

① 返却・収集システム

- 加盟国は、最終使用者から、すべての包装廃棄物の返却および分別収集を提供するシステムおよびインフラを確立する
 - リサイクル性能基準に適合する包装は、リサイクルのために収集されるものとする。この包装の焼却および埋め立ては、リサイクルが実行不可能であるか、別途収集された包装廃棄物の処理から生じる廃棄物が、最良の環境結果をもたらさない場合を除き、禁止される
 - リサイクル適性を有する包装が有さないものと一緒に収集される場合、廃棄またはエネルギー回収の前段で分別されるよう確保できる
- 質の高いリサイクルを促進するため、包括的な収集・分別のためのシステムとインフラを整備し、リサイクルを促進し、プラスチック原料がリサイクルに利用できるようにしなければならない。リサイクル材料の独自の品質が保存または回復され、量、品質、機能の損失を最小限に抑えながら、同じ方法で同様の用途にリサイクルして使用するために、リサイクル材料への優先的なアクセスを提供することができる
- 加盟国は、特定の廃棄物について、返却・分別・収集の義務を免除することができる

② デポジット・リターン・システムの構築

- 2029年1月1日までに、加盟国は、年間重量の90%を分別収集するために必要なデポジット・リターンシステムを整備する。また、デポジット・リターン・システムが構築され、販売時にデポジットが徴収されることを確保するために必要な措置を講じる
- デポジット・リターンシステムの対象となる容器は、
 - 3リットル以下の使い捨てプラスチック飲料ボトル
 - 3リットル以下の使い捨て金属性飲料容器である
- また、使い捨てのガラス製飲料ボトルおよび飲料カートンについて、デポジット・リターン・システムの構築・維持に努める。技術的および経済的に実行可能な場合、使い捨て包装、特に使い捨てのガラス製飲料ボトルのためのデポジット・リターン・システムが、再利用可能な包装にも同様に利用可能であることを確保するよう努める
- 加盟国がこのシステムの適用を除外することができるのは、以下の場合である
 - ワイン、度数80%以下のアルコール飲料（CN2208）、牛乳および乳製品
 - HORECA部門でデポジット付きの包装が施設内で開封され、敷地内で消費され、空容器が返却された場合はデポジット料金の免除が可能
 - 0.1リットル未満の使い捨てプラスチック飲料ボトル・使い捨て金属製飲料容器（技術的に不可能な場合）
 - 2026年に加盟国内で初めて利用可能となる当該包装の重量の80%以上を分別収集しており、2028年までに免除を申請し、条件である分別収集率90%の達成を確実にする具体的な措置とそのタイムラインを含む戦略を示す実施計画を提出した場合

③ 再利用・再充填

- 加盟国は、返却への十分なインセンティブを備えた包装の再利用システムの確立を奨励する措置を講じるものとする。また、環境に配慮した方法での再充填システムの確立を奨励する措置を講じるものとする。これらのシステムは、食品衛生または消費者の安全を損なうものではないものとする
- 具体的な措置の例としては、以下のとおりである
 - 再利用可能な包装等に関するデポジット・リターンシステムの使用
 - 最終販売業者に使い捨て包装の使用料を課し、販売時点で消費者に包装のコストを知らせる義務を課す等の経済的インセンティブの活用
 - 製造業者または最終販売業者には、再利用目標の対象となる製品以外の製品の一定割合を、再利用システム内で再利用・再充填して提供することが義務付けられる。その際には、域内市場の歪みや他の加盟国からの製品に対する貿易障壁につながらないことが条件となる
- 加盟国は、拡大生産者責任及びデポジット・リターンシステムが、廃棄物削減及び防止活動の資金に最低限の予算を割り当てることを確保するものとする

④ 罰則

- 加盟国は、2027年2月12日までに、本規則の違反に適用される罰則に関する規則を定める
- また、その実施を確保するために必要なあらゆる措置を講じるものとする。規定される罰則は、効果的で、釣り合いが取れており、抑止力のあるものとする

1

容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）

4. EU関係者・加盟国等の対応

EU関係者の反応①

- 2025年の2月に採択されるまでのPPWRの議論過程におけるEUの関係者の反応は、様々であった。趣旨に賛同する団体も多い一方で、規則によってもたらされる懸念事項に対する指摘もプレスリリースで各種散見された
- 以下に、農業・食品関連事業者による指摘の一例を抜粋する



Copa-Cogeca
(農業者団体)

- 他の経済分野では段階的な目標が設定されている一方で、**生鮮果実と野菜に関しては、プラスチック包装と堆肥化不可能なラベルの使用の大幅な禁止が求められており、不当**である
- すでに国内法を制定している加盟国では、採択された後も、規則より厳しい国内法の維持が認められる。加えて禁止される包装の適用除外となる製品を決定する際には、各国が独自の例外を定義することが規定されている。つまり、**同じ果物や野菜製品に対して、EU域内で各国ごとのルールが共存するは、EU単一市場の統合的なアプローチに矛盾**するものである

“Copa and Cogeca ask negotiators on Packaging to find a workable agreement for the fruit and vegetables sector” (2024/4/22)



Food Drink Europe
(食品業界団体)

- PPWRを通じて**包装材をリサイクル可能にするための業界の取組を歓迎**したい。産業界が専門知識を提供し、リサイクルのための設計ガイドラインの開発において協議を進めるべきである
- 再利用は、消費者に受け入れられ、衛生・安全基準に裏打ちされ、費用対効果の実証され、環境にとって明らかに有益である場合に検討することが望ましい。**再利用は、質の高いリサイクルを補完するものと考え**るべきである
- リサイクル材の入手可能性とコスト、利用可能なインフラと技術の質を考慮した目標が設定される必要があり、政府の投資を含め、**リサイクル包装に対する投資を確実にするため、より多くのインセンティブを提供**すべきである
- リサイクル材の活用にあたり、新たなリサイクル技術（ケミカルリサイクル）を正式に認めることを期待**する

“Food Drink Europe’s suggestions to the new Packaging & Packaging Waste Regulation” (2023/3/5)



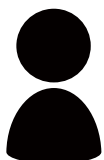
CEFLEX
(軟包材イニシアチブ)

- EU市場で流通する一次食品包装の約半分は軟包材が活用されている。しかし、重量ベースで食品に使用される全包装材の17%に過ぎない。資源の効率利用は、環境面と経済面で利点があり、食品の品質と安全性を維持し、包装材よりも高い温室効果ガス排出量につながる食品廃棄物を防ぐことによりつながる。**軟包材は市場で使われ続けるとともに、リサイクルされる必要がある**
- 域内市場の法的基盤として、**既存の指令を「規則」として置き換える提案を歓迎**する
- すでにリサイクル可能な用途やリサイクルされている用途での包装材の使用は、制限なく引き続き許可されるべきである。また、**包装業界のコンセンサスによって支持されている既存のリサイクル設計ガイドラインを考慮し、設計基準は、検討されるべき**である。
- リサイクル性能等級は、設計がリサイクルにどの程度適合しているかの結果を反映すべき**である。性能等級は、**全ての種類の包装が等級Aを達成できる可能性を確保**すべきである
- リサイクル材の含有割合の目標は、包装製品の製造者が市場に流通させるプラスチック包装の平均値として設定すべきであり、それを可能にする条件と明確な期限付きのセーフティネット条項を付随させる必要がある。

“UPDATED Position on the proposed EU Packaging & Packaging Waste Regulation” (2023年7月)

EU関係者の反応②

- なお、本事業では2024年12月にPPWRが可決される前後で、現地調査を実施した。その際に、得られた反応を下記に示す



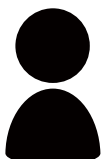
専門家の声

- ・ 1994年以降リユース・リサイクルの促進を目指してきたが、うまくいっていない。国内法のレベルに差が生じ、思ったように適用されておらず、域内で包装廃棄物が増加している。
- ・ 拡大生産者責任が均一化されることは、サポートになる。定義・意味が国ごとに異なり、これまで大きな負担であった。EUレベルでの定義がなされることで、調和化され、透明性が高まる。
- ・ EUでもPE・PPはバージン材が良く活用されている。原料確保等が課題であろう。



包装関連団体の声

- ・ PPWRにより、リサイクル材を食品接触包材に適用する方法を尋ねられるようになり、プラスチックに対するイメージが変わることを期待したい。
- ・ リサイクルされていない包装材については、今企業があらゆる可能性を模索して、リサイクル適性を有する包装を目指している。リサイクル適性の試験評価の件数も年々増加しており、企業の関心が高いことを示している。
- ・ 一方で、機械の入れ替え等のインフラに対する投資については、動向を静観している企業が大半である。今後決定される下位規則で何が決定されるか、除外規定に含まれるか、気にする企業が多い。



食品関連団体の声

- ・ 農業・食品部門でPPWRに関連する包装は、生産で使用する包装（農業資材等）に加え、食品包装、果物・野菜、ワイン、蒸留酒、乳製品、園芸用包装（花鉢・植木等）に至るまで、あらゆる包装が対象。影響は無視できない。
- ・ EU大手の事業者は既にPPWRを受けた対応の変化を検討している。食品製造者は独自に開発を進めており、加盟国とも協力し、リサイクル設計への適合を検討している。他のセクターや加盟国と共同し、公的資金を使って開発、多くの人を巻き込むように一緒になって開発するプログラムが動いている。要件が多いため、既にPPWR遵守のための部署を設けている企業もいる。
- ・ 委任規則・実施規則の採択が欧州委員会からオンタイムで出てくるか悩ましいが、仮に遅れた場合には、要件の適用は下位規則の採択と連動して調整されるべきだと働きかけている。
- ・ EU域内の食品についてはGI表示制度の対象となる製品について除外規定が設定されることもあり、実際の懸念は当初想定していたほど、大きくなかった
- ・ 軟包材や多層フィルムを扱うチーズや乳製品、肉類や加工食品で、リサイクル適性を有する設計への適合に向けて懸念が挙げられている。加工食品では、鮮度を保ち、保存期間を延ばすために、真空パックやプラスチックフィルムが必要とされている。リサイクルが難しい場合、再設計に伴う費用が負担となることが予測される

加盟国の国内法の改正状況

- 加盟国の国内法の状況について、ドイツ、フランス、オランダの3か国を例に、国内法の改正等の検討状況を記載した
- 下表青字で記載している内容は、前身となるPPWDにおいて、PPWRと同等あるいはより厳しいレベルの規制が、PPWR採択に先駆けて導入された措置である。赤字は独自措置である

国	関連法	容器包装関連の国内法整備状況
フランス	AGEC法 (LOI n° 2020-105)	- フランスでは、2020年2月に採択された気候・レジリエンス法を中心に、法律が整備されている。同法の下で、使い捨てプラスチックや、リサイクル含有割合に関する政令が整備 (decret n 2022-549、decret 2022-507) 2023～2027年の期間に、年間に上市される包装材に占める再利用包装の比率を10%に増加する目標や、2025年までに使い捨てプラスチック容器を20%削減し、削減目標の少なくとも50%を再使用により達成し、100%リサイクル可能にするという目標に従った政策検討が進んでいる 2022年1月以降、小売店での1.5キログラム未満の未加工の野菜や果物のプラスチック包装は禁止されている。プラスチック包装による野菜や果物の販売を例外的に認める「ばら売りでは傷む恐れのある野菜や果物」の品目リストは2023年6月に公表されている 2023年1月1日から、包装や印刷に活用される鉱物油についての強化された規制が施行 2024年9月には、リサイクルできないポリスチレン包装を禁止する措置が、2025年から2030年に延期されることが発表。PPWRと足並みをあわせるために、この禁止措置の適用対象は、リサイクル性能等級A、B、Cに該当しない包装として規定。
オランダ	Besluit Beheer Verpakkingen	- オランダでは、2014年に成立した包装材に関する法律パッケージを軸とし、法律が整備されている 2023年7月1日の改正により、飲料カートン（紙および/または段ボールが主な構成要素である飲み物用カップを除く、液体食品の包装に適した包装）に対するリサイクル目標を引き上げ 2025年からPETボトルについては、使用済みリサイクル原材料を最低 25%使用する義務が設定。2030年には30% 2023 年4月1日以降、オランダ市場で販売される3 リットル以下の金属製飲料容器には、デポジット義務が適用。ガラス飲料容器については、デポジット義務なし
ドイツ	Verpackungsgesetz	- ドイツでは、長らく容器包装についてはVerpackungsgesetzで規定されている 2021年に改正が行われ、同年7月より段階的に施行 2022年1月から、使い捨て飲料容器に対するデポジット・リターン制度（Pfand制度）の対象が拡大。ジュースやネクター、スパークリングワイン、プラスチック製の使い捨て飲料ボトルや飲料缶に入ったアルコール混合飲料、等。2024年からは、牛乳、乳飲料、その他の乳製品も対象 2023年からは、テイクアウト部門での再利用包装の提供も開始 - 連邦環境・自然保護・原子力安全・消費者保護省(BMU)は、2023年6月に、PPWRの成立を見据えた改正案を提案した。自由民主党（FDP）などの反対により同改正案は否決され、全てのステークホルダーが妥結できる方向に向けて検討が行われている。

1

容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）

5. 参考資料

第1章： 一般規定	第1条	主題
	第2条	スコープ
	第3条	定義
	第4条	自由な移動
第2章： 持続可能性 要件	第5条	包装に用いられる物質の要件
	第6条	リサイクル可能な包装
	第7条	プラスチック包装における最低限のリサイクル材
	第8条	プラスチック包装におけるバイオベース原料
	第9条	堆肥化可能な包装
	第10条	包装の最小化
	第11条	再利用可能な包装
第3章： ラベリング、 マーキング、 情報要件	第12条	包装におけるラベリング
	第13条	包装廃棄物回収用の廃棄物容器のラベリング
	第14条	主張
第4章： 第6章及び 第8章で記 載されてい る義務以外 の、経済事 業者に課さ れる義務	第15条	製造者の義務
	第16条	包装及び包装材の供給者の情報に関する義務
	第17条	認定代理人の義務
	第18条	輸入業者の義務
	第19条	流通業者の義務
	第20条	フルフィルメントサービス提供者の義務

(続き)	第21条	輸入・販売業者へ適用される製造業者の義務
	第22条	経済事業者の特定
	第23条	容器包装管理事業者の情報に関する義務
第5章： 第8章で 記載されて いる義務以 外の、経済 事業者に課 される義務	第24条	過剰な包装に関する義務
	第25条	特定の包装フォーマットの利用の制限
	第26条	再利用可能な包装に関する義務
	第27条	再利用のためのシステムに関する義務
	第28条	再充填に関する義務
	第29条	再利用の目標
	第30条	再利用目標の達成度の計算に関する規則
	第31条	再利用目標に関する管轄当局への報告
	第32条	テイクアウトセクターにおける再充填義務
	第33条	テイクアウトセクターにおける再利用の提案義務
第6章： プラスチッ ク製買物袋	第34条	プラスチック製買い物袋
	第35条	試験、測定、計算方法
第7章： 包装の適合 性	第36条	適合性の推定
	第37条	共通の仕様
	第38条	適合性評価の手続き
	第39条	適合性に関するEUの宣言

§ 1：一般規定

- 第40条 管轄当局
- 第41条 早期の警告報告
- 第42条 廃棄物管理計画と廃棄防止プログラム

§ 2：廃棄の防止

- 第43条 包装廃棄物の防止

§ 3：生産者登録と拡大生産者責任

- 第44条 生産者登録
- 第45条 拡大生産者責任
- 第46条 生産者責任組織
- 第47条 拡大生産者責任の充足の認定

§ 4：返却、回収、デポジット返還システム

- 第48条 返却・回収制度
- 第49条 回収義務
- 第50条 デポジット返還システム

§ 5：再利用及び再充填

- 第51条 再利用及び再充填

§ 6：リサイクル目標及びリサイクルの促進

- 第52条 リサイクル目標及びリサイクルの促進
- 第53条 リサイクル目標の達成度の計算に係る規則
- 第54条 再利用を含むリサイクル目標の達成度の計算に係る規則

§ 7：情報及び報告

第8章続き

- 第55条 包装廃棄物の防止と管理に関する情報
- 第56条 欧州委員会への報告
- 第57条 包装に関するデータベース

第9章：
セーフガー
ド手続き

- 第58条 リスクを伴う包装に対する国レベルでの対応手順
- 第59条 EUにおけるセーフガード手続き
- 第60条 リスクとなる包装
- 第61条 EU市場に入る包装に対するコントロール
- 第62条 形式的な違反

第10章：
グリーン公
共調達

- 第63条 グリーン公共調達

第11章：
委任権限及
び委員会の
手続き

- 第64条 委任の行使
- 第65条 委員会の手続き

第12章：
修正

- 第66条 EU規則2019/1020の修正
- 第67条 EU指令2019/904の修正

第13章：
最終規定

- 第68条 罰則
- 第69条 評価
- 第70条 廃止及び移行規程
- 第71条 発効日と適用

2

EU共通農業政策(CAP)及び各国における食品規制及び環境政策

小目次

2 EU共通農業政策(CAP)及び各国における食品規制及び環境政策 p.62**2-1. 各国におけるCAP戦略計画まとめ** p.64

- (1) 調査の実施方針
- (2) CAP戦略計画の予算・施策の比較
 - 第1の柱・第2の柱の予算規模
 - 第1の柱・第2の柱の各施策への予算配分
 - 第1の柱・第2の柱の各施策が貢献する目標の比較

2-2. 各国におけるCAP戦略計画の内容 p.78**(1) ドイツ** p.79

- ① ドイツの農業
- ② ドイツにおけるCAP戦略計画の予算規模・施策
- ③ ドイツにおけるCAP戦略計画の履行体制
- ④ ドイツにおけるCAP戦略計画の履行状況

(3) オランダ p.128

- ① オランダの農業
- ② オランダにおけるCAP戦略計画の予算規模・施策
- ③ オランダにおけるCAP戦略計画の履行体制
- ④ オランダにおけるCAP戦略計画の履行状況

(2) フランス p.106

- ① フランスの農業
- ② フランスにおけるCAP戦略計画の予算規模・施策
- ③ フランスにおけるCAP戦略計画の履行体制
- ④ フランスにおけるCAP戦略計画の履行状況

(4) イタリア p.143

- ① イタリアの農業
- ② イタリアにおけるCAP戦略計画の予算規模・施策
- ③ イタリアにおけるCAP戦略計画の履行体制
- ④ イタリアにおけるCAP戦略計画の履行状況

2-3. 将来に向けたCAP関連の議論 p.166

- (1) 現行CAPの改訂に関する動向
- (2) 将来のEU農業に関する議論動向

2

EU共通農業政策(CAP)及び各国における食品規制及び環境政策

1. 各国におけるCAP戦略計画まとめ

- (1) 調査方針
- (2) CAP戦略計画の予算・施策の比較

調査対象国の選定

- CAP戦略計画の調査対象国として、ドイツ・フランス・オランダ・イタリアを選定した
- ドイツ・フランスはEUにおける農業大国であり、CAP予算分配額も多い国である
- オランダは、低地が国土の大半を占めており、海拔0m以下の土地が1/4を占める。オランダの農業は、地の利を生かしたEU域内の中継点としての活発な加工貿易や、限られた農地において収量向上を目指す精密農業等に強みを有する
- 一方、地中海性気候の土地であるイタリアは、フランス、ドイツ、スペインに次いで農業大国である。国土の南北で気候が異なっており、北部では西欧式農業に近いが、南部はオリーブや硬質小麦を中心とした地中海式農業が実施されている

本事業における調査対象国

調査対象国の農業の特徴

国	農業の特徴
ドイツ 	● 主要産業は、自動車、機会、化学・製薬などの製造業であるものの、EU第3位の農業国（GDP比）の農業国でもあり、CAPの予算分配額はフランスに次ぐ第2位。西岸海洋性気候に属し、北部～中央部には温暖湿潤な地域が広がっており、小麦・ライ麦・大麦など多様な麦類やばれいしょ、てん菜（ビート）などを栽培し、それらを飼料として乳牛や豚を飼育する混合農業が活発である
フランス 	● フランス農業の特徴は、複雑な気候や地形に応じて穀物・酪農・畜産・地中海式農業などの多様な農畜産物の生産と高い品質の保証が行われている点にある。EU最大の農業大国であり、穀物・牛乳・牛肉・豚肉・鶏肉・チーズ・ブドウ・ワインなどの世界最高規模の生産量を誇り、輸出も盛んである
オランダ 	● オランダ農業の強みは、農地の大規模化・集約化と最新ICTや環境制御技術などを導入したスマート農業の実践による効率性にある。特に、施設園芸と食品加工業が国際的な競争力を有しており、関連製品の輸出拡大に影響している
イタリア 	● イタリアは冬には雨が多く夏は乾燥する地中海性気候。気候条件を活かした地中海式農業が発達しており、冬は小麦、夏にはオリーブやぶどう、柑橘類などの果樹栽培が行われている



調査のアプローチ

- 2019年12月に発足した第1期フォン・デア・ライエン政権では、欧州グリーンディール政策が優先政策の1つ目に掲げられるなど、気候変動などの環境課題に向けた施策を数多く実施されてきている
- 現行CAPもこの流れを汲むものであり、欧州委員会による各国のCAP戦略計画の評価の際にも、環境及び気候関連法令や2030年目標への貢献と整合性が評価点の一つとして掲げられている。第2の柱と呼ばれる農村振興施策においても農村振興政策予算の原則35%を環境・気候対策に配分することを要求するなど、「環境・気候変動関連の取組」への支援を強化している点で特徴的である
- 上記より、本調査においては、4つの調査対象国における農村振興施策のうち、「環境気候管理誓約」を中心に調査を実施した
- 但し、イタリアに関しては、農村振興施策において、環境気候管理誓約と同レベルに「投資」への予算配分比率が高く、これは他の調査対象国と比較しても突出して規模が大きい。地中海性気候であるイタリアにおいては、気候変動の影響による干ばつ被害を受けやすく、灌漑施設等のインフラ設備が重要である。このため、イタリアについては例外的に「投資」の調査とした
- 施策をより詳細に分析するため、以下のとおり、各国1地域を選定の上、調査を実施した

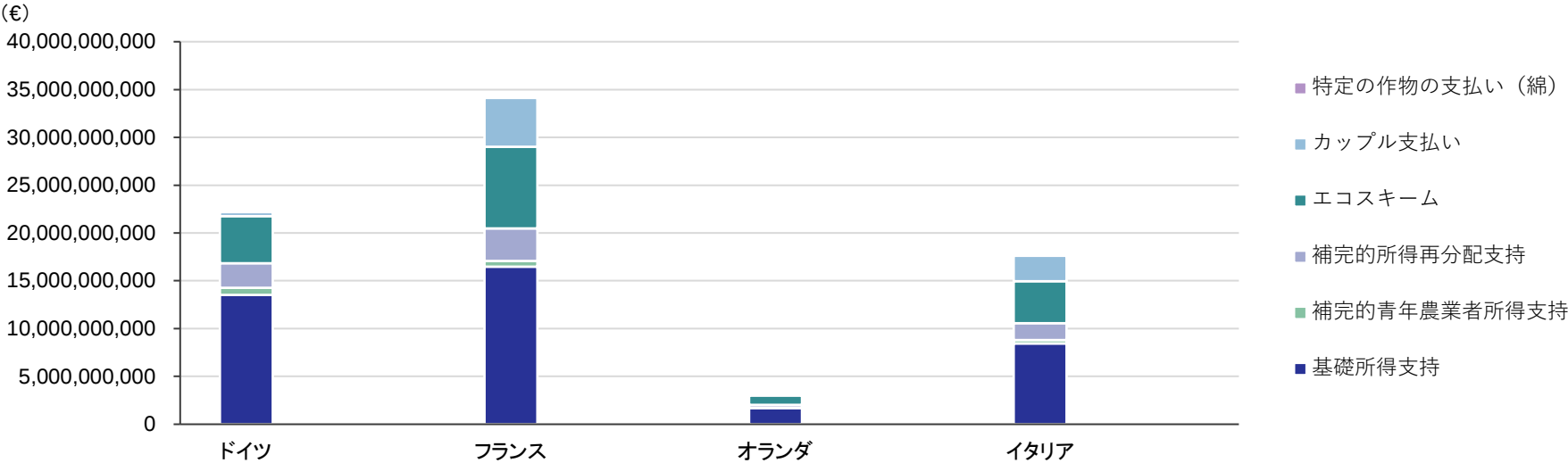
農村振興施策の調査にあたって選定した州・施策

調査項目	ドイツ	フランス	オランダ	イタリア
対象州の選定	ノルトラインヴェストファーレン州 	ノルマンディー県 	ユトレヒト州 	プーリア州 
農村振興施策（第2の柱）のうち、調査対象とした施策	環境気候管理誓約	環境気候管理誓約	環境気候管理誓約	投資

第1の柱・第2の柱の各施策への予算配分

第1の柱の予算配分（直接支払い）

- 2023～2029年の各国における直接支払いの予算配分総額を比較すると、フランスが最も多く341億€。次いでドイツ、イタリア、オランダの順である。



2023～2029年における直接支払い予算総額の内訳（単位：€）

施策名	ドイツ		フランス		オランダ		イタリア	
基礎所得支持	13,517,916,727	61%	16,470,722,017	48%	1,692,610,123	57%	8,451,602,213	48%
補完的青年農業者所得支持	737,354,320	3%	590,858,325	2%	23,007,600	1%	352,150,091	2%
補完的所得再分配支持	2,574,841,281	12%	3,412,316,069	10%	298,059,068	10%	1,760,750,461	10%
エコスキーム	4,935,112,456	22%	8,530,790,171	25%	963,897,707	32%	4,401,876,153	25%
カップル支払い	429,140,210	2%	5,118,474,103	15%	0	0%	2,641,125,689	15%
特定の作物のへ支払い（綿）	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
合計	22,194,364,994	100%	34,123,160,685	100%	2,977,574,499	100%	17,607,504,607	100%

第1の柱・第2の柱の各施策への予算配分

第1の柱の予算配分（セクター支払い）

- 2023～2029年の各国におけるセクター支払いの予算配分総額を比較すると、イタリアが最も多く約16億€を割り当てている
- オランダは養蜂のみに対してセクター支払いを実施しているが、ドイツ・フランス・イタリアは、養蜂に加え、ワインに対しても支援を実施している
- セクター支払いの支援額は、イタリアが最も高く16億€程度を割り当てており、これはフランスの約1.6倍規模の予算である

2023～2029年におけるセクター支払い予算額（養蜂）の内訳（単位：€）

施策名 ※（）記載はEUが設定する施策コード		ドイツ		フランス		オランダ		イタリア	
セクター支払い（養蜂）	（ACTLAB）養蜂生産物分析のためのラボ支援活動（蜂の損失または生産性の低下、およびハチに有毒な可能性のある物質）	1,745,623	2%	400,000	0%	0	0%	0	0%
	（ACTQUAL）製品の品質向上のための活動	0	0%	536,240	0%	0	0%	0	0%
	（ADVIBEEES）助言サービス、技術支援研修、情報提供、ベストプラクティスの交換	5,694,547	6%	28,436,256	3%	1,350,860	50%	20,107,350	1%
	（COOPAPI）養蜂・養蜂製品分野における研究プログラム実施のための専門機関との協力	6,451,321	7%	3,000,000	0%	1,350,860	50%	8,378,062	1%
	（INVAPI）有形・無形の資産への投資およびその他の活動	5,913,659	6%	17,740,000	2%	0	0%	46,917,141	3%
	（PRESBEEHIVES）ミツバチの繁殖を含む、組合内の既存の養蜂箱数の維持・増加のための活動	1,910,750	2%	0	0%	0	0%	0	0%
	（PROMOBEES）特に養蜂製品の品質に関する消費者の意識を高めることを目的とした市場監視活動や活動を含む、プロモーション、コミュニケーション、マーケティング	0	0%	240,000	0%	0	0%	8,378,046	1%
セクター支払い（養蜂）小計		21,715,899	23%	50,352,496	5%	2,701,720	100%	83,780,599	6%

第1の柱・第2の柱の各施策への予算配分

第1の柱の予算配分（セクター支払い）

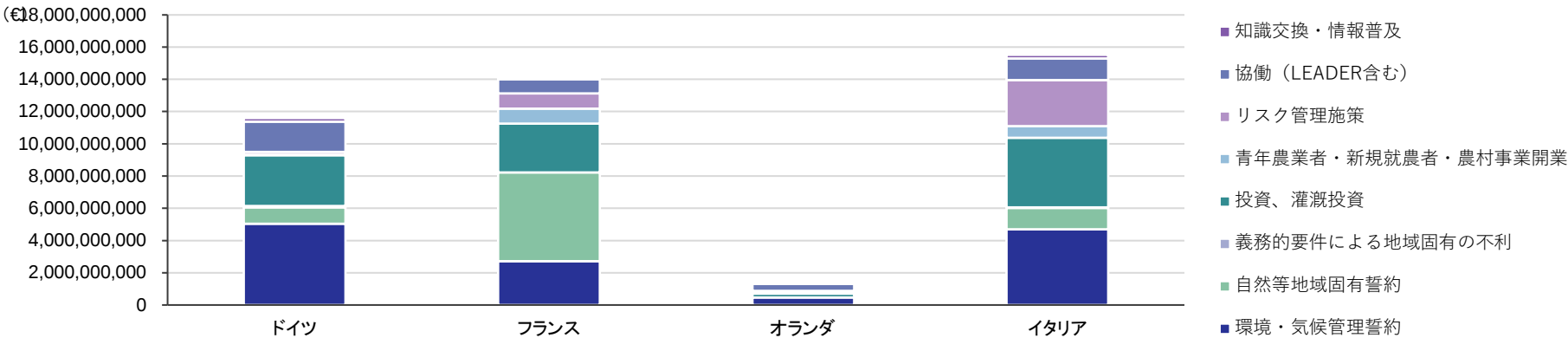
セクター支払い（ワイン）の内訳（単位：€）

施策名 ※（）記載はEUが設定する施策コード		ドイツ		フランス		オランダ		イタリア	
セクター支払い（ワイン）	（ACTREPUT）生産地におけるワインツーリズムを促進することにより、EUのブドウ園の評判を高めることを目的とした、支部間組織によって実施される活動	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	（DISTIL）ワイン醸造の副産物の蒸留	0	0%	153,772,000	16%	0	0%	100,000,000	6%
	（GREENWINE）通常の生産サイクルの終了時にブドウの房を未熟なうちに完全に破壊または除去することで、該当地域の収量をゼロにする	0	0%	0	0%	0	0%	25,000,000	2%
	（HARINWINE）自然災害、天候不順、家畜の食害、植物病害または害虫の蔓延に類似した天候不順による所得損失に対する収穫保険	12,150,000	13%	0	0%	0	0%	0	0%
	（INFOR）責任あるワインの消費を奨励し、または原産地呼称や地理的表示を含むユニオン品質スキームを促進するために、実施されるユニオンワインに関する情報活動。	4,000,000	4%	10,500,000	1%	0	0%	0	0%
	（INWINE）イノベーションへの有形・無形投資：ワイン製造の副産物を含む革新的な製品の開発、ワイン製品製造のための革新的なプロセスや技術、それらのプロセスや技術のデジタル化、および知識交換や気候変動への適応への貢献を含む、サプライチェーンのあらゆる段階における付加価値を高めるその他の投資	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	（INOVWINE）ワイン生産農業システムにおける有形・無形の資産への投資。	24,124,167	25%	273,149,000	29%	0	0%	388,000,000	24%
	（INWINESUST）ワイン生産の持続可能性を高めるための有形・無形の資産への投資。	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	（PROMOWINE）第三国でのプロモーション	4,000,000	4%	95,000,000	10%	0	0%	380,000,000	24%
セクター支払い（ワイン）	（RESTRVINEY）ブドウ畑の再編成と転換	30,054,167	31%	371,476,000	39%	0	0%	625,915,000	39%
	セクター支払い（ワイン）小計	74,328,335	—	903,897,000	—	0	—	1,518,915,000	—
	セクター支払い合計	96,044,234	100%	954,249,496	100%	2,701,720	100%	1,602,695,599	

第1の柱・第2の柱の各施策への予算配分

第2の柱の予算配分（農村振興施策）

- 各国の農村振興施策に対する予算配分を比較すると、予算総額はイタリアが約155億1117万€と最多である
- フランスは義務的要件による地域固有の不利、オランダは加えて自然等地域固有制約についても施策を設定していない



2023～2029年における農村振興施策への予算額の内訳（単位：€）

施策名	ドイツ		フランス		オランダ		イタリア	
環境・気候管理誓約	5,039,918,911	43%	2,716,153,330	19%	460,400,000	34%	4,697,818,933	30%
自然等地域固有制約	1,008,761,862	9%	5,500,000,000	39%	0	0%	1,317,456,565	8%
義務的要件による地域固有の不利	94,873,860	1%	0	0%	0	0%	35,413,350	0%
投資、灌漑投資	3,138,068,594	27%	3,028,749,008	21%	253,935,000	19%	4,314,200,427	28%
青年農業者・新規就農者・農村事業開業	34,913,001	0%	926,164,491	7%	74,650,000	5%	730,118,879	5%
リスク管理施策	178,055,570	2%	948,992,247	7%	87,500,000	6%	2,850,881,192	18%
協働（LEADER含む）	1,880,012,885	16%	887,352,295	6%	437,773,905	32%	1,337,520,437	9%
知識交換・情報普及	220,299,731	2%	138,487,748	1%	57,746,250	4%	227,769,477	1%
合計	11,594,904,415	100%	14,145,899,119	100%	1,372,005,155	100%	15,511,179,260	100%

CAPが掲げる3つの一般目標・10の個別目標

- 2023年から履行されているCAPにおいては、農業、食料、農村地域の持続可能な開発をさらに改善することを目指し、経済、環境、社会で設定されている3つの一般目標に貢献する必要がある（規則(EU) 2021/2115の第5条、第6条）
- 3つの一般目標である「セクターのレジリエンス強化」「環境への配慮・気候への行動の強化」「農村エリアにおける生活の向上」に対してそれぞれ3つの個別目標が設定されている。これら9つの個別目標に、横断的な個別目標である「知識・イノベーション」が加わって、計10の個別目標が設定されている

2023年CAPにおける3つの一般目標と10の個別目標の関係性



CAPが掲げる10の個別目標

- CAP個別目標は各国のCAP戦略計画が目指すべき目標である。CAP戦略計画の立案にあたり、各国が自国の現状についてSWOT分析を行い、共通の評価指標であるContext Indicator等を用いて、CAP個別目標の達成に向けた定量的目標とマイルストーンを設定する

個別目標			
個別目標と主目的		背景	各国CAP戦略計画で求められる説明
S01	公正な所得 (Fair Income) : Supporting viable farm income ・ 長期的な食料安全保障と農業の多様性を強化し、EUにおける農業生産の経済的持続可能性を確保するために、EU全体の農業部門の実行可能な農業所得と回復力を支援すること。	・ 2017年時点では、農業者の所得は他産業平均の半分弱。2007年時点では他産業平均の三分の1程度	・ 農業所得の現状、CAPの役割、加盟国間やセクター間の差異、目的達成に向けた対策の組み合わせ
S02	競争力 (Competitiveness) : Increasing competitiveness ・ 研究、技術、デジタル化への一層の重点化を含め、短期的にも長期的にも市場志向を強化し、農業の競争力を高めること。	・ 人口動態と可処分所得の変化による食料と産業利用需要の増加により、農業資源基盤への圧力が上昇	・ 研究とイノベーションプログラム、新技術、農村開発とインフラ、効率的なアドバイザリーシステム、農場管理者向けの継続的なトレーニングなど、の政策ツール
S03	フードバリューチェーン (Food Value Chain) : Improving farmers' position in the value chain ・ バリューチェーンにおける農業者の地位を向上させること。	・ 農業は、投入コストが高く、生産性と新規性が不安定であるため、付加価値が低い	・ 農業者間の協力の強化、市場の透明性の向上、不公正な取引慣行に対する効果的なメカニズムの確保等の措置による農業者の地位向上施策
S04	気候変動 (Climate Change) : Contributing to climate change mitigation ・ 温室効果ガスの排出削減や炭素隔離の強化などによる気候変動の緩和と気候変動への適応に貢献し、持続可能なエネルギー利用を促進すること。	・ 農業は、GHG排出に関する野心的な目標により、パリ協定・EU戦略（持続可能性とバイオエコノミー）への貢献に対する主要な役割を担う	・ 農場および土壌管理技術によりGHG排出削減において農業が貢献する役割を検討 ・ 気候変動が農業にもたらすリスクも分析
S05	環境配慮 (Environmental Care) : Efficient natural resource management ・ 水、土壌、大気などの天然資源の持続可能な開発と効率的な管理を促進すること（化学物質への依存を減らすことを含む）。	・ EUの農地は510億トン相当のCO2を貯留し年間GHG排出量を大幅に上回る	・ 土壌が、必須栄養素、水、酸素を通じて作物を支えていることに着目し、土壌健康及び土壌保護を促進する政策を説明
S06	景観 (Landscapes) : Halting and reversing biodiversity loss ・ 生物多様性の損失を食い止め、回復させ、生態系サービスを強化し、生息地と景観を保護することに貢献すること。	・ 農業活動は生物多様性に依存するとともに、農地に依存する種や生息地の保全にも重要な役割を果たしている	・ EU内の生物多様性について取り上げ、特に農業景観との関連性に焦点を当てている。現在利用可能な関連するCAPツール、CAPが将来どのように発展すべきかについて説明
S07	世代交代 (Generational Renewal) : Generational renewal ・ 若い農業従事者と新規農業従事者を惹きつけ、維持し、農村地域における持続可能な事業開発を促進すること。	・ 農業部門は、高品質な食料品の供給源、環境面での公共財として社会から期待されており、こうした要望に応えるためにも、革新的で熟練した若い農業者が必要である	・ 若手農業者の課題とニーズを特定し、ニーズ評価とより定量化可能な期待結果に基づいてよりの絞った支援システムにより、世代交代を促進し、農業セクターにおける若手農業者の成功促進施策を説明
S08	農村地域 (Rural Areas) : Responding to societal demands on food & health ・ 農業への女性の参加、社会的包摂、循環型バイオエコノミーや持続可能な林業を含む農村地域の地域開発などにより、雇用、成長、ジェンダー平等を促進すること。	・ CAPIは、農村部の失業と貧困を一定程度緩和する上で主要な役割を果たしている。世界銀行による最近の研究では、貧困削減において農村振興政策が果たす役割が示されている	・ 農村経済におけるCAPの役割を探り、所得支持と農村振興が雇用率と生活水準の維持にどのように役立つかを説明
S09	食料と健康 (Food & Health) : Supporting viable farm income ・ 持続可能な方法で生産された高品質で安全で栄養価の高い食品を含む、食料と健康に対する社会的要求に対して、食品廃棄物を削減、動物福祉の改善し、薬剤耐性菌への対応を行うこと。	・ 欧州25カ国における抗生物質の売上高は、2011年から2018年の間に35%以上減少	・ 畜産における薬剤耐性(AMR)がもたらす課題、動物福祉・健康、食品媒介性疾患との関連性、及びAMRとの闘いに対する支援施策を説明
XCO	知識とイノベーション (Knowledge & Innovation) : Fostering knowledge & innovation ・ 農業及び農村地域におけるイノベーション及びデジタル化を促進し、知識を共有し、研究、イノベーション、知識交換及び訓練へのアクセスの改善を通じて、農業者による知識の普及を奨励することにより、農業及び農村地域の近代化を進める	・ スマートで持続可能な農業、林業、農村地域を確保するために知識交換、トレーニング、アドバイス、イノベーションへの支援が必須である	・ 協力と知識共有の強化、および農業トレーニングの改善による農業の近代化に関する説明

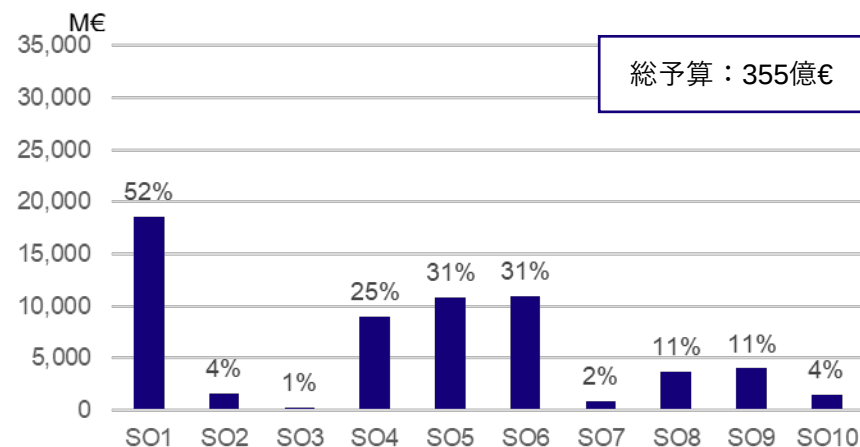
（注）本来は「地域の現状」であるものの、ベルギー以外の加盟国は国ごとに作成しており、過年度調査においても「各国」と呼称しているため本調査においても踏襲する。

（出所）欧州委員会ウェブサイト「the 10 CAP objectives」より作成。和訳は受託者にて実施。

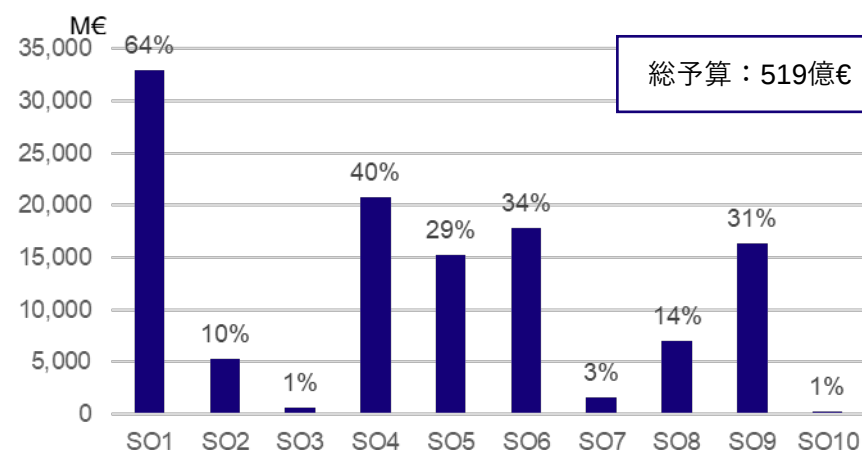
CAPが貢献する目標の比較（個別目標別予算比率）

- CAP個別目標別の各国予算配分（百万€）及び総予算に占める割合（％）によると、農業部門の所得安定化（SO1）に多くの予算が配分されている点は各国共通であるものの、イタリアは環境関連の施策(SO4,5,6)への割当が他国よりも少なく、農業の競争力強化（SO2）に重きを置いている

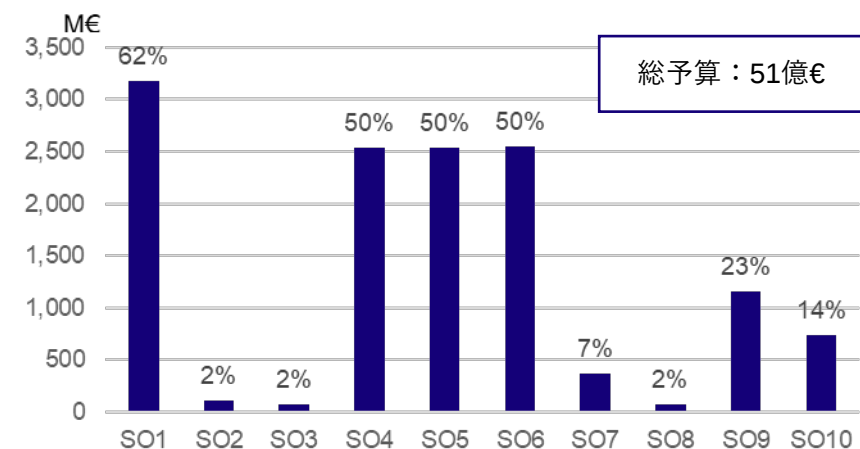
ドイツ



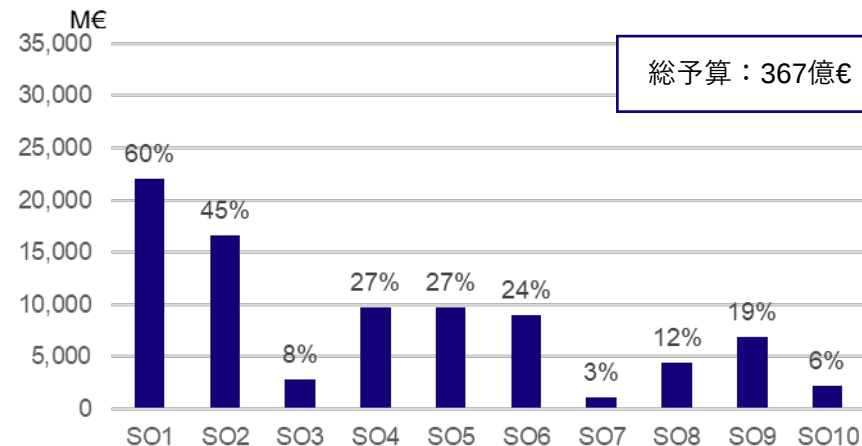
フランス



オランダ *他3ヵ国と桁が異なる点に留意



イタリア



- ドイツでは、直接支払、農村振興、養蜂・ワインへのセクター支払いに加え、果実・野菜部門及びホップ部門にもセクター支払が設定されている

ドイツにおけるCAP施策			個別目標（SO）									
区分	CAP施策名	国内施策番号 ※加盟国ごとに異なる	1	2	3	4	5	6	7	8	9	X
			公正な所得	競争	フードバリューチェーン	気候変動	環境配慮	景観	世代交代	農村地域	食料と健康	知識とイノベーション
直接支払	基礎所得支持	DZ-0101	●									
	補完的所得再分配支持	DZ-0201	●									
	補完的青年農業者所得支持	DZ-0301	●						●			
	エコスキーム	DZ-0401～DZ-0407				●	●	●				
	カップル所得支持	DZ-0501～DZ-0502	●					●				
セクター支払	特定のセクターにおける介入の種類（フルーツ及び野菜）	SP-0101～SP-0106	●	●	●	●	●	●				●
	養蜂部門への介入の種類	SP-0202～SP-0206						●				
	ワイン部門への介入の種類	SP-0301～SP-0305	●	●		●					●	
	特定のセクターにおける介入の種類（ホップ）	SP-0401～SP-0405		●	●	●	●					●
農村振興	環境・気候等管理誓約	EL-0101～EL-0111				●	●	●			●	
	自然等地域固有制約	EL-0201	●					●				
	義務的要件による地域固有の不利	EL-0301	●					●				
	投資、灌漑投資	EL-0401～EL-0413		●	●	●	●	●	●	●	●	●
	青年農業者・新規就農者・農村事業開業	EL-0501							●			
	リスク管理施策	EL-0601	●									
	協働	EL-0701～EL-0703			●					●		●
	知識交換・情報普及	EL-0801～EL-0802										●

 フランスにおけるCAP戦略計画の個別目標

- フランスでは、直接支払、農村振興、養蜂・ワインへのセクター支払いに加え、セクター支払いの対象が広範に設定されている

フランスにおけるCAP施策			個別目標（SO）									
区分	CAP施策名	国内施策番号 ※加盟国ごとに異なる	1 公正な所得	2 競争	3 フードバリューチェーン	4 気候変動	5 環境配慮	6 景観	7 世代交代	8 農村地域	9 食料と健康	X 知識とイノベーション
直接支払	基礎所得支持	21.01～21.02	●									
	補完的所得再分配支持	29.01	●									
	補完的青年農業者所得支持	30.01	●						●			
	エコスキーム	31.01				●	●	●			●	
	カップル所得支持	32.01～32.22	●	●		●	●				●	
セクター支払	養蜂部門への介入の種類	55.01～55.06		●	●			●			●	
	ワイン部門への介入の種類	58.01～58.05		●		●	●					
	特定のセクターにおける介入の種類（フルーツ及び野菜）	50.01a～50.01j	●	●	●	●	●					
	特定のセクターにおける介入の種類（オリーブ及びテーブルオリーブ）	64.01a～64.01f			●	●						
	特定のセクターにおける介入の種類（コメ）	67.01a,b,f		●	●							
	特定のセクターにおける介入の種類（樹木等）	67.02a,b,c,f,g,h		●	●							
	特定のセクターにおける介入の種類（牛肉・子牛肉）	67.03a,g		●	●							
	特定のセクターにおける介入の種類（乾燥飼料）	67.04a,b,f,h		●	●							
	特定のセクターにおける介入の種類（その他）	67.05a,b,f, 67.06a,b,f,g		●	●							
農村振興	環境・気候等管理誓約	70.01～70.32				●	●	●			●	
	自然等地域固有制約	71.01～71.15	●			●		●		●		
	義務的要件による地域固有の不利		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	投資、灌漑投資	73.01～73.17（73.14,15はなし）		●	●	●	●	●	●	●	●	
	青年農業者・新規就農者・農村事業開業	75.01～75.05							●			
	リスク管理施策	76.01～76.03	●								●	
	協働	77.01～77.07		●	●	●	●	●	●	●		●
	知識交換・情報普及	78.01				●	●	●				●

（出所）CAP Catalogueより作成



- オランダでは、直接支払、農村振興、養蜂へのセクター支払いに加え、果実・野菜部門にもセクター支払いが設定されている

オランダにおけるCAP施策			個別目標（SO）									
区分	CAP施策名	国内施策番号 ※加盟国ごとに異なる	1	2	3	4	5	6	7	8	9	X
			公正な所得	競争	リデュース フードバ ンチャー	気候変動	環境配慮	景観	世代交代	農村地域	食料と健康	知識と イノベーション
直接支払	基礎所得支持	I.21	●									
	補完的所得再分配支持	I.29	●									
	補完的青年農業者所得支持	I.30	●						●			
	エコスキーム	I.31	●			●	●	●			●	
	カップル所得支持		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
セクター 支払い	特定のセクターにおける介入の種類（フルーツ及び野菜）	I.47	●	●	●	●	●	●	●		●	●
	養蜂部門への介入の種類	I.55			●							
農村振興	環境・気候等管理誓約	I.70.1-I.70.2				●	●	●				
	自然等地域固有限制		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	義務的要件による地域固有の不利		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	投資、灌漑投資	I.73.1a～I.73.3	●	●		●	●	●	●		●	
	青年農業者・新規就農者・農村事業開業	I.75							●			
	リスク管理施策	I.76	●									
	協働	I.77.1～I.77.5				●	●	●	●	●	●	●
	知識交換・情報普及	I.78										●



イタリアにおけるCAP戦略計画の個別目標

- イタリアでは、直接支払、農村振興、養蜂・ワインへのセクター支払いに加え、セクター支払の対象がオリーブ、果実・野菜、ジャガイモと設定されている

イタリアにおけるCAP施策			個別目標（SO）									
区分	CAP施策名	国内施策番号 ※加盟国ごとに異なる	1	2	3	4	5	6	7	8	9	X
			公正な所得	競争	フードバリューチェーン	気候変動	環境配慮	景観	世代交代	農村地域	食料と健康	知識とイノベーション
直接支払	基礎所得支持	PD01	●	●								
	補完的所得再分配支持	PD02	●						●	●		
	補完的青年農業者所得支持	PD03	●						●	●		
	エコスキーム	PD04～05	●			●	●	●			●	
	カップル所得支持	PD06～07	●	●	●						●	
セクター支払	果物と野菜	Dotazione complessiva ortofrutta	●	●	●	●	●	●		●	●	●
	養蜂	詳細割愛		●	●			●		●	●	●
	ワイン・ブドウ	詳細割愛										
	オリーブ	Dotazione finanziaria olio di oliva e olive da tavola	●	●	●	●	●	●			●	●
	じゃがいも	Dotazione finanziaria settore pataticolo	●	●	●	●	●	●		●	●	●
農村振興	環境・気候等管理誓約	SRA01～31				●	●	●			●	
	自然等地域固有限制	SRB01～03	●					●				
	義務的要件による地域固有の不利	SRC01～03	●			●	●	●				
	投資、灌漑投資	SRD01～19	●	●		●	●	●		●	●	●
	青年農業者・新規就農者・農村事業開業	SRE01～04								●	●	
	リスク管理施策	SRF01～04	●									
	協働	SRG01～10			●					●	●	●
	知識交換・情報普及	SRH01～06										●

2

EU共通農業政策(CAP)及び各国における食品規制及び環境政策

2. 各国におけるCAP戦略計画の内容

2. 各国におけるCAP戦略計画の内容 (1) ドイツ



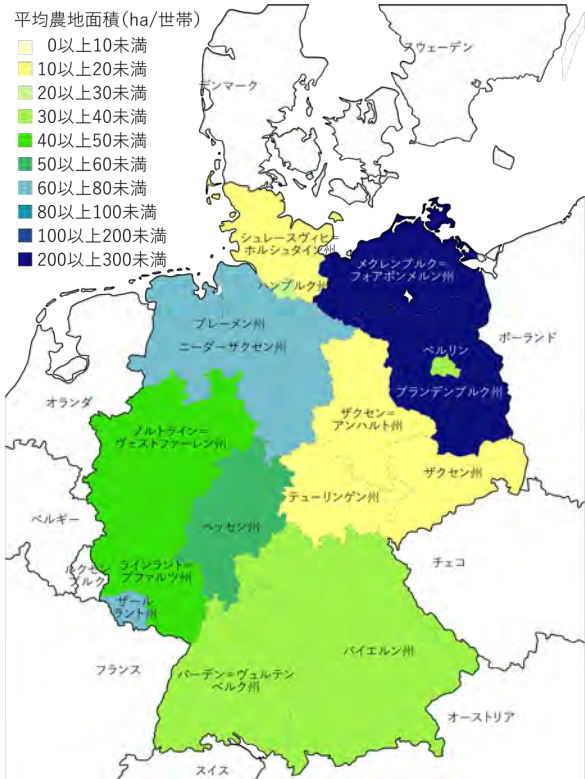
- ① ドイツの農業 …p.80
- ② ドイツにおけるCAP戦略計画の予算規模・施策 …p.81
- ③ ドイツにおけるCAP戦略計画の履行体制 …p.99
- ④ ドイツにおけるCAP戦略計画の履行状況 …p.101

ドイツにおける農業の特徴

- ドイツの農地面積は約18万km²であり、国土面積（約35.7595万km²）の約50.4%に相当（2022年末時点）
- 農地面積比率が高く特に農業が盛んであると推察される地域は以下のとおり
 - 北部の低地（ノルトライン＝ヴェストファーレン州、ニーダーザクセン州、シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州、メクレンブルク＝フォアポメラニア州、ブランデンブルク州北部）
 - 中央ドイツの低地（アルトマルクやベルデ（ザクセン＝アンハルト州）、ライプツィヒ湾（ザクセン州北西部及びザクセン＝アンハルト州南東部）からテューリングン州）
 - バイエルン州（特にドナウ川南）

1戸あたり農地面積の分布（2024年）

州別の農地面積・農業世帯数・農業世帯1戸当たりの平均農地面積（2024年）



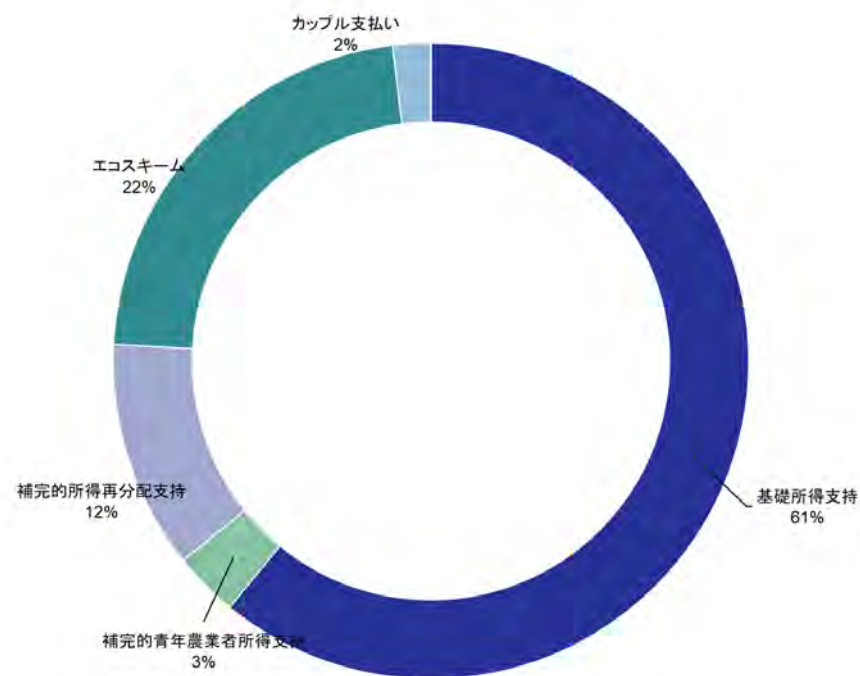
州		農地面積 (ha)	農業世帯数 (世帯)	平均農地面積 (ha/世帯)
1	バーデン＝ヴュルテンベルク州	1,393,500	37,090	38
2	バイエルン州	3,100,700	82,290	38
3	ベルリン州	1,900	50	38
4	ブランデンブルク州	1,292,100	5,260	246
5	ブレーメン州	7,800	130	60
6	ハンブルク州	14,000	510	27
7	ヘッセン州	766,600	15,150	51
8	メクレンブルク＝フォアポメルン州	1,347,000	4,760	283
9	ニーダーザクセン州	2,578,500	34,180	75
10	ノルトライン＝ヴェストファーレン州	1,492,300	33,680	44
11	ラインラント＝プファルツ州	708,900	15,230	47
12	ザールラント州	71,400	1,020	70
13	ザクセン州	895,200	6,350	141
14	ザクセン＝アンハルト州	1,148,400	4,090	281
15	シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州	977,900	11,630	84
16	テューリングン州	772,600	3,610	214



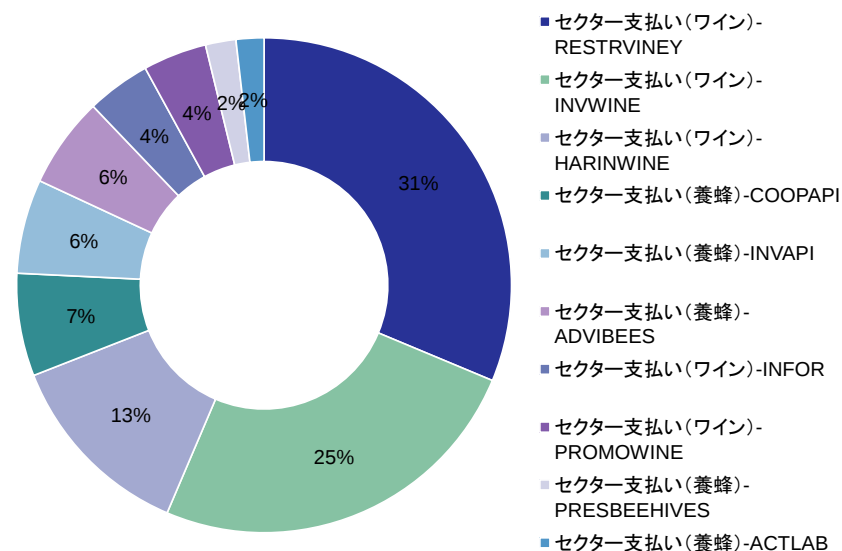
第1の柱の予算規模

- 直接支払い及びセクター支払いは主にEAGF予算から拠出されている
 - － ただし、若手農業者のための最低限の財産配分（CSR第30条の補填）についてはEAFRD予算から拠出されている
- 直接支払い及びセクター支払いに係る予算配分は以下のとおりである
 - － SO1（公正な所得）に最大の予算を配分しており、基礎所得支持、補完的所得再分配支持の割合が他国よりも多い
 - － カップル所得支持では、**ホップセクターに支払い**を行っている点も特徴
 - － なお、ドイツではセクター支払い（養蜂・ワイン）に配分している

直接支払いにおける予算配分比率（2023~2029年）



セクター支払いにおける予算配分比率（2023~2029年）



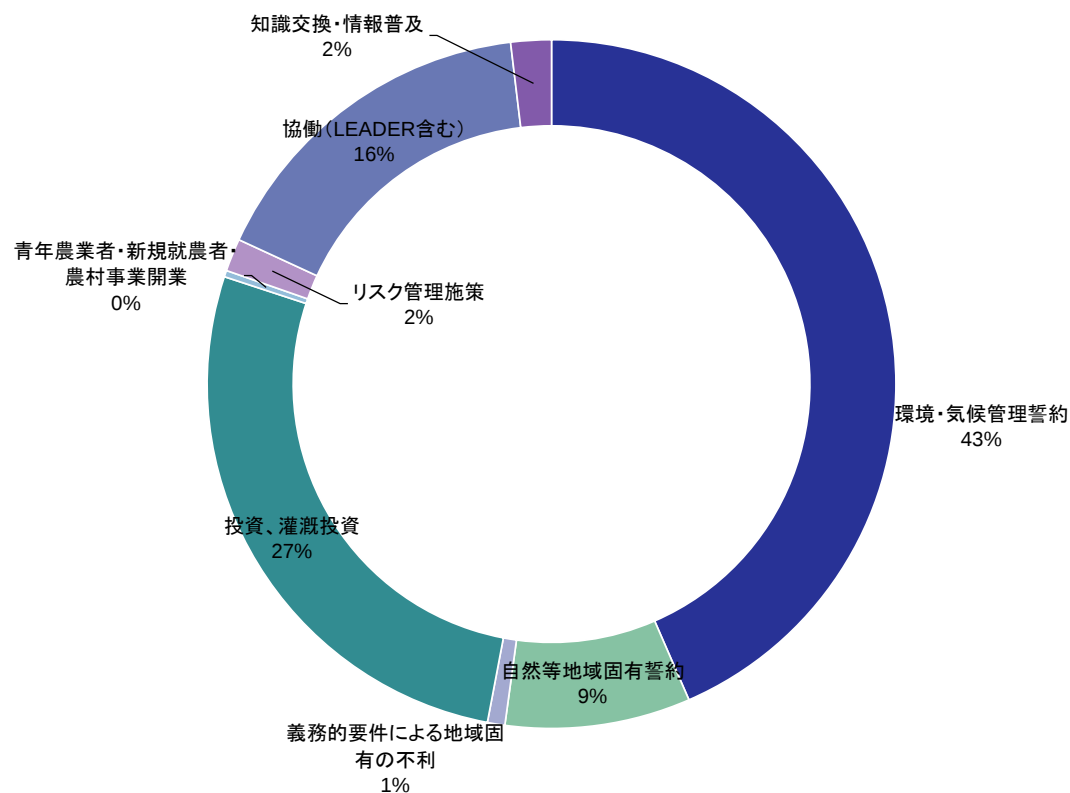
(注)セクター支払いの施策コードについてはp.68,69参照



第2の柱の予算規模

- 農村振興施策はEAFRD予算、各国の追加予算、独自予算から拠出されている
- 農村振興施策の予算配分は以下のとおりである
 - － SO4（気候変動）、SO5（環境配慮）、SO6（景観）への配分がSO1の次に多いドイツでは、主に環境・気候管理誓約、投資、LEADERなどを通じて環境農業関連の施策へ多く予算を配分している

農村振興施策における予算配分比率（2023~2029年）



ドイツにおける環境気候管理誓約の位置づけ／貢献するニーズ

- 「環境気候管理誓約」とは、農業環境政策にかかる農村振興予算であり、連邦政府が一律で設計する「エコスキーム（直接支払い）」と異なり、各州政府が地域特性を踏まえて施策の単価や要件を独自に設計している
 - 連邦政府が管轄する直接支払い（エコスキーム）の施策は、州間の予算配分が不平等とならないよう設計されている
 - 同じ施策であっても取組推進状況が州間で異なる施策については、農村振興施策で提供することで地域特性を基に州が設計できるようになる
例：有機農業の振興はすべての州で実施されているものの、進捗は州によって異なるため、直接支払いではなく農村振興施策である環境気候管理誓約（EL-0108）に含まれる
- GHG削減、地下水の保全と改善、大気汚染改善、保護地域の保全、生物多様性の保全、有機農業の推進にニーズが高いドイツでは、「環境気候管理誓約」は環境目標（SO4、SO5、SO6）と食と健康目標（SO9）に貢献する施策として設計されている

ドイツの環境気候管理誓約が貢献する個別目標とニーズの対応

個別目標（SO）		ニーズ	優先度
SO4	気候変動	D.1 農業におけるGHG排出量の削減	非常に高い
		D.2 炭素貯蔵・炭素隔離の確保及び強化	非常に高い
		D.3 気候変動に対する農林業の適応	非常に高い
		D.4 再生可能エネルギーの割合の増加	中程度
		D.5 エネルギー効率の向上、土地管理、建物、設備、技術	中程度
		D.6 再生可能な原材料と農業残渣の持続可能な利用	中程度
		D.7 洪水防止、海岸保全、自然保水力の向上	高い
		D.8 地域の安定した森林の保全・再生	中程度
SO5	環境配慮	E.1 表層水と海洋の保全と改善	高い
		E.2 地下水の保全と改善	非常に高い
		E.3 土壌保護・削減、利用	高い
		E.4 大気汚染物質、特にアンモニアの削減	非常に高い
		E.5 土壌・水使用量の削減、景観水	高い
		E.6 タンパク質作物の持続可能な栽培の拡大	中程度
		E.7 土壌・水中のマイクロプラスチックの削減	低い
SO6	景観	F.1 保護地域における生息地と種の保全と開発	非常に高い
		F.2 保護地域外の生息地や種の保全と開発	非常に高い
		F.3 生物多様性保護のデータベースと証拠に基づく開発の改善	中程度
		F.4 生物多様性の保全と持続可能な利用	非常に高い
		F.5 特別管理による保護種・保護種群の保全・育成	高い
SO9	食料と健康	I.1 動物福祉への関心の高まり	高い
		I.2 明確な生産基準による持続可能で地域的な食料供給の改善	高い
		I.3 関する情報の透明性と信頼性の向上、生産プロセス	低い
		I.4 食品リサイクルの向上と食品廃棄物の削減	高い
		I.5 有機栽培面積の維持・拡大	非常に高い

ドイツにおける環境気候管理誓約の施策・予算配分

- ドイツの環境気候管理誓約は、連邦政府によって10の施策メニューが提供されているものの、すべての州が10施策を導入する義務はなく、地域特性を踏まえて選択可能
 - － 各施策は、より更に細分化されており、州がニーズに応じた施策の提供が可能であることもあり、国全土では900種類程度の施策が設定されている
 - － 農村振興施策であるため、EU予算だけでなく加盟国の独自予算も含まれる
- ヒアリングによれば、環境気候管理誓約においては、生物多様性により大きな焦点が当てられているとのことである。生物多様性の保護に関する政策について、連邦政府と州政府（Länder）間で権限が分散しており、連邦政府が枠組を提供し、州政府が履行の権限を持つ仕組みであることが施策数が膨らむ要因となっている

ドイツの環境気候管理誓約の予算配分と個別目標の関係

ドイツにおける環境気候管理誓約施策		個別目標 (SO)				総予算 (2023 - 2029) (単位: €)			
施策番号	施策名	4	5	6	9	EU予算	共同出資	国の追加予算	EU予算比率
EL-0101	気候変動緩和を改善するための経営者のコミットメント	●	●	●		107,115,516	0	64,049,899	77%
EL-0102	水質改善に対する経営者のコミットメント	●	●			153,306,232	41,329,459	25,126,030	70%
EL-0103	土壌保護の改善に対する経営者のコミットメント	●	●			191,047,896	13,658,144	52,448,150	74%
EL-0105	生物多様性の向上に向けた経営の取組	●	●	●		1,370,282,253	0	378,488,793	79%
EL-0107	持続可能な森林経営のための経営者のコミットメント	●		●		15,200,000	1,800,000	0	89%
EL-0108	有機農業	●	●	●	●	1,724,011,466	398,622,205	205,581,349	74%
EL-0109	動物福祉を改善するための経営者のコミットメント				●	302,657,136	0	77,050,321	89%
EL-0110	遺伝資源の保全に関する経営者のコミットメント			●		5,245,443	0	8,679,352	83%
EL-0111	所得補償	●		●		415,224	103,806	103,806	80%

(注) SO4 (気候変動)、SO5 (環境配慮)、SO6 (生態系保全)、SO9 (食料と健康) のこと。詳細は72ページ参照

第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

事例：ノルトライン=ヴェストファーレン（NRW）州の環境気候管理誓約／NRW州の特徴

- ノルトライン=ヴェストファーレン州は、デュッセルドルフを州都とするドイツ西部の州であり、州別人口は国内第1位である。旧西ドイツの首都であったボンを有し、連邦食糧農業省（BMEL）の本部が所在する
- 化学工業や食品加工業でも有名であるものの、34,113km²の約43%に当たる147万haが農業に利用されており、耕地面積がドイツ第3位の農業州でもある
- 同州は、「肥料や農薬の使用を減らす、非生物資源、特に土壌と水を保護し、農業景観の生物多様性を保全し、改善する、文化的景観の保存、維持、形成」に力を入れており、2020年9月に採択されたノルトライン=ヴェストファーレン州サステナビリティ戦略により、2030年までに有機農業を20%拡大することを目標に有機農業を振興している
- 同州における面積支払いの申請は電子システムの利用が義務付けられており、モニタリングには、衛星データの活用が進められている

ノルトライン=ヴェストファーレン州の位置

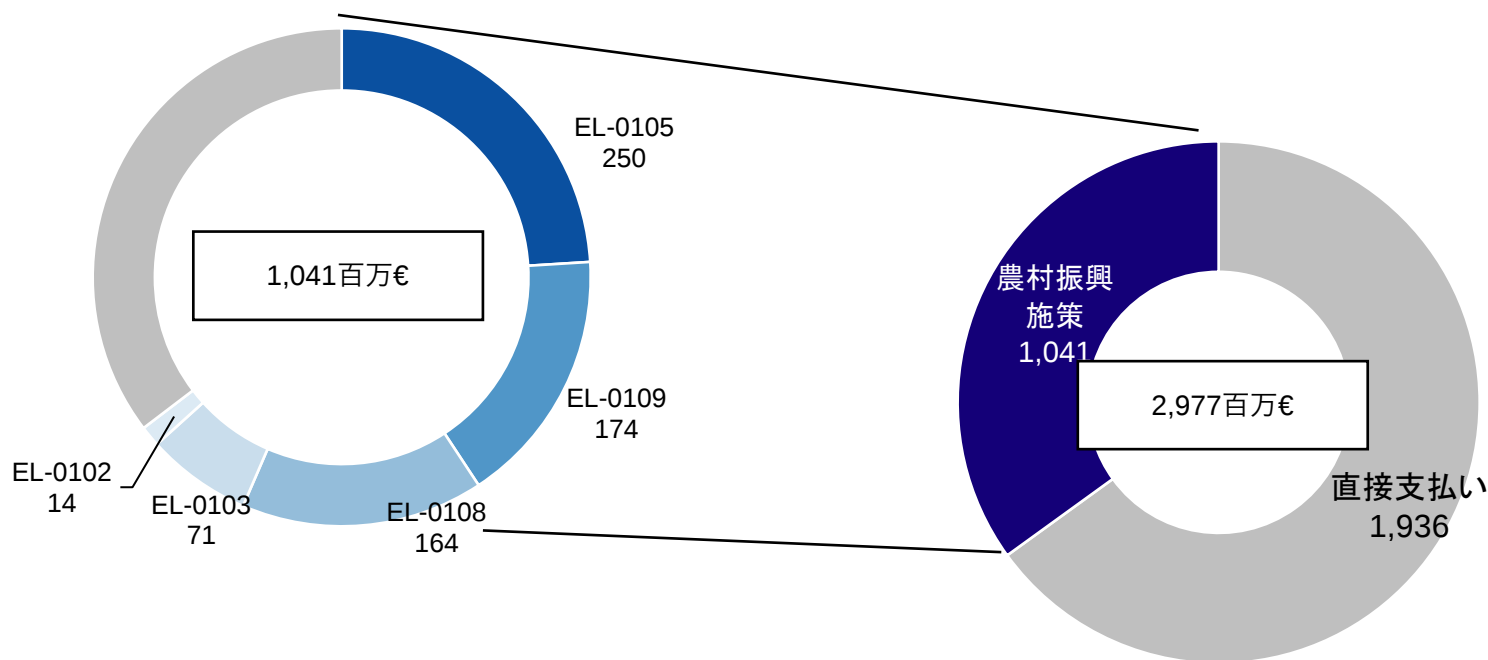


第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

事例：ノルトライン=ヴェストファーレン（NRW）州の環境気候管理誓約／NRW州の特徴

- NRW州では、第2の柱の資金の内、約6億7,000万ユーロが同州に割り当てられており、ドイツ連邦政府及び州政府の資金を含めると総額約10億ユーロが割り当てられている
- 特に割当が多い施策は「EL-105：生物多様性の向上に向けた経営の取組」であり、自然保護に配慮した農業慣行（草地管理、放牧、耕作）を実施するため、農薬や肥料の使用制限が導入されている。絶滅危惧種であるヨーロッパハムスター（Feldhamster）の生息域保護にかかる施策の導入も特徴的である

ノルトライン=ヴェストファーレン州における予算の割当（単位：百万€）



事例：ノルトライン=ヴェストファーレン（NRW）州の環境気候管理誓約／ENVCIMが貢献する目標の設定

- ノルトライン=ヴェストファーレン（NRW）州では、「環境気候管理誓約」にかかる各目標に対して以下の施策を実施している
 - － 個別目標SO4（気候変動）：農業由来のGHG排出削減・炭素隔離、気候変動への適応への貢献施策として、草地の管理や肥料低減に加え、バッファーストライプを設定。エコスキームへの上乗せ施策も多く実施
 - － 個別目標SO5（環境配慮）：土壌や水の汚染低減に係る施策として、肥料・農薬の低減施策を設定
 - － 個別目標SO6（生態系保全）：生物多様性と生息地の保護に資する施策を実施している。草地の保全や肥料・農薬の低減施策を設定
 - － 個別目標SO9（食料と健康）：動物福祉に貢献する施策として、夏季放牧や敷き藁の導入を設定。有機栽培面積の維持・拡大に資する施策としては、化学農薬にかかるエコスキームへの上乗せ施策を設定

NRW州の環境気候管理誓約で対応する個別目標・ニーズ

NRW州の環境気候管理誓約施策*	SO4 気候変動			SO5 環境配慮					SO6 生態系保全				SO9 食料と健康	
	農業におけるGHG排出量の削減 D.1	炭素貯蔵・炭素隔離の確保及び強化 D.2	気候変動に対する農林業の適応 D.3	表層水と海洋の保全と改善 T.1	地下水の保全と改善 T.2	土壌保護・削減、利用 T.3	土壌・水使用量の削減、景観水 T.5	タンパク質作物の持続可能な栽培の拡大 T.6	生息地と種の保全と開発 T.1	保護地域外の生息地や種の保全と開発 T.2	生物多様性の保全と持続可能な利用 T.4	特別管理による保護種・保護種の保全・育成 T.5	動物福祉への関心の高まり T.1	有機栽培面積の維持・拡大 T.5
EL-0102-01		●		●										
EL-0103-01		●	●	●	●	●	●							
EL-0103-04		●	●			●	●	●						
EL-0105-01	●	●		●	●	●			●	●	●	●		
EL-0105-02	●	●		●	●	●			●	●	●	●		
EL-0105-03	●	●		●	●	●			●	●	●	●		
EL-0105-05									●	●	●			
EL-0108-01		●		●	●	●	●				●		●	●
EL-0108-02		●		●	●	●	●				●		●	●
EL-0109-01													●	
EL-0109-02													●	

(注) 各施策の内容は次頁に記載

事例：ノルトライン＝ヴェストファーレン（NRW）州の環境気候管理誓約／施策の一覧

- NRW州で導入されている環境気候管理誓約は、下記に示すような施策である

施策番号	施策概要
EL-0102-01	集約的な草地管理 肥料や植物保護製品（PPP）を使用しない河岸緩衝地帯（buffer strips）を設置
EL-0103-01	浸食防止エリアの設置または農場全体での浸食防止手法の導入 肥料や植物保護製品（PPP）を使用しない浸食防止地帯（erosion control strips）を設置（個別の事情に応じて、許可があれば除草剤の使用は可能）
EL-0103-04	特定の輪作／耕地での複数種の栽培 大粒の穀物マメ科*を含む複数種の栽培 *großkörnigen Leguminosen:連邦農業情報センター（BZL）によると、エンドウ豆、インゲン豆、ルピナス、レンズ豆、ピーナッツ等が含まれる。
EL-0105-01	自然保護のための草地管理 特定の管理慣行の適用または禁止事項の遵守
EL-0105-02	自然保護指向の放牧 特定の放牧管理方法の適用または禁止事項の遵守
EL-0105-03	自然保護指向の耕作 特定の放牧管理方法の適用または禁止事項の遵守
EL-0105-05	果樹園への景観構造物の導入及び維持 果樹園の周囲に生垣、並木道などを導入
EL-0108-01	有機農業の導入 有機農業を実践
EL-0108-02	有機農業の維持 有機農業の継続
EL-0109-01	放牧 夏季放牧や通年放牧の促進
EL-0109-02	特に動物に優しい畜産慣行 飼育場所のスペース確保、敷き藁などの改善、喚起の導入などによる動物福祉の向上

事例：ノルトライン＝ヴェストファーレン（NRW）州の環境気候管理誓約／要件と単価①

- EL-0102-01、EL-0103-01、EL-0103-04と設定されている施策と単価は下記のとおりである

施策名	施策内容	単価
EL-0102-01 集約的な草地管理	肥料や植物保護製品（PPP）を使用しない河岸緩衝地帯（buffer strips）を設置（個別の事情に応じて、許可があれば除草剤の使用は可能）	960 €/ha
	エコスキーム（DZ-0406-00-0-02：化学合成農薬を使用せずに農場内の耕地または永年作物区域を管理する（50€/ha））と組み合わせて受給する場合	910 €/ha
EL-0103-01 浸食防止エリアの設置または農場全体での浸食防止手法の導入	肥料や植物保護製品（PPP）を使用しない浸食防止地帯（erosion control strips）を設置（個別の事情に応じて、許可があれば除草剤の使用は可能）	960 €/ha
	エコスキーム（DZ-0406-00-0-02：化学合成農薬を使用せずに農場内の耕地または永年作物区域を管理する（50€/ha））と組み合わせて受給する場合	910 €/ha
EL-0103-04 特定の輪作/耕地での複数種の栽培	大粒の穀物マメ科*を含む複数種の栽培 *großkörnigen Leguminosen:連邦農業情報センター（BZL）によると、エンドウ豆、インゲン豆、ルピナス、レンズ豆、ビーナッツ等が含まれる	55 €/ha
	有機農業の推進施策と並行して導入する場合	25 €/ha

事例：ノルトライン＝ヴェストファーレン（NRW）州の環境気候管理誓約／要件と単価②

● EL-0105-01自然保護のための草地管理（1/2）

場所	禁止事項	草刈なし		草刈実施（5月20日～）		草刈実施（6月1日～）		草刈実施（6月15日～）		草刈実施（7月1日～）	
		通常	エコ スキーム*と 併用	通常	エコ スキームと 併用	通常	エコ スキーム* と併用	通常	エコ スキーム* と併用	通常	エコ スキーム* と併用
海拔 200m未 満の土地	・ 肥料 ・ 植物保護製品 ・ 再播種	(5122)									
		415 €/ha [a-01]	300, 315 €/ha [a-02]								
	・ 有機液肥 ・ 鶏ふん ・ 合成化学窒素肥料 ・ 発酵残渣 ・ 植物保護製品			(5151)		(5153)		(5155)			
				550 €/ha	435, 450 €/ha	580 €/ha [a-09]	465, 480 €/ha [a-10]	610€/ha [a-13]	495, 510 €/ha [a-14]		
・ すべての窒素肥料 ・ 植物保護製品 ・ 再播種の禁止			(5152)		(5154)		(5156)				
			610 €/ha [a-07]	495, 510 €/ha [a-08]	650 €/ha [a-11]	535, 550 €/ha [a-12]	700€/ha [a-15]	585, 600 €/ha [a-16]			
海拔 200m以 上の土地	・ 肥料 ・ 植物保護製品 ・ 再播種	(5124)									
		355 €/ha [a-03]	240,255 €/ha [a-04]								
	・ 有機液肥 ・ 鶏ふん ・ 合成化学窒素肥料 ・ 発酵残渣 ・ 植物保護製品			(5157/5163)		(5159/5165)		(5161/5167)			
				390 €/ha [a-17]	275, 290 €/ha [a-18]	410 €/ha [a-21]	295, 310 €/ha [a-22]	440 €/ha [a-25]	325, 340 €/ha [a-26]		
・ すべての窒素肥料 ・ 植物保護製品 ・ 再播種の禁止			(5158/5164)		(5160/5166)		(5162/5168)				
			450 €/ha [a-19]	335, 350 €/ha [a-20]	480 €/ha [a-23]	365, 380 €/ha [a-24]	520€/ha [a-27]	405, 420 €/ha [a-28]			

（注）国家CAP直接支払法（GAPDZG）20条(1)4:農場における永年草地全体の粗放化（die Extensivierung des gesamten Dauergrünlands des Betriebs）のこと

事例：ノルトライン＝ヴェストファーレン（NRW）州の環境気候管理誓約／要件と単価③

● EL-0105-01自然保護のための草地管理（2/2）

施策内容		単価
a-29	絶滅危惧種の生息域の場合、通常の草刈日を超えて草刈りを延期する（5169）	60 €/ha
a-30	ビオトープ固有の要件に従って草刈りを実施することによる生息地の維持。肥料とPPPを施用しないことを条件とする（5210）	595 €/ha
a-31	ビオトープ固有の要件に従って草刈りを実施することによる生息地の維持。肥料とPPPを施用しないことを条件とし、エコスキーム*と併用する場合（5210）	480, 495 €/ha
a-32	絶滅危惧種の生息域の場合、2回目の草刈りを9月15日以降に実施する場合（5550）	250 €/ha
a-33	自己緑化又は指定された混合作物の播種（Rahmenmischung）により、耕地を種の豊富な草地へ転換すること（1年目）（5100a）	615 €/ha
a-34	適用地近くの種が豊富な地域から「天然混合物」を取得して、適用地に移すこと（Mahgutübertragung）や地域種子（Regiosaatgut）の導入により、耕地を種の豊富な草地へ転換すること（1年目）（5100b）	2,040 €/ha
a-35	耕地を種の豊富な草地へ転換すること（2年目以降）（5100）	440 €/ha
a-36	急峻な地域や湿潤な草地における作業が発生する場合（5510）	1,290 €/ha
a-37	昆虫に優しい草刈り技術の導入（5520）	130 €/ha
a-38	草刈時に特別な管理や困難な条件がある場合の対応（特別な機器の使用、有毒植物の手作業での除去、再生不可能な残渣の処理など）（5560）	300 €/ha

（注）国家CAP直接支払法（GAPDZG）20条(1)4:農場における永年草地全体の粗放化（die Extensivierung des gesamten Dauergrünlands des Betriebs）のこと

事例：ノルトライン＝ヴェストファーレン（NRW）州の環境気候管理誓約／要件と単価④

● EL-0105-02自然保護指向の放牧（1/2）

場所	禁止事項	草刈なし		草刈禁止 (3月15日～6月15日)		草刈禁止 (4月1日～7月15日)	
		通常	エコスキーム*と併用	通常	エコスキーム*と併用	通常	エコスキーム*と併用
海拔 200m未満の 土地 (放牧用)	・ 肥料 ・ 植物保護製品 ・ 再播種	(5121)					
		470 €/ha [a-01]	355, 370 €/ha [a-02]				
	・ 有機液肥 ・ 鶏ふん ・ 合成化学窒素肥料 ・ 発酵残渣 ・ 植物保護製品			(5131) *2GVE/ha			
				675 €/ha [a-05]	560, 575 €/ha [a-06]		
				(5141) *4GVE/ha			
				550 €/ha [a-13]	435, 450 €/ha [a-14]		
	・ すべての窒素肥料 ・ 植物保護製品 ・ 再播種の禁止			(5132) *2GVE/ha			
				710 €/ha [a-07]	595, 610 €/ha [a-08]		
				(5142) *4GVE/ha			
				625 €/ha [a-15]	510, 525 €/ha [a-16]		
海拔 200m以上 の土地 (放牧用)	・ 肥料 ・ 植物保護製品 ・ 再播種	(5123)					
		345 €/ha [a-03]	230, 245 €/ha [a-04]				
	・ 有機液肥 ・ 鶏ふん ・ 合成化学窒素肥料 ・ 発酵残渣 ・ 植物保護製品			(5133/5135) *2GVE/ha			
				410 €/ha [a-09]	295, 310 €/ha [a-10]		
				(5143/5145) *4GVE/ha			
				370 €/ha [a-17]	255, 270 €/ha [a-18]		
	・ すべての窒素肥料 ・ 植物保護製品 ・ 再播種の禁止			(5134/5136) *2GVE/ha			
				490 €/ha [a-11]	375, 390 €/ha [a-12]		
				(5144/5146) *4GVE/ha			
				445 €/ha [a-19]	330, 345 €/ha [a-20]		

(注) 国家CAP直接支払法（GAPDZG）20条(1)4:農場における永年草地全体の粗放化（die Extensivierung des gesamten Dauergrünlands des Betriebs）のこと

事例：ノルトライン＝ヴェストファーレン（NRW）州の環境気候管理誓約／要件と単価⑤

- EL-0105-02自然保護指向の放牧（2/2）

施策内容		単価
a-21	通年放牧の実施（5170） ・放牧地への施肥及び植物保護製品の施用がなく、0.6 GVE/ha未満の場合	560 €/ha
a-22	通年放牧の実施（5170） ・放牧地への施肥及び植物保護製品の施用がなく、0.6 GVE/ha未満の場合 ・エコスキーム*と併用する場合	445, 460 €/ha
a-23	ビオトープ固有の生息地維持要件下での放牧（5200） ・放牧地への施肥及び植物保護製品の施用がなし	620 €/ha
a-24	ビオトープ固有の生息地維持要件下での放牧（5200） ・放牧地への施肥及び植物保護製品の施用がなし ・エコスキーム*と併用する場合	505, 520 €/ha
a-25	羊の群れへのヤギの投入（5500）	70 €/ha
a-26	草原バイオームのほぜんのために望ましくない樹木の除去（5530）	900 €/ha

（注）国家CAP直接支払法（GAPDZG）20条(1)4:農場における永年草地全体の粗放化（die Extensivierung des gesamten Dauergrünlands des Betriebs）のこと

事例：ノルトライン＝ヴェストファーレン（NRW）州の環境気候管理誓約／要件と単価⑥

● EL-0105-03自然保護指向の耕作（1/2）

施策内容		単価
a-01	20cm以上の幅での栽培。殺菌剤、殺虫剤、ミネラル肥料の使用禁止	540 €/ha
a-03	農薬を使用しない無精ひげの休耕地の維持※。ただし、a-01施策へ追加で実施した場合 ※収穫後すぐに穀物の茎を耕すことなく、できるだけ長く休耕地として残すこと	70 €/ha
a-04	多年生の野生種による混合栽培（除草剤は最初の1回使用可能。ただし、個々のケースで調整も可能）	460 €/ha
a-06	ヨーロッパハムスター（Feldhamster）に優しい輪作の実施。※2年間の穀物類の栽培と2年間のカバークロップによる輪作のこと	785 €/ha
a-07	野生種植物保護のためのフィールドマージン（フィールドの端のみで実施。期間中の配置転換不可）の導入。※液肥、窒素肥料、腐食酸、PPPの使用禁止。穀物栽培の実行（不栽培地域の導入は不可）（5010）	1145 €/ha
a-09	エコスキームと併用*して、野生種植物保護のためのフィールドマージン（フィールドの端のみで実施。期間中の配置転換不可）の導入。※液肥、窒素肥料、腐食酸、PPPの使用禁止。穀物栽培の実行（不栽培地域の導入は不可）（5010）	1015, 995 €/ha
a-10	キャッチクロップの下撒き又は播種の義務化（5021）	140 €/ha
a-11	深部の耕起禁止（5022）	30 €/ha
a-12	冬穀物の条間の倍化（Doppelte Saatreihe）。ただし、4月1日～6月30日の間に機械での除草禁止、施肥、PPPの施用を禁止（5026）	1100 €/ha
a-14	夏穀物の条間の倍化（Doppelte Saatreihe）。ただし、4月1日～6月30日の間に機械での除草禁止、施肥、PPPの施用を禁止（5027）	1455 €/ha
a-16	エコスキームと併用*して、夏穀物の条間の倍化（Doppelte Saatreihe）。ただし、4月1日～6月30日の間に機械での除草禁止、施肥、PPPの施用を禁止（5027）	1325, 1305 €/ha
a-17	ヨーロッパハムスターの保護のため、同じPPP製品の年間2度以上の使用制限（5032）	280 €/ha
a-18	エコスキームと併用*して、ヨーロッパハムスターの保護のため、同じPPP製品の年間2度以上の使用制限（5032）	150, 130 €/ha
a-19	殺虫剤と殺鼠剤の使用の禁止（5033）	295 €/ha
a-21	エコスキームと併用*して、殺虫剤と殺鼠剤の使用の禁止（5033）	165, 145 €/ha
a-22	ヨーロッパハムスターの保護のため、有機肥料（固形ふん尿、キノコ培養地であるシャンポスト、コンポスト）の使用制限（5035）	135 €/ha
a-23	ヨーロッパハムスターの保護のため、殺鼠剤の使用禁止（5036）	55 €/ha

（注）国家CAP直接支払法（GAPDZG）20条(1)6:化学合成農薬を使用しない農場での耕作可能値または永年作物地域の栽培（die Bewirtschaftung von Acker- oder Dauerkulturflächen des Betriebes ohne Verwendung von chemisch-synthetischen Pflanzenschutzmitteln,）のこと

事例：ノルトライン＝ヴェストファーレン（NRW）州の環境気候管理誓約／要件と単価⑦

- EL-0105-03自然保護指向の耕作（2/2）

施策内容		単価
b-01	ヨーロッパハムスターのための穀物（マメ科含む）の収穫放棄（翌年10月15日まで）	2240 €/ha
b-02	小規模圃場の管理	35 €/ha
c-01	多年休耕地の造成。農薬の使用を禁止（個別の事例によって除草剤使用は承認可能性あり）	1620 €/ha
c-02	決められた種子パッケージの休耕地での単年播種。肥料、PPP、耕地利用の禁止。特定の圃場管理を実施（5042A）	1750 €/ha
c-03	決められた種子パッケージの休耕地での複数年播種。肥料、PPP、耕地利用の禁止。播種年における特定の圃場管理を実施（5042B）	1970 €/ha
c-04	決められた種子パッケージの休耕地での複数年播種。肥料、PPP、耕地利用の禁止。2年目以降に特定の育成管理を実施（5042B）	1530 €/ha
c-05	地域種の休耕地での単年播種。肥料、PPP、耕地利用の禁止。特定の圃場管理を実施（5042C）	2000 €/ha
c-06	地域種の休耕地での複数年播種。肥料、PPP、耕地利用の禁止。播種年における特定の圃場管理を実施（5042B）	2280 €/ha
c-07	地域種の休耕地での複数年播種。肥料、PPP、耕地利用の禁止。2年目以降に特定の育成管理を実施（5042B）	1530 €/ha
d-01	適格作物の無精ひげの休耕地を10月15日まで維持※。除草剤、機械による除草の禁止（5024F）ただし、大麦とオーツ麦の場合は9月20日まで ※収穫後すぐに穀物の茎を耕すことなく、できるだけ長く休耕地として残すこと	185 €/ha
d-02	適格作物の無精ひげの休耕地を翌年2月28日まで維持※。除草剤、機械による除草の禁止（5024）※収穫後すぐに穀物の茎を耕すことなく、できるだけ長く休耕地として残すこと	250 €/ha
d-04	休耕地における自己緑化。施肥、PPPの使用禁止。耕作禁止（5041）	1600 €/ha

（注）国家CAP直接支払法（GAPDZG）20条(1)6:化学合成農薬を使用しない農場での耕作可能値または永年作物地域の栽培
（die Bewirtschaftung von Acker- oder Dauerkulturflächen des Betriebes ohne Verwendung von chemisch-synthetischen Pflanzenschutzmitteln,）のこと

事例：ノルトライン＝ヴェストファーレン（NRW）州の環境気候管理誓約／要件と単価⑧

- EL-0105-05果樹園への景観構造物の導入及び維持

施策内容		単価
a-01	既存の果樹園35本/ha以上を維持し、専門的なトレーニング、メンテナンス、剪定を実施。化学合成肥料、PPPの使用禁止（5301）	1520 €/ha
a-02	過度に少ない果樹園の利用を禁止。化学合成肥料、PPPや肥料の使用禁止（5302）	260 €/ha
a-03	エコスキームと併用した上*で、過度に少ない果樹園の利用を禁止。化学合成肥料、PPPや肥料の使用禁止（5302）	160 €/ha
b-01	既存の生垣の維持。適切な剪定（Stock-Setze）、間伐、ブラシウッド（小枝など）の除去、適切な植替えなど	0.6 €/m ²
b-02	ヨーロッパハムスターのための穀物（マメ科含む）の収穫放棄（翌年10月15日まで）（5025）	0.9 €/m ²

*国家CAP直接支払法（GAPDZG）20条(1)4:農場における永年草地全体の粗放化（die Extensivierung des gesamten Dauergrünlands des Betriebs）のこと

事例：ノルトライン＝ヴェストファーレン（NRW）州の環境気候管理誓約／要件と単価⑨

施策名	場所		初年～2年目			3～5年目		
			通常	エコスキームと併用		通常	エコスキームと併用	
EL-0108-01 有機農業の導入	耕地		550 €/ha	400 €/ha (DZ0406-01)	500 €/ha (DZ0406-02)	280 €/ha	130 €/ha (DZ0406-01)	230 €/ha (DZ0406-02)
	草地		360 €/ha	310 €/ha (DZ0404)		260 €/ha	210 €/ha (DZ0404)	
	野菜 花卉 造園	露地	1,500 €/ha	1,350 €/ha (DZ0406-01)		470 €/ha	320 €/ha (DZ0406-01)	
		温室	6,130 €/ha	-		4,210 €/ha	-	
	永年作物		2,240 €/ha	2,090 €/ha (DZ0406-03)		1,060 €/ha	910 €/ha (DZ0406-03)	
	取引費用補填		有機農業の導入にかかる取引費用の補填：50€/ha（最大600€/事業者）					

施策名	場所		通常	エコスキームと併用	
EL-0108-02 有機農業の維持	耕地		280 €/ha	130 €/ha (DZ0406-01)	230 €/ha (DZ0406-02)
	草地		260 €/ha	210 €/ha (DZ0404)	
	野菜 花卉 造園	露地	470 €/ha	320 €/ha (DZ0406-01)	
		温室	4,210 €	-	
	永年作物		1,060 €/ha	910 €/ha (DZ0406-03)	
	取引費用補填		有機農業の維持にかかる取引費用の補填：50€/ha（最大600€/事業者）		

事例：ノルトライン＝ヴェストファーレン（NRW）州の環境気候管理誓約／要件と単価⑩

施策名	内容		単価
EL-0109-01 放牧	夏季放牧		60€/ha
EL-0109-02 特に動物に優しい畜産慣行	乳牛の繁殖	敷き藁の導入し、十分な室内スペースの確保（就寝スペースの数と品質の確保を含む）	65€/LU*
	仔牛の肥育	敷き藁の導入し、十分な室内スペースの確保（就寝スペースの数と品質の確保を含む）	65€/LU*
	その他牛の繁殖	敷き藁の導入し、十分な室内スペースの確保（就寝スペースの数と品質の確保を含む）	65€/LU*
	肉牛の肥育	敷き藁の導入し、十分な室内スペースの確保（就寝スペースの数と品質の確保を含む）	220€/LU*
	母豚	敷き藁の導入し、20% 以上大きな室内スペースの確保（就寝スペースの数と品質の確保を含む）	265€/LU*
	その他養豚	敷き藁の導入し、20% 以上大きな室内スペースの確保（就寝スペースの数と品質の確保を含む）	90€/LU*
	仔豚	敷き藁の導入し、20% 以上大きな室内スペースの確保（就寝スペースの数と品質の確保を含む）	500€/LU*

(注) LUとは家畜単位のこと



CAP戦略計画の立案・運用体制

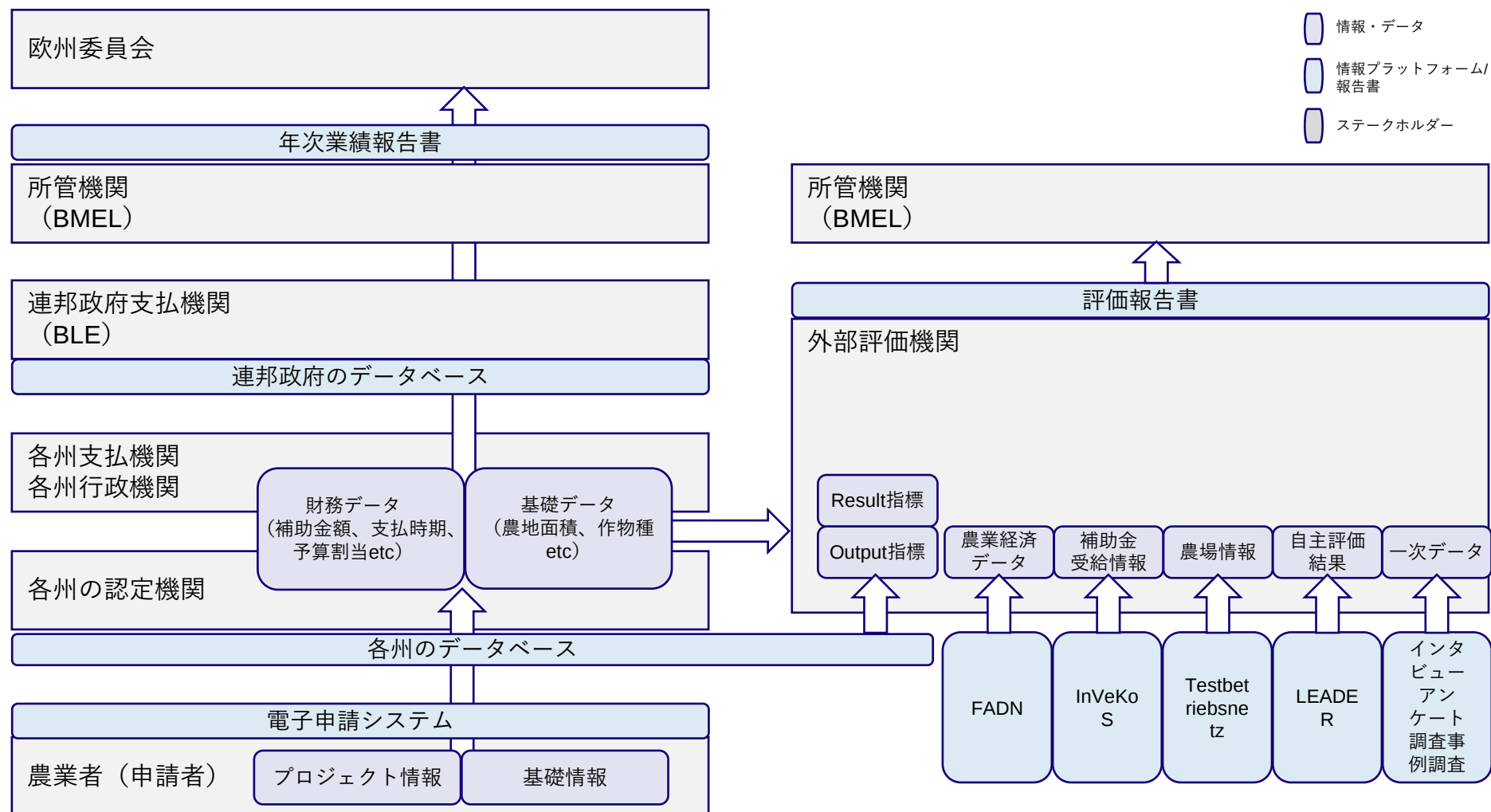
- ドイツは連邦制国家であり、連邦（Bund）と自治権を持つ16の州（Land）から構成される。州は連邦と同様に一つの国家であり、国家的の権限の行使及び国家の任務の遂行は、基本法に定めのない限り行政権は州に帰属する（ドイツ連邦共和国基本法 (第30条)）
- 2023年から履行されている現行CAPでは、加盟国が管轄地域や地方当局とのパートナーシップを組織することが義務付けられており（CSR第106条(3)）、ドイツにおいては施策検討・運用、モニタリング、評価において連邦政府と州政府などが協力して実施。
 - － コンディショナリティ、直接支払い：連邦政府（BMEL）が施策内容、要件、単価の設計を実施
 - － セクター支払い：施策の内容、要件、単価基準を連邦政府（BMEL）が作成するものの、州政府が地域特性を勘案して単価を調整
 - － 農村振興施策：主に州政府が設計（施策内容・要件・単価基準の設定）を実施



CAP戦略計画の履行状況のモニタリング体制

- 農業者による補助金申請やモニタリングは州の認定機関が運用する。モニタリング・評価の体制は下図のとおり

ドイツにおける農業者のCAP申請・モニタリング体制





2023年度の履行状況の概要

年次パフォーマンスレポートの概要

- ドイツの2023年の支払いはCAP戦略計画の想定を下回った。理由としては新たな施策の導入による申請者の混乱が申請遅延に繋がったと推察される
 - － 特に農村振興については初年度であったため、農業者が申請を見送ったものと分析されており、セクター支払いについては国内の支援枠組みの施行が遅れたため、申請が間に合わなかったと推察される
 - － セクター支払いは養蜂部門で1つプログラムが実行されたのみであり、ワインやホップセクターを含むその他の支払いは2024年度以降に実施される見込み
 - － また、欧州中央銀行の政策金利が4%に上がったため、建設や投資を行うプロジェクトにおいては、投資計画を進めることが難しくなり、実行が見送られたものと推察される
- 運用体制としては、連邦政府と州政府間の連携、連邦政府と欧州委員会の関係は協力的かつ建設的である
 - － 国の追加予算をEAFRD予算として適用する際に、EUの基準に沿って管理されているかを確認する時間がかかる点は課題となっている
 - － CAP NetworkもEAFRD予算の下で機能しており、特にエコスキームとENVCIMの相互作用を重要なテーマとして掲げている



2024年度向けのCAP戦略計画の見直し

- 直接支払いの初年度エコスキームへの申請が少なかったドイツでは、エコスキームの見直しを実施
 - エコスキームの見直し及びGAEC 8 で実施すべきだった施策をエコスキームとして統合することで、農業者の管理負担の軽減を目指すもの
 - 直接支払いの初年度はエコスキームへの申請が少なかったものの、今年度はほぼすべてのエコスキームで11~20%増加

ドイツのエコスキーム概要

番号	施策内容
DZ-0401	生物多様性を改善し、生息域を保護するための土地提供
DZ-0402	耕作可能な農業における5つ以上の主要作物（マメ科作物を含む）による多様な作物の栽培
DZ-0403	耕地と永年草地におけるアグロフォレストリー管理法の保持
DZ-0404	農業者の保有する永年草地総面積の拡大
DZ-0405	4つ以上の地域重要種の証明を伴う永年草地の広範な管理
DZ-0406	化学合成農薬を使用しない農場での耕作可能値または永年作物地域の栽培
DZ-0407	Natura2000地域の保護目標によって決定されたと非管理手法の適用

エコスキームの変更点

< 受給要件（最小面積・受給要件）の見直し >

耕地内の非生産域 (DZ-0401 a)	変更前（2023年）	変更後（2024年）
最小面積	0.1ha	0.1ha
受給基準	適格耕地の1%以上	撤廃
最大面積	適格耕地 の6%	適格耕地の6% ※ただし、1ha以上
レベル1：農地	1,300€/ha (適格耕地の1%)	1,300€/ha (適格耕地の1%、ただし、1%が1ha未満の場合は1haまで)
レベル2：プレミアム	500€/ha レベル1超の適格耕地（最大2%）	500€/ha レベル1超の適格耕地（最大2%）
レベル3：プレミアム	300€/ha レベル2超の適格耕地（最大6%）	300€/ha レベル2超の適格耕地（最大6%）

< 単価の見直し >

施策	変更前（2023年）	変更後（2024年）
開花帯/開花エリア (DZ-0401 b,c)	150ユーロ/ha	200ユーロ/ha
多様な作物栽培 (DZ-0402)	45ユーロ/ha	60ユーロ/ha
アグロフォレストリー管理法 (DZ-0403)	60ユーロ/ha	200ユーロ/ha
PSM不使用レベル1 (DZ-0406 a)	130ユーロ/ha	150ユーロ/ha

(出所) Anpassungen der Öko-Regelungen ab 2024より作成



2023年度の支払い状況

- ドイツの2023年度の支払い状況は下表のとおりである

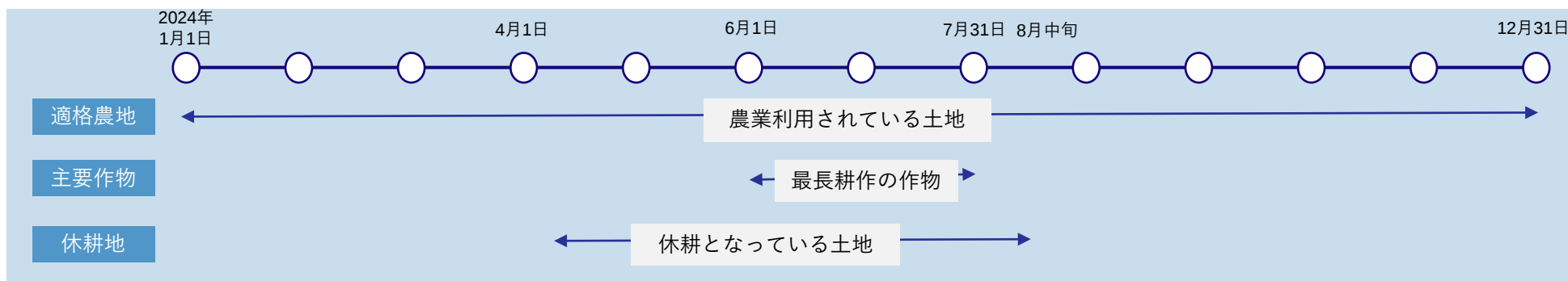
ドイツにおけるCAP施策名			予算総額（2023会計年度）	
	CAP施策名	国内施策番号	計画額	支払額
直接支払	基礎所得支持	DZ-0101	割当なし	
	補完的所得再分配支持	DZ-0201		
	補完的青年農業者所得支持	DZ-0301		
	エコスキーム	DZ-0401～DZ-0407		
	カップル所得支持	DZ-0501～DZ-0502		
セクター支払	特定のセクターにおける介入（フルーツ及び野菜）	SP-0101～SP-0106	割当なし	
	養蜂部門への介入の種類	SP-0202～SP-0206	1,897,350	743,006
	ワイン部門への介入の種類	SP-0301～SP-0305	割当なし	
	特定のセクターにおける介入（ホップ）	SP-0401～SP-0405	2,188,000	0
農村振興	環境・気候等管理誓約	EL-0101～EL-0111	773,856,233	0
	自然等地域固有制約	EL-0201	57,458,530	0
	義務的要件による地域固有の不利	EL-0301	15,068,422	0
	投資、灌漑投資	EL-0401～EL-0413	124,786,378	0
	青年農業者・新規就農者・農村事業開業	EL-0501	4,854,014	0
	リスク管理施策	EL-0601	割当なし	
	協働	EL-0701～EL-0703	249,221,273	2,822,462
	知識交換・情報普及	EL-0801～EL-0802	割当なし	1,286,205

コラム：CAP補助金の申請・モニタリングの流れ

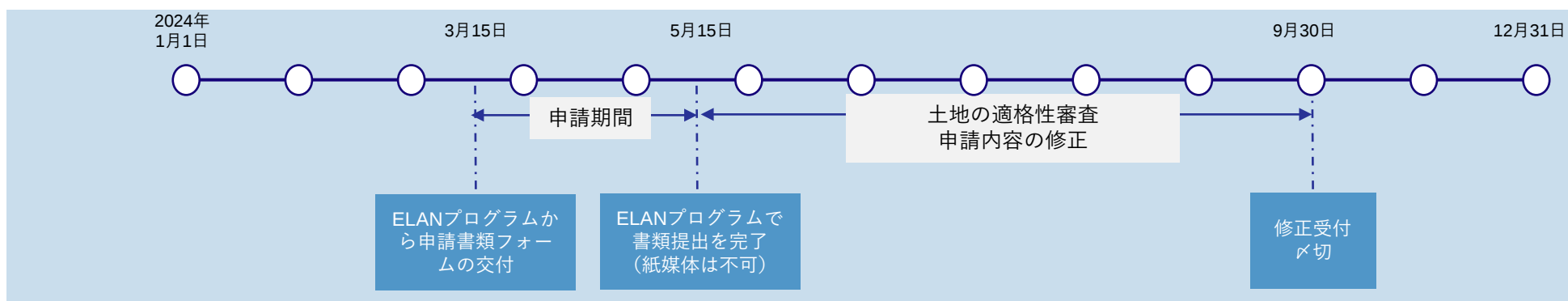
面積支払いの申請方法（事例：ノルトライン=ヴェストファーレン（NRW）州）

- NRW州では紙媒体での申請は実施できず、補助金申請のための電子システムであるELAN NRWを使用して申請を行う。本システムを利用できない申請者は、最寄りの農業会議所地区事務所でのサポートを予約し、当該事務所から電子申請を実施する
 - すべての耕地と土地の特徴（LE：Landscape elements (LE)）はCollective Applicationに画像情報として電子登録しなくてはならない。登録がない場合は減額や罰則の対象となる場合がある
 - 主要な作物とは、6月1日～7月15日の間に最も長く耕作された作物と定義する
 - 適格農地（申請年の1月1日～12月31日の全期間にわたって農業利用されていた土地）が対象。例えば、収穫後に宅地転用した場合などは適用除外される

土地の適格性（2024申請年分）



申請スケジュール（2024申請年分）





モニタリング方法（事例：ノルトライン=ヴェストファーレン（NRW）州）

全数確認（衛星データを活用したモニタリング）

- NRW州では、衛星データをベースにしたモニタリングを実施。農地の監視を含む。2024年夏から始動見込み（2024年3月情報）
 - ✧ コペルニクスプログラムを活用したsentinel data（10m resolution）とAIを使った自動農地評価システムを導入
 - ✧ 衛星データでの確認結果は緑、黄、赤の3色を農地データごとに表示。
 - 緑：登録情報との一致を確認済み
 - 黄：登録情報との適合性を確認中
 - 赤：登録情報と不一致 ※
 ※不備については、9月末までは修正可能
 - ✧ 衛星データの限界としては、以下の情報が取得できない場合が想定される。その際には、fast field checkによる現地確認または解像度3mの画像による追加分析を実施
 - 農地が小さい場合
 - 栽培作物が登録されていない又は珍しいものである場合
 - 天候によって衛星が十分な解像度でない場合
- 農業支援に関するあらゆる農地モニタリングに使用する見込みであるが、特に以下の適格性の確認に用いる
 - ✧ 農地登録時に登録された主要作物が正しいこと
 - ✧ 土地の適格利用の通年状況
 - ✧ 永年草地での農業活動の実態
 - ✧ 休耕地や休耕ストライプ（バッファーストライプ）の適用状況
 - ✧ 休耕地における休耕や保護の期間（コンディショナリティ対応）

サンプル調査（立入検査）

- 土地の適格性と要件確認、補助金要件の確認、コンディショナリティ要件の遵守など、衛星データをベースとしたモニタリングで確認できない項目を立入検査する
 - ✧ 土地の適格性（耕作放棄を含む耕作状況、播種の次期、肥料やPPPの制限、種子と農薬の混合物の許容範囲）
 - ✧ 要件の確認（バッファーストライプなどの確認）
 - ✧ 各スキーム別の要件確認
- 申請者の5%を選定して実施（例：NRW州では約4万件の申請があるので、2,000申請者/年に実施）。対象は無作為抽出及びリスクの高い申請者の2段階で選定
 - ✧ 対象全体の20~25%を無作為に抽出する
 - ✧ 過年度実績とデータからリスク要因を決定し、その要因に基づくリスクの高い申請者を抽出する
 - ✧ 基本的には事前通知の必要はないが、法的に許可されている範囲で事前通知（農地検査の場合は、14日前以降）を実施することがある
- 検査を実施後、検査員が口頭で情報を提供する。最終報告書は申請者に送付される。申請者は結果について異議申し立ての機会を与えられる

サンプル調査（アプリによる立入検査の補完）

- 2024年6月、携帯端末用アプリであるMona NRW運用を始動
- 衛星データでは観測できない情報の補完を目的として無償で提供されているものの
- 現時点では導入義務はなし

2. 各国におけるCAP戦略計画の内容 (2) フランス



- ① フランスにおける農業の特徴 … p.107
- ② フランスにおけるCAP戦略計画の予算規模・施策 … p.108
- ③ フランスにおけるCAP戦略計画の履行体制 … p.121
- ④ フランスにおけるCAP戦略計画の履行状況 … p.123

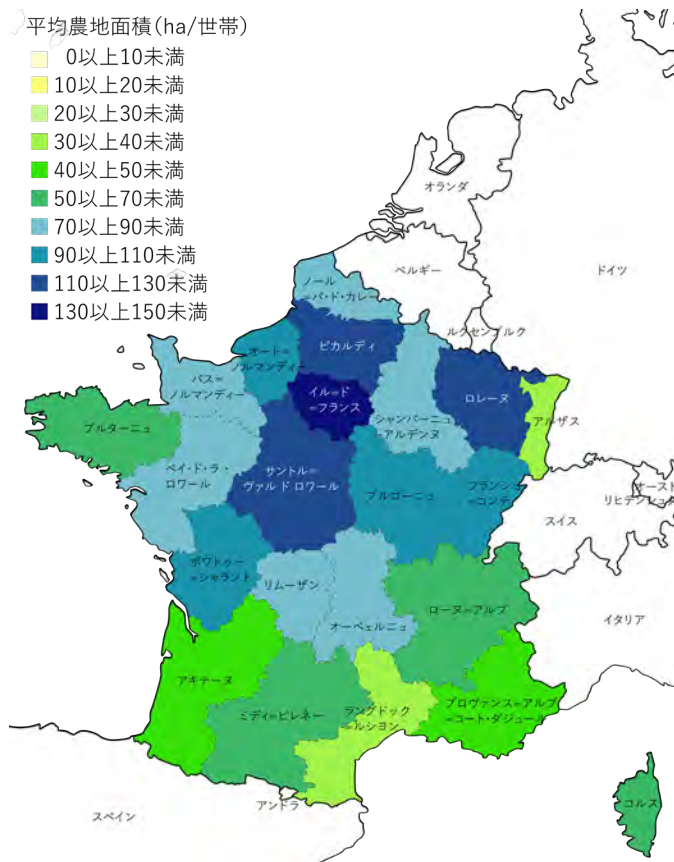
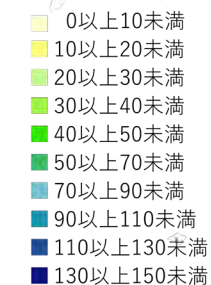


フランスにおける農業の特徴

- フランスは、2016年の行政区分変更以降、13の本土における地方（コルシカ島含む）及び6つの海外地方で構成されている
- 地方 [region]は、さらに県 [département]と細分化される。日本の市町村レベルにあたる最も規模の小さいコミュニティであるコムーネ [commune]も歴史的には農村振興政策にて機能してきた背景があり、フランスの農業はかなり地域性が強い
- フランス北東部は、他の地域を比較して平均農地面積が大きい

1戸あたり農地面積の分布 (2020年)

平均農地面積 (ha/世帯)



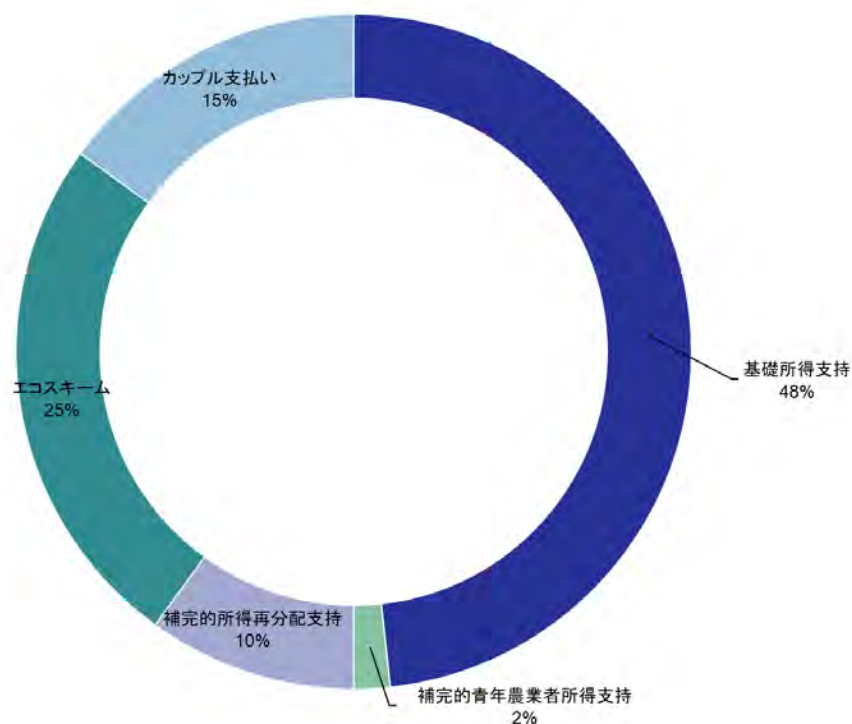
地域別の農地面積・農業世帯数・農業世帯1戸当たりの平均農地面積 (2020年)

地域圏		農地面積 (ha)	農業世帯数 (世帯)	平均農地面積 (ha/世帯)
1	イルドフランス	563,850	4,280	132
2	サントル＝ヴァル＝ロワール	2,283,230	19,200	119
3	ブルゴーニュ	1,757,710	16,060	109
4	フランシュ＝コンテ	672,740	6,630	101
5	バス＝ノルマンディー	1,191,460	16,190	74
6	オート＝ノルマンディー	760,050	7,990	95
7	ノール＝パ・ド・カレー	808,930	11,120	73
8	ピカルディ	1,318,730	11,450	115
9	アルザス	331,200	8,700	38
10	シャンパーニュ＝アルデンヌ	1,551,230	21,740	71
11	ロレーヌ	1,140,590	9,010	127
12	ペイ・ド・ラ・ロワール	2,078,170	25,080	83
13	ブルターニュ	1,623,830	25,580	63
14	アキテーヌ	1,412,530	31,190	45
15	リムーザン	828,130	10,320	80
16	ポワトゥー＝シャラント	1,697,750	18,890	90
17	ラングドック＝ルシヨン	907,350	24,300	37
18	ミディ＝ピレネー	2,414,650	36,660	66
19	オーヴェルニュ	1,443,850	17,630	82
20	ローヌ＝アルプ	1,467,330	28,170	52
21	プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール	807,250	17,120	47
22	コルス	172,850	2,830	61
23	グアドループ	30,050	5,940	5
24	マルティニーク	21,570	2,440	9
25	フランス領ギアナ	35,580	5,030	7
26	ラ・レユニオン	38,310	5,660	7
27	マヨット	5,740	3,810	2

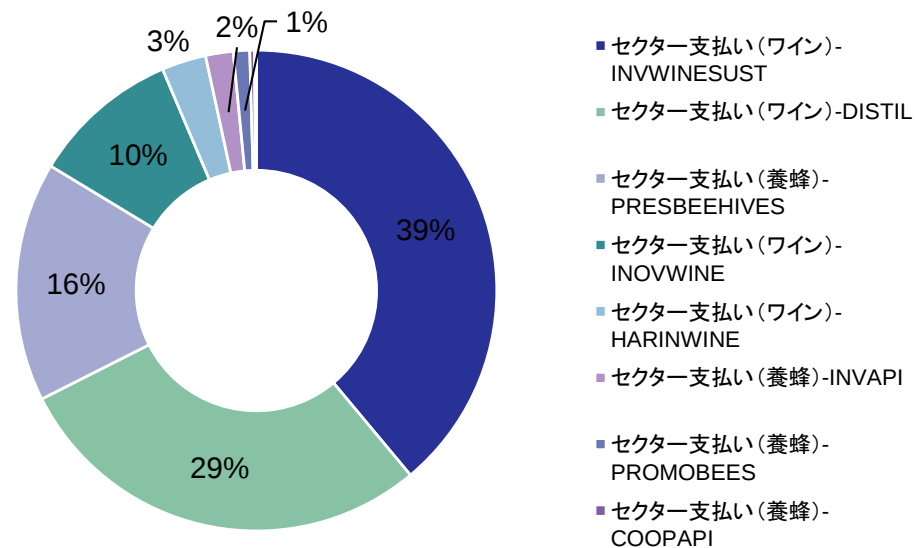
第1の柱の予算規模

- 直接支払い及びセクター支払いに係る予算配分は以下のとおりである
- 直接支払いは、全体の48%を基礎所得支持が占める。エコスキームは25%が割り当てられる形となっている
- 一方でセクター支払いは、ワインに加え、養蜂に対しても全体予算の20%程度の支援を割り当てている

直接支払いにおける予算配分比率（2023~2029年）



セクター支払いにおける予算配分比率（2023~2029年）

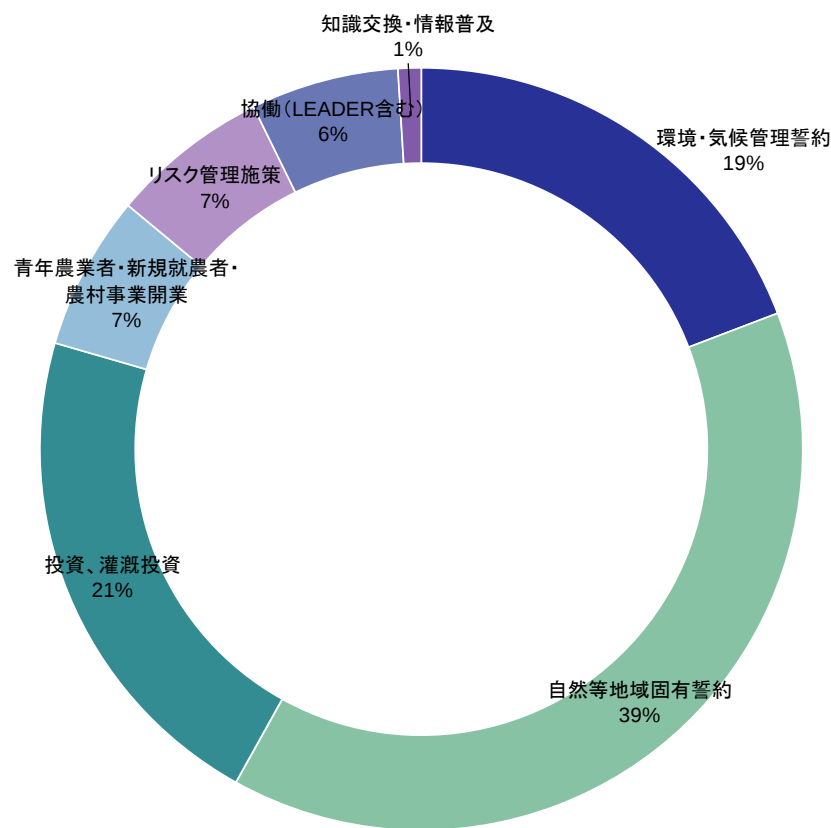


(注)セクター支払いの施策コードについてはp.68,69参照

第2の柱の予算規模

- 農村振興施策の予算配分は以下のとおりである
- 条件不利地に対する助成である自然地域固有誓約（フランスにおいてはICHNと呼称）の比率が39%と最も高い。次いで、投資・灌漑投資へ21%が予算配分されており、環境・気候管理誓約については19%が配分されている

農村振興施策における予算配分比率（2023~2029年）



第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

環境気候管理誓約（ENVCIM）の位置づけ／貢献するニーズ

- 「環境気候管理誓約」（ENVCIM）とは、義務の遂行に伴う追加費用と所得減に対して支援を実施するもの。単価は一律で設定されており、義務がより野心的であるほど、金額も高くなる。農業者が署名した契約は5年間有効である
- フランスにおいても、ドイツ同様にENVCIMが貢献する目標は、「気候変動」「環境配慮」「景観」「食料と健康」である

フランスの環境気候管理誓約が貢献する個別目標とニーズの対応

個別目標	ニーズ	優先度
SO4 気候変動	D.1 農場の移行に関する一般条件の策定	不可欠でない
	D.2 グローバルな推進要因の支援（気候問題以外）	不可欠
	D.3 農業部門からの温室効果ガス排出量の削減（緩和）	不可欠
	D.4 農業および林業のエネルギー消費量の削減（緩和）	有用
	D.5 炭素貯留（農業および林業の土壌およびバイオマス）を奨励する（緩和）	不可欠
	D.6 フランスの総排出量を削減するために、農業および林業由来の再生可能エネルギーおよびバイオマテリアルの生産を促進する（緩和）	不可欠でない
	D.7 システムをより強靱にする（適応：予防／管理）	不可欠
SO5 環境配慮	E.1 農場の移行を可能にするための一般条件の創出	不可欠でない
	E.2 資源の持続可能な管理のためのグローバルな推進力と統合的アプローチの支援	不可欠
	E.3 資源を効率的かつ持続的に利用する農業システムと慣行の支援	不可欠
	E.4 循環型経済に向けた行動の実施	不可欠でない
SO6 景観	F.1 農場の移行を可能にするための一般条件の創出	不可欠でない
	F.2 グローバルな推進要因を支援する（生物多様性問題以外）	不可欠
	F.3 農業および林業の実践における生物多様性の保全と持続可能な利用を促進する	不可欠
	F.4 農業由来の生物多様性への圧力要因を実践において軽減する	不可欠
	F.5	不可欠
SO9 食料と健康	I.1 CAPの食品分野を強化し、関連する公共政策の調整を改善する	有用
	I.2 農業の慣行および生産システムの変化を支援する	不可欠
	I.3 食品分野の適応を支援する	不可欠でない
	I.4 健康リスク、特に気候変動に関連するリスクへの配慮を強化する	有用
	I.5 消費者が十分な情報を得た上で選択できるよう、消費者が入手できる情報を改善する	不可欠でない

第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策・予算配分

- フランス本土における環境気候管理誓約は17種類設定されている。施策としては、有機農業への転換、農業環境・気候対策（AECM）、捕食者から家畜群を保護する制度等が含まれる。なお、海外領土・コルシカ島における施策は次頁のとおり

フランスにおける「環境気候管理誓約」（本土）		個別目標（SO）				総予算（2023 - 2029）（単位：€）				
番号	施策名	4	5	6	9	EU予算	国の予算	公的資金総額	国の追加予算	EU予算割合
70.01	有機農業への転換に対する支払い	●	●	●	●	819,674,105	204,918,526	1,024,592,631	409,433,232	57.2%
70.02	有機農業への転換に対する支払い：RDPに従い締結されたコミットメントの年賦支払い	●	●	●	●	126,432,011	42,144,004	168,576,015	51,423,985	57.5%
70.06	農業環境・気候対策：耕地作物に対する水質・水管理		●	●		186,316,880	46,579,220	232,896,100	11,398,335	76.3%
70.07	農業環境・気候対策：多年生作物に対する水質・水管理		●	●		10,959,818	2,739,954	13,699,772	670,490	76.3%
70.08	農業環境・気候対策：土壌の質・土壌の保護	●	●	●		4,109,932	1,027,483	5,137,415	251,434	76.3%
70.09	農業環境・気候対策：気候、動物福祉、食の自律性	●		●	●	205,496,562	51,374,141	256,870,703	12,571,693	76.3%
70.10	農業環境・気候対策：特定の環境におけるアグロエコロジーの均衡と生物多様性の保全			●		268,679,216	67,169,804	335,849,020	16,437,028	76.3%
70.11	農業環境・気候対策：生物多様性に関連する施策（花粉媒介者）			●		57,539,038	14,384,759	71,923,797	3,520,074	76.3%
70.12	農業環境・気候対策：生物種の保全			●		47,215,752	11,803,938	59,019,690	2,888,041	76.3%
70.13	農業環境・気候対策：環境の開放と森林火災の防止による生物多様性の維持			●		8,219,861	2,054,965	10,274,826	502,868	76.3%
70.14	農業環境・気候対策：アグロエコロジーインフラの持続可能な維持管理			●		30,148,219	7,513,680	37,661,899	1,760,037	76.5%
70.26	捕食者から家畜群を保護する制度			●		121,800,000	30,450,000	152,250,000		80.0%
70.27	定額AECM「慣行の移行」	●	●	●		108,236,585	27,059,146	135,295,731	6,140,650	76.5%
70.29	AECM API（ミツバチの受粉媒介能力向上）			●		42,826,855	10,669,949	53,496,803		80.1%
70.30	AEC PRM（捕食された種の保護）			●		23,237,002	5,746,094	28,983,096	15,125	80.1%
70.31	経営コミットメント - 捕食地域外の牧畜地域における家畜群の警護のための支払い			●		7,022,250	1,755,563	8,777,813		80.0%
70.32	農業環境・気候対策：RDPに従った5年間のコミットメントに対する年金の支払い		●	●		20,250,000	6,750,000	27,000,000		75.0%

（注）SO4（気候変動）、SO5（環境配慮）、SO6（生態系保全）、SO9（食料と健康）のこと。詳細は72ページ参照

（出所）CAP Catalogueより作成

第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

フランスにおける「環境気候管理誓約」（海外領土・コルシカ島）		個別目標（SO）				総予算（2023 - 2029）（単位：€）				
番号	施策名	4	5	6	9	EU予算	国の予算	公的資金総額	国の追加予算	EU予算割合
70.02	有機農業への転換に対する支払い：RDPに従い締結されたコミットメントの年賦支払い	●	●	●	●	126,432,011	42,144,004	168,576,015	51,423,985	57.5%
70.03	有機農業への転換に対する支払い（コルシカ島）	●	●	●	●	2,885,000	721,250	3,606,250	1,367,888	58.0%
70.04	有機農業への転換に対する支払い（海外領土）	●	●	●	●	8,487,000	1,762,999	10,249,999	—	82.8%
70.05	有機農業の維持に対する支払い（海外領土）	●	●	●	●	25,461,001	5,289,000	30,750,001	—	82.8%
70.15	農業環境・気候対策：バナナ（海外領土）		●	●		2,433,000	567,000	3,000,000	—	81.1%
70.16	農業環境・気候対策：砂糖きび（海外領土）		●	●		8,758,800	2,041,200	10,800,000		81.1%
70.17	農業環境・気候対策：市場園芸（海外領土）		●	●		3,244,000	756,000	4,000,000		81.1%
70.18	農業環境・気候対策：果樹園（海外領土）		●	●		0.75	945,000	5,000,000		81.1%
70.19	農業環境・気候対策：牧草地（海外領土）	●		●		2,027,500	472,500	2,500,000		81.1%
70.20	農業環境・気候対策：高度多角化小規模農場の維持と環境パフォーマンス（海外領土）		●	●		5,677,000	1,323,000	7,000,000		81.1%
70.21	農業環境・気候対策：森林被覆農業の維持と環境パフォーマンス（海外領土）			●		811,000	189,000	1,000,000		81.1%
70.22	農業環境・気候対策：アグロフォレストリーにおける牧畜景観のモザイクの復元と火災予防警官の（コルシカ島）			●		5,600,000	1,400,000	7,000,000		80.0%
70.23	農業環境・気候対策：農業区画における生物多様性に有利な生態回廊の保全と再生（コルシカ島）			●		1,390,000	347,500	1,737,500		80.0%
70.24	農業環境・気候対策：活性化と土壌保護（コルシカ島）		●	●		4,000,000	1,000,000	5,000,000		80.0%
70.25	定額AECM：「水源の保護—統合的な戦い（コルシカ島）		●			1,763,415	440,854	2,204,269		80.0%
70.26	捕食者から家畜群を保護する制度			●		121,800,000	30,450,000	152,250,000		80.0%
70.27	定額AECM「慣行の移行」	●	●	●		108,236,585	27,059,146	135,295,731	6,140,650	76.5%
70.29	AECM API（ミツバチの受粉媒介能力向上）			●		42,826,855	10,669,949	53,496,803		80.1%
70.30	AEC PRM（捕食された種の保護）			●		23,237,002	5,746,094	28,983,096	15,125	80.1%
70.31	経営コミットメント - 捕食地域外の牧畜地域における家畜群の警護のための支払い			●		7,022,250	1,755,563	8,777,813		80.0%
70.32	農業環境・気候対策：RDPに従った5年間のコミットメントに対する年金の支払い		●	●		20,250,000	6,750,000	27,000,000		75.0%

（注）SO4（気候変動）、SO5（環境配慮）、SO6（生態系保全）、SO9（食料と健康）のこと。詳細は72ページ参照

第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

本土で適用される環境気候管理誓約（ENVCIM）の各施策一覧

- フランス本土で適用される17の環境気候管理誓約の概要は下表のとおりである

番号	施策名	概要
70.01	有機農業への転換に対する支払い	- 有機農業地域の開発を支援する。栽培される作物は従来の農産物と同じように評価される - 転換補助金は補助金申請初年度から5年間支給
70.02	有機農業への転換に対する支払い：RDPに従い締結されたコミットメントの年賦支払い	地域農村開発プログラムに基づく有機農業への転換を支援する措置に基づいた実施されたコミットメントへの対応
70.06	農業環境・気候対策： 耕地作物に対する水質・水管理	- 耕作地において、硝酸塩や植物保護製品による汚染を減らし、水資源の質を保ち、健全な水管理を促進 - 実施された措置に規定されている慣行を5年間実施することを自主的にコミットメント
70.07	農業環境・気候対策： 多年生作物に対する水質・水管理	ブドウ栽培又は樹木栽培において、生物的防除を活用して植物保護製品による汚染を減らし、水資源の質を維持し、灌漑の削減を促進
70.08	農業環境・気候対策： 土壌の質・土壌の保護	耕作地において、農地土壌の管理と保全の面で耕作作物の栽培方法の持続可能な変化を支援
70.09	農業環境・気候対策： 気候、動物福祉、食の自律性	永久草地、牧草地、果樹園、農場において、農場の動物ワークショップと植物ワークショップのつながりを強化し、栄養サイクルの閉鎖を改善
70.10	農業環境・気候対策： 特定の環境におけるアグロエコロジーの均衡と生物多様性の保全	永久草地、牧草地、葦原、遠征湿地、水田及び水田との輪作において、水田、葦、遠征湿地、湿地、草原、牧草地など特定の注目すべき環境の農業生態学的バランスと生物多様性を保護
70.11	農業環境・気候対策： 生物多様性に関連する施策（花粉媒介者）	- 耕作地及び多年生作物生産地域において、草本用や生物多様性に有用な効果のある特定のcutleryの設置を維持する。植物保護製品の使用、被覆の破壊につながる行動は禁止。家畜及び花粉媒介者に好ましい内容を実施する - なお、CAP市場年度中に、特定の環境にやさしい被覆作物に対する支援を実施するAECMにコミットしている地域も対象
70.12	農業環境・気候対策：生物種の保全	永久草地または牧草地及び耕作地において、農地の生物多様性を保護するために草地に繁茂する植物・動物種が繁殖サイクルを完了させること
70.13	農業環境・気候対策：環境の開放と森林火災の防止による生物多様性の維持	永久草地または牧草地において、生物多様性に有害な植生の胴体を持つ区画の開放を維持すること。森林火災リスクの保護に関わる地域で燃料削減の創造
70.14	農業環境・気候対策：アグロエコロジーインフラの持続可能な維持管理	非農業地域において、アグロエコロジーのインフラ（生垣、樹木・並木、池、溝）の維持管理により、農地の農業生態のバランス・生物多様性を保持
70.26	捕食者から家畜群を保護する制度	- 補助金の形で支給。捕食者から群れを保護するためのシステム及び、捕食者から飼育地を保護するための投資に関する介入 - 監視を強化した場合、30.75ユーロ/日の支給。保護犬の飼育にあたっては年間815€/年の支給。 - いずれも年間上限が設定
70.32	農業環境・気候対策：RDPに従った5年間のコミットメントに対する年金の支払い	地域農村開発プログラムに基づく有機農業への転換を支援する措置に基づいた実施されたコミットメントへの対応

第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

本土で適用される環境気候管理誓約（ENVCIM）の各施策：単価一覧①

- 有機農業への転換に対する支払い（70.01, 70.02）は、フランスの環境気候管理誓約予算の約4割を占める施策である
- 転換にあたって5年間は対象作物ごとに設定されている単価が支払われる。単価については、以下のとおりである

施策番号	対象作物	単価 (€/ha)
70.01 有機農業への 転換に対する 支払い	繁殖植物に関連するヒース、エスチープ、ラン	44
	繁殖植物に関連する牧草地（一時的または恒久的）	130
	- 一年草作物 - 植え付け時に50%のマメ科植物を含む飼料用豆類・混合物 - 確保された領域 - 穀類種子、タンパク質作物、飼料用種子	350
	ワイン生産地域	350
	香水、芳香、薬用植物（PPAM）	350
	畑作野菜、テンサイ	450
	市場園芸及び樹木栽培、その他の、野菜種子及び産業用ピーチ趣旨の対象地域	900

施策番号	対象作物	単価 (€/ha)
70.02 有機農業への 転換に対する 支払い：農村 開発計画に従 い締結された コミットメン トの年賦支払 い	繁殖植物に関連するヒース、エスチープ、ラン	44
	牧草地（一時的または恒久的）で、飼料用マメ科植物及び少なくとも50%のマメ科植物を含む混合物と繁殖植物を組み合わせたもの	130
	- 一年草作物 - 植え付け時に50%のマメ科植物を含む飼料用豆類・混合物 - 確保された領域 - 免責として、飼料用マメ科植物及び植え付け時に少なくとも50%のマメ科植物を含む混合物が栽培されている地域は、少なくとも1年間は耕作作物と輪作される - 穀類種子、タンパク質作物、飼料用種子	300
	ワイン生産地域	350
	香水、芳香、薬用植物（PPAM）	350
	畑作野菜、テンサイ	450
	市場園芸及び樹木栽培、その他の、野菜種子及び産業用ピーチ趣旨の対象地域	900

第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

本土で適用される環境気候管理誓約（ENVCIM）の各施策：単価一覧②

- 施策番号70.06, 70.07, 70.08, 70.09, 70.10で設定されている単価は以下のとおりである

番号	項目	詳細	耕作物	野菜作物
70.06	AECM-耕地作物に対する水質・水管理	中間地域に適応した大規模作物1	92	202
		定量的管理 -大規模作物2	119	229
		定量的管理 -被覆大規模作物3	201	312
		ポリカルチャー農業	69	179
		除草剤 大規模作物1	122	232
		除草剤 大規模作物2	143	253
		除草剤 大規模作物 3	281	391
		殺虫剤 大規模作物 1	137	247
		農薬 大規模作物 2	201	311
		農薬 大規模作物 3	306	416
		農薬定量化管理 大規模作物 1	149	259
		農薬定量化管理 大規模作物 2	165	275
		農薬定量化管理 大規模作物3	229	339
		施肥管理 大規模作物1	105	215
		施肥管理 大規模作物2	136	246
		施肥管理 カバレッジ 除草剤 大規模作物1	152	262
		施肥管理 カバレッジ 除草剤 大規模作物 2	248	358
		施肥管理 カバレッジ 除草剤 大規模作物3	343	450
		施肥管理 農薬の削減 大規模作物	212	322
		カバレッジ 除草剤 大規模作物 1	204	314
		カバレッジ 除草剤 大規模作物 2	225	336
		カバレッジ 除草剤 大規模作物 3	324	435
		カバレッジ 農薬 大規模作物 1	220	330
		カバレッジ 農薬 大規模作物 2	284	394
		カバレッジ 農薬 大規模作物 3	347	450

番号	項目	詳細	耕作物
70.07	AECM-多年生作物に対する水質・水管理	ブドウ栽培 生物学的殺虫剤 除草剤	317
		ブドウ栽培 定量的管理	73
		ブドウ栽培 定量的管理 生物的防除 除草剤	350
		樹木栽培 有機農法 除草剤	527
		樹木栽培 定量的管理	409
		樹木栽培 定量的管理 生物的防除 除草剤	780
70.08	AECM 土壌の質・土壌の保護	直接播種1	104
		直接播種2	158
70.09	AECM 気候、動物福祉、食の自律性	動物福祉 飼料の自律性 草食動物の放牧 1	121
		動物福祉 飼料の自律性 草食動物リフティング 2	177
		動物福祉 飼料の自主権 草食動物リフト 3	233
		動物福祉 単胃飼料のリフト	735
70.10	AECM 特定の環境におけるアグロエコロジーの均衡と生物多様性の保全	田んぼの管理	92
		田んぼの管理 乾燥種子または移植	247
		刈り取り機の管理	132
		塩田管理 1	499
		塩田管理2	1020
		湿地の保全	150
		湿地の保全 放牧管理の改善	201
		湿地の保全 侵略的外来種の管理	267
		湿地の保全 牧草地の水管理	216
		草地および牧草地	51
		草地と牧畜民	88
		放牧による草地・牧草地の管理改善	72
		伝統的な重力灌漑の維持	123
		伝統的な重力灌漑の維持 放牧圧力の調整	205

第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

本土で適用される環境気候管理誓約（ENVCIM）の各施策：単価一覧③

- 施策番号70.11, 70.12, 70.13, 70.14で設定されている単価は以下のとおりである

番号	項目	詳細	耕作作物
70.11	AECM 生物多様性に関連する施策 (花粉媒介者)	花粉媒介動物や一般的な農地の鳥にとって好ましい野生動植物の草地を創出	652
		草地の造成	358
70.12	AECM 生物種の保全	種の保護 1	82
		種の保護 2	145
		種の保護 3	200
		種の保護 4	254
70.13	AECM 環境の開放と森林火災の防止による生物多様性の維持	メディアの開放性の維持	153
		放牧管理の改善による環境の開放性の維持	204
70.14	AECM アグロエコロジーインフラの持続可能な維持管理	木本植物	800
		池	62/ha
		溝	1.6/m

第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

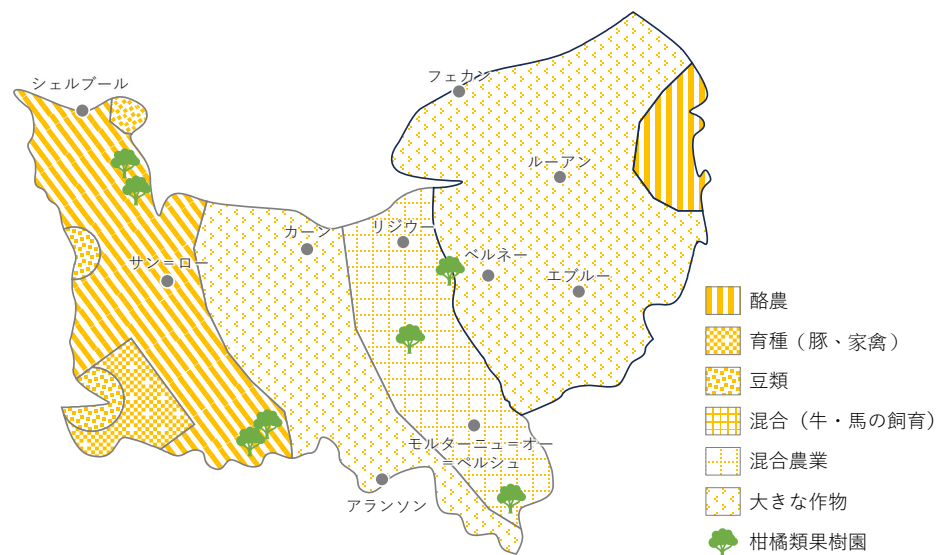
事例：ノルマンディー県における環境気候管理誓約（ENVCIM）／ノルマンディー県の特徴

- ノルマンディー県は、農地面積が70%近くを占め、フランスでも農用地比率が最も高い地域である。
- 東部では畑作、西部では畜産が盛んであり、畜産の中でも酪農産業が中心である。バター、クリーム、チーズ、カマンベール等の生産が盛んである。畑作と比較した場合、環境に対する取組により資金がかかることもあり、環境に関する施策設計の観点では酪農を主とする西部に焦点が当てられている

ノルマンディー県の位置



ノルマンディー県の農業の特徴

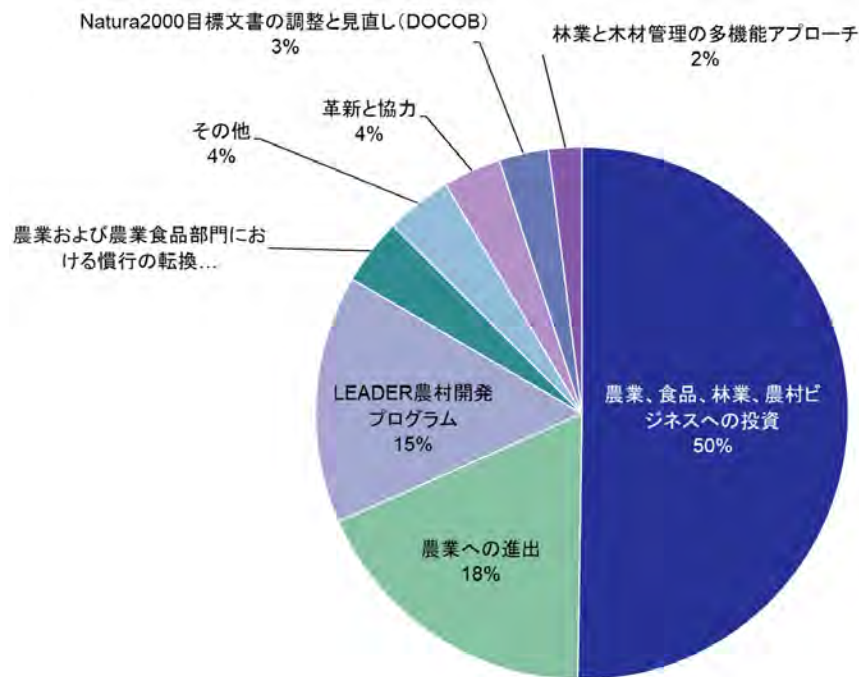


第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

事例：ノルマンディー県における環境気候管理誓約（ENVCIM）／ノルマンディー県の特徴

- 第2の柱であるEAFRD予算の割り当ては、2億260万ユーロ（国のEAFRD予算全体の2%程度に相当）EAFRD資金の使途としては、農業・食品・林業・農村ビジネスへの投資が半数を占めており、次いで農業への参入支援が2割弱を占めている
- CAP枠組に加え、2022年6月に2023年～2027年までの新たな地域農業政策が導入。地方予算が毎年2000万ユーロ設定されている
- ノルマンディー地方で独自に実施されている地域農業政策では、課題の1つに「気候変動を予測し、脱炭素化、生物多様性、動物福祉、新たな消費チャネルの課題に対応する」ことが掲げられている

ノルマンディー地方におけるEAFRD予算の用途



 第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

事例：ノルマンディー県における環境気候管理誓約（ENVCIM）／ノルマンディー県における地域農業政策

- 地域農業政策における環境気候管理誓約関連施策の1つに、生産システムの転換を支援し、農業生態学を促進し、農場の経営と組織を最適化することを目的としたCAS2E（Conseil Agricole Stratégique, Environnemental et Economique）における相談支援金の負担が挙げられる。定額AECMの受給にあたり、活用が可能である

内容

テーマ別アドバイス：特定のテーマに関する単発のアドバイス。

アグロエコロジー的以降に向けたグローバル戦略的監査（GSA）：農場全体の監査を実施することで、ノルマンディー農場のアグロエコロジー的移行を促進し、生産システムの変革を開発・支援することを目的とした長期的アドバイス。農業環境と雇用・技能の前向きな管理（GPEC）の2つのテーマが考えられる。

「設置および伝送」アドバイス：具体的な事業立ち上げプロジェクトの最終決定と実施を支援する技術的サポートを提供する。このアドバイスとそれを提供する組織は、ノルマンディー地方によって事前に承認される。

受益者

- 農業施設を直接運営する個人
- 法人格を持つ企業
- 農業工程に携わる個人、農業研究・教育施設、非営利のリハビリテーション組織、実験施設

対象経費

提供されるサービスの費用の一部を地域が負担する。補助金は承認されたサービス提供者に支払われる。最終受益者は残額を支払う。

費用

当地域が支給する助成金は、サービスの税抜き費用の80%（「事業立ち上げ」を支援するサービスの場合は、税込み費用の80%）で、1サービスあたり1,500ユーロを上限とする。

第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

事例：ノルマンディー県における環境気候管理誓約（ENVCIM）／地域が設定する施策

- 前術のとおり、ほとんどが国による管理がなされているため、ノルマンディー県が独自に設定するENVCIMは限定的である
- 以下は、ノルマンディー県が農業者向けに展開しているリーフレットで紹介されている施策である

番号	詳細	概要	
70.26	AECM PRM“絶滅危惧種の保護”	目的	該当する品種の動物を飼育・繁殖することを選択した繁殖農業者に経済的支援を提供すること
		対象者	農業に従事する個人または法人で、登記上の事務所がノルマンディーにあり、5月15日から1年間、対象となる動物（ウマ科の雌のみ）を飼育・所有し、当該品種の管理団体の会員である者
		経費	- 品種の保護と繁殖に伴う追加費用と所得減を補うための年間定額補助 1家畜単位（UGB）あたり200ユーロ（最低2 UGB）
70.27	AECM API“ミツバチの受粉能力の向上”	目的	養蜂家に経済支援を提供すると同時に受粉能力を高めることで生物多様性を促進する
		対象者	ノルマンディー地方に登記事務所を有し、養蜂活動に従事する自然人または法人で、5月15日から1年間巣箱を所有する者
		経費	- 通常以上の養蜂を実施するための追加費用と所得減を補うための年間定額助成金 - 巣箱あたり20ユーロ（最低72巣箱）
70.29	定額AECM 「慣行の移行」（植物保護剤の使用削減、低炭素戦略の実施、タンパク質の自律）	目的	5年間にわたる責任の引き受けを支援することで、農場がより持続可能なシステムへ移行することを奨励する - 受益者は、診断の実施、行動計画の策定、結果指標のモニタリングを行う。この分析、助言、支援は、ノルマンディー地方によって承認された組織によって提供される。支援は漸進的なアプローチに基づいているため、成果の達成を意味する。 - 実施にあたっては、CAS2E等を活用可能だが、その他国が管轄するAECMや有機農業転換支援との併用は不可。
		内容	- 結果指標を伴う3つのテーマ別アプローチに基づき、手段・結果の義務を果たす必要がある 「植物衛生戦略」 ✓ 手段：2つの診断、1つの行動計画、2つの半日モニタリング、中間中間評価、実践記録 ✓ 結果：IFT除草剤および非除草剤を少なくとも30%削減する 「農場の炭素収支」 ✓ 2つの診断、1つの行動計画、2つの半日モニタリング、中間中間評価、実践の記録 ✓ CO2収支を少なくとも15%改善 「畜産におけるタンパク質自給率の向上」 ✓ 手段：2つの診断、1つの行動計画、2つの半日モニタリング、中間中間評価、実践の記録 ✓ 結果：動員可能な4つの技術ブロックのうち、少なくとも2つの技術ブロックの目標値を達成すること（タンパク質に関心の飼料地域の割合の増加、畜産慣行の改善、濃厚飼料の農場内生産の増加、「ボート」タンパク質への依存度の低減）
		対象者	- 農業に従事する個人または法人で、ノルマンディー地方に本社を置くもの - 申請者は社会保障拠出金を最新の状態に保っている必要がある
		経費	- 農場での農業生態系移行を可能にする慣行の実施に伴う追加費用と所得減を補う定額助成 1農場あたり18,000ユーロ（年間3,600ユーロを5回支給）

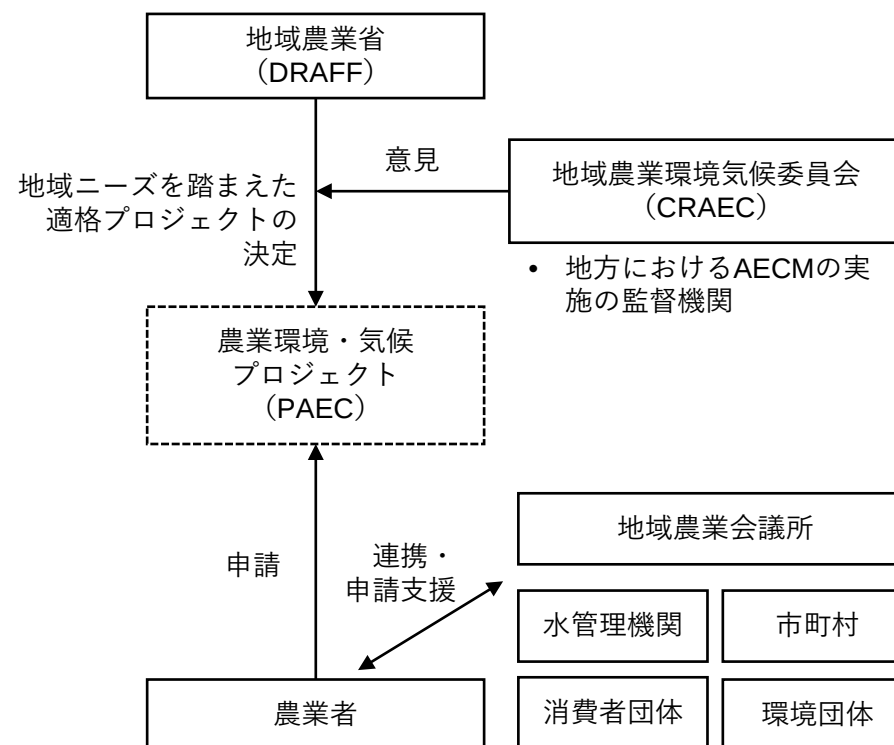
CAP戦略計画の立案・運用体制

- CAP戦略計画の管理当局は、フランス農業・食料主権省である。2023-27年プログラムにおける国及び地方の分担は、EAGF予算の実施に国が責任を負い、EAFRD予算の実施は国と地方で分担する形式となっている。具体的には、地表面積に関連するものはCAP戦略計画の管理当局である国レベルで管理、EAFRD予算のうち地表面積に関連しない内容を地域管理当局で管理する
- 地方に施策立案が委ねられている内容については、地域評議会（Counsil）で当該地域におけるニーズを踏まえた施策の設計が議論される。設定された施策の浸透にあたっては、地域農業会議所が主に農業者をサポートする機能を担う
- 下右図では、地方におけるAECMの運用体制を記載している

CAP戦略計画における国家・地方の施策管理の分担



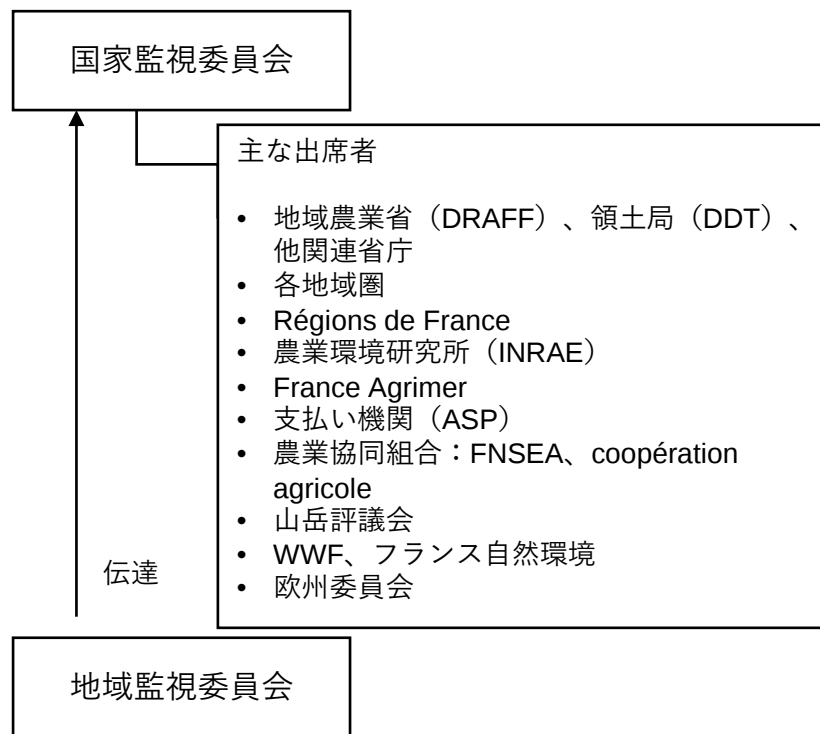
例：地方におけるCAP施策履行体制（例：AECM）



CAP戦略計画の履行状況のモニタリング体制

- CAP戦略計画の実施を監視する責任を負う国家委員会の設立は、CAP戦略計画規則にて要求されている事項である
- 国家監視委員会には、フランス農業・食料主権省をはじめ、各地域圏の代表者によって構成されている。また、地域独自の要素については、地域監視委員会によって地域レベルで監視される

CAP戦略計画のモニタリング体制



国家監視委員会とは独立した組織。CAP戦略計画の地域に係る要素の実施状況を監視



2023年度履行状況の概要

- 2022年8月に欧州委員会によって承認されて以降、フランスにおけるCAP戦略計画は、2023年7月と12月に2度の改訂を経た
 - － 2度の修正内容は、いずれも22年8月の承認後に改訂されたEU規則2021/2115に従い、予算割当を改訂したものである
- また、2023年には、CAP戦略計画の実施に向けて、フランス国内での二次法整備が進められ、すべての政令および命令、ならびに受益者向けの技術的指示および通知が最終決定されている
 - － 特に、新たな介入措置（エコスキーム、新たなカップル支払いなど）、適格農業者の新たな定義、社会的コンディショナリティ（2023年から実施される新機能）、誤りを犯す権利の適用に関する実務的な取り決めが、CAPの実施に特化した20以上の政令、約30の命令、20以上の技術的指示に明記された
 - － EAGFおよびEAFRD援助の支払機関と調整機関を承認する政令が2023年10月に公布

 2023年度履行状況の概要

- 各国は、EU規則2021/135の134条に従い、前会計年度におけるCAP戦略計画の履行状況について年次パフォーマンス報告書で報告する。フランスでは、CAP戦略計画期間となった後の初年度における年次パフォーマンス報告書は、2024年2月に欧州委員会へ提出された。2023年度の年次パフォーマンスにおける報告対象期間は、2023年1月1日～2023年10月15日である
- 2023年度の報告の主要な内容は下記のとおり

基礎的所得支持

- 支払機関（ASP）は、**新たにリアルタイム圃場モニタリングシステム（3STR）**を導入。農業者が申告した耕作面積の検証、農地の被覆・状況の確認が可能となった。衛星データを活用するシステムの導入に伴い、農業者には設定された時限までは申告内容の変更が認められるようになり（Droit à l'erreur）、申告内容の見落としや軽微なミスによる罰則が科せられなくなった
 - － 確認は①衛星画像に基づいたAIアルゴリズムによる分析と、②専門家の知見に基づく分析の2ステップである。AIアルゴリズムによる分析結果が不確実な場合、専門家の知見に基づいた評価が実施される。
 - － そのうえで最終的な結果が不明瞭な場合、農業者は位置情報付きの写真をTelepac-Géophotosアプリを通じて送信する必要がある
- なお、各地方レベルでも農業者からのCAPに関連する補助金申請・管理のためのITツールが、2023年以降順次導入されている。なお地域によって基盤としているシステムが異なっており、以下のとおりである。
 - － コルシカ島：地域の管理局が開発した管理ツール
 - － ヌーヴェル＝アキテーヌ地方：“Mes Démarches en Nouvelle-Aquitaine（MDNA）”の活用
 - － ノルマンディー地方、ブルターニュ地方、ペイ・ド・ラ・ロワール地方、サントル・ヴァル・ド・ロワール地方、イル・ド・フランス地方、オーヴェルニュ・ローヌ・アルプ地方：MGDISの提供するシステムの活用
 - － オー＝ド＝フランス地方、オクシテーヌ地方、グランテスト地方、ブルゴーニュ＝フランシュ＝コンテ地方、マルティニーク、グアドループ、フランス領ギアナ、レユニオン島：ATEXOの提供するシステムの活用
- 「適格農業者」の判定基準については、被扶助者が農作業に直接参加するか、農作業を指揮・管理する十分な権限を持っていることを保証することを目的とした、MSA（Mutualité Sociale Agricole）の労働災害保険制度への加入に基づく社会的基準が含まれている。社会保障基金、および国民老齢保険基金間のデータフローの整備を実施することで、複雑な処理を多少簡素化



2023年度履行状況の概要

再分配所得支持

- 基本的には前プログラムと同水準を維持

エコスキーム

- 2023年までに、ほぼ90%の農業者がエコスキームを申請。75%以上が農業慣行の多様化、18%以上がHVE認証、7%以上がアグロエコロジーに配慮した要素が選択されている

環境気候関連施策 (AECM)

- 2023年は、694のPAECが開設。農業者はこのスキームへの加入に対して積極的である。土壌の健康、畜産、動物福祉に関する問題については、草食動物および単胃畜産に特化した4つの対策と、1つの直接播種対策がAECMカタログに提案されている。

リスク管理施策

- 農作物保険の加入率は2014-2022年プログラムと比較して急上昇しており、保険対象面積は暫定値であるが36%増加。これまで保険加入率が非常に低かった分野（草地と樹木栽培では、保険加入率が0.5%と1.5%であったのに対し、ほぼ9%と11%に達している）での増加が非常に顕著である。

GAECの適用除外

- 2023年は、UAAの約4.7%に相当する120万ha以上の作物が「ウクライナ」の適用除外の下で申告された。この約75%が穀物でありうち60%近くが軟質冬小麦である。穀物の占める面積は2022年比で3%増加（約17万5,000haの増加）
- GAEC7の適用除外により、年次輪作要件の検証は延期。しかし、2025年から検証される4年間の複数年次要件（農場の区画の100%）に変更はないため、2023年11月15日以降、ある農場の各区画で2023年に作付けされた主要作物、または副作物の定着が、2025年以降の同農場によるGAEC7遵守の検証に考慮される。したがって、GAEC 7の適用除外の影響はフランスでは部分的であり、輪作の義務を帳消しにするものではない。適用除外の恩恵を受けた地域は主に、これまで耕作されていた地域で、農業者が2023年に非生産的要素の新割合を遵守するために確保しなければならなかった地域である。ウクライナの適用除外により、農業者はGAEC 8の実施を延期することが可能となった。



2023年度履行状況の概要

エコスキームの履行状況（2023年度）

- ヒアリングによれば、フランスのエコスキームは、どのような農業者でも容易にエコスキームに参加しやすくする、という点を意識し設計されているとのことである。2段階設計としている背景には、参加自体は容易だが、より多くの金額を受領したければ、きちんと取り組む必要がある形にするためとのことであった。
- アプローチの選択は、地域差が大きく出ている。2023年の結果では、農業慣行の多様化は北部を中心に全土で選択比率が高い。他方で、ワイン生産が盛んな地域ではHVE認証によるアプローチを取る地域が多い。アグロエコロジーのインフラについては、地理的に沼が多い特定の県で多く、選択されている。
- また、エコスキームは、2段階設計となっているが、当初政策設計時の想定以上に、2023年の実施結果では、大半の農業者が上位レベルを満たす結果となり、農業者が満額に近いレベルで受領することに意欲的であることが読み取れる。
- 輪作を実施していなかった農業者が、エコスキームの支援を得るために多様化して、輪作を開始した事例もあるとのことであり、農業者の慣行の変化につながっている事例も確認されているとのことである。

2023年度の支払い状況

- 2023年度の支払い状況は、以下のとおりである。環境・気候等関連誓約のみ当初想定通り支払いが実施された
- ENVCIMのうち、施策番号70.26であるAECM「絶滅危惧種の保護」において支払いが発生している

区分	フランスにおけるCAP施策		予算総額	
	CAP施策名	国内施策番号	計画額 (2023)	支払額 (2023)
直接支払	基礎所得支持	21.01～21.02	記載なし	—
	補完的所得再分配支持	29.01		—
	補完的青年農業者所得支持	30.01		—
	エコスキーム	31.01		—
	カップル所得支持	32.01～32.22		—
セクター介入	養蜂部門への介入の種類	55.01～55.06	—	—
	ワイン部門への介入の種類	58.01～58.05	—	—
	特定のセクターにおける介入の種類（フルーツ及び野菜）	50.01a～50.01j	776 340,00	0.00
	特定のセクターにおける介入の種類（オリーブ及びテーブルオリーブ）	64.01a～64.01f	249 300,00	0.00
	特定のセクターにおける介入の種類（コメ）	67.01a,b,f	—	—
	特定のセクターにおける介入の種類（樹木等）	67.02a,b,c,f,g,h	—	—
	特定のセクターにおける介入の種類（牛肉・子牛肉）	67.03a,g	—	—
	特定のセクターにおける介入の種類（乾燥飼料）	67.04a,b,f,h	—	—
農村振興	特定のセクターにおける介入の種類（その他）	67.05a,b,f, 67.06a,b,f,g	—	—
	環境・気候等管理誓約	70.01～70.32	2 608,00	2 608,00
	自然等地域固有制約	71.01～71.15	929 839,85	0.00
	義務的要件による地域固有の不利	なし	—	—
	投資、灌漑投資	73.01～73.17（73.14,15はなし）	—	—
	青年農業者・新規就農者・農村事業開業	75.01～75.05	—	—
	リスク管理施策	76.01～76.03	—	—
	協働	77.01～77.07	—	—
	知識交換・情報普及	78.01	—	—

2. 各国におけるCAP戦略計画の内容 (3) オランダ

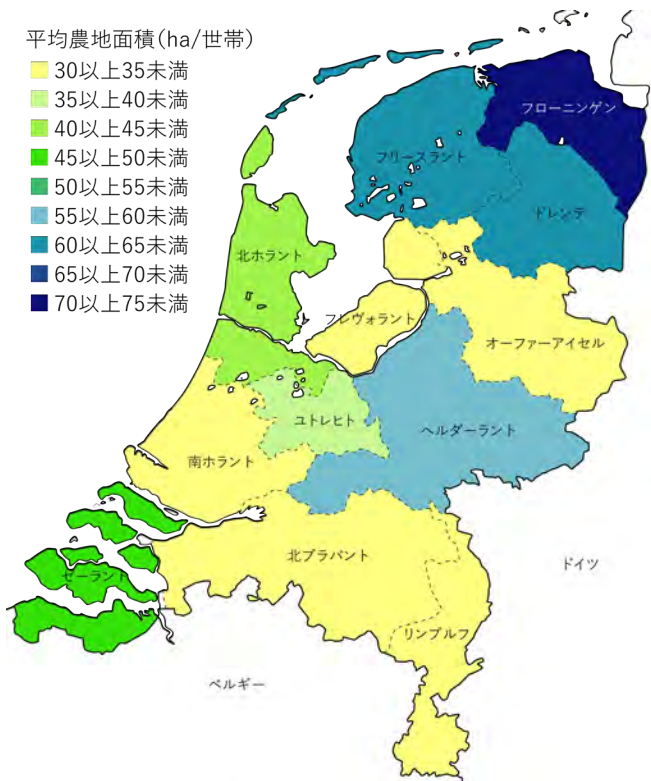


- ① オランダの農業 … p.129
- ② オランダにおけるCAP戦略計画の予算規模・施策 … p.130
- ③ オランダにおけるCAP戦略計画の履行体制 … p.139
- ④ オランダにおけるCAP戦略計画の履行状況 … p.141

 オランダにおける農業の特徴

- オランダの農地面積は、約1.81万km²であり、国土面積（約4.186万km²）の約43%に相当（2024年時点）
- 国土の約25%が海拔0 m以下であるオランダでは、干拓によって造成された干拓地（ポルダー）が主要な農業地域となった。国土全体が海拔323m未満の平坦な地形であり、伝統的には牧草地における酪農や集約畜産が行われているほか、施設園芸による花卉や野菜の生産も盛んである農業国である
- 近年では、経済効率・土地利用計画・自然保護の観点からポルダーの建設は控えられるようになり、干拓地での環境保全や水域の利用と保全といったオランダ独自の環境関連施策の導入に繋がったものと推察される

1戸あたり農地面積の分布（2023年）



州別の農地面積・農業世帯数・1世帯あたり農地面積（2023年）

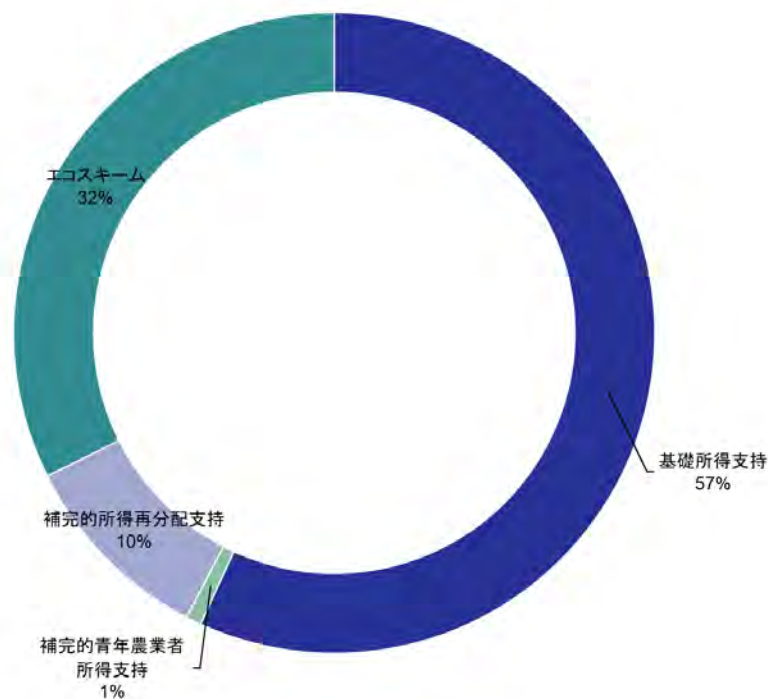
	州	農地面積 (ha)	農地比率 (%)	農業世帯数 (世帯)	平均農地面積 (ha/世帯)
1	フローニンゲン州	171,063	74%	2,427	70
2	フリースラント州	248,730	75%	4,050	61
3	ドレンテ州	165,047	63%	2,658	62
4	オーファーアイセル州	212,458	64%	6,428	33
5	ヘルダーランド州	94,146	67%	1,611	58
6	フレヴォラント州	252,826	51%	8,527	30
7	ユトレヒト州	87,884	59%	2,267	39
8	北ホラント州	144,993	54%	3,348	43
9	南ホラント州	132,302	49%	4,262	31
10	ゼーラント州	126,538	71%	2,686	47
11	北ブラバント州	272,391	56%	8,898	31
12	リンブルフ州	103,833	48%	3,472	30



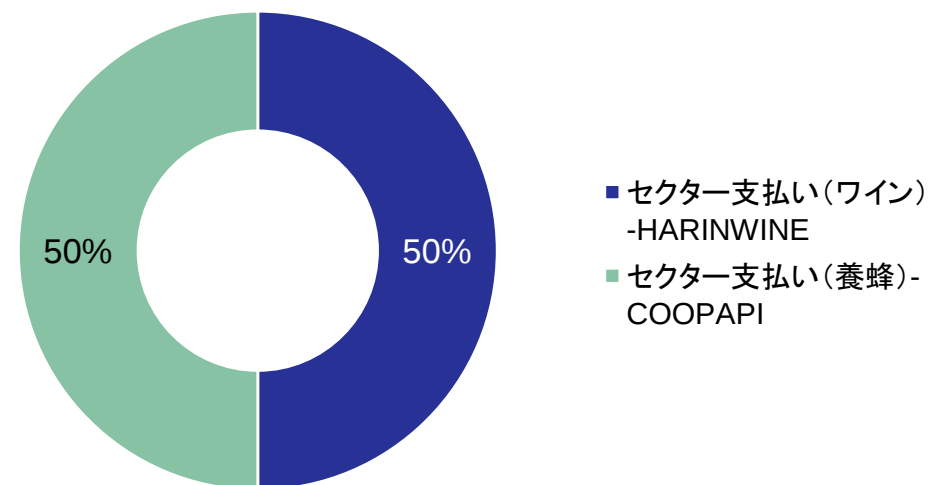
第1の柱の予算規模

- 直接支払い及びセクター支払いに係る予算配分は以下のとおりである
- SO1（公正な所得）に最大の予算を配分しているものの、SO4（気候変動）、SO5（環境配慮）、SO6（生態系保全）に貢献する施策へ配分されている予算額が他国よりも多く、エコスキームへの割当は直接支払い予算の32%を占める
 - － カップル所得支持への配分はなし
 - － セクター支払い（養蜂、ワイン）に配分している

直接支払いにおける予算配分比率（2023~2029年）



セクター支払いにおける予算配分比率（2023~2029年）

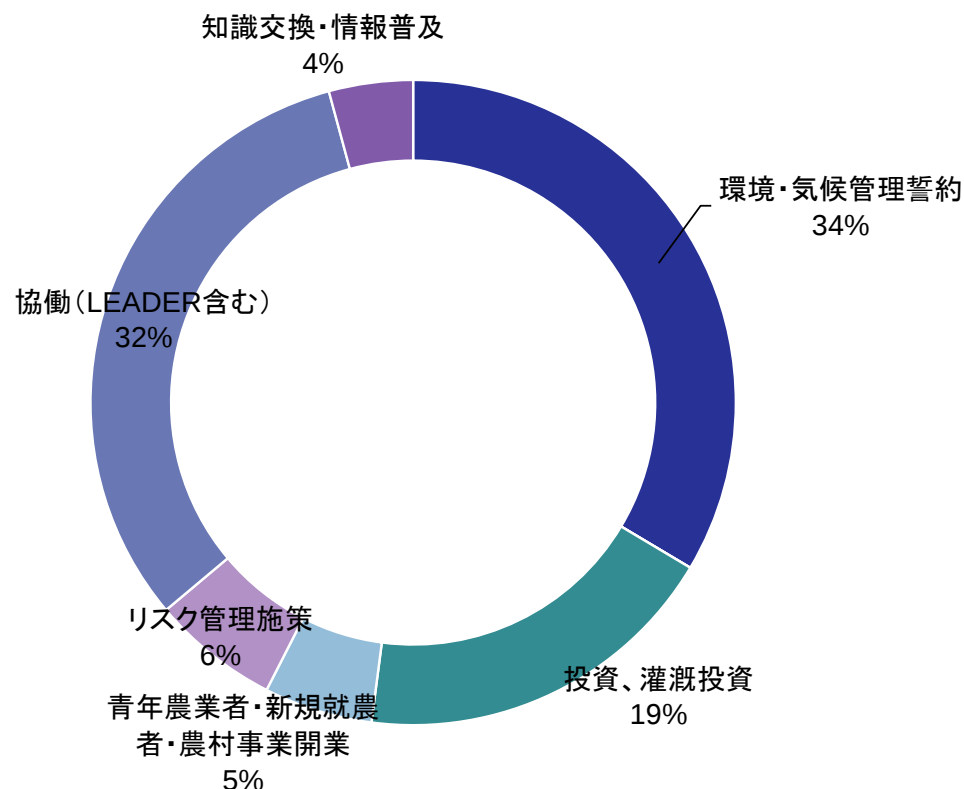


(注)セクター支払いの施策コードについてはp.68,69参照

第2の柱の予算規模

- 農村振興施策の予算配分は以下のとおりである
- SO4（気候変動）、SO5（環境配慮）、SO6（景観）への配分が他国よりも多いオランダでは、主に環境・気候管理誓約、投資を通じて環境農業関連の施策へ多く予算を配分している
- 特に予算配分の大きい施策は環境・気候管理誓約の1つであるAgricultural Nature and Landscape Management (ANLb)施策であり、農村振興施策予算（約10億7,322万ユーロ）の約40%（約3億6,400万ユーロ）が配分されている

農村振興施策における予算配分比率（2023~2029年）



環境気候管理誓約の位置づけ／貢献するニーズ

- 「環境気候管理誓約」とは、農業環境政策にかかる農村振興予算であり、環境農業政策のうち「エコスキーム（直接支払い）」に次ぐ予算が配分されている。国が管轄する直接支払い（エコスキーム）の施策は州による設計の差異はないが、本施策には各州が地域特性を踏まえて施策の単価や要件を独自に設計できるため、より地域の特性に合わせた環境施策を導入できる
 - オランダでは州が自然管理計画を作成しており、土地ごと重要拠点や希少種等が州政府によって把握されている。
 - ANLbを選択できる地域は自然管理計画に基づいて限定されるため、ANLbが実施できない地域の農業者が環境農業関連施策の補助金を受給する際にはエコスキームを選択するよう設計されている
- GHG削減、水質改善、大気汚染改善、生物多様性の保全と回復へのニーズが高いオランダでは、「環境気候管理誓約」は環境目標（SO4、SO5、SO6）に貢献する施策として設計されている

オランダの環境気候管理誓約が貢献する個別目標とニーズの対応

個別目標		ニーズ		優先度
SO4	気候変動	N.12	気候変動の緩和:温室効果ガス排出量の削減と炭素隔離の強化	最優先
		N.13	気候への適応:生態学的、経済的損害、水量の削減	重要
		N.14	再生可能エネルギーの発電と省エネルギー	重要
SO5	環境配慮	N.15	化学的および生物学的な水質の改善	最優先
		N.16	農地土壌の自然回復力と貯水能力の強化	重要
		N.17	大気質の改善:温室効果ガス、香料、粒子状物質の排出を削減	最優先
SO6	景観	N.18	生物多様性の増加と回復	最優先
		N.19	(文化的)景観の保全と修復	最優先

環境気候管理誓約の施策・予算配分・貢献する目標の設定

- オランダの環境気候管理誓約では、以下の2つの施策メニューが提供されており、「環境気候管理誓約」予算の約95%が農業自然及び景観管理（ANLb）施策に配分されている
- ANLb施策（I.70.1）は、オランダ国内で従前より実施されていた施策であり、独自予算も導入されている
 - － 化学肥料や農薬管理を含む施策であり、CAP（2021）からは気候変動対策も含むことで、CAP個別目標のSO4（気候変動）・SO5（環境配慮）に寄与する。更に生物多様性と生息地の保護も行うことで、SO6（生態系保全）にも寄与する
- 希少種家畜の保全施策（I.70.2）は、ワーヘニンゲン大学Centre for Genetic Resourcesが公表している家畜品種と飼育頭数ごとに一律で支払いが行われる施策。オランダ全地域で統一の品種が適用されるため、地域特性の反映効果は少ない

オランダの環境気候管理誓約の予算配分と個別目標の関係

オランダにおける環境気候管理誓約施策		個別目標（SO）				総予算（2023 - 2029）（単位：€）		
番号	施策名	4	5	6	9	EU予算	共同出資	国の追加予算
I.70.1	農業自然及び景観管理 (Agricultural Nature and Landscape Management (ANLb))	●	●	●		364,000,000	80,400,000	231,640,000
I.70.2	希少種家畜の保全			●		16,000,000	-	-

（注）SO4（気候変動）、SO5（環境配慮）、SO6（生態系保全）、SO9（食料と健康）のこと。詳細は72ページ参照

オランダの環境気候管理誓約とニーズへの個別目標

オランダにおける環境気候管理誓約施策	SO4 気候変動		SO5 環境配慮		SO6 生態系保全	
	強炭量果緩気 化素削ガ候 離減と出動 のと出効の	水経心気 量済生候 削損学への 減害的適	善なび 水生物 質学的 の改よ	の貯自農 強化水然地 能力復土 力力壤の	復の生 増加物 と多 回性	復の化 全保 と全 修景 観(文
I.70.1	●	●	●	●	●	●
I.70.2					●	

第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

環境気候管理誓約の施策内容

- オランダの「環境気候管理誓約」は州ごとの設定はなく、すべての州において「I.70.1：農業自然及び景観管理(ANLb)」及び「I.70.2：希少種の保全」が導入されている
- 但し、ANLbについては、州の特徴（農業の特徴、生物多様性の状況など）を踏まえ、州が作成する自然管理計画を参照しながら、州ごとに予算を配分している（例：リンブルフ州は景観維持に多く配分。北ホラント州は野鳥保護に多く配分）
- 詳細については、次頁に詳述する

施策名	施策内容
I.70.1 農業自然及び景観管理 (Agricultural Nature and Landscape Management (ANLb))	【概要】 2016年以降実施されている、農業環境及び気候に関するCollectiveによる対策であり、絶滅危惧種にかかる生息地とその景観を管理することを目的とするもの。2023年からは気候への対策も導入されている。 【受益者】 ● 各州の認定されたCollective（農業集団）に対する施策であり、個別の農業者は申請不可 ● 各Collectiveを通じて加盟している農業者が受給する 【想定される単価】 ● 対象農地面積と単価は支払機関とCollectiveで設計した計画に基づく
I.70.2 希少種（家畜）の保全	【受益者】 ● RVO I&R-register*に掲載されている希少品種の家畜（牛、羊、ヤギ）を飼育している農業者に対して当該家畜飼育数毎に補助 【想定される単価】 ● 184.76~200 €/家畜

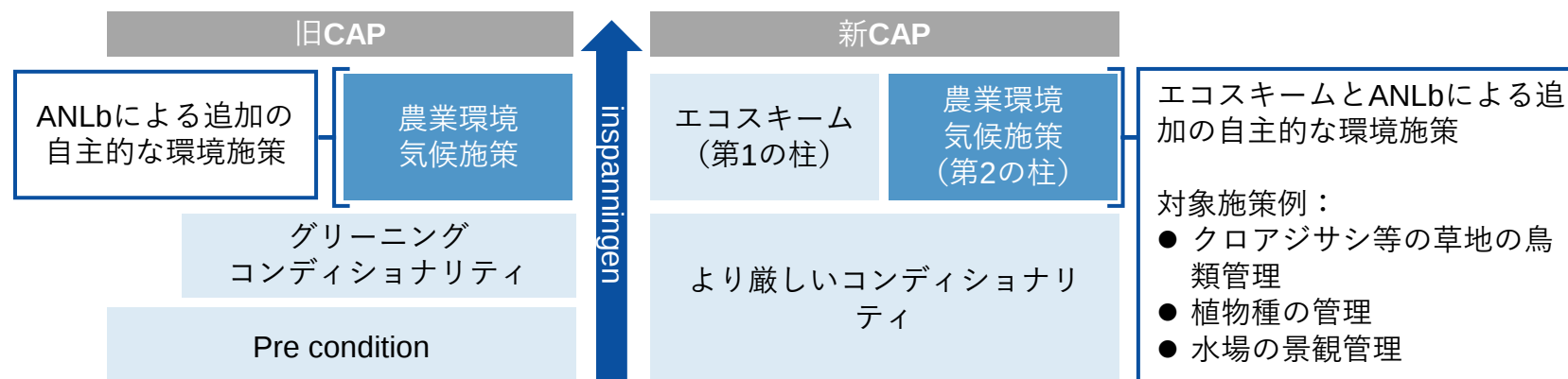
（注）ワーヘニンゲン大学のCentre for Genetic Bronnen Nederland（CGN）による絶滅の危機に瀕しているオランダの希少な品種のこと。

第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

Agricultural Nature and Landscape Management (ANLb)の設計

- 2016年から導入されている農業自然及び景観管理（Agricultural Nature and Landscape Management (ANLb)）はオランダ独自の環境農業施策であり、州が作成する自然管理計画を踏まえた希少種の生息地保全に対する取組みに対する補助金である。特に、EUレベルの鳥類保護指令の規制が強く意識されている
 - 基本的な設計は協働（COOP）の枠組みでパイロット事業として実施され、その後農村振興施策に組み込まれたもの。
- 希少種*の生息地に対する地域ベースでの保全を目指す施策（ハビタットアプローチ）であり、個別の農業者ではなく各州の農業集団（Collective）が補助金の受給者となる点で特徴的である。資金提供期間は6年間である
 - ANLbはCAP予算に加え、州予算からも拠出されている
 - 州ごとに数多くのプロジェクトを実施していた過去の制度では、AECM予算（旧環境農業気候施策）の約33%が管理コストに配分されるほど管理コストが高くなっていたため、農業者グループが協力して生息地の保全を行う仕組みを導入した
 - 農業者が信頼するコーディネーターと協力することで適切な情報をメンバーに周知しやすく、農業者への知識普及の効率化も期待される
- 州政府と認定Collectiveが協力して設定した自然関連目標に対して、**認定Collectiveは達成方法を示した自然管理計画**を策定する。その際に、地域で長期的に貢献できるように、自然、水、レクリエーションに配慮した計画を立てる
- 計画に沿った実行の状況は、州によって設立されたSNL認証財団が確認を実施する
 - 「正しいと考えられることを実施しているかどうか」を評価の基準としており、成果として間違いがあっても十分に正しい活動を行った際には支払いが行われる

オランダのCAPの新旧比較



(注) 両生類、昆虫、蝶類、鳥類、哺乳類、コウモリなど計68種を指定

第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

Agricultural Nature and Landscape Management (ANLb)の受給者（Collective）

- Collectiveは農業者と農地の管理者によって構成される**協同組合**であり、ANLb施策では**農地における種の生息地の保全施策の計画と実行を担う**。オランダ全土で40の認定Collectiveが組織されている
- 認定Collectiveが**施策内容の決定と農業者への指導を担い、農業者に対して施策の指導と導入管理を行う**
 - 認定Collectiveが農業者と契約やコミットメントを締結することで、政府と農業者が直接締結する必要がなくなる
 - 農業者が認定Collectiveへ加盟する義務はないものの、認定Collectiveへの参加希望者は増加傾向にある
 - ただし、ANLb施策は地域での生息地保全施策であるため、地域によっては全農業者に対して認定Collectiveへの加盟を求める場合もある。認定Collectiveの対象地域によっては参加を望まない農業者が地域の中心部にいる際には、外周への借地や場所の交代などを進める場合もある。その際には州や国が調整に入る場合もある
- 認定Collectiveによる施策の計画・実行において重要な役割を担うのはコーディネーターであり、**農業者に施策指導などを行う**
 - 農業や生態学に関する高い知見を有す人であるとともに、地域の出身者であることが多い。
 - 共通オランダ語以外に複数の地方語を有すオランダにおいて、地方語話者は信頼されやすく、重要な役割を担う
 - 補助金の受給期間中（6年間）の有期雇用であり、コーディネーターを常勤雇用ができない点が認定Collectiveにおける課題である
- 補助金支給にあたり、EUにおいてCollectiveのように集団的アプローチを活用した例はなく、特徴的な取組である

ANLbの実施体制（Front-Door Back-Door System）



第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

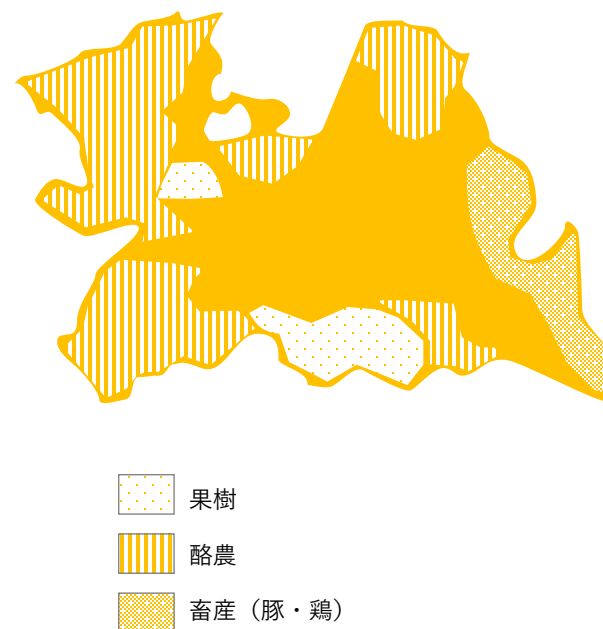
事例：ユトレヒト州における環境気候管理誓約／ユトレヒト州の特徴

- ユトレヒト州は国土の26%、人口の46%を占めるオランダ西部ランドスタット地域に属しており、州都はユトレヒト。自然保護関係の国際的なNGOであるWWFの本部やオランダの全国的な自然保護組織である「Natuur en Milieu」が本部を置いている
- 州の大部分が海拔0m以下であり、州面積の約57%が農地となっている。グルート・ヴィルニス-ヴィンケフェーンポルダーなどの干拓地を有しており、農地の95%が放牧用の牧草地である
- 州の三分の一が泥炭地であり年間2~10mm地盤沈下が発生しており、水管理コスト上昇や泥炭土壌からのGHG排出量の増加などが課題となっている

ユトレヒト州の位置



ユトレヒト州における農業の特徴

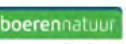
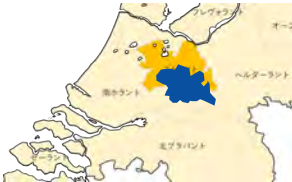


第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

事例：ユトレヒト州における環境気候管理誓約／認定CollectiveによるANLbプロジェクトの概要

- 海拔0m未満の地域が大分部を占めるユトレヒト州では、地盤沈下や水の管理が課題となっており、持続可能な土壌と水管理システムが重要な課題となっているため、各Collectiveも水管理や泥炭地の地盤沈下対策を改善するプロジェクトを計画に盛り込む

ユトレヒト州の認定Collectiveの目的とプロジェクト概要

Collective名	所管場所	目的	プロジェクト
 Collectief Lopikerwaard		地域の持続可能な農業と生物多様性の維持	1. 景観維持活動 2. 持続可能な農業用水管理について水道局と協力するためのツールを提供
 Collectief Eemland		農地自然管理を通じた鳥類の生息地や繁殖地の保全	1. ポラードツリー（一定の高さでカットした木）の保全 2. 休耕地（3月～5月）の設置及び湿地化 3. 排水用の溝の適切な管理 4. 圃場の端での多様な開花帯の設置
 BoerenNatuur Utrecht Oost		農地自然の保全 景観管理	公開情報なし
 BoerenNatuur Rijn, Vecht & Venen		農地自然、景観価値、水質の維持	1. 水質と土壌にプラスの影響を与え、泥炭沈下速度を遅らせる措置への投資 2. ツバメの営巣のための泥溜まりの設置 3. 圃場側溝の水質・植生調査キットの提供 4. 域内複数市における防風林などの景観維持活動 5. 水中排水(OWD)から水浸透システム(WIS)への移行 6. 自然と持続可能な農業行動計画の実施 等



CAP戦略計画の立案・運用体制

- オランダは分権的統一国家であり、中央政府が法律と資金調達を担い、行政の執行権限を地方政府（州と地方自治体）に委譲する仕組みを導入している（憲法第7章124条）。12州と342基礎自治体から構成される（2023年時点）
- 地方政府は中央政府から委任される共同事務も行う義務があり、特に「自然、環境、水、景観の管理」や「地域計画の設計」を担う
- 州間の連携を行うためにテーマごとの協議会が設置されており、農業分野においても州間で情報交換を実施している
 - － 農業・漁業・食料安全・自然省（LNV*）と12の州が覚書を締結した上で行政レベル、高官レベルなどで対話を実施
- オランダ農業・漁業・食料安全・自然省（LVVN）、オランダ企業庁（RVO）、州政府が協力してCAP戦略計画を実施。オランダにおける国及び地方の分担は、直接支払い（エコスキーム以外）、セクター支払い、農村振興施策（リスク、投資など）に関しては国が管轄し、環境農業施策（エコスキーム、協働、環境気候管理誓約など）を国と地方政府が協力して実施
- 2023年度は、複雑なCAP戦略計画の実施を軌道に乗せるために、農業・漁業・食料安全・自然省（LNV*）やオランダ企業庁（RVO）などの中央政府とセクター別の関係者（農業園芸組織（LTO）、Collectiveのとりまとめ組織（BoerenNatuur）、畑作農業組合（Nederlandse Akkerbouw Vakbond：NAV）など）の間に毎週協議が実施された

（注）Ministerie van Landbouw, Natuur en Voedselkwaliteitの略称。2024年7月2日にLVVNに再編されたものの、CAP戦略計画及びパフォーマンスレポート上はLNVと称されているため本報告書内ではオランダの農業省の意味で使用している

（出所）オランダパフォーマンスレポート（2024年2月27日）、（Ministry of Economic Affairs、<https://www.boeren Natuur.nl/collectieven/>より作成



- 農業者が実施した申請は、他の補助金と同様にオランダ企業庁（RVO）が申請受理・管理を行う。ただし、実施状況や要件の確認（スポットチェック）は食品消費者製品安全局（NVWA）が立ち入り検査を行う



2023年度履行状況の概要

- 直接支払いとANLbの実績は2024年度のパフォーマンスレポートに記載される見込みである（2025年4月に公表される見込み）。特にエコスキームを含む直接支払の申請が計画を上回る見込みであり、対策が検討されている
 - － エコスキームの参加者は想定よりも多く、環境農業施策への農業者の関心の高さを示していると考えられる
 - － ANLbの受給者は想定どおり40の認定Collectiveが申請を行う見込み
- 農村振興施策は施策の決定の遅れとともに受給要件が高いため、2023年はほとんどすべての施策で支払いが計画されなかった。予算の割当は2024年以降に割り当てることを目指している
 - － 2023年度の支払いが計画されていた「青年農業者・新規就農者・農村事業開業」は、受給単価を引き上げる決定が行われたため2023年度と2024年度以降の公平性を担保するため実施が見送られた

2023年度の支払い状況

- セクター支払い（フルーツ及び野菜）は計画された8つの生産者組織（PO）のうち、7つが部分的に受給したものの、約30%が支払い済み。セクター支払い（養蜂）は想定より多くの生産者団体が参加した
- 農村振興施策のうち、青年農業者・新規就農者・農村事業開業は当初計画されていたものの、導入見送りとなり支払は行われなかった

オランダにおけるCAP施策			支払総額	
区分	CAP施策名	国内施策番号	計画予算（2023）	支払額（2023）
直接支払	基礎所得支持	I.21	割当なし	
	補完的所得再分配支持	I.29		
	補完的青年農業者所得支持	I.30		
	エコスキーム	I.31		
	カップル所得支持	-		
セクター 支払	特定のセクターにおける介入の種類（フルーツ及び野菜）	I.47	56,000,000	15,125,994
	養蜂部門への介入の種類	I.55	170,172	132,801
農村振興	環境・気候等管理誓約	I.70.1-I.70.2	割当なし	
	自然等地域固有誓約	-		
	義務的要件による地域固有の不利	-		
	投資、灌漑投資	I.73.1a～I.73.3		
	青年農業者・新規就農者・農村事業開業	I.75	11,500,000	—
	リスク管理施策	I.76	割当なし	
	協働	I.77.1～I.77.5		
	知識交換・情報普及	I.78		

2. 各国におけるCAP戦略計画の内容 (4) イタリア

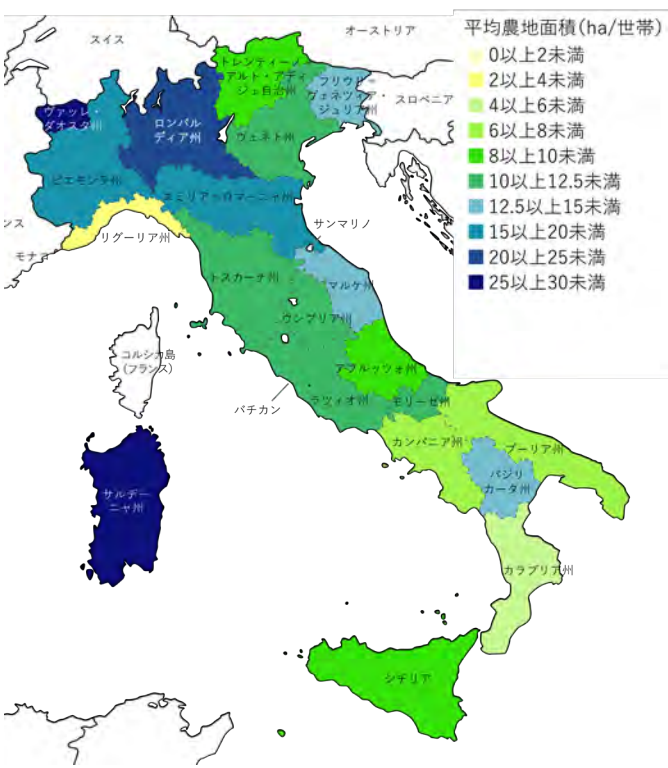


- ① イタリアにおける農業 … p.144
- ② イタリアにおけるCAP戦略計画の予算規模・施策 … p.155
- ③ イタリアにおけるCAP戦略計画の履行体制 … p.163
- ④ イタリアにおけるCAP戦略計画の履行状況 … p.165

イタリアにおける農業の特徴

- イタリア全体の農地面積は約12.5万km²であり、総面積（約30.2万km²）の約41%に相当する（2022年末時点）
- 農地面積の50%以上は山岳地帯または自然的制約のある地域に分類されている
- 各地域で多様な農業生産が行われている。主に、北部では穀物・大豆・肉・乳製品が、南部では果物・野菜・オリーブ・ワイン・デュラム小麦が生産されている
- イタリアの農場の大半は小規模な家族経営であり、1農場あたりの平均面積は約11 haである

1戸あたり農地面積の分布（2020年）



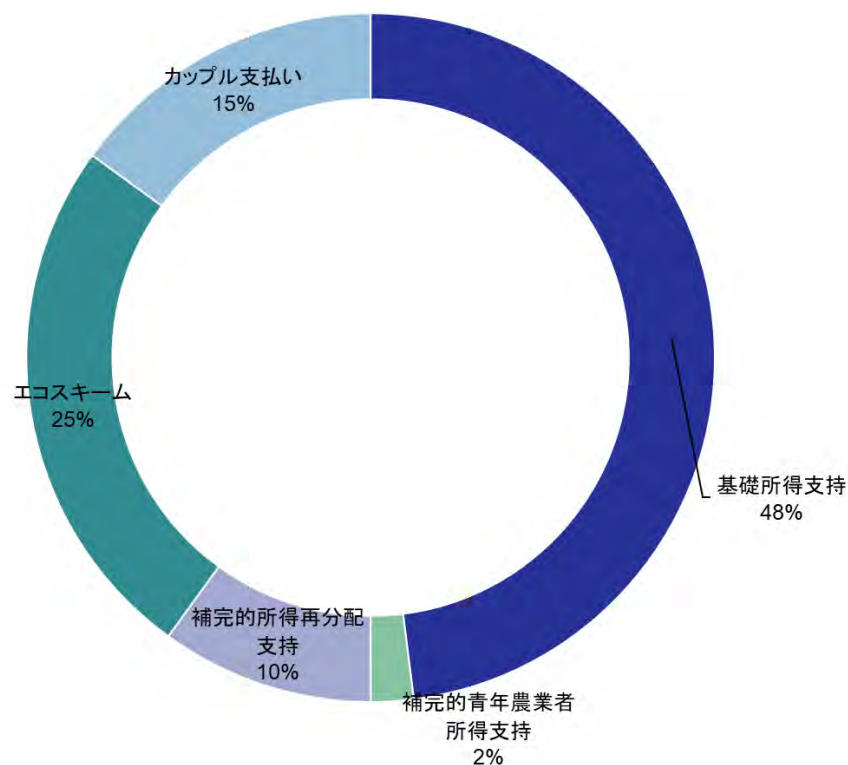
州別の農地面積・農業世帯数・1世帯当たり平均農地面積（2020年）

地域圏		農地面積 (ha)	農業世帯数 (世帯)	平均農地面積 (ha/世帯)
1	ピエモンテ州	941,510	51,700	18
2	ヴァッレ・ダオスタ/ヴァッレ・ダオステ	61,610	2,500	25
3	リグーリア州	43,920	12,870	3
4	ロンバルディア州	1,006,980	46,890	21
5	アブルッツォ州	414,720	44,520	9
6	モリーゼ州	183,640	18,230	10
7	カンパニア州	515,540	79,350	6
8	プーリア州	1,288,210	191,430	7
9	バジリカータ州	461,870	33,830	14
10	カラブリア州	539,380	95,540	6
11	シチリア	1,342,130	142,420	9
12	サルデーニャ州	1,234,680	47,080	26
13	ボルツァーノ自治州/ボーゼン州	204,080	20,020	10
14	トレント自治州	121,790	14,240	9
15	ヴェネト州	827,110	83,020	10
16	フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州	224,770	16,400	14
17	エミリア・ロマーニャ州	1,044,820	53,750	19
18	トスカーナ州	640,110	52,150	12
19	ウンブリア州	295,170	26,960	11
20	マルケ州	456,360	33,800	14
21	ラツィオ州	675,120	66,330	10

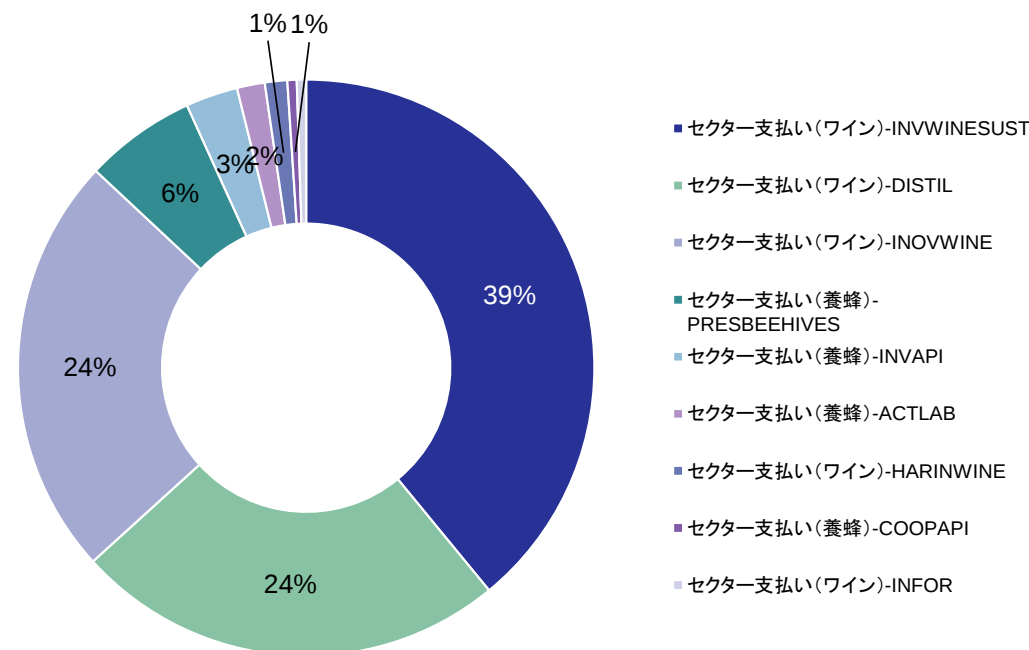
第1の柱の予算規模

- 直接支払い及びセクター支払いに係る予算配分は以下のとおりである
- 直接支払いは、全体の48%を基礎所得支持が占める。エコスキームは25%が割り当てられる形となっており、フランスの構造と同一である
- 一方、セクター支払いは、イタリア全土でも生産されているワインに対する支払いが87%を占めている

直接支払いにおける予算配分比率（2023~2029年）



セクター支払いにおける予算配分比率（2023~2029年）

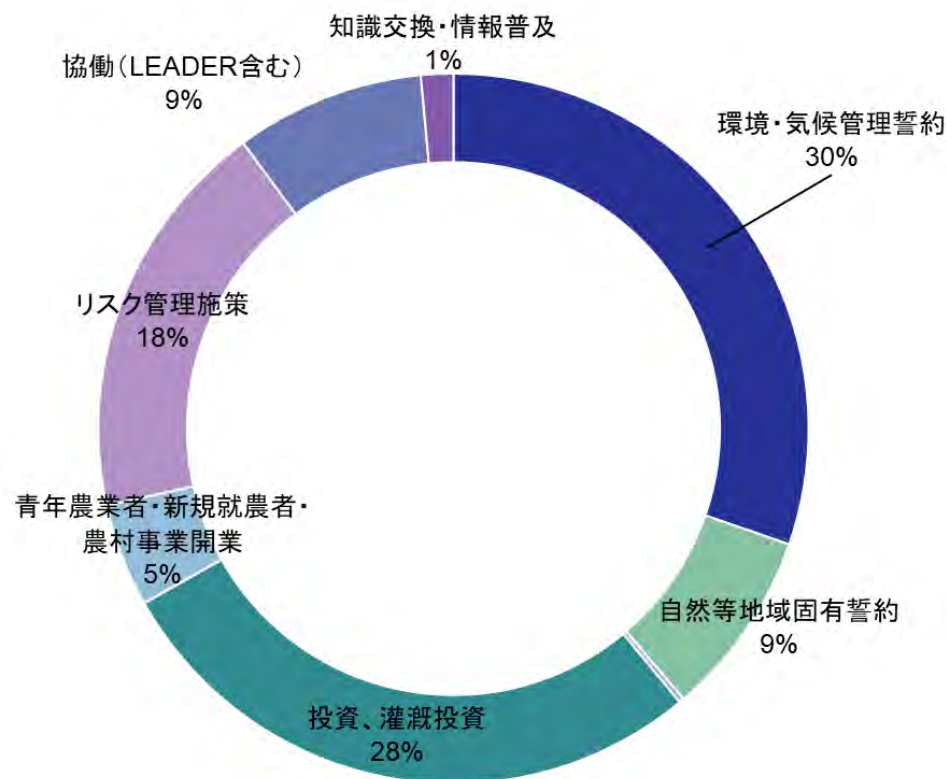


(注)セクター支払いの施策コードについてはp.68,69参照

第2の柱の予算規模

- 農村振興施策の予算配分は以下のとおりである
- 農村振興施策は、全体予算の3割が環境・気候管理誓約に充てられている。次いで、投資・灌漑投資が全体予算の28%、リスク管理施策が18%を占める形となっている

農村振興施策における予算配分比率（2023~2029年）



第2の柱のうち、投資（INV）の施策内容

第2の柱のうち、投資（INV）の施策・予算配分

- イタリアの農村振興施策のうち、「投資」に対する予算額は以下のとおりである
- 予算額は、灌漑施設等の新設を含む、農業競争力のための農業生産設備等への投資へ17億€が仕向けられている

イタリアにおける投資		総予算（2023 - 2029）（単位：€）				
番号	施策名	EU予算	国の予算	公的資金総額	国の追加予算	EU予算の割合
SRD01	農業競争力のための農業生産投資	792,939,519	948,726,265	1,741,665,784	74,287,693	43.7%
SRD02	環境・気候・動物福祉のための農業生産投資	149,608,497	196,465,451	346,073,948	0	43.2%
SRD03	非農業活動への多様化のための農業生産投資	131,737,421	154,273,546	286,010,967	12,000,000	44.2%
SRD04	環境目的のための非農業生産投資	65,475,186	75,749,377	141,224,564	500,000	46.2%
SRD05	農地における植林とアグロフォレストリーシステム	21,775,430	25,612,551	47,387,981	0	46.0%
SRD06	農業生産潜在力の防止・回復のための投資	54,633,733	66,787,055	121,420,788	0	45.0%
SRD07	農業と農村地域の社会経済発展のためのインフラ投資	142,902,803	158,030,207	300,933,010	67,916,231	38.7%
SRD08	環境目的のインフラ投資	54,487,715	72,319,257	126,806,972	0	43.0%
SRD09	農村地域における非生産的投資	22,469,593	30,826,704	53,296,297	0	42.2%
SRD10	非農業用地の植林への投資	4,701,450	6,348,550	11,050,000	0	42.5%
SRD11	非生産的林業への投資	31,198,462	43,772,206	74,970,669	3,000,000	40.0%
SRD12	森林被害防止・修復への投資	86,021,047	110,154,188	196,175,235	3,000,000	43.2%
SRD13	農産物の加工・販売への投資	339,367,340	406,511,570	745,878,910	22,586,381	44.2%
SRD14	農村地域における非農業生産投資	2,599,613	3,756,684	6,356,296	0	40.9%
SRD15	生産的林業への投資	35,214,849	45,571,697	80,786,546	2,500,000	42.3%
SRD16	FVG金融商品保有農業の競争力のための農業生産投資	2,849,000	4,151,000	7,000,000	0	40.7%
SRD17	農産物の加工及び販売におけるFVG金融商品投資	2,035,000	2,965,000	5,000,000	0	40.7%
SRD18	金融商品:農業生産投資のための循環資金農業経営の競争力並びに環境、気候及び動物の福祉のための投資	5,057,500	6,842,500	11,900,000	-	42.5%
SRD19	金融商品:農産物の投資,加工及び販売のためのローテーション基金	2,125,000	2,875,000	5,000,000	0	42.5%

（出所）CAP Catalogより作成

第2の柱のうち、投資（INV）の施策内容

第2の柱における投資（INV）が貢献するニーズ①

- イタリアの農村振興施策に関しては、「投資」について取りまとめる。投資については、19の施策が設定されている

施策 番号	施策名	E1.1	E1.10	E1.2	E1.3	E1.4	E1.5	E2.1	E2.11	E2.12	E2.13	E2.14	E2.15	E2.16	E2.2	E2.3	E2.4	E2.7	E2.8	E2.9	E3.12	E3.13	E3.14	E3.3	E3.5	E3.6
		農業、農産食品、林業の収益性の向上	リスク管理と市場リスクツールの活性化	農業保有の市場志向の促進	農林業所得の多様化の促進	農業、農業食料及び林業の保有からの信用へのアクセスの促進	性的強化 インフラネットワークの品質とアクセス	農地・林業の炭素隔離能力の維持・向上	積極的かつ持続可能な森林経営の推進	土壌肥沃度の保全・回復の推進	水資源の効率的かつ持続可能な利用	表層水・深層水の汚染防止	農業・畜産業からのアンモニア及びガス排出量の削減	農業・畜産業からのアンモニア及びガスの促進	自主的な生態系サービス市場制度の展開	気候に悪影響を及ぼすガスの排出削減の促進	再生可能エネルギーの生産と利用の促進	再生可能エネルギーの生産と利用の促進	動植物の生物多様性及び自然の生物多様性の保護及び増進の推進	農村景観の保護・整備・再生	自然的制約のある地域における農業の支援と発展	畜産の促進	健康で栄養価の高い食品の生産強化	副産物の再利用に向けた技術・管理方法の強化	農村地域における雇用と社会的包摂の創出と支援	地域の魅力向上
SRD01	農業競争力のための農業生産投資	●		●		●																				
SRD02	環境・気候・動物福祉のための農業生産投資	●								●	●	●	●		●	●					●	●	●			
SRD03	非農業活動への多様化のための農業生産投資				●																			●		
SRD04	環境目的のための非農業生産投資											●						●	●							
SRD05	農地における植林とアグロフォレストシステム	●						●											●							
SRD06	農業生産潜在力の防止・回復のための投資		●																							
SRD07	農業と農村地域の社会経済発展のためのインフラ投資																								●	●
SRD08	環境目的のインフラ投資								●		●					●			●							
SRD09	農村地域における非生産的投資																								●	●
SRD10	非農業用地の植林への投資							●											●							

第2の柱のうち、投資（INV）の施策内容

第2の柱における投資（INV）が貢献するニーズ②

- 続いて、SRD11-19については、以下のとおりである

施策 番号	施策名	E1.1	E1.10	E1.2	E1.3	E1.4	E1.5	E2.1	E2.11	E2.12	E2.13	E2.14	E2.15	E2.16	E2.2	E2.3	E2.4	E2.7	E2.8	E2.9	E3.12	E3.13	E3.14	E3.3	E3.5	E3.6
		農業、農産食品、林業の収益性の向上	リスク管理と市場リスクツールの活性化 と利用促進	農業保有の市場志向の促進	農林業所得の多様化の促進	農業、農業食料及び林業の保有からの信用へのアクセスの促進	性の強化	インフラネットワークの品質とアクセス	農地・林業の炭素隔離能力の維持・向上	積極的かつ持続可能な森林経営の推進	土壌肥沃度の保全・回復の推進	水資源の効率的かつ持続可能な利用	表層水・深層水の汚染防止	農業・畜産業からのアンモニア及びガス排出量の削減	自主的な生態系サービス市場制度の展開の促進	気候に悪影響を及ぼすガスの排出削減の促進	再生可能エネルギーの生産と利用の促進	再生可能エネルギーの生産と利用の促進	動植物の生物多様性及び自然の生物多様性の保護及び増進の推進	農村景観の保護・整備・再生	自然的制約のある地域における農業の支援と発展	より持続可能で倫理的なモデルに向けた畜産の促進	健康で栄養価の高い食品の生産強化	副産物の再利用に向けた技術・管理方法の強化	農村地域における雇用と社会的包摂の創出と支援	地域の魅力向上
SRD11	非生産的林業への投資							●	●					●	●		●	●	●	●						
SRD12	森林被害防止・修復への投資								●									●	●	●						
SRD13	農産物の加工・販売への投資	●		●												●								●		
SRD14	農村地域における非農業生産投資																									
SRD15	生産的林業への投資	●		●				●	●					●	●	●	●							●	●	●
SRD16	FVG金融商品保有農業の競争力のための農業生産投資	●		●		●																				
SRD17	農産物の加工及び販売におけるFVG金融商品投資	●		●		●																				
SRD18	金融商品:農業生産投資のための循環資金農業経営の競争力並びに環境、気候及び動物の福祉のための投資	●		●		●																				
SRD19	金融商品:農産物の投資、加工及び販売のためのローテーション基金	●		●		●																				

第2の柱のうち、投資（INV）の施策内容

第2の柱における投資（INV）の施策と個別目標の整理

- イタリアはフランス・ドイツとは異なり、複数の個別目標に対応するニーズが設定されている
- 個別目標と、ニーズの対応関係は下表に示すとおりである

番号	ニーズ	S01	S02	S03	S04	S05	S06	S07	S08	S09	S0X
E1.1	農業、農産食品、林業の収益性の向上		●						●		
E1.10	リスク管理と市場リスクツールの活性化と利用促進	●	●								
E1.2	農業保有の市場志向の促進		●						●		
E1.3	農林業所得の多様化の促進		●								
E1.4	農業、農業食料及び林業の保有からの信用へのアクセスの促進		●						●		
E1.5	インフラネットワークの品質とアクセス性の強化		●								
E2.1	農地・林業の炭素隔離能力の維持・向上				●						
E2.11	積極的かつ持続可能な森林経営の推進					●					
E2.12	土壌肥沃度の保全・回復の推進					●					
E2.13	水資源の効率的かつ持続可能な利用					●					
E2.14	表層水・深層水の汚染防止					●					
E2.15	農業・畜産業からのアンモニア及びガス排出量の削減					●					
E2.16	自主的な生態系サービス市場制度の展開の促進					●					
E2.2	気候に悪影響を及ぼすガスの排出削減の促進				●						
E2.3	再生可能エネルギーの生産と利用の促進				●						
E2.4	再生可能エネルギーの生産と利用の促進				●						
E2.7	動植物の生物多様性及び自然の生物多様性の保護及び増進の推進						●				
E2.8	農村景観の保護・整備・再生						●				
E2.9	自然的制約のある地域における農業の支援と発展						●				
E3.12	より持続可能で倫理的なモデルに向けた畜産の促進									●	
E3.13	健康で栄養価の高い食品の生産強化									●	
E3.14	副産物の再利用に向けた技術・管理方法の強化									●	
E3.3	農村地域における雇用と社会的包摂の創出と支援								●		
E3.5	地域の魅力向上								●		
E3.6	農村における生活の質の向上								●		

第2の柱のうち、投資（INV）の施策内容

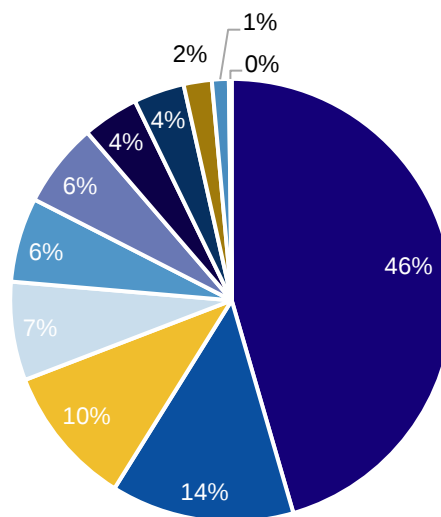
事例：プーリア州における投資、灌漑投資（INV）／プーリア州の特徴

- プーリア州はイタリア有数の農業地域で、農業者数は195,795戸（イタリア全体の17%, 第1位）、農業面積は1,285,274ha（イタリア全体の10%, 第2位）である。1農業者あたりの面積は6.6ha（全国平均は11ha）であり、比較的小規模な農業者が多い地域であるが、近年徐々に大規模化が進んでいる
- 夏は高温・乾燥、冬は温暖・湿潤な気候で、地中海式農業が行われている。主な栽培作物は、デュラム小麦、オリーブ、ブドウ等である
- プーリア州における農村振興施策の中でSRD（投資）に充てられた金額は4億8,600万ユーロで、イタリアで最も高い

プーリア州の位置



投資分野におけるプーリア州分の割当



- SRD01_農業競争力のための農業生産投資
- SRD13_農産物の加工・販売への投資
- SRD04_環境目的のための非農業生産投資
- SRD07_農業と農村地域の社会経済発展のためのインフラ投資
- SRD02_環境・気候・動物福祉のための農業生産投資
- SRD03_非農業活動への多様化のための農業生産投資
- SRD06_農業生産潜在力の防止・回復のための投資
- SRD12_森林被害防止・修復への投資
- SRD05_農地における植林とアグロフォレストリーシステム
- SRD15_生産的林業への投資
- SRD11_非生産的林業への投資

第2の柱のうち、投資（INV）の施策内容

事例：プーリア州における投資、灌漑投資（INV）／施策の要件

- SRD1 農業競争力のための農業生産投資の対象となる取組は以下のとおり

SRD1 農業競争力のための農業生産投資	
対象となる取組	A) <u>新たな灌漑施設への投資を含む土地開発(生産設備の改良・区画整理、改良・建替え)及び農業機械・器具の開発であって、灌漑地域の拡大並びに季節水のみを供給源としない貯水施設の建設及び改善につながる可能性のあるもの。</u> ※SRD1では、競争力強化のため、特に農地の灌漑面積を拡大する際の新規灌漑システムへの投資、灌漑面積の拡大につながる既存システムの改良・改修・修復、季節水のみを供給源としない貯水施設の建設・改良を対象とする B) <u>投入材(自己消費のためのエネルギー供給を含む)の使用の削減と最適化、生産残渣の削減と持続可能な管理、アスベストの除去と処分を通じたものを含む、気候-環境パフォーマンスの向上</u> C) <u>市場要求に基づいた製品特性の改善と生産の差別化</u> D) <u>デジタル技術への投資による技術革新と生産工程管理の導入</u> E) <u>地方及び/又は不足しているサプライチェーンを含む、生産物の加工、加工及び販売(貯蔵/貯蔵及び包装を含む)による農業生産の発展</u>
対象者の制限	生産額が15,000ユーロ以上の農業者
選考の指標	- 投資の具体的な目的 - 介入の対象となる生産部門（危機に見舞われている部門など） - 地理的に不利な地域 - 申請者の特徴（年代、農業の程度等） - 応募者の専門性や会社の特徴 - 事業の経済的側面 - 資源の撤去を伴う灌漑投資などの環境への影響・・・等
補助の割合/金額	基本：発生した費用の40％ 若手農業者：発生した費用の80％ 条件不利地の農業者：発生した費用の65％ 補助の下限：30,000ユーロ 補助の上限：300,000ユーロ

第2の柱のうち、投資（INV）の施策内容

事例：プーリア州における投資、灌漑投資（INV）／施策の要件

- SRD2 環境・気候・動物福祉のための農業生産投資の対象となる取組は以下のとおり

SRD2 環境・気候・動物福祉のための農業生産投資	
対象となる 取組	A) <u>気候変動緩和への投資</u> 気候に有害なガス（メタンと亜酸化窒素）やその他の大気汚染物質（アンモニア）の排出を削減し、土壌中の炭素隔離能力を高める農業生産プロセスを合理化するための投資。糞尿貯蔵施設および固定されていない糞尿貯蔵施設の建設に対する投資が含まれる。
	B) <u>天然資源保護への投資</u> 水の質的保護及び植物保護製品の持続可能かつ合理的な管理を目的とする投資、並びに肥沃度、構造及び土壌の質の観点からの土壌保護のための投資（侵食及び締固めを含む土壌劣化のリスクを低減するための投資を含む）を規定する。
	C) <u>灌漑投資</u> 灌漑資源の効率的かつ持続可能な利用を目的とした投資に対する支援を提供する。これに関連して、水資源の節約につながる農業灌漑施設の改善、更新及び修復のための事業投資、並びに水資源の貯蔵及び再利用を促進する投資が計画されている。 ※SRD02では、環境保護のため、a) 灌漑面積の拡張を目的としない、水資源利用の節約を伴う農地灌漑システムの改良、改修、修復、b) 季節水専用の貯水池および貯水施設の建設・改良のための投資、c) 水域からの取水の代替として精製水を利用するための施設が対象となる
	D) <u>動物福祉への投資</u> 抗菌薬耐性に関するもの、動物福祉と生物安全性を高める革新的で正確な管理システムの導入を通じたものを含む、より持続可能で倫理的なモデルに向けた畜産の進化を奨励することを目指すための投資。
	対象者の制限 生産額が15,000ユーロ以上の農業者
選考の指標	- 自然条件不利地域 - 農村地域、ZVN、水枠組み指令の結果として管理上の制約を受ける地域 - 申請者の特性（年代等） - 生産システム（有機農業、栽培規模、家畜の数） - 事業の経済的側面・・・等
補助の割合/金額	基本：発生した費用の40% 若手農業者：発生した費用の80% 条件不利地の農業者：発生した費用の65% 補助の下限：30,000ユーロ 補助の上限：3,000,000ユーロ



第2の柱のうち、投資（INV）の施策内容

事例：プーリア州における投資、灌漑投資（INV）／施策の要件

- SRD3 非農業活動への多様化のための農業生産投資の対象となる取組は以下のとおり

SRD3 非農業活動への多様化のための農業生産投資

対象となる 取組	A) <u>農業観光</u> B) <u>社会的農業</u> C) <u>教育/教訓活動</u> D) <u>農産物、主に農産物を TFUE の附属書 I に含まれない製品（附属書 I に含まれる製品の少数シェア）に変換し、企業の販売拠点でそれらを加工および販売する活動</u> E) <u>観光・レクリエーション活動および農村の伝統および自然資源および景観資源の価値化に関連した活動</u> F) <u>林業、水産養殖、および非農業空間のケアのために農業企業が実施する環境サービスの創出を通じた緑地と領土の維持</u>
対象者の制限	生産額が15,000ユーロ以上の農業者
選考の指標	- 申請者の特性（年代、性別等） - 自然条件不利地域か - 介入によって開発される活動の内容 - 規制スキームへの参加（有機農場等） - 事業の経済的側面・・・等
補助の割合/金額	発生した費用の50% 補助の下限：30,000ユーロ 補助の上限：200,000ユーロ



第2の柱のうち、投資（INV）の施策内容

事例：プーリア州における投資、灌漑投資（INV）／施策の要件

- SRD4 環境目的のための非農業生産投資の対象となる取組は以下のとおり

SRD4 環境目的のための非農業生産投資

対象となる 取組	<u>Action 1) 生物多様性の損失を食い止め、回復させ、農村景観を保全することを目的とした非生産的な投資</u> - 耕作地の特殊性と生態系の複雑性を高めることで、農業システムの気候変動への耐性を高めることに貢献するもの - 在来種の動植物の繁殖を促進する一方で、同種異系種の拡散を抑制することで、動植物の生物多様性を保全するもの - 農業者／飼育者と野生生物の平和的共存を可能にするもの - 農村、歴史的、伝統的な生息地や景観を保全し、その典型的な要素を保護するもの <u>Action2) 水質改善を目的とした非生産的投資</u> - 地表水域の汚染を軽減するため、小水域や人工水域に樹木や防腐剤の緩衝帯を作ったり、植物を植えたりするもの - 小水路の河床および河岸（水辺帯）の植生回復や植栽などの活動
対象者の制限	—
選考の指標	- 申請者の特性（年代等） - 事業の内容（有機農業、栽培規模、家畜の数） - 介入によって進められる活動の内容 - 事業の経済的側面 - 統合計画ツールとの運用の一貫性・・・等
補助の割合/金額	発生した費用の100% 補助の下限：5,000ユーロ 補助の上限：100,000ユーロ

第2の柱のうち、投資（INV）の施策内容

事例：プーリア州における投資、灌漑投資（INV）／施策の要件

- SRD5 農地における植林とアグロフォレストリーシステムの対象となる取組は以下のとおり

SRD5 農地における植林とアグロフォレストリーシステム

対象となる 取組	<u>SRD05.1) 農地への自然植林</u> 複数の目的（環境、景観、社会的レクリエーション、木材、木材、トリュフなどの生産）を持つ自然植林で、地域の環境条件に適した、菌根菌が繁殖した原産地証明付きの在来種の樹木や低木を用いて行われる。期間終了後、植生を元に戻すことはできない。 <u>SRD05.2) 農地への短期または中長期の植林</u> 複数の目的（環境、景観、社会的レクリエーション、木材、木材、トリュフなどの生産）を持つ自然植林で、地域の環境条件に適した、菌根菌が繁殖した原産地証明付きの在来種の樹木や低木を用いて行われる。証書で規定された期間終了後、植生は元に戻すことができる。 <u>SRD05.3) 農地における農林業システム</u> 3.1) 農地の森林化システム 3.2) 農地および放牧地における森林システム 農業や飼料生産、直接放牧や草刈り、木質製品（建築用材やエネルギー用バイオマス）や非木質林産物の補助的生産、防風林や環境の多様化に利用することができる。期間終了後、植生は元に戻すことができる。
対象の制限	1ha以上 在来種の樹木かつ環境や気候に適した樹木を選択する等の条件あり
選考の指標	- 介入の具体的な目的 - 地域の特性 - 申請者の特徴 - 介入の経済的側面 - 計画の他の介入との関連および/または統合プロジェクトへの参加 - 恩恵を受けている企業の所在地 - 生息地指令で言及されている優先種
補助の割合/金額	発生した費用の100% 補助の上限 SRD05.1：15,000ユーロ/ha、合計200,000.00 ユーロ SRD05.2：15,000ユーロ/ha、合計100,000 ユーロ SRD05.3.1：5,000ユーロ/ha、合計100,000 ユーロ SRD05.3.2：4,000ユーロ/ha、合計100,000 ユーロ



第2の柱のうち、投資（INV）の施策内容

事例：プーリア州における投資、灌漑投資（INV）／施策の要件

- SRD6 農業生産潜在力の防止・回復のための投資の対象となる取組は以下のとおり

SRD6 農業生産潜在力の防止・回復のための投資

対象となる 取組	1) <u>自然災害、不利な気候および生物的事象から生じる被害を防止するための投資。</u> ただし、プーリア州では青果部門に限定される 2) <u>自然災害、自然災害に類似した悪天候現象、植物害虫や動物伝染病による被害を含む壊滅的現象によって損なわれた農業および畜産生産の可能性を回復するための投資。</u>
対象者の制限	—
選考の指標	・ 自然的不利な地域、田園性の度合いが高い地域、植物病害の蔓延の危険性が最も高い地域、災害の領土的リスクの程度などの地域選択原則。 ・ 申請者の特定の特性に関連した選考原則（たとえば、同じ、公共団体、若手農業者の専門性の程度など）。 ・ 企業規模などの企業特性に関連した選択原則。 ・ 有機農業を実践する企業など、企業の生産システムに関連する選択原則。 ・ 特定の閾値内に収まる事業など、事業の経済的側面に関連する選択原則。 ・ 事業と計画の他の介入との関連に関する選択原則（例えば、リスク管理介入への申請者の参加など
補助の割合/金額	発生した費用の100% 補助の下限：10,000ユーロ 補助の上限：80,000ユーロ

 第2の柱のうち、投資（INV）の施策内容

事例：プーリア州における投資、灌漑投資（INV）／施策の要件

- SRD7 農業と農村地域の社会経済発展のためのインフラ投資の対象となる取組は以下のとおり

SRD7 農業と農村地域の社会経済発展のためのインフラ投資

対象となる 取組	Action1) <u>農村地域の道路網</u> 措置の対象となる地域を一層利用しやすいものとする（当該地域の安全に関するものを含む）を目的として、農村地域及び農業保有地の便益の実現、適応及び拡大を支援することを目的とする。 Action2) <u>水道網</u> 飲料水の供給や配水のための新しい水道管の開発事業および下水道システムの建設・適応が対象 ※SRD07では、小規模（補助額の上限まで）のインフラまたはプロジェクトが対象
対象者の制限	—
選考の指標	投資の特定の目的に関連する優先順位 自然条件が不利な地域、困難な地域などの優先順位 公共団体および/または申請者の団体レベルで行われた投資 投資の持続可能性の程度に関連して、誰がその恩恵を受ける可能性があるか 事業の経済的側面に関連する優先順位、特に以下に注意する 投資の持続可能性と支援を与えるための管理コスト 計画の内容・・・等
補助の割合/金額	公共・民間団体ともに、実際に発生した費用の100%まで 補助の上限 Action1) 500,000ユーロ Action2) 1,000,000 ユーロ

第2の柱のうち、投資（INV）の施策内容

事例：プーリア州における投資、灌漑投資（INV）／施策の要件

- SRD11 非生産的林業への投資への対象となる取組は以下のとおり

SRD11 非生産的林業への投資	
対象となる 取組	<u>SRD11.1) 環境保護、気候変動への適応、景観保全</u> 森林の環境的・社会的機能、特に生態系規制サービスの提供を向上・改善するための投資。 a) 森林生態系の環境を保護、保全及び改善し、特定の森林生息地を保全し、環境的又は景観的価値及び自然価値の高い地域を保護するための林業措置 b) 森林生態系の生態学的効率を改善し、森林構造、特定の構成の再野生化と多様化を促進し、生態学的空間的つながり、炭素貯蔵を改善するための管理措置 c) 自然及び人為的更新を保護するための野生生物及び/又は家畜の防除措置 d) 水文地質学的安定性を高めるための森林水力学及び自然工学の実施、改善及び拡大のための措置 e) 森林環境における伝統的および典型的な景観、文化的特徴および構成要素の回復、保全および適応 f) 情報・教育機能、情報ポイント、観測・目視等を備えた事業・インフラの整備・改善・整備のための措置
	<u>SRD11.2) 森林の多面的機能活用のための基盤整備・実施</u> 森林の多面的機能を高めるための投資。公共施設や集合施設、森林・牧畜道路、林道などの森林インフラの建設と改善に必要な費用を賄い、森林と社会的健康のため、また一般市民の森林へのアクセス向上を目的としている
	<u>SRD11.3) 森林管理計画および同等のツールの確立</u> 持続可能で多面的機能を備えた森林経営を普及させるための投資。個々の地域および関連地域の森林管理計画または同等の手段の策定に必要な費用、ならびに期限が到来し失効した管理計画および同等の手段の改訂に必要な費用をカバーすることを意図している
	対象者の制限 —
	選考の指標 - 介入の具体的な目的 - 地域の特性 - 申請者の特徴 - 介入の経済的側面 - 計画の他の介入との関連および/または統合プロジェクトへの参加 受益企業の所在地 - 生息地指令で言及されている優先種
補助の割合/金額	発生した費用の100% SRD11.1) 下限：10,000ユーロ、上限：300,000ユーロ SRD11.2) 下限：10,000ユーロ、上限：300,000ユーロ SRD11.3) 下限：2,500ユーロ、上限：100,000ユーロ

第2の柱のうち、投資（INV）の施策内容

事例：プーリア州における投資、灌漑投資（INV）／施策の要件

- SRD12 森林被害防止・修復への投資の対象となる取組は以下のとおり

SRD12 森林被害防止・修復への投資	
対象となる 取組	<u>SRD12.1) 森林被害防止</u> 災害（火災、水文地質学的災害、暴風雨、洪水、攻撃を含む）による被害を予防するための投資。 - 森林の回復力及び気候変動への適応力を向上させ、生態系の環境保全を確保するとともに、特定の森林生息地、環境的価値又は景観上の利益及び自然価値の高い地域を保全することを目的とする林業予防措置 - 林の多様化、下草地の清掃（家畜の放牧を含む）、防火帯や防火道路、防火帯、境界域、生態系遷移段階や水路網における樹木や灌木の植生の再配置などの管理措置。 - 森林火災対策、生物的・非生物的自然災害、その他の自然災害、気候変動による壊滅的・異常気象の防止と抑制のための詳細な計画またはプログラムの策定 等 <u>SRD12.2) 被害を受けた森林の回復</u> 火災、水文地質学的災害、暴風雨、洪水、病虫害、植物病害を含む自然災害、有害な気候事象又は壊滅的事象の影響を受けた森林生態系の回復及び/又は生態学的及び機能的回復のための投資。 - 災害の被害を受けた地域における公共の安全やインフラに対する潜在的なリスクを排除するための措置（被害を受けた木材や破壊された木材の伐採、植林、伐採など） - 森林構造の再野生化と多様化を奨励し、森林被覆を回復することによって、損傷または破壊された森林の生態学的潜在力を再建および/または回復するための管理措置 - 災害により破壊された森林及び林道、林地施設、工作物及び施設の復旧のための措置 等
	SRD12.1) 地域計画で森林火災の危険性が高いと判断された地域、植物病害のリスクが高い地域、水文地質学、雪崩、地すべり、土砂崩れのリスクが高い地域、干ばつや砂漠化の危険にさらされている地域、その他地域的、生態学的なリスクが特定されている地域 SRD 12.2) 当局/機関によって認められた災害および壊滅的な出来事によって影響を受けた森林地域
選考の指標	- 介入の具体的な目的 - 地域の特性 - 申請者の特徴 - 介入の経済的側面 - 計画の他の介入との関連および/または統合プロジェクトへの参加 - 受益企業の所在地 - 生息地指令で言及されている優先種
補助の割合/金額	発生した費用の100% 補助の下限：10,000ユーロ

第2の柱のうち、投資（INV）の施策内容

事例：プーリア州における投資、灌漑投資（INV）／施策の要件

- SRD15 農産物の加工・販売への投資の対象となる取組は以下のとおり

SRD13 農産物の加工・販売への投資

対象となる取組	<u>Action1</u> a) 農産物チェーンからの製品の選別、加工、保全、保管、調整、加工、包装、マーケティングのためのプラントおよび構造物の購入、建設、改修、近代化を通じて企業資本の強化 b) 持続可能性を考慮した、エネルギーや水などの生産投入物の供給と効率的な使用を含む、生産サイクルの技術的改善と合理化 c) サプライチェーン内の統合プロセスの改善 d) 生産システムとプロセスを品質管理システム、環境管理、トレーサビリティ、製品ラベリングシステムに適応/強化 e) 副産物の再利用や廃棄物の処理も視野に入れた、環境の持続可能性の改善。 f) 現行法で示されている最低値よりも高い職場の安全レベルの達成。 g) 高品質の製品の開発および/または食品安全の観点からの生産の適格性を含む、生産の付加価値の増加 h) 新しい市場の開拓
	<u>Action 2</u> a) 企業の自家消費に限定して、再生可能資源から電気および/または熱エネルギーを生産するためのシステム、または生産工場で生成される熱を回収するためのシステムの設置
対象者	経営難の企業を除く
選考の指標	サプライチェーンの統合、環境の持続可能性の向上など、投資によって追求される特定の目的 生産格差に苦しむ部門など、介入の対象となる生産部門 競争上不利な地域 企業規模などの申請者の特徴 事業の経済的側面 統合計画 投資プロジェクトの特徴（農業生産者に対する利益の影響など）・・・等
補助の割合/金額	発生した費用の50%、ただし大企業は25%
	補助の下限 200,000ユーロ 補助の上限 4,000,000ユーロ



第2の柱のうち、投資（INV）の施策内容

事例：プーリア州における投資、灌漑投資（INV）／施策の要件

- SRD15 生産的林業への投資の対象となる取組は以下のとおり

SRD15 生産的林業への投資

対象となる取組	SRD15.1) 林業 森林の経済的価値及び森林からの林産物（木材及び非木材製品）の質を向上させるための投資。環境と気候変動への適応目標を確保しつつ、生産的で持続可能な林業と木材プランテーションを達成するために必要な支出を賄うことを目的としている。
	SRD15.2) 最新化と改善 技術及びプロセスの革新並びに事業資本の開発を促進することにより、国の林業部門の成長を促進するための投資。 a) 生産プロセスに関連する建物やビジネスインフラの近代化・改造・構築 b) 栽培、伐採及び森林伐採活動並びに林産物の加工、流通及び販売のための機械及び設備の基盤の近代化; c) 木材・非木材林産物の利用・加工プロセスを最適化するための技術・経営革新の導入 d) 木材・非木材製品のマーケティングのためのウェブマーケット・ロジスティクスプラットフォームを確立し、実施し、運営する活動 e) 特別な物流インフラ並びに森林管理に資するあらゆる秩序及び等級の森林、林業及び林業-牧畜インフラ（道路及び滑走路）を確立し、実施し、回復し及び維持するための措置 f) 既存の地域法に従った、個別及び/又は関連地域の森林管理計画又は同等の文書の作成、及び期限が到来した又は失効した管理計画及び同等の文書の改訂 g) 木材及び非木材製品の品質を改善し、市場の要求に基づいて生産を差別化し促進し、加工及び生産残渣のエネルギー効率的利用を促進するための措置 h) 農場におけるエネルギーの排出及び消費を最適化又は削減するための措置 i) 林産物のトレーサビリティシステムへの適応及びISO 17225に基づく木材燃料の品質認証のために必要な措置
対象者	地域の国有林を管理する公的機関
選考の指標	- 介入の具体的な目的 - 地域の特性 - 申請者の特徴 - 介入の経済的側面 - 計画の他の介入との関連および/または統合プロジェクトへの参加 - 受益企業の所在地 - 生息地指令で言及されている優先種
補助の割合/ 金額	65%（環境関連の要件に適合している場合は最大80%） 補助の下限：10,000ユーロ



CAP戦略計画の立案・運用体制

- イタリアにおけるCAP戦略に対して権限を有する機関は下表のとおり

	役割	担当組織・メンバー	概要
1	CAP戦略計画の国家管理機関	イタリア農業・食料・林業政策省 (Mipaaf) の欧州・国際政策・農村開発局	CAP戦略計画の国家介入について、効果的、効率的かつ正確な管理と実施を行う
2	地域管理機関	19地域および2つの自治州	地域的要素を伴う国家介入および地域的性質のみを伴う介入について、効果的、効率的かつ正確な管理と実施を行う
3	支払機関	基本は AGEA 支払機関。 州の支払機関が担当する場合もある	支出の管理と制御を担当する
4	調整機関	AGEAコーディネーション	支払機関の調整を担当する
5	認証機関	PriceWaterhousecoopers S.p.a.	支払機関の会計の正当性、正確性等について認証を行う
6	国家監視委員会	CAP計画の国家管理機関が議長を務める。 メンバーは、管轄の公的機関、中間団体、パートナーシップ等	CAP 戦略計画の全体的な実施を監視する
7	地域監視委員会	イタリアの各地域および自治州ごとに委員会が設立される	CAP戦略計画の地域的要素に関する介入の実施を監視する。国家監視委員会とも連携する
8	管理当局	代表はイタリア農業・食料・林業政策省 (Mipaaf) の国際・欧州連合政策総局	支払機関及び認証機関等の管理や監査等を行う。
9	管理機関	支払機関または機関から委任を受けた機関、支払機関に固有の機能を果たす機関	EAGFおよびEAFRDの支出を管理する
10	中間機関	国家管理当局または規則に従い委任された機関	EU規則2021/2215の第123.4条に従い、本計画の特定の管理および実施機能を実行する
11	AKISの調整機関	代表はイタリア農業・食料・林業政策省 (Mipaaf) の農村開発総局	異なる機関間の比較と連携を促進し、AKIS関係者間の必要な機能的関係を促進する
12	計画の連絡責任者	代表はイタリア農業・食料・林業政策省 (Mipaaf) の農村開発総局	CAP戦略計画の広報計画やコミュニケーション活動の指揮・調整を行う
13	全国CAPネットワーク責任者	代表はイタリア農業・食料・林業政策省 (Mipaaf) の農村開発総局	ネットワーク自体の活動の管理及び実施



2023年度履行状況の概要

- イタリアも各国と同様に、EU規則2021/135の134条に従い、前会計年度におけるCAP戦略計画の履行状況について年次パフォーマンス報告書で報告している。
- イタリアの2023年度の年次パフォーマンス報告書は、2024年1月末に欧州委員会へ提出された。本報告の対象期間は、2023年1月1日～2023年10月15日である
- 2023年度の報告の概要は下記のとおり

- ✓ **直接支払**については、前払金の支払時期に関する規定の関係で、初年度である2023年度は実施されなかった。
- ✓ **セクター別支払**については、「果物と野菜」、「養蜂」、「オリーブ」について支払いが行われた。「ワイン・ブドウ」及び「じゃがいも」については支払いが行われなかった。
 - 「ワイン・ブドウ」については、2019/2023年度の国家支援プログラムに含まれる措置が関連資金を使用して実施されたため、2023年度はCAP戦略計画に基づく措置は開始されなかった。これを考慮し、第119条2項に基づきCAP戦略計画の変更が検討されている
 - 「じゃがいも」については、2023年の予算の割当が無いため支払いも実施されていないが、2024年以降には支払が行われる予定である
- ✓ **農村振興施策**については、全ての施策分類（SRAからSRH）について支払いが行われた。

- 2023年度に特定された主な課題は以下の3点である

1. 欧州委員会からGAEC6で夏季の2回目の休耕期間設定が求められたことを受け、適用の方法や作物栽培体系/土壌/気候条件に応じた期間を検討するための調査が実施された。この要件緩和は2025年1月1日から有効になる予定である。さらに、2023年までの適用除外期間が完了したGAEC7、適用除外期間が2024年まで延長されたGAEC8については、条文の修正が行われる
2. 直接支払い、一部のエコスキーム（ECO5 など）の残額、及び一部のカップル所得支持（甜菜や豆類など）の残額は、国家枠の完全活用を目的に、他の介入策の単価を高めるために使用される
3. 農村振興については、一部で2014-2022 の農村開発プロジェクトが取り組まれている。そのため、支出の移行に関する規則がさらに明確化されれば、2023-2027 のCAP戦略計画の介入策の実施の見直しにつながる可能性がある。また2023年に災害に直面したエミリア・ロマーニャ州への連帯貢献金を確保するためには、さらなる変更が必要である

2023年度の支払い状況

- 2023年（対象年）のCAP予算と実績は以下のとおり

施策名			支払総額（€）	
	CAP施策名	国内施策番号	予算上限（2023）	実績（2023）
直接支払	基礎所得支持	PD01	0	0
	補完の所得再分配支持	PD02	0	0
	補完の青年農業者所得支持	PD03	0	0
	エコスキーム	PD04～05	0	0
	カップル所得支持	PD06～07	0	0
セクター支払	果物と野菜	Dotazione complessiva ortofrutta	280,000,000	83,332,334
	養蜂	ADVIBEEES(55(1)(a)), INVAPI(55(1)(b)) COOPAPI(55(1)), PROMOBEEES(55(1)(f))	4,468,077	4,234,301
	ワイン・ブドウ	RESTRVINEY(58(1)(a)), INVWINE(58(1)(b)) GREENWINE(58(1)(c)), DISTIL(58(1)(g)) PROMOWINE(58(1)(k))	256,883,000	0
	オリーブ	Dotazione finanziaria olio di oliva e olive da tavola	30,390,000	26,401,137
	じゃがいも	Dotazione finanziaria settore pataticolo	0	0
農村振興	環境・気候等管理誓約	SRA01～31	4,601,014,514	1,951.508,387
	自然等地域固有制約	SRB01～03	1,421,901,554	540,189,913
	義務的要件による地域固有の不利	SRC01～03	32,984, 445	1,400,000
	投資、灌漑投資	SRD01～19	4,308,937,967	170,691,790
	青年農業者・新規就農者・農村事業開業	SRE01～04	734,626,933	88,520,000
	リスク管理施策	SRF01～04	2,874,666,788	548,894,626
	協働	SRG01～10	1,320,162,586	765,519,042
	知識交換・情報普及	SRH01～06	220,992,428	5,050,000

3. 将来に向けたCAP関連の議論

- (1) 現行CAPの改訂に関する動向 …p.167
- (2) 将来のEU農業に関する議論動向 …p.168

良好な農業環境要件（GAEC）の緩和（2024年5月）

- 良好な農業環境要件（GAEC）は、コンディショナリティを構成する要素の一つである。
- 2023年に欧州で広がった農業従事者の抗議活動を受け、欧州委員会は2024年3月15日にGAECの要件緩和案を公表。5月13日に採択された。
- これに伴い、加盟国はGAEC5-8の適用除外のほか、地域や作物の種類に応じた基準の設定が可能となり、各国のCAP戦略計画に変更の動きがみられる

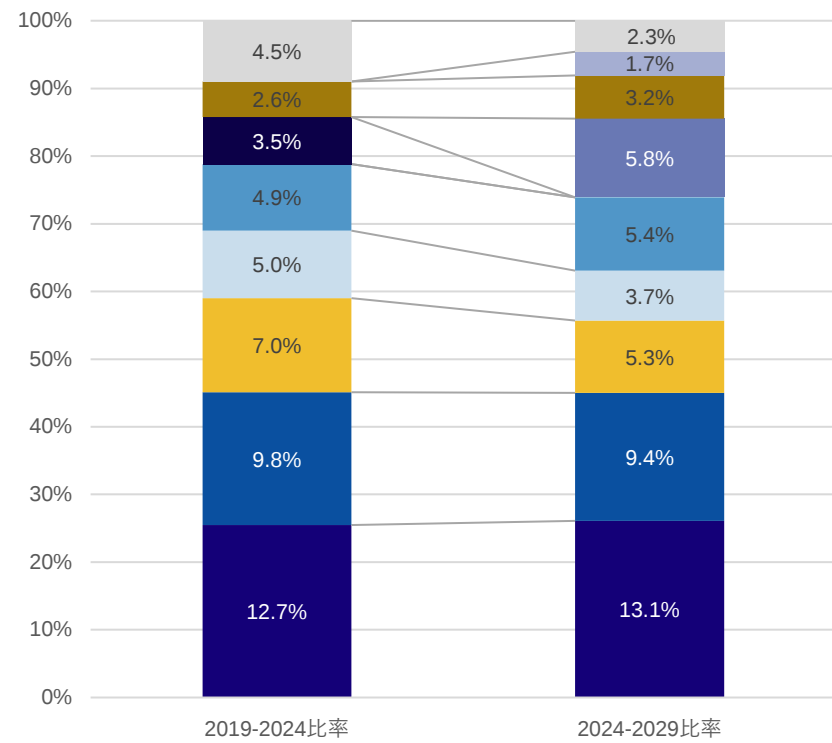
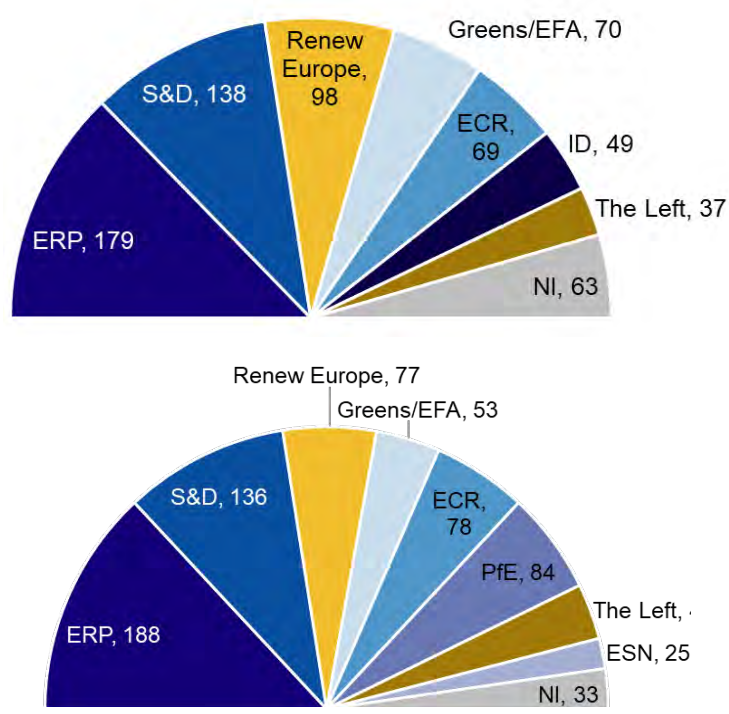
GAECの緩和内容

GAEC項目		GAEC概要	内容
5	浸食に脆弱な地域の土壌保全	斜面勾配を考慮した土壌劣化と侵食のリスクを低減する輪作管理を実施	加盟国は特定の土壌の種類・作物・営農体系等の条件を満たした場合や損害を被った場合(野生生物による被害等)に適用除外とすることが可能
6	浸食に脆弱な期間中の土壌保全	脆弱な期間中(非栽培時期等)の土壌保全対策（裸地の回避等）の実施	加盟国は特定の土壌の種類・作物・営農体系等の条件を満たした場合や損害を被った場合(野生生物による被害等)に適用除外とすることが可能 加盟国は冬季の長さや気象学的厳しさによる短い耕作可能期間を考慮に入れた基準を適応させることが可能
7	輪作の義務化	耕地における輪作の実施（抽水作物は除く）	加盟国は特定の土壌の種類・作物・営農体系等の条件を満たした場合や損害を被った場合(野生生物による被害等)に適用除外とすることが可能 加盟国は作物の多様化が可能(耕地面積が10-30haの場合、少なくとも二種類の異なる作物を栽培し、主要作物の作付面積は全体の75%以下とする。耕地面積が30ha以上の場合、少なくとも三種類の異なる作物を栽培し、主要作物の作付面積は全体の75%以下、主要2作物の作付面積は全体の95%以下とする。)
8	休耕地等の設置	休耕や非生産的用地の最低限度割合の設定(通常4%、植物保護剤を使用せずに栽培された間作物や窒素固定作物も含まれる場合は3%)、および既存の景観的特性の維持	休耕地や非生産的用地の最低限度割合の設定を撤廃 代替として加盟国は実施した場合の金銭的援助を新設(既存の景観的特性の維持等は変更なし)
9	生物種の保全	Natura2000指定地域内における永年草地での被覆や耕起の禁止	野生生物や外来種による被害があった場合は適用除外とすることが可能

第2期フォン・デア・ライエン政権の発足

- 2024年は5年に1度の欧州議会選挙の年であった。6月6日～9日にかけて実施された欧州議会選挙では、中道右派の「欧州人民党（EPP）」が最大派、第2勢力の中道左派「欧州社会民主進歩同盟（S&D：Group of the Progressive Alliance of Socialists and Democrats in the European Parliament）」となった。
- 7月にはフォン・デア・ライエン委員長の再任が決定し、第2期フォン・デア・ライエン政権が2024年12月1日に発足した。農業担当委員は、ルクセンブルクのクリストフ・ハンセン氏（EPP）である。

欧州議会の議席構成と退任時点の座席との比較



(注) 2019年議会選挙時点では英国のEU離脱前のため、751議席が割当。ブレグジット後に座席が再配分されている

EU農業のビジョン：EU農業に関する戦略的対話における勧告

- EUの農業関連ステークホルダーが集まった戦略的対話が2024年1月以降開催されている。2023年9月にフォン・デア・ライエン委員長が一般教書演説で発表したものであり、EU農業の共通ビジョンを形成することを目標とするものである。
- 戦略的対話の報告書“A shared prospect for farming and food in Europe”は、2024年9月に欧州委員会へ提出された。本文書は前述の農業・食料に関するビジョンを策定する際の欧州委員会の作業方針となる。同報告書は、ドイツの「農業の未来のための委員会」の議長経験を有するピーター・シュトロシュナイダー教授を中心に取りまとめられた。
- 報告書には14の勧告が盛り込まれている。勧告内容については、次頁以降のとおりである。

EU農業の将来に関する戦略対話で提示された14の勧告

1 フード・バリュー・チェーンにおける農業者の地位強化	2 持続可能性を実現する新たなアプローチの展開	3 目的に合った共通農業政策の準備	4 移行期の資金調達	5 貿易政策における持続可能性と競争力の促進
6 健康的で持続可能な選択を容易に	7 持続可能な農業慣行の強化	8 農業における温室効果ガス排出の削減	9 EUにおける持続可能な畜産のための道筋	10 農地の保全管理を改善、水に強靱な農業を推進。革新的な育種アプローチを開発するさらなる行動
11 強固なリスク・危機管理の推進	12 魅力的で多様な農業セクターの構築	13 知識とイノベーションへのよりよいアクセスと活用	14 ガバナンスの変化と新たな協力文化	

EU農業のビジョン：EU農業に関する戦略的対話における勧告内容①

EU農業の将来に関する戦略対話における14の勧告の内容（1/2）

	勧告	勧告内容
1	フード・バリュー・チェーンにおける農業者の地位強化	農業者とサプライチェーンの競争力を強化し、フードチェーンの透明性を高め、協力と能力開発を支援し、不公正な取引慣行に適切に対処し、サステナビリティを実現するためにサプライチェーン全体でより緊密に協力し、より緊密な協力、コスト削減、効率性向上、市場からの価格と適正な所得の改善を促す。
2	持続可能性を実現する新たなアプローチの展開	現行のEU法の維持と履行を支援し、履行を改善するための実行可能な手段を見出す。現況提案されている農場における持続可能性評価の方法を調和させることを目的とした農業および食品システムにおけるベンチマーキングシステムは、各農場および各部門の現状を測定、多様な持続可能性の目標および意欲の比較を促進し、持続可能性基準の向上に必要な措置の実施に貢献すべきだ
3	目的に合った共通農業政策の準備	- 現在の政策は、現在および将来の課題に対応し、より持続可能で競争力があり、収益性が高く、多様性のある未来に向けた農業・食品システムの移行を加速させるために変更される必要がある。 - 今後のCAPは①最も必要としている農業者を対象とした社会経済的支援の提供、②望ましい環境、社会、動物福祉の成果の促進、③農村地域の活性化に焦点を当てるべきだ。農業者の経済的実行可能性を基盤として、CAPは特定の現役農業者に対して、よりの絞った形で所得支援を行うべきである。農場の放棄を防止し、特に小規模農場や混合農場、若年農業者、新規就農者、条件不利地など、最も支援を必要としている農業者が適切な所得を得られるように支援すべきだ。生態系サービスを確立し、継続的に提供する農業者へ報酬・インセンティブを与えるため、環境支払いはEUの要件を上回るものでなければならず、指標を活用した定量化可能な結果と結びつける制度の下で最も野心的な目標を目指す。 - 農業および食料生産、農村開発、気候ニュートラル、生物多様性の回復というEUの目標を達成するために、あらゆる野心的な取組に釣り合った予算を、バランスよく、かつ同等に割り当てる必要がある。環境および気候対策への財政支援は、現在のエコスキームおよび農業環境・気候対策の予算配分を基に、今後2期にわたるCAP期間を通じて、毎年大幅に増加させる必要がある。
4	移行期の資金調達	- CAPの枠外で「一時的かつ公正な移行基金」を創設すべきだ。公共部門と民間部門が協力し、小規模および大規模農業者、および食品システムの関係者が持続可能な慣行やシステムに移行できるようにするプロジェクトに資金を動員すべきだ。 - 欧州投資銀行（EIB）は特定のグループ向け融資パッケージを実施すべきだ。戦略対話は、EIBグループが2024年～2027年までの戦略ロードマップで、農業とバイオエコノミーを主要優先事項の一つに特定し、農業食品バリューチェーンへの支援を強化する方針を歓迎する。
5	貿易政策における持続可能性と競争力の促進	貿易政策と持続可能性政策の整合性を高めるべきだ。農業および農産物に関する交渉の進め方についても見直しが必要である。欧州委員会は、貿易交渉における農業および農産物の戦略的重要性をより認識し、交渉戦略の包括的な見直しを行い、貿易交渉に先立って影響評価の実施方法を見直さなければならない。
6	健康的で持続可能な選択を容易に	- バランスの取れた、より資源集約的でない、健康的な食生活が利用可能で、入手しやすく、手頃な価格で、魅力的な食品環境を整えるために、農業食品システム全体を対象とする需要サイドの政策を採用すべきだ。植物性食品への選択肢を再調整し、消費者がその移行を受け入れられるよう支援することで、EUにおける特定の動物由来製品の消費削減と植物由来タンパク質への関心の高まりを後押しすることが極めて重要である。 - EUの食品表示に関する法律の全面的な見直しを行うとともに、子供向けマーケティングに関する現行の措置を評価する報告書を公表すべきだ。一貫した価格シグナルを促進するための消費者向けの減税という形での財政措置や、加盟国における社会政策および財政政策を通じて、低所得者層向けの食品の入手しやすさを確保するための措置を講じるべきだ。持続可能な食品に関する公共調達のためのより高度な枠組みを実現し、フードバンク等の非営利団体が役割を最大限に発揮するためのさらなる行動も実施すべきだ
7	持続可能な農業慣行の強化	- 地球の限界の範囲内で運営され、気候、生態系、水、土壌、大気、生物多様性、景観などの天然資源の保護と回復に貢献することを保証するために、あらゆるレベルで緊急かつ野心的で実現可能な行動が必要である。 - 農業生物多様性を促進し、鉱物肥料や農薬などの投入物を削減し、養分管理を改善し、鉱物肥料の脱炭素化を進めるとともに生物学的防除を開発し利用することを目的とした具体的な提言を想定している。有機農法および農業生態学的農法を継続的に支援する必要がある。農業者やその他の土地管理者による景観レベルでの自然生息地の復元と管理を支援するための自然復元基金（CAP外）の設立を求める。

EU農業のビジョン： EU農業に関する戦略的対話における勧告内容②

EU農業の将来に関する戦略対話における14の勧告の内容 (2/2)

	勧告	勧告内容
8	農業における温室効果ガス排出の削減	- インセンティブと規制措置を組み合わせた一貫性のある政策ミックスに取り組むべきだ。これには、①温室効果ガス排出量算定システムと、農業のさまざまな形態および構造的条件に応じた目標値を設定するための包括的な手法の確立、②排出削減目標の達成に向け、農業および地域全体で適切な措置の実施を促進、投資へのアクセスを推進するための一般的な道筋、が含まれる。 - 最も課題の多い分野は、Agrifood Just Transition Fundの支援による地域戦略の実施により、より野心的な行動が定義される。野心的な政策が必要であることを認識しつつも、戦略対話では、農業分野における将来の排出量取引制度について、現時点で確定的な結論を出すのは時期尚早であるとし、欧州委員会に対し利害関係者や専門家と協力の上、実現可能性と妥当性を評価するための作業を行うよう要請している。
9	EUにおける持続可能な畜産のための道筋づくり	確固とした科学的根拠と関係するすべての利害関係者の協議に基づいて、畜産の役割に関する戦略を策定するためのプロセスを構築すべきだ。これには、投資、助言、教育に対する財政支援、排出削減のための実用的な先進技術ソリューションの支援、革新的な循環型経済アプローチの推進など、具体的な行動指針を盛り込むべきだ。家畜の密集地域では、長期的な解決策を地域ごとに策定し、Agri-food Just Transition Fundを活用して資金調達する必要がある。動物福祉に関する法律の改正、動物福祉ラベリング制度のための新たな規制枠組みが必要である。
10	農地の保全管理を改善し、水に強靱な農業を推進。革新的な育種アプローチを開発するさらなる行動	「2050年までに土地収用のネットゼロ」という法的拘束力のある目標を定めるべきだ。 - また、新たな欧州農業土地観測所を立ち上げるべきだ。 - 気候および環境条件の変化に対する農業の適応を促進し、水資源に強く、より資源集約度の低い農業に向けて投資と実践を推進するための行動も必要だ。気候条件が厳しくなる中で収穫量を維持するために、品種改良におけるイノベーションを支援する包括的かつ持続可能性を志向するシステムを開発する必要がある。中小企業および農業者の貢献を認識しながら選択の自由を守り、品種改良モデルの開発を継続すべきだ。
11	強固なリスク・危機管理の推進	特定の重要な投入物に対する現在の依存度を低減するためには、支援政策が必要である。農場レベルでのリスク予防と適応を強化するためには、より一貫性があり効果的なリスク管理アプローチが必要である。これには、リスク管理ツールと関連投資のさらなる統合、他の手段とのより良い補完性、および農民の農業保険へのより良いアクセス確保が含まれる。また、異常かつ壊滅的なリスクをよりの確に特定するためには、現在の農業準備金の改革も必要である
12	魅力的で多様な農業セクターの構築	- 農業食品セクターにおける世代交代を促進し、機運を生み出す必要がある。若い農業従事者をセクターに呼び込むには、土地の流動化、適切な財政支援、より良い教育が不可欠である。農業食品セクターにおける社会的公正な労働条件が必要であり、さらなる行動が必要である。技能の向上、より良い雇用機会、そして研修や社会的対話を通じたより公平な労働条件の促進は、農業労働者の確保と定着につながる。 - 農業分野における男女間の不平等や多様性の欠如は、より適切に対処される必要がある。農村地域の活力と魅力は、農村地域のための長期的ビジョンを実施し、農村協定（Rural Pact）を締結することで、大幅に高められなければならない。
13	知識とイノベーションへのよりよいアクセスと活用	農業食品セクターの変革において、イノベーション、技術、知識は重要な役割を果たす。潜在能力を十分に活用するには、知識とスキルの創出、アクセス、より良い共有を促進する必要がある。そのプロセスにおいて、独立した助言サービスは極めて重要である。官民パートナーシップの拡大と研究およびイノベーションへの投資の増加が不可欠だ。イノベーションが食品システムの関係者に確実に利益をもたらすためには、規制手続きを合理化し、デジタル化の機会を推進する。社会イノベーションの役割は認められ、支援される
14	ガバナンスの変化と新たな協力文化	すべての施策と目標は、関係者間および機関内での協力、信頼、多様な利害関係者の参加という新たな文化を育む必要がある。異なる政策分野間の実用性と一貫性を確保し、縦割り思考を克服する。戦略対話によって打ち出されたこの新しい文化を定着させるため、<u>欧州農業食品理事会（EBAF）を設立すべきだ。この新たなプラットフォームは、農業食品システムをより持続可能で強靱なものにするために、戦略対話の概念的合意の実施とさらなる発展に必要な戦略を特定すべきだ。</u>EUレベルでのガバナンスは、常に、賢明な行政的解決策の開発、不必要な官僚的負担の制限、徹底的な影響評価の実施、そして可能な限りの包括的な政策および意思決定プロセスの確保に特別な注意を払う。共有された提言を採用し、大胆かつ迅速な決定へとつなげる責任がある。戦略対話は、建設的な方法でこのプロセスを継続的に支援していくことを期待している。

EU農業のビジョン：農業と食料に関するビジョンの公表

- 第2期フォン・デア・ライエン政権の公約では、就任から100日以内に新たにEUの農業・食料に関するビジョンの策定が定められていた。このビジョンについては、戦略的対話の結果のほかドラギレポート等の戦略提言が踏まえられている。戦略的対話報告書で提言された欧州農業食品ボード（European Board on Agriculture and Food; EBAF）が2025年1月に発足、取りまとめられている
- 2025年2月19日に同ビジョンが公表された。同ビジョンでは、2040年のEUの農業と食料に関するビジョンと、それに向けたロードマップとして4つの基本的な優先分野が明らかになった

2040年に向けた4つの基本的な優先分野

魅力的なセクター	競争力と回復力のあるセクター	将来を見据えたセクター	農村地域における公正な生活と労働条件
- フードチェーンが公正に機能し、農業者が市場からより良い見返りの受領 - 公正で焦点を絞った公的支援 - 農業者が新たな所得源にアクセスできるよう支援 - 生態系サービスに適切に報いる - 将来の世代を農業に引きつけ - 農業食品部門が起業家としての潜在能力を活用できるよう支援	- 国際的パートナーシップの追求 - 貿易関係の多様化 - 新たな輸出機会の創出 - 重要な依存関係の削減 - 効果的なリスク・危機管理による農業食品セクターの強靱性の向上 - 政策の簡素化	- より良いインセンティブを通じてEUの気候変動目標の支援 - 脱炭素と競争力の両立 - 生態系の転換における経済的課題と実施上の課題の統合 - 健全な土壌、綺麗な水、大気の保全 - EUの生物多様性を保護・回復	- 活気ある農村部における公正な生活・労働条件の育成 - 食と地域、旬、伝統との結びつきの復活 - より多くの女性を職業に引きつけ - 労働者の権利保護を確保 - 農業食品に関わる中小企業を支援
今後の行動計画 - より公正で、より簡素で、よりのを絞った共通農業政策の提案 - 不正取引慣行指令と共通市場組織規制の見直し - バイオエコノミー戦略の提示 - 世代交代戦略の実現 - 自然と炭素クレジット - 農地に関するEU監視所の推進	今後の行動計画 - 農業者と食品事業者のための簡素化パッケージを提示 - 農業食品外交を強化し、生産基準の調整を強化 - 農業食品セクターを保護するための統一セーフティネットを確立 - 家畜の長期的発展のための政策道筋を策定するために、家畜に関するワークストリームを立ち上 - 欧州気候適応計画を採択 - タンパク質供給の課題に対処するための包括的計画を策定	今後の行動計画 - 既存法のより良い実施、合理化、施行の確保 - 農場における持続可能性コンパスの確立 - 水資源回復戦略の提案 - 生物農業へのアクセスの促進農業に関するEUデジタル戦略	今後の行動計画 - EU農村行動計画・農村協定の更新 - 女性農業プラットフォームの設立 - 食品システムの関係者との年次対話の開催 - 公共調達に関する法的枠組の見直し - EU学校制度の見直し - 地理的表示制度のさらなる普及 - EU動物福祉法の更新

農業と食糧生産が欧州大陸全域で多様性を保ちながら繁栄する。
農業が次世代にとって魅力的であり、農業食品部門が競争力があり、回復力があり、将来に備え、公平である

2025年の欧州委員会の作業計画：CAPの簡素化パッケージ

- 2025年2月11日には、欧州委員会が2025年の作業計画を公表した。
- 2025年の第2四半期には、CAPの簡素化パッケージが公表される見込みとされている。

3

スイス農業政策及びスイス農薬規制

小目次

3 スイス農業政策及びスイス農薬規制 p.174**3-1. スイス農業政策の変遷** p.176

- (1) スイス農業政策立案に関係する機関
- (2) スイス農業政策の変遷

3-2. スイスにおける農薬政策 p.186

- (1) スイスにおける農薬に関する目標設定
- (2) 農薬規制の導入
- (3) 直接支払いにおける環境要件（PER）の強化

3-3. 現行のスイス農業政策 p.197

- (1) 2022～2025年農業予算
- (2) 2024年度単年予算
- (3) 直接支払い制度
 - ① 直接支払いの受給要件
 - ② 2024年度の直接支払い制度の全体像
 - ③ 2024年度の直接支払い制度の内容

3-4. 今後のスイス農業政策の見通し p.219

- (1) 2026～2029年農業予算案
 - ① 2026～2029年農業予算における予算配分
 - ② 2026～2029年農業予算の過年度予算配分との比較
- (2) PA30+
 - ① PA30+の政策的位置づけ
 - ② 今後の採択までのスケジュール

3

スイス農業政策及びスイス農薬規制

1. スイス農業政策の変遷

スイス農業政策立案に関係する機関

- スイスの農業政策は主に連邦経済・教育・研究省傘下の農業庁（Bundesamt für Landwirtschaft: BLW。以下、「連邦農業庁」）が担っている。農業関連の法案を含め、法律案の大部分は連邦参事会によって作成されており、連邦農業庁は法令の予備草案の作成や、各種制度構築等を担っている
- なお、一部農業関連政策については、関係省庁と共同若しくは協議の上で立案、実行することも散見される

農業政策・農薬関連規制関連部局

関連機関	組織概要
連邦参事会 (Bundesrat)	内閣の機能を有する組織で、連邦議会によって選出される7人の閣僚で構成される。法令の作成、議会への提出を行っている。
連邦農業庁 (FOAG/BLW)	連邦経済・境域・研究省の下部組織であり、農業政策の企画立案を担当している。農業が持続可能な生産を通じてスイスの食料安全保障に寄与することを目的としている。
連邦予算管理庁 (EFV)	連邦財務省の下部組織であり、スイス連邦の財務政策を担当し、スイス全体の財政予算を組み立てる。
連邦環境庁 (BAFU)	連邦環境・運輸・エネルギー・通信省の下部機関であり、土壌、水、大気、等自然資源の持続可能な利用を確保することを目的とした機関である。自然災害からの保護、環境や人間の健康の保護、生物多様性と景観の保全に責任を負っている。

連邦農業庁の管轄分野

1. 総局：スイスの農業政策の戦略的管理と調整。コミュニケーションと広報。
2. 市場と国際情勢：さまざまな分野での自助措置、技術革新、マーケティングの支援。国際機関への関与
3. 直接支払いと農村開発：農村への財政支援、農村地域の活性化
4. デジタル化とデータ管理：農業および食品業界におけるデジタル変革とデータ管理
5. 生産拠点・天然資源・研究：レジリエントな生産とエコシステム。国内外の調査・コンサルティングプロジェクトの支援
6. 法律、資源、統合的安全保障：BLW措置の法的適合性の保証、職員

近年のスイス農業政策の変遷

- 1990年代前半以降、GATTウルグアイ・ラウンド農業交渉における例外的農業保護の放棄や欧州統合に向けた情勢を背景として農政改革を推進した。農政改革の基本方針は直接支払いによる所得支持や、市場志向、多面的機能の協調等が挙げられる。加えて、価格支持の廃止（2002年）や早い時期の生乳生産調整廃止（2009年）等、EU以上に市場志向、多面的機能を重視する点が特徴である
- 近年では、「農業政策2014 - 2017」において、直接支払い制度の枠組みの大きな改革を実施し、より環境面や食料安全保障への貢献を意識したものに変わった。この流れは現在まで続いている
 - 2014-2017年の改革では従来の頭数支払や一般面積支払が廃止され、新たな面積支払（供給保証支払と農業景観支払）へ置き換わることで、所得支持の性格が薄れ、より多面的機能や食料安全保障等の側面を重視した制度になった

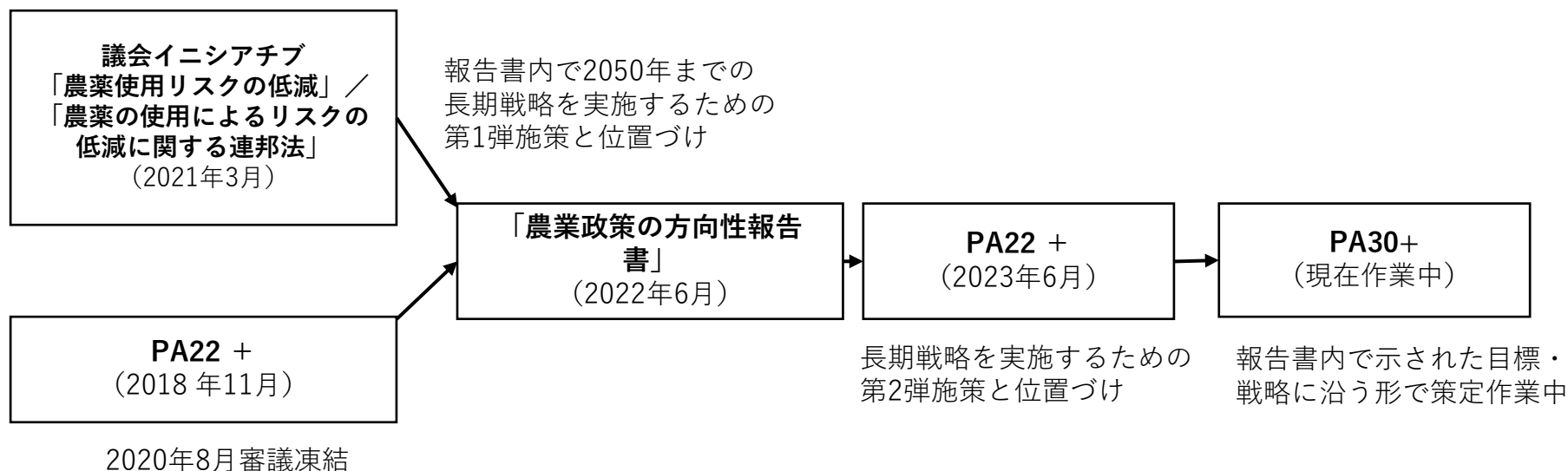
スイスにおける近年の農政改革の変遷

年	農業政策	主な変更点
1991年	1999年までの農業政策（第一段階）	生産と切り離した直接支払いの導入による価格政策と所得政策の分離
1996年		憲法改正により（現行の）連邦憲法第104条が追加。この条項では、農業における持続可能で市場主義的な生産を通じて食料供給の確保、天然資源の保全、農村景観の維持と国土の地方分散的利用を進めることを規定
1999年	農業政策2002（第二段階）	価格保証と販路の保証の廃止。直接支払いの条件として環境便益要件の導入
2004年	農業政策2007（第三段階）	2009年までの生乳生産割当量の段階的廃止と原料で輸入する権利を付与する肉の輸入割り当てのための入札の導入
2007年	農業政策2011（第四段階）	主要農産物の輸出補助金の廃止、直接支払いで市場を支援するための財源の再配分、パン用穀物と飼料に対する関税の引き下げ
2014年	農業政策2014 - 2017（第五段階）	直接支払いと憲法104条の目的との合致性の改善、品質戦略を実施するための手段の整理
2018年（現行）	農業政策2018 - 2021	教書の提出はなし。農業財政枠組みのみを変更し、特に2017～2019年の安定化計画の枠組みで決定された「生産拠点と社会措置の改善」に含まれる投資援助の削減を実施
2022年	今後の農業政策の方針	「農業政策の方向性報告書」はPA22+の審議が中断したことによる議会の要請で作成された報告書
2023年	農薬の使用によるリスクの低減に関する連邦法	議会イニシアチブ「農薬使用リスクの低減」（2021年）に基づき「農薬の使用によるリスクの低減に関する連邦法」が採択
2025年（予定）	農業政策2022 - 、PA22+	農業法と家畜伝染病法の改正、直接支払いに関して植物保護製品不使用に対する支払が追加
2030年（予定）	農業政策2030 - 、PA30+	2030年以降の農業政策が実施（農業枠予算としては2030～2033年から実施）

近年のスイス農業政策の関係性

- 近年のスイス農業政策は、2021年の議会イニシアチブ「農薬使用リスクの低減」と2018年のPA22 +（2020年に審議一時凍結）の提案を受けて作成された「農業政策の方向性報告書」を指針として各種施策が企画立案されている
- 2021年には議会イニシアチブ「農薬使用リスクの低減」に基づき、「農薬の使用によるリスクの低減に関する連邦法」が採択された。2022年に「農業政策の方向性報告書」が議会に提出され、スイスの農薬等の規制は議会イニシアチブ「農薬使用リスクの低減」に基づき進められるとした
- この流れを踏まえ2023年にPA22+が採択され、本政策内で農業政策のうち直接支払いを含む経済や社会的な部分について改正を進めていく旨が示された
- 今後具体的な内容が検討されるPA30+についても「農業政策の方向性報告書」で設定された目標や戦略を元に策定される見込みである

近年のスイス農業政策の関係性



近年の動向① 農業政策の方向性報告書の提示（2022年）

- 2022年6月に報告された、報告書「今後の農業政策の方針（Orientation future de la politique agricole）」（以下、「農業政策の方向性報告書」）では、2050年までの農業戦略が規定されている
- 農業政策の方向性報告書が公表された2022年には、当初想定であれば、PA22+が採択・発効している予定であったが、2020年8月にPA22+の審議は中断された。本報告書は、審議中断に伴う議会の要請により作成された文書である
- 本報告書は、農業及び食料システム全体で解決すべき8課題（パートA）と憲法104条、104a条の目標達成のための長期戦略（パートB）から成る。パートBについては連邦議会理事会が、PA22+の期間（2022～2029年）を超え、包括的な戦略を策定する義務を負う
- 現行の農業政策は、本報告書で掲げられた展望から逆算する形で作られており、スイスの農業政策の方針を定めるものである。次ページ以降で、スイスが掲げる長期戦略について整理している

農業政策の方向性報告書の構成

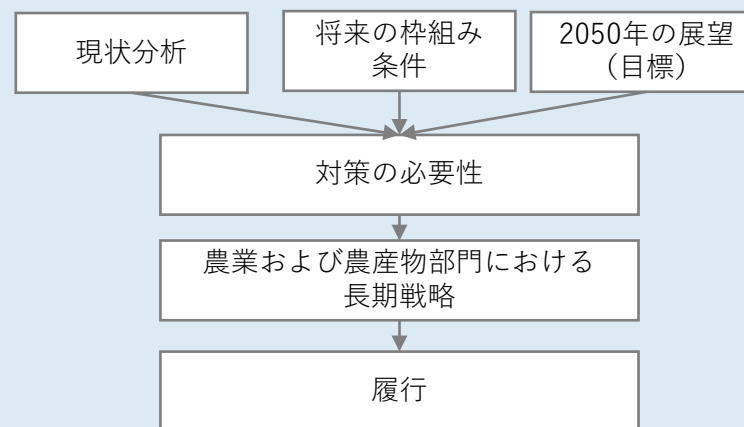
A 農業及び食料システム全体で解決すべき課題

解決すべきとされている農業及び食料システム全体における検討課題

- 自給率向上
- 持続可能な生産と健康的な食生活
- 肥料成分のサイクルの閉鎖
- 農業政策の簡易化
- 経済見通し
- 競争の歪み
- 直販・短絡
- 食品廃棄物の削減

B 長期戦略

長期戦略策定



近年の動向① 農業政策の方向性報告書の提示（2022年）

● 下表に示すのは、本報告書で言及されている2050年におけるスイスの農業・食品セクターの展望である。これは、野心的なものであり、野心的な目標を掲げるにより生産者を含む農業・食品セクターの関係者に見通しを示すものである

2050年のスイスの農業・食品セクターの展望

大項目	小項目	2050年の展望概要 ※定量目標の記載箇所について太字で表記
A) 農業	生産・構造・付加価値の創出	- 多様なポートフォリオに基づく農業生産による国内需要の牽引：50%以上の純自給率 - 食品は、土壌に依存する生産方法と依存しない生産方法の両方から生産 - 地域の条件に適応し、市場の要求を満たした多様な農業構造（例：専門化された農場や多角経営の農場、また専業農場（主たる活動）や兼業農場（副次的な活動）） - 農業企業の大部分は、農場全体にわたる生産システムの枠組みの中で活動 - 伝統的な家族経営農場間およびその他の形態の組織の枠組み内での緊密な協力関係 - 高度な専門的ノウハウを有しており、市場や社会が求める高品質な製品やサービスを提供できるの負荷 2020年比で労働生産性が50%以上向上し、労働単位当たりの高い付加価値創出を実現（作物生産、直接販売、専門化、エネルギー生産、多角化（アグリツーリズムなど）の分野等） - 農業の経済および社会の見通しは良好。若い専門家が参入。必要な投資も実施。農業従事者の家族は社会保障の対象となっている
	公共の利益と環境に関する措置	- 農地は現状の規模で維持・地域の状況に適した方法で耕作。2020年と比較して、輪作地の純減はない 農地利用面積のほぼ6分の1が、高品質の生物多様性を促進するための相互連結地域として利用。 - 農村景観は、農業構造の多様性によって特徴づけられ、魅力的な場所として位置づけられている - 農業、バリューチェーンの上流・下流は、農村および山岳地域の開発に多大な貢献をしている - 有機肥料および補助的な鉱物肥料の栄養素は効率的に使用。養分フローはバリューチェーンのすべての段階で最適化。大気や水への損失は生態系の許容範囲を超えない。スイスの農業生産による温室効果ガス排出量は、1990年比で少なくとも40%削減。
	作物生産	- 耕作地は、食用目的に優先的に割当。作物の輪作の一部として植物の健康や土壌の肥沃度を維持するため、または生物多様性を促進するために必要である場合には、他の用途も可能である。 - 使用される農法は、土壌の肥沃度を維持し、促進するものである。腐植含有量が最適化され、浸食や長期的な土壌圧縮が防止。土壌炭素貯蔵量は長期的に維持される - 作物および作物の品種は、使用される資源の効率性と現地の状況への適応性が高く、気候変動や異常気象、有害生物に対する高い耐性を特徴とする。品種の遺伝的多様性は、持続可能な方法で維持・活用される。 - 作物の保護は、あらゆる予防措置および非化学的措置の系統的な利用によって確保。農薬はこの措置が不十分で、人間や環境に許容できない影響を与えない場合にのみ使用される。 - 作物の灌漑は、水供給量と実際の必要量に基づいて実施され、資源を保全・効率性を確保する。
	畜産	- 反芻動物の飼育は、原則として永久牧草地の利用と、食品生産の副産物の有効利用に基づいている。 - 加工品の生産は、持続可能な生産による飼料と、食品生産の副産物を基礎として行われる。 - 動物福祉に特に配慮し、排出物を最小限に抑える飼育システムで飼育。生育期間中、反芻動物は必要飼料量をほぼ牧草でまかなう - 健康状態は良好であり、抗生物質は例外的な場合にのみ投与。 - 畜産に用いられる家畜・品種は、丈夫で、その地域の条件に適応しており、飼料の利用効率が非常に高い。反芻動物については、粗飼料の利用効率が優先される。品種の遺伝的多様性は維持され、持続可能な方法で活用される。

近年の動向① 農業政策の方向性報告書の提示（2022年）

● 前ページ続き

2050年のスイスの農業・食品セクターの展望

大項目	2050年の展望概要 ※定量目標の記載箇所について太字で表記
B) 加工、販売、貿易	・ スイス農業は、自社製品の直接販売や地域販売という機会を活かしている ・ 食品の効率的な手工業的および工業的加工により、自国産の農産物や輸入原材料の価値を高め、付加価値を生み出している ・ 農業、加工、貿易は共通の品質に関するポジショニングを目指し、食品の味や原産地に加えて、持続可能性、動物福祉、健康の側面を強調する。小売業および外食産業は、この考えに適合する幅広い製品を提供している。 ・ 生産から貿易（外食産業を含む）に至るまでの食品ロスは、2020年と比較して4分の3に減少している ・ スイスの農業および農産物食品部門は競争力があり、スイス国内の高付加価値セグメントにおける市場シェアを拡大し、輸出を促進し、または海外での新たな販売チャンネルを開拓することができる。 ・ 輸入食品は、スイスの食料安全保障と農業および農産物食品部門の持続可能な発展に貢献する。
C) 消費者需要と購買行動	・ 消費者は、持続可能な方法で生産され、動物に配慮して生産された食品を購入し、地域産または少なくともスイス産の食品を優先する ・ 環境および社会コストは食品の市場価格に反映され、透明性のある情報により、消費者は食品の環境および社会的な影響を認識している ・ 国民は健康でバランスの取れた食事を摂取。スイス食品ピラミッドの推奨事項が参考となる。 ・ 最終消費段階での食品廃棄物は、2020年と比較して1人当たり4分の3に削減される ・ 消費による温室効果ガス排出量は、2020年と比較して1人当たり少なくとも3分の2に削減される。
D) イノベーションと技術	・ イノベーション能力により、主要なトレンドを予測し、それらを活かす方法を認識している ・ スイスは、持続可能な食糧生産と健康的な食事に関する研究、普及、研修、知識交換において世界をリードする国のひとつであり、このテーマに関して活発な国際協力を展開している。 ・ スイスの農業および食品部門は、デジタル化によってもたらされる機会を捉え、効率的に、かつ地域の状況に適応した方法で生産を行い、透明性を高め、製品の販売促進を強化し、コストを削減し、プロセスを簡素化している ・ スイスの農業および食品部門は、新しい技術にオープンであり、環境と資源を保護する技術の利用において国際的なリーダー的存在にある。すなわち、無農薬植物保護、低排出住宅システム、効率的な常緑草地システム、資源にやさしい栄養管理、再生可能エネルギーや代替タンパク源など。

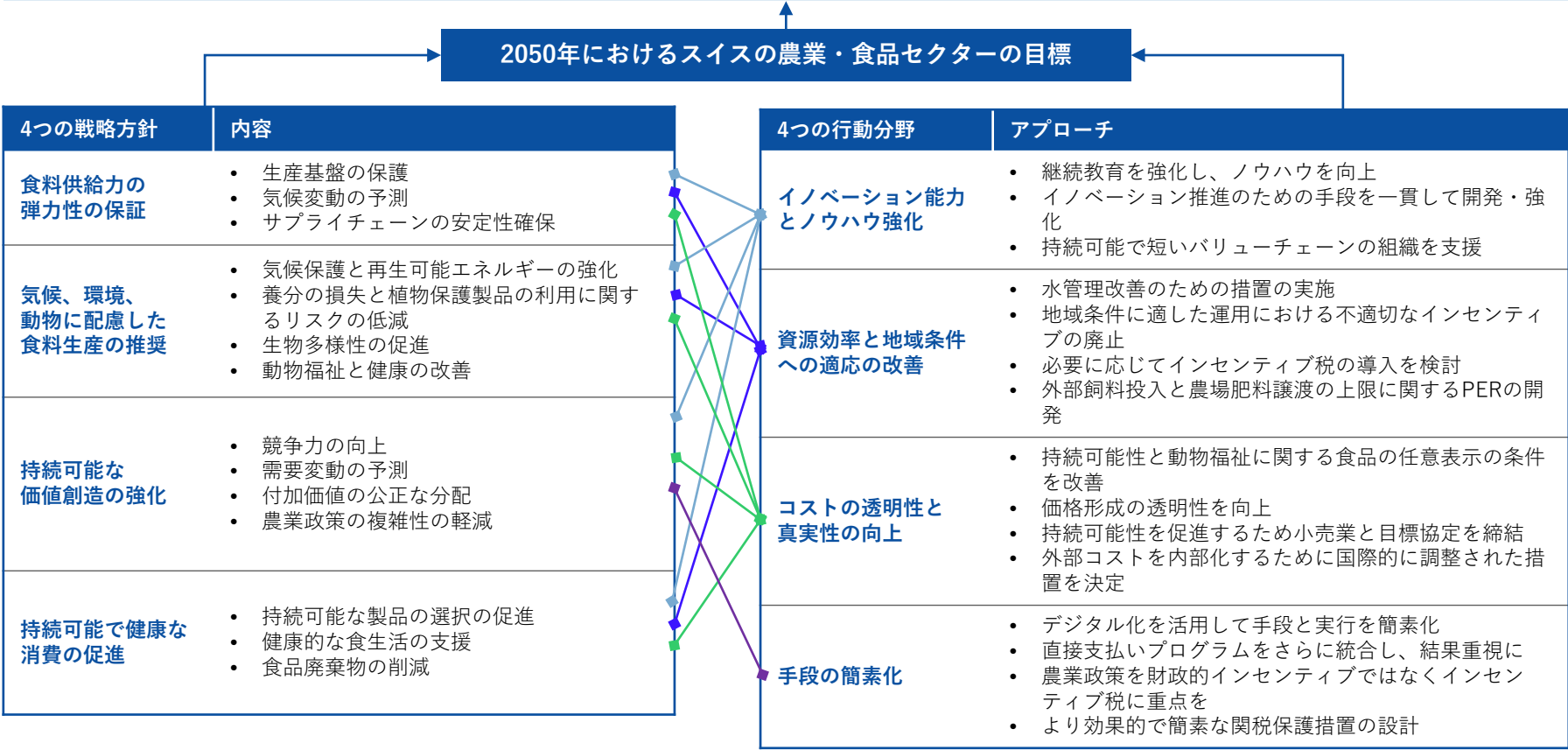
近年の動向① 農業政策の方向性報告書の提示（2022年）

- 農業・食品セクターの展望に基づき、2050年に向けた戦略方針として食料安全保障への貢献、生態系の吸収能力の向上、経済成長、健康的な食生活の4点が掲げられている。この長期戦略に向けた行動、及びその具体的手段が言及されている

2050年の目標を実現するための4つ戦略方針と4つの行動分野

■ ビジョン2050：生産から消費までの持続可能な開発による食糧安全保障

スイスの農業は、生態系の環境収容力を維持しながら、現在よりも食糧安全保障に大きく貢献し、社会が求める公益サービスを提供する。スイスの農業および農業食品部門は経済的に成功しており、持続可能で、気候に優しく、動物に配慮した食品生産の分野で国際的に最先端を走っている。消費者は健康でバランスの取れた食事をしており、持続可能で動物に配慮した方法で生産された食品を求めている。



近年の動向① 農業政策の方向性報告書の提示（2022年）

- 前ページまでに示した長期戦略は、3つの段階を経て実施されることとなる
- 農薬使用リスク低減のための議会発議、PA22+は、報告書記載段階で既に公表されているものである。これらは2050年にビジョンを実現するための良好な基盤として位置付けられている。一方、中・長期目線の「持続可能な農業及び農産業セクターを支援する将来の政策」では、前の2つの段階を踏まえ、2050年までの目標を達成するにあたり更に求められることを実施する想定である

長期戦略を実施するための3段階

短期

農薬使用リスク低減のための議会発議 ('19年8月提出)

- 本議会発議の採択により、議会は農薬の使用に伴うリスク低減目標を設定。連邦参事会に対して、養分の損失・農薬に関連するリスクにおける削減までの道筋及び措置が適用される
- **農薬使用に伴うリスクは2027年までに半減、農業による窒素およびリンの損失を2030年までに20%削減**する目標が設定。
- 上記措置に対応するものとして、2022年4月に関連する条例パッケージを採択。2023年1月に施行（⇒詳細は、p.197）
- 条例パッケージで定められる措置に加え、専門職間組織、生産者組織、およびその他の関係組織は、自らの責任において、リスクや養分の損失を減少させる措置を個々に講じる必要がある
- 実施した事項は定期的に連邦に報告され、連邦は目標の達成に向けた進捗を監視する

短期・中期

PA22+ ('18年11月草案提示/23年6月採択)

- 議会はPA22+の法律段階での適応（プロジェクト1から3まで）を一時停止しました。しかし、2022～2025年の農業支出の上限（プロジェクト4）については採択
- 議会はPA22+のプロジェクト1及び3（LAgr、LFE）を採択したが、主に直接支払いに関連する主要な措置に集中し、水保護法の適応は見送った
- これにより、「農薬使用リスク低減のための議会発議」の要素を、経済的及び社会的に効果的な措置で補完することが可能となった
- 地方農地法の分野における変更（プロジェクト2）はPA22+から分離された
- 2023年6月16日、議会は2022年以降の農業政策（PA22+）に関する法案を採択し、この法案は2025年1月1日から施行される予定である（段階的に実施される予定）

中期・長期

持続可能な農業及び 農産業セクターを支援する今後の政策

- 左記施策に、戦略方針で掲げられている「持続可能で健康的な消費の促進」や「透明性とコストの真実性の向上」に向けた措置がほとんど含まれていない
- 連邦評議会に対してモーション22.4251「農業政策の将来の方向性に関する報告、戦略の具体化」において、提案された戦略の具体化と、関連するメッセージを2027年までに議会に提出するよう指示した
- この段階は、早くても2030～2033年の予算期間と同時に開始できる見込みであり、これにより各業界は自らの責任で他の行動を取るための時間を持つことができる
- 連邦評議会は、目標の達成状況を確認するため、諮問書類の作成時（2025/2026期間）に中間評価を行い、それに基づいて議会に対策案を提出する予定である
- このアプローチにより、これまでに決定された措置の効果が次の改革段階で明らかになることが保証される

2050年ビジョンを実現するための良好な基盤

2050年に向け、さらに要求される事項

近年の動向② 農業教本PA22+の採択（2023年）

- 2023年6月に2022年-2025年の農業教書（PA22+）が採択され、経済的、社会的部分に着目した改革を実施することが決定した
- PA22+は、本来であれば、2022年までに成立すべきところ2021年春議会において審議が中断された。その後、2022年6月に「農業政策の方向性報告書」が承認されたことから、審議が再開、承認された
- PA22+実施の為、2024年1月に農業法令の改正案が発表されている。農業の経済的社会的部分に着目・改正を実施予定である
- 本改正は主に農業の経済的、社会的部分に着目し、以下の5分野において改正を実施する
- 特に直接支払いでは、労働保険加入の義務化や「地域の生物多様性及び景観の質」の費目の追加などの変更が行われる予定である

PA22+の改正概要

収穫保険の支援	● PA22+において収穫保険の保険料を減らすことを目的とした助成金を導入が決定 ● 本助成金は間伐や霜といった広範囲にわたるリスクをカバーするための支援 ● 農業法に基づき、連邦政府は保険料の最大30%を直接保険料に支払う ● なお、本助成金は初期支援に該当するため、支払は8年間に限定
専門知識とイノベーションのネットワーク支援	● 高等教育機関、研究機関、農業や民間の食品企業の協力を強化するために財政的支援を実施 ● 植物育種、動物育種、動物の健康分野における専門知識とイノベーションの協業を支援
直接支払いにおいて労働保険加入を義務化	● PA22+の導入に伴い、直接支払いの条件として、農場で働く配偶者が労働保険に加入することを義務化 ● 法令案では、保険の補償範囲は障害や死亡のリスク、病気や事故による所得の減少を含む ● 本措置は2027年から施行される
地域の生物多様性と景観の質の新設	● PA22+の一環として、これまで別個に実施されていた「ネットワーク支払」と「景観支払」を「地域の生物多様性及び景観の質」及び新規プロジェクトという助成金に統合 ● この変更により、現状と比較して、措置を簡素化し、行政の負担を軽減することを目的 ● 本助成金は新規プロジェクトが採択され次第、2027年以降に支払われる
生物多様性促進区域の要件変更	● 「大規模作物栽培における3.5%の生物多様性区域（BSP）の設定」の実施方法の検討（2025年に発効）

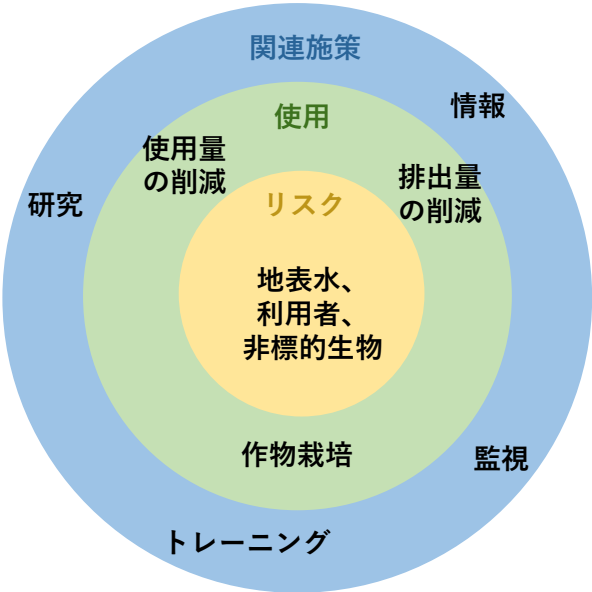
2. スイスにおける農薬政策

- (1) スイスにおける農薬に関する目標設定
- (2) 農薬規制の導入
- (3) 直接支払い制度における環境要件（PER）の強化

植物保護製品のリスク削減と持続可能な使用のための行動計画（2017年）

- スイスは、2017年9月に「植物保護製品のリスク削減と持続可能な使用のための行動計画」を採択した。本行動計画では、2027年までに植物保護製品使用によるリスクを半減させ、化学植物保護製品に変わる作物防除を推進することを目的としている
- 上述の目標を達成するために8つの重点目標と13の具体的な中間目標が定められている。これらの目標を達成するためにリスク（地表水、使用者、非標的生物に対するもの）、使用（使用と排出の削減、作物の防御）、関連施策（情報、監視、研究、訓練・普及）と50以上の対策が策定されている
- 行動計画の進捗は、毎年報告が実施されており、達成度合いについての評価レポートが提示される。ちょうど中間年にあたる2022年までの状況を中間評価結果として取りまとめたレポートは、2023年に公表された
- なお、2021年に採択された「植物保護製品使用リスク低減のための議会発議」は、本行動計画の目標に沿うものとなっている

行動計画における措置の構造



2022年（中間年）時点の目標の要約と現状

対象	状況
地表水のリスクを50%削減する	達成見込み
地下水のリスクを50%削減する	達成
特にリスクの高い可能性のある PPP の使用を 2027 年までに 30% 削減する	達成見込み
排出量を 2027 年までに 25% 削減	達成見込み
2020 年までに食品中の複数の残留農薬を評価	達成見込み
業務用利用者に対する保護対策に関するより詳細な情報	達成
2022 年以降の非業務用利用の制限	達成
半自然生息地のためのリスク指標の開発	達成
半自然生息地への排出量の75%削減	達成見込み
土壌中の関連する PPP の残留物の定期的なモニタリング	達成見込み
土壌に残留する PPP の使用量の半減	部分的に達成
基準値を超える河川距離の半減	部分的に達成
すべての関連作物に対する十分に効果的な植物保護戦略	部分的に達成

(注) 本計画でいう「植物保護製品の流出」とはドリフト（＝植物保護製品散布時に目的作物以外に植物保護製品がかかってしまうこと）やウォッシュアウト（＝雨や散水等で植物保護製品が流出してしまうこと）を指している

（（出所） スイス連邦農業庁HP 「Aktionsplan Pflanzenschutzmittel（2025年2月19日閲覧）」及び「Aktionsplan Pflanzenschutzmittel und Bundesgesetz über die Verminderung der Risiken durch den Einsatz von Pestiziden Zwischenbericht zur Umsetzung 2017-2022」より作成

植物保護製品のリスク削減と持続可能な使用のための行動計画（2017年）

行動計画で定められる8つの重点目標と13の中間目標

8つの重点目標		13の中間目標	
1	植物保護製品の利用を削減・制限し、排出量を削減することで、植物保護製品のリスクを半減する	1	特にリスクの高い植物保護製品の使用を2012年から2015年の期間と比較して、2027年までに30%削減する
		2	植物保護製品の流出（注）を2012年から2015年の期間と比較して、2027年までに25%削減する
2	現行の消費者保護を維持若しくは改善する	3	動植物性食品に含まれる複数の植物保護製品残留物について、国際的に実施された累積暴露評価が、スイスに適用可能か2020年までに検討する
3	植物保護製品の使用による職業従事者の慢性疾患リスク、および植物保護製品が散布された作物の収穫作業に従事する労働者の慢性疾患リスクを、長期的に大幅に減少する	4	2020年までに、使用者及び川下の労働者に対する所定の保護措置に関する情報の形式、質、入手可能性を改善する
4	植物保護製品の職業従事者以外の利用者の保護を改善する	5	2022年以降、職業従事者以外は、特別に許可された製品のみ購入可能に制限する
5	地表水および地下水が有害な影響から保護され、水保護条例の付属書に示された水質要件を満たす	6	水生生物のリスクポテンシャルが、2012年から2015年の平均と比較して、2027年までに50%削減する
		7	水保護条例に基づく水質に関する数値要件が超過しているスイスの河川網の区間の長さを、2027年までに半減させる
		8	2027年までに、植物保護製品の分解生成物による地下水の汚染を、2017年の水準と比較して大幅に減少させる
6	非標的生物を、植物保護製品使用による悪影響から効果的に保護する。 在来野生生物や自然に近い生息地に対するリスクが高い植物保護製品の使用を削減する	9	2023年までに自然生息地に近い場所での排出量を75%削減し、非標的生物の保護を強化する
		10	2023年までに半自然生息地の適切なリスク指標を策定する
7	土壌の肥沃度に対する長期にわたる悪影響をなくし、土壌へのリスクが高い可能性のある植物保護製品の使用を削減する	11	土壌中に残留する（推定半減期（DT ₅₀ ）> 6ヶ月）植物保護製品sの使用が、2012年から2015年の期間と比較して、2027年までに50%削減する
		12	土壌中の関連植物保護製品の残留物およびその分解生成物は2020年までに特定され、2020年以降は定期的にレビューされる
8	効果的な作物保護対策により、農業事業者は資源効率的に生産し、起業家精神を発揮し、市場と量的・質的に足並みを揃えることを可能にする	13	2027年までに、非化学的方法を含む、すべての関連作物に対して、十分に効果的な作物保護戦略が利用可能にする

農薬の使用によるリスクの低減に関する連邦法（農薬リスク削減法）

- 2021年には、農薬に関するリスクの低減に関する連邦法^(注)（農薬リスク削減法）が改正された。化学品法、水保護法、農業法の各法律の一部改正から成っている
 - ▶ 農業政策の方向性報告書で報告されたとおり、議会イニシアチブ「農薬使用リスクの低減」に基づいたものである
- 本改正により、生産者は植物保護製品購入・使用についてオンラインプラットフォームを通じて政府への報告義務が発生する。なお、スイスの農業の統括組織であるイス農民連合は本改正に関して、管理業務の増加を防ぐために上述のオンラインプラットフォームのユーザビリティの向上が、必要不可欠だとしている

2021年の農薬リスク削減法改正事項の概要

化学品法 改正概要

- 殺生物剤の届出要件（第10a条）：殺生物剤を市販する者は、市販に関するデータを国に提供する義務
- 殺生物剤の仕様に関する中央情報システム（第10b条）：連邦政府は、殺生物剤の使用を記録するシステムを運営
- 農薬は、その使用目的が、人、動物、環境に許容できないほどの悪影響を及ぼさない場合に認可（第11条）
- 殺生物剤の使用によるリスク低減（第25a条）：連邦議会は、2023年までにリスク領域、リスクの削減目標、目標達成度の計算方法を決定

水保護法 改正概要

- 農薬及び殺生物製品の認可の再検討（第9条）：再検討が求められる要件、規制値（詳細割愛）を規定。規制値を達成できない場合には、認可取消。ただし、農産物の国内供給に著しい影響を及ぼす場合には、限られた期間のみ取消を免除
- 飲用水採取域内について（第27条）：飲料水取水域内では、有効成分及び分解生成物の濃度が地下水で $0.1 \mu\text{g/l}$ を超えない農薬のみが使用可

農業法 改正概要

- 養分素の損失（第6a条）：農業による窒素及びリンの損失は、2014年から2016年の平均値と比較して2030年までに削減。これに伴う、削減目標及び、目標達成の計算方法を規定
- 農薬使用によるリスクの削減（第6b条）：表流水と自然に近い生息地のリスク及び地下水汚染は、2012年から2015年の平均値と比較して2027年までに50%削減。関係業界及び生産者団体はリスク削減のための措置を講じ、実施状況を政府に報告
- 養分供給の通知義務（第164a条）：飼料及び肥料の供給は連邦政府に通知されなければならない。これにより、連邦政府は全国及び地域の養分素過剰を計算することが出来る

(注) Bundesgesetz über die Verminderung der Risiken durch den Einsatz von Pestizidenを指す

農薬の使用によるリスクの低減に関する連邦法（農薬リスク削減法）

- 本改正により変更になった各法の条文を本ページ以降、詳述する
- 化学品法においては、主に販売～使用に関してデータを連邦に報告させる点が追加されているとともに、農薬の認可基準において飲料水及び地表水に関する新たな要件を設け、既に認可を受けている農薬については認可の再検討の対象となる旨が示されている
- 水保護法の変更部分については、化学品法で規定された農薬の飲料水及び地表水に与える影響について追加要件が盛り込まれている
- 農業法に関しては、農薬の使用による飲料水、地表水へのリスクの削減に加えて、主として国として肥料投入量の削減、生産者に対しては肥料投入量の報告義務を課すことが追加された

化学品法変更部分

条項	条項名	条文
第10a条	殺生物性製品の届出要件	1. 殺生物製品を販売する者は誰でも市販に関するデータを連邦に提出する義務がある 2. 特に連邦議会は、どのデータを収集し、どの期間に通知すべきかを決定する
第10b条	殺生物性製品の使用に関する中央情報システム	1. 連邦政府は、職業的及び職業な使用者による殺生物性製品の使用を記録するための中央情報システムを運営 2. 職業的及び職業的な使用者はリスクの高い領域での使用を当該情報システムに記録しなくてはならない。なお、「リスクの高い領域」については連邦評議会が定める - 次の組織及び個人は法的義務の一部として、当該情報システム内のデータにオンラインでアクセスが可能関係する連邦機関：それぞれの管轄区域における執行の支援のため - 州の執行機関及びその監督のもとで検査を行う事業所：それぞれの管轄区域における任務の遂行のため - 使用者自身：自身に関連するデータにアクセスするため - 使用者から権限を与えられた第三者
第11条 (1) 1	植物保護製品の承認	1. 農薬は、特にその使用目的が人の健康、飼育動物及び家畜又は環境に許容できない悪影響を及ぼさない場合に認可される
第25a条 (追加)	殺生物性製品の使用によるリスクの低減	1. 殺生物性製品の使用による人間、動物、環境へのリスクを削減し、飲料水、表流水、地下水の品質を向上することを目指す 2. 連邦評議会は2023年までに以下を決定する - 重要なリスク領域 - これらの領域における許容できないリスクの削減目標 - 目標達成度を計算する手法

農薬の使用によるリスクの低減に関する連邦法（農薬リスク削減法）

水保護法変更部分

条項	条項名	条文
第9条 (1) 、 3～6	物質の排出および浸透に 関する連邦参事会の規則	3. 農薬及び殺生物性製品の認可は以下の場合に再検討されなければならない a. 飲料水として使用される水、又は、飲料水として使用されることが想定された水において、農薬又はその分解生成物が規制値（0.1 µg / L）を繰り返し、広範囲に超えている。若しくは b. 地表水で、生体毒性学的に正当化された農薬の規制値を繰り返し、広範囲に超えている 4. 新しい許可を得るためには、規制値を下回っていることを保証する必要がある 5. 適用要件によって規制値への適合をすることが出来ない場合には、関連する農薬の認可、又は農薬の場合には、活性物質の認可を取り消さなければならない 6. 5. の規定に基づく措置が、重要な農産物の国内供給に著しい影響を及ぼす場合には、連邦評議会は、限られた期間で認可または免許の撤回を差し控えることができる
第27条 (1) 1bis	土地管理	1. 地下水中での使用により、活性物質及び分解生成物の濃度が0.1 µg/lを超えない農薬のみを、飲料水集水域の流入域で使用する事ができる。

農業法変更部分（次頁続く）

条項	条項名	条文
第6a条	養分の削減	1. 農業における窒素とリンは、2030年までに、2014年から2016 年の平均値と比較して十分に削減される 2. 連邦評議会は、削減目標及び目標達成の計算手法を定める。この際、輸入化学肥料の代替として、国内の農場肥料及びバイオマスに基づく養分素の利用促進を目指す目標にも配慮し、環境及び経済の枠組み条件を考慮する。連邦評議会は、その決定に際して、各州、関係業界及び生産者団体、並びにその他の関係者の意見を聴取する。また、その報告方法を規定する 3. 関係する業界及び生産者団体、並びにその他の関係者は、必要な削減措置を講じ、それらが実施した措置の種類及び効果について定期的に連邦政府に報告することが可能 4. 連邦評議会は、第2項及び第3項に従って組織を指定することが出来る 5. 窒素やリンの損失を減らすための対策の検討、結果のモニタリング、助言の提供など、個々の業務を民間機関に委任し、その活動を財政的に支援することもできる

農薬の使用によるリスクの低減に関する連邦法（農薬リスク削減法）

条項	条項名	条文
第6b条	農薬の使用によるリスクの低減	1. 農薬の使用による人間、動物、及び環境へのリスクを削減し、飲料水、地表水、及び地下水の品質を向上させることを目指す 2. 地表水と自然に近い生息地のリスク及び地下水汚染は、2012から2015年の平均値と比較して2027年間までに50％削減されなければならない。リスクが依然として許容できない場合、連邦評議会は2027年以降の更なる削減目標を設定できる 3. 連邦評議会は第2項の目標達成を計算するための指標を定める。これらの指標は様々な農薬の毒性と使用量を考慮に入れる。そのために、連邦評議会は第165f条bisの情報システムのデータを使用する 4. 連邦評議会は他のリスク領域に対するリスク削減の目標値を定めることが出来る 5. 関係する業界及び生産者団体、並びにその他関係者はリスク削減のための措置を講じ、それらが実施した措置の種類及び効果について定期的に連邦政府に報告することが可能 6. 連邦評議会は第5項に従って組織を指定することが出来る 7. 連邦評議会は、リスク削減のための措置の検証、結果のモニタリング、助言の提供など、個々の業務を民間機関に委任し、その活動を財政的に支援することもできる 8. 第2項の削減目標が達成されないことが予見される場合、連邦評議会は遅くとも期限の2年前までに必要な措置を講じる。特にリスクが高い有効成分の承認を取り消すこともある
第164a条	養分供給の通知義務	1. 飼料及び肥料の供給は、国的及び地域の養分過剰を把握するために連邦政府に報告しなければならない 2. 連邦評議会は、通知義務者の範囲を定め、特に収集すべきデータの内容及びどの期間に報告するかを規定する
第164b条	農薬の通知義務	1. 農薬を市販するものは誰でも、市販に関するデータを連邦に通知する義務がある 2. 特に連邦議会は、どのデータを収集し、どの当局に通知すべきかを決定する
第165f条bis	中央情報システムによる農薬使用の管理	1. 連邦政府は職業及び業務で農薬を使用するもの、及び公共団体による使用を記録するための中央情報システムを運営する 2. 職業又は業務で農薬を使用する者は、その仕様を情報システムに記録しなければならない 3. 法定の任務の範囲内で、次の機関及び個人は情報システム内のデータにオンラインでアクセスできる - 関係する連邦機関：それぞれの管轄区域における執行の支援のため - 州の執行機関及びその監督のもとで検査を行う事業所：それぞれの管轄区域における任務の遂行のため - 使用者自身：自身に関連するデータにアクセスするため - 使用者から権限を与えられた第三者
第165g条導入文	運用規則	連邦評議会は、第165c条から第165f条までの情報システムについて特に以下の事項を規定する： 1. 本法は任意国民投票に付される 2. 連邦評議会が発効日を定める

持続可能な農業のための条例パッケージ (2022年)

- 農薬使用に関するリスクの低減に関する連邦法のうち、農業法に基づく変更をより具体的に実施するために、2022年に「持続可能な農業のための条例パッケージ」が採択された
- 条令パッケージは「水質保護の向上」、「窒素・リンの削減」、「デジタル化による追跡性の向上」から成り、「水質保護の向上」については、直接支払いの支払条件にも言及している

持続可能な農業のための条例パッケージの概要

水質保護の 向上

- 採択された措置の一部は直接支払いを受けるすべての事業者が満たさなければならない
- 潜在的なリスクの高い活性物質を含む農薬は使用不可 (2023年1月～)
- 更に生産者は、薬剤を処理した圃場外への農薬の拡散を抑制しなくてはならない
- ただし、新たな直接支払い制度により、高地や特別栽培作物における農薬使用を削減するための経済的インセンティブが与えられる

窒素・リンの 削減

- 2030年までに窒素及びリンの20%の削減目標を掲げている
- これを達成するため、2024年以降、糞尿収支の計算における10%の許容マージンを廃止する
- さらに2024年からは、農場の耕地の少なくとも3.5%を生物多様性を促進するためのエリアとして使用しなければならない
- この措置の発効は、ウクライナ戦争による国際供給への影響のため、**2024年まで延期**された

デジタル化に よる追跡性の 向上

- 今後、資料や肥料の供給、農薬の販売や仕様はより適切に記録され報告される必要がある
- 収集されたデータは連邦及び農業部門により確かな情報基盤となる
- これにより、農業経営を改善し、環境目標を達成するためにとるべき対策をより効果的に選択することが出来るようになる

持続可能な農業のための条例パッケージ (2022年)

● 「持続可能な農業のための条例パッケージ」のうち、直接支払いに関連する部分を下表のとおり抜粋した
持続可能な農業のための条例パッケージにおける直接支払いに関連する記載 (次頁に続く)

項目	概要
生態学的要件のうち 農薬	・ リスクの高い活性物質は原則として使用しない。リスクが低い活性物質に置き換えが出来な場合は、州からの特別な許可若しくはスイス連邦農業局 (OFAG) の認可に基づき仕様が可能になる。許可については、直接支払い条令で定める ・ 生産者は農薬が風に飛ばされたり、雨で流出しないように対策を取る必要がある。本対策は食品安全局 (OSAV) の農薬認証サービスの指示に記載されている※2023年はこれを遵守しなかった場合でも支払が減額されない ・ 400 L以上の容量を持つトラクタや自走式のスプレイヤーには清水タンクと自動内部洗浄システムを装備する必要がある
生態学的要件のうち 肥料の使用量	・ 窒素とリンの使用量に対する10%の誤差範囲は2024年に廃止。したがって、2024年の肥料使用量の計算は最大100%以内に収める必要がある
生態学的要件のうち 生物多様性	・ 平地や丘陵地帯で3 ha以上の耕作地を所有している場合、少なくともこれら耕作地のうち3.5%を生物多様性を促進するための面積として利用しなければならない (2024年1月～)
生産方式支払	・ 生産者は農薬使用を減らすために次の5つの対策の内いずれかを選択することが出来る 1. 現在の大規模作物に対する広範な生産の奨励は、より多くの作物に提供され、haごとに異なる支払が支給される 2. 年間の野菜や小果実の栽培で、殺虫剤やダニ駆除剤を使用しないことが奨励される 3. ブドウ栽培、果樹栽培、多年生の小果実の栽培では、開花後に殺虫剤、ダニ駆除剤、殺菌剤を使用しない場合に金銭的な支援が行われる。有機農業の規則に従った農薬の使用は引き続き可能。更に銅の何件使用量は有機農業で許可されている量余地も低く制限される 4. 露地栽培や多年生作物での除草剤不使用は、これまで資源効率の改善のために支援されてきたが、今後も計画・発展する。個別の植物や帯状の処理は大規模作物、ブドウ栽培、果樹栽培で許可される 5. 有機農業でな生産者も、ブドウ栽培、果樹栽培、多年生の小果実栽培、パーマカルチャーで有機農業のガイドラインに従った肥料や農薬だけを使用する場合、支援を受けられる。この場合には最大8年間支払われる ・ 生産者は多年生の作物、露地栽培の1年生作物、1年生の小果実の農薬不使用プログラムに参加するためには作物の面積を申告する。これにより、少なくとも4年間参加できる。粗放的生産の場合には、生産者は特定の作物のすべての区画を申請し、1年間参加できる ・ 土壌の肥沃度を向上させるために、適切な土壌被覆や土壌を保護する技術が奨励される。粗放的栽培では、収穫から次の作物の種まきや緑肥の種まきでの期間は最大で7週間に限られる。土壌を保護する技術に葉、例えば直播や敷き藁の下での播種が支援されている。なお、この支払を受ける生産者は、これらの対策を少なくとも4年間連続して実施する必要がある ・ 新たな取組として、耕地での窒素の効率的な利用が促進される。これは温室効果ガスやアンモニアの排出量、加えて窒素の余剰を減らすことを目指す。窒素肥料のバランスを90%以下に抑えた農場は、その農地に対して支払を受け取ることが出来る

持続可能な農業のための条例パッケージ（2022年）

項目	概要
生産方式支払	- 牛の放牧に関する支援は、放牧を促進するための支払が増える予定である。5～10月の間は、牛が1日の資料のうち少なくとも70％を放牧で接種する必要がある。また、11～4月の間は月に少なくとも22回は外に出すことが求められる。現在の牛のSRPAプログラムでは5月から10月の放牧日には1頭当たり少なくとも4 aの放牧地が必要である - 牛の生産寿命を長くすることが求められる。過去3年間に牧場で屠畜牛の平均分娩回数が生産的な寿命を計算する際の決定要因となる。乳牛の場合、平均して3回以上の分娩が報告されている場合、その他の牛については4回以上の分娩が報告された場合に支払を受けられる
生物多様性支払	新しい種類の生物多様性促進区域「間隔をあけた播種行列の穀物（Cé-réales en lignes de semis espacées）」は、雑草性の植物や特定の哺乳動物、鳥類（例えば、地面に巣をつくる野兎鳥）に有益である。この対策では、農薬の使用禁止が規定されてないため、間隔をあけた播種行列の穀物は、農薬の使用をしない他の対策と組み合わせることが可能である。しかしながら、これらの区域は2023年には、まだ生物多様性促進区域の適切な面積として計算されない
資源効率支払	- 農薬の正確な適用技術を提供する機器の購入に対する財政的支援は2年間延長され、2024年末まで実施 - 窒素分を提言した豚の二段階給餌の奨励は、同じ貢献額で2026年末まで継続される。ただし、要件は動物のカテゴリ毎に異なる。豚の肥育においては、2024年から少なくとも粗タンパク質含有量が異なる二種類の飼料を使用する必要がある
供給保証支払	- 供給の安全性に対する基本的な補助金は、900フラン/ haから600フラン/ haに引き下げられる。恒常的な牧草地の生物多様性促進面積に対する金額は、450フラン/ haから300フラン/ haに引き下げられる - 難条件での生産に対する補助金は、丘陵地帯から山岳地帯Ⅳまでの地域で150フラン/ haから230フラン/ haに引き上げられる
制限の撤廃	標準労働単位の数に基づく直接支払いの制限と、生物多様性の品質レベルⅠの寄付金の制限が撤廃される

「持続可能な農業のための条例パッケージ」の採択に対する業界団体の声

- スイス農民連盟は、スイスの農業の統括組織であり、25の州立専門組織と多様な業界団体によって構成される団体である。スイス農民連盟は本条例パッケージの規則決定に対して、“理解ができない”とする公開書簡を連邦評議員に送付した
- 同団体は、本条例パッケージが生産者への負担（コスト含む）を無視し、国の食料生産能力を弱体化させてとしている。公開書簡の概要は以下のとおりである

スイス農民連盟からの公開書簡概要

1. 主な影響を受ける当事者を無視した政策

- ・ 農業者や政策を実施する州の意見が十分に考慮されず、関係者の理解と協力を得られない
- ・ 農業者や州に対して、過剰かつ処理困難な行政負担を課している
- ・ 農業セクターの自主的な実行意欲を削ぐ結果となる

2. 協議結果および議会の決定を無視

- ・ 窒素の養分素ロス削減目標として20%が設定されたが、協議では現実的な10%削減が求められていた
- ・ 議会は20%削減案を明確に否定し、現実的な目標を業界と協力して設定するよう連邦評議会に求めていたが、それが反映されていない
- ・ 業界は現在、達成困難で非現実的な目標に直面している

3. 地政学的文脈における国内食品生産の弱体化

- ・ ウクライナ戦争による国際農産物市場の不安定性を無視し、国内食品生産が大きく弱体化される政策を進めている
- ・ 3.5%の耕作地を生物多様性促進区域（BFF）として義務化することで、約1万haの高品質な耕作地が食品生産から除外される
- ・ 国際市場に頼る「豊かなスイス」としての姿勢は、国際的な食料システムにおける責任を果たしていない

3. 現行のスイス農業政策

- (1) 2022～2025年農業予算
- (2) 2024年単年予算
- (3) 直接支払い制度

2022～2025年農業予算の財政枠

- 2022年～2025年の農業予算の予算分配の総額は、140億2,300万フランである。前期である2018～2021年と比較し、財政枠が1億7200万フラン増加。増加の要因例としては、乳製品・砂糖への生産支援に対する6,200万フラン、2,800万フランの増加が挙げられる
- 費目の構成はほぼ変化がない
- 直接支払いは、2014年の大改革以降大きな変化がなく、2022年～2025年も8割程度を維持している。次いで生産・販売が約15.8%、生産基盤支払いが約4%となっている
- なお、2022～2025年で当初設定されていた財政枠と比較して、実際の支出実績（予定）は議会の決定により-1.0%減となっている。この減少は主に、主に作物生産（特定作物への貢献）及び品質と販売促進のクレジット残高、及び2024年からの連邦支出の2%の節約目標によるものである

2022～2025年における農業予算の財政枠（百万フラン）

費目	2022～2025年				（前期間）2018～2021年		
	財政枠	全体枠対比	前期間比	実績(予定)	財政枠	全体枠対比	実績
生産基盤整備と社会的施策	552	3.9%	▲11	565.3	563	4.1%	531
市場支援（生産と販売）	2,222.2	15.8%	184.2	2,186.6	2,038	14.7%	2,037
直接支払い	11,249	80.2%	▲1	11,132.3	11,250	81.2%	11,243
合計	14,023.2	100%	172.2	13,884.2	13,851	100%	13,844
支出枠との差				(-1.0%)			(-0.3%)

（注）各費目の訳出は「平成 30 年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業（欧州の農業政策・制度の動向分析）報告書」に従っている。

表に記載する比率については小数点以下第2位で四捨五入。フランについては

2024年単年予算の内訳

- より詳細な費目について、2024年を例に整理する。2024年における財政枠は、34.4億フランであった
- 約80%を占める直接支払いに次いで予算が割り当てられているのは、特にスイス農業の主軸である酪農に対する市場支援であり、2024年の全体予算の約11.2%が割り当てられている
- なお、以下で示す財政枠に加え、1億7,100万フランが「農業と食料」分野に割り当てられている。具体的には、連邦農業庁における管理費、農業研究施設（アグロスコープ）や国立種馬場の実行・監視業務に関連する費用、植物病虫害対策費用等である

2024年単年における財政枠とその内訳

費目	2024年財政枠 (百万フラン)	措置
生産基盤改善・社会施策	138.8	
構造改善	87.0	土地改善、農業建物、及び地域開発プロジェクト（PDR）のための助成金
リスク管理	0.0	収穫保険の保険料への助成金（2025年以降）
植物及び動物の選択	40.4	動物及び植物の選抜奨励のための助成金
普及	11.3	普及センターAGRIDEA、地域間で活動する普及サービス、共同プロジェクトの予備調査、及び特定のプロジェクトや助成申請のために与えられる財政支援
市場支援（生産と販売）	544.5	
品質及び販売促進	64.4	品質、持続可能性、及び販売促進のための財政支援
乳業経済	387.3	チーズに加工される牛乳への追加支払、非サイレージの追加支払、一般市場向け牛乳への追加支払
畜産	6.0	国内の食肉用家畜及び肉への支援、国内の卵への支援、羊毛の利用促進のための助成金、山岳地域における食肉用家畜の公的市場インフラへの助成金
作物生産	86.9	種子用豆類、油糧種子、種子及び苗（ジャガイモ、トウモロコシ、飼料植物）及び砂糖大根の特定作物への助成金、果物利用促進措置の資金提供、収穫管理の運営、穀物への追加支払
直接支払い	2,757.2	供給安全性、耕地、生物多様性、景観の質、生産システム、資源効率、及び移行への助成金
合計	3,440.5	

(注) 各費目の訳出は「平成 30 年度海外農業・貿易投資環境調査 析委託事業（欧州の農業政策・制度の動向分析）報告書」に従う

(出所) 連邦経済・教育・研究省（DEFR）「Arrêté fédéral sur les moyens financiers destinés à l'agriculture pour les années 2026 à 2029 Rapport explicatif relatif à l'ouverture de la procédure de consultation」より作成

直接支払いの受給要件

- 本ページ以降、2024年時点におけるスイスにおける直接支払いの受給要件、支援内容、単価を示す
 - 直接支払いを受給するにあたっての要件は、一般要件と環境サービス要件（PER）で構成される。詳細は以下のとおりである
- 直接支払いの受給要件

項目	要件詳細
一般要件	・ 経営者はスイス国籍を持つ自然人であり、拠出年度の1月1日以前に65歳に達しておらず、トレーニング要件を満たしている者 ・ トレーニング要件とは次のいずれかを修了していることを指す ✓ 農業及び関連職業分野の初期研修、連邦職業研修証明書または連邦能力証明書によって証明されたもの ✓ 生産者としての資格証明書を伴う研修 ✓ 上記の職業における高度な研修 ・ スイスに本社を置く株式会社（SA）、有限責任会社（S.à.r.l.）、または合資会社の事業を個人的に運営する個人またはパートナーシップは、受給する権利を有する ・ スイスに本拠を置く法人及び自治体、州も、農業企業の運営者と見なされる場合、生物多様性及び景観の質のための支援を受給する権利を有する。ただし、年齢制限や研修要件を回避するために設立されたと推測される法人は除外される ・ 直接支払いは作業が少なくとも0.20UMOS（標準労働力単位）の作業を必要とする場合のみ ・ 直接支払いは、経営の円滑運営のために行われる作業の少なくとも50％が経営の労働力によって行われる場合にのみ支払われる ・ 直接支払いは家畜の数の最大数が「最大家畜飼育数に関する規則（RS 916.344）」の制限を超えない限り支払われる ・ 組合の場合、支払を受ける1月1日以前に65歳に達した人数に比例して、事業の直接支払いが減額される
環境サービス要件	・ 直接支払いは経営全体で必要な環境保全サービス（PER）の要件が満たされている場合に支払われる ・ 動物保護例の遵守 ・ 肥料収支の均衡（リンと窒素の投入量が過剰でないことを示す必要がある。過剰でないことは、作物生育に必要な量と保有地の生産能力に基づいて求める） ・ 生物多様性促進地域を農用地の7％確保する（特別作物の場合は農用地の3.5％） ・ 生物多様性促進面積の必要割合を達成するために、2024年に平地及び丘陵地帯に3 ha以上の開放地を有する経営は、輪作地において3.5％の最小生物多様性促進面積を満たす必要はまだない ・ 自然・景観法による指定区域での規定を遵守する ・ 3 ha以上の農場では定期的に輪作を実施しなくてはならない ・ 適切な土壌保全。8月31日以前の収穫後はインタークロップ、緑肥、又は秋作物により土壌を被覆。また土壌の浸食を防止 ・ 植物保護製品の目的を絞った選択と使用。植物検疫製品（OPPh）に関する条例に従って流通するもののみ使用が可能 ・ 緩衝地帯の配置 ・ PERに関連する要件を満たすために、1つ以上の農場と共同でPERの全て/一部を実施することが出来る
面積と家畜頭数	・ 拠出対象地域には有用農業地域も含まれる ・ 拠出年の家畜頭数の基準は前年の1月～12月31日までである

（出所）スイス連邦農業庁「Paiements directs, contribution in situ, contributions à des cultures particulières et supplément pour les céréales aux exploitations à l'année」及び「Ordonnance 910.17 sur les contributions à des cultures particulières dans la production végétale et sur le supplément pour les céréales」より作成。なお、一部和訳については「平成 30 年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業（欧州の農業政策・制度の動向分析）報告書」に依る

直接支払いの受給要件：農薬に関連する記載

- 前頁表中に記載がある通り、直接支払いの受給要件である環境サービス要件（PER）の1つに植物保護製品の使用が設定されている
- スイスでは、農薬関連法において使用が禁止されていない植物保護製品であっても、直接支払いを受けるにあたって一部使用が許されない仕組みが取られている
- 具体的には以下にリストアップされている活性物質を使用してはならないと条令で規定されているが、特定の病害虫を防ぐために使用が認可されているケースもある

直接支払いにおいて植物保護製品での使用が禁止されている
活性物質

- a. α-シペルメトリン
- b. シペルメトリン
- c. デルタメトリン
- d. ジメタクロル
- e. エトフェンプロックス
- f. λ-シハロトリン
- g. メタザクロル
- h. ニコスルフロン
- i. ... (注)
- j. テルブチルアジン

左記活性物質が利用可能な作物種と病害虫の組み合わせ（一例）

作物名	病害虫
アスパラガス	リーフマイナー、アスパラガスバエ
アブラナ科ベビーリーフ	ノミムシ
ビート	ノミムシ
サラダビート	ノミムシ、ミミズまたは カツオブシムシ
ニンジン	ミミズまたはカツオブシムシ、 ニンジンバエ
セロリ	ニンジンウジ
キャベツ	キャベツ茎ゾウムシ、 キャベツ癭ゾウムシ、リーフマイナー、 大型菜種茎ゾウムシ、雑草
エンドウ豆	エンドウのリーフローラー
ホースラディッシュ	ノミムシ、ミミズまたは カツオブシムシ

(注) スイス連邦法令ポータル (https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/2013/765/fr#annex_1/lvl_u1/lvl_6/lvl_6_1, 2025年3月10日閲覧) の条文上での記載が「…」となっている

(出所) スイス連邦農業庁「Ordonnance sur les paiements directs versés dans l'agriculture」より作成

2024年における直接支払いの全体像

- 2024年の直接支払いも「農業政策2014 - 2017」を踏襲しており、種類について、変更はない
- 生産方式支払は前年から変更がかけられている。主要な変更事項として、「牛の長寿命化への貢献」が追加、「地力の向上」において対象作物が変更になっているとともに、動物福祉に対する支払いの単価のうち動物に特に配慮した厩舎システムに対する支払（SST）が全体的に変更されている
- 2024年の直接支払いにおける費目は以下のとおりである。具体的な単価等は各費目ごとの説明箇所を参照

2024年における直接支払いの種類の一覧（次頁以降に続く）

直接支払いの種類	概要	支払区分
農業景観支払 (CPC)	開放景観維持支払	丘陵
		山岳I
		山岳II
		山岳III
		山岳IV
	傾斜地支払	傾斜率 18～35%
		傾斜率 35%超～50%
		傾斜率 50%超
	急傾斜地支払	例：急傾斜地面積が 30%
		例：急傾斜地面積が 100%
	ワインブドウ傾斜地 支払	傾斜率 30～50%
		傾斜率 50%超
		傾斜率 30%超の段々畑
	高山放牧地支払	—
	夏季山岳放牧支払	—

2024年における直接支払いの全体像

直接支払いの種類		概要	支払区分
供給保障支払 (CSA)	基礎支払	食料生産能力の保全を期待して支払われ、ほとんどの農地が受給対象となっている。	—
	生産条件不利支払	丘陵・山岳地帯に対する追加の面積支払。	—
	畑作地・永年作物支払	畑作地・永年作物作付け地への追加面積支払。生産熱量が大きく供給保証のために優遇される。	—
	国外の土地	EUからの直接支払いを受給している場合には、スイスからの直接支払い額を同額減額する。	—
生物多様性支払 (CBD)	生物多様性の質に対する支払	生物種と自然生息地の多様性を促進するために各種の生物多様性促進用地に対して支払われる。	後述
	ネットワーク支払	州のネットワーク要件を満たした生物多様性促進用地に対して支払われる。	後述
景観の質に対する支払 (CQP)	—	景観にかかる地域のニーズや文化的価値を考慮した新型の直接支払い。内容・単価は州が定める。	—
生産方式支払 (CSP)	有機農業支払	当該農場全体が有機農業令の規定に従っている場合に支払われる。	—
	植物保護製品不使用への貢献	畑作物へ植物保護製品を使用しない場合に支払われる。	—
		野菜・果樹作物へ殺虫剤・殺ダニ剤を使用しない場合に支払われる。	—
		開花後の多年生作物へ殺虫剤、殺ダニ剤、殺菌剤を使用しない場合に支払われる。	—
		多年草の栽培において有機農業条令で許可された植物保護製品及び肥料のみを使用した場合に支払われる。	—
		畑作物及び特殊作物（香辛料、薬用植物等）の栽培において除草剤を使用しない場合に支払われる。	—
	牧草による牛乳・食肉生産への支払	飼料の大部分を草地に依存した環境親和的な牛乳・食肉生産に対する支払。	—
	動物福祉支払	所定の種類の家畜すべてが規定を上回る高度な動物福祉の要件を満たす農場に対する支払。	—

2024年における直接支払いの全体像

直接支払いの種類		概要	支払区分
生産方式支払 (CSP) (続き)	生物多能性機能への貢献	平地及び丘陵地における有用生物のための播種帯への貢献に対して支払われる。	—
	地力向上	適当な土壌被覆に対する支払。	—
		輪作制での主要作物における土壌保全技術への支払。	—
		気候対策	畑作物における窒素の効率的な利用に対する支払。
	牛の長寿命化	乳用牛及びその他牛1頭当たりの平均分娩回数に応じて支払われる。	—
資源効率支払 (REB)	植物保護製品の精密施用技術の利用に対する支払	所定の条件を満たす植物保護製品散布機の取得に対する支払。	—
	養豚における窒素飼料削減への支払	低窒素飼料を用いて給餌を行い、蛋白質節約と窒素廃棄物削減に寄与する養豚への支払。	—
移行支払 (TC)	—	2013 年以前における所得支持政策からの移行措置。2021 年まで継続される見込みで、毎年額は削減。	—
遺伝資源保持への支払 (注)	—	遺伝資源の保全と持続可能な利用の促進に対する支払。自然に存在する植物の遺伝的多様性が保存されている若しくは、種類の構成が大きく変化していないことを農業省が認めた場合に支払われる。	—
特定作物・穀物 に対する支払 (注)	特定作物への支払	飼料を含めた食料自給率向上を目的として行われる支払。従前の粗放生産支払とは異なり、ジャガイモやテンサイに対しても支払われる。	—
	穀物に対する支払	穀物の生産者に対しての支払。	—

- (参考) 参照文章一覧：2024年の直接支払いに関する条件は以下の文章で規定
- Paiements directs, contribution in situ, contributions à des cultures particulières et supplément pour les céréales aux exploitations à l'année (通年経営支払単価)

— Paiements directs versés aux exploitations d'estivage et de pâturages communautaires (夏季放牧支払単価)

— Ordonnance 910.17 sur les contributions à des cultures particu-lières dans la production végétale et sur le supplément pour les céréales (2024年改正の論点、受給要件等変更されている)

(注) 原文では「Contribution in situ」であり、直訳すると「現地支払」であるが、分かりやすさの観点から、ここでは「遺伝資源保持への支払い」とした。遺伝資源保持への支払は2022年、特定作物は2019年に各々追加。厳密には直接支払いではない（直接支払いの予算上は計上されていない）ものの、直接支払いのスキームを利用して支払が行われており、スイス連邦農業庁HP上でも直接支払い内のカテゴリで扱われているため、今回追加を行った

(参考) 直接支払いにおける土地区分について

- 直接支払いにおいては山岳地域（山岳I～IV）、谷間地域（丘陵、溪谷）、中山間地域（山岳地域＋丘陵地域）の農業地域を設定している
- 各区域の分類については明確な条件がなく、対象地域がどの区域に分類されるかは、スイス政府が提供するウェブページ上で確認をする必要がある

土地区分の判断基準

- 山岳地域の境界設定基準（重要度順）
 - a. 気候、特に植生期間の長さ
 - b. 交通アクセス、特に最寄りの村や中心部からのアクセス
 - c. 勾配と急こう配の比率
- 丘陵地帯の定義については、山岳地域の基準を用いるが、特に土壌表面の状態に重きを置くものとする
- 溪谷地帯は他の地域に割り当てられない利用地域から成るものとする

直接支払い制度①：農業景観支払

- 農業景観支払は、条件不利地域における直接支払いの他、高山放牧地を対象とした支払が設けられており、供給保証支払と合わせて現行の直接支払い制度における基礎を成す支払区分である
- 各支払区分の支払単価及び受給条件は以下に示す通り。前年（2023年）時点からは変化なし）

農業景観支払における単価設定（次頁に続く）

直接支払いの種類	支払区分	単価	単位	条件等
農業景観支払 (CPC)	丘陵	100	フラン/ha	● 開放景観維持支払は、地帯区分に支払金額が異なる ● 平原地帯、生垣、雑木林（bosquets champêtres）木の生えた土手（berges boisées）は対象外 ● 森林拡大防止のために農地を利用する必要がある
	山岳Ⅰ	230		
	山岳Ⅱ	320		
	山岳Ⅲ	380		
	山岳Ⅳ	390		
	傾斜地支払	傾斜率 18～35%	フラン/ha	● 1区画の最低面積は1a ● 農場当たりの最低所要面積は50a ● 永久牧草地、ワインブドウ区域、生垣、雑木林（bosquets champêtres）木の生えた土手（berges boisées）は対象外
		傾斜率 35%超～50%		
		傾斜率 50%超		
	急傾斜地支払	例：急傾斜地面積が 30%	フラン/ha	● 急傾斜地（傾斜率35%以上）の面積が30%未満の場合支払われない ● 以下の算定式を用いて面積支払単価が決定される 面積支払単価 = 100 + (900 / 70) * (急傾斜地の割合 - 30%)
		例：急傾斜地面積が 100%		
	ワインブドウ傾斜地支払	傾斜率 30～50%	フラン/ha	● 1区画の最低面積は1a、農場当たりの最低所有面積は10 a ● 段々畑の場合は附則3 OPDに規定されている
		傾斜率 50%超		
		傾斜率 30%超の段々畑		
	高山放牧地支払	—	フラン/PN	● 夏季放牧農場（exploitation d'estivage）及び国境地域の認定を受けた夏季共有放牧地が支払対象 ● 乳牛1頭に相当する家畜（UGBFG）を100日間放牧するのに必要な高山放牧地であるPN（pâquier normal）を単位として支払われる ● 水牛と鹿は対象外

直接支払い制度①：農業景観支払

直接支払いの種類		支払区分	単価	単位	条件等
農業景観 支払 (CPC) (続き)	夏季山岳放牧 支払	乳牛又は搾乳用羊・山羊への追加支払	40	フラン/PN (注)	- 夏季放牧農場（exploitation d'estivage）及び国境地域の認定を受けた夏季共有放牧地が支払対象 - 乳牛1頭に相当する家畜（UGBFG）を100日間放牧するのに必要な高山放牧地であるPNを単位として支払われる - 水牛と鹿は対象外
		粗飼料を食べるその他の家畜	400		
		羊番による常時監視を行う非乳用の羊	400		
		非搾乳用の羊。輪換放牧	320		
		非搾乳用の羊。その他放牧	120	フラン/PN (注)	- 追加拋出は以下の場合に行われる ✓ 1988年2月29日の狩猟条例第10quinquies条に規定された保護措置が実施されること ✓ 個別の家畜保護計画が遵守されること ✓ すべてのカテゴリーの動物が家畜保護計画に従って保護されること
		非搾乳用の羊、常時羊番による監視若しくは輪換放牧の場合	250		
		乳用羊	250		
		山羊羊	250		
		365日例までの牛及びアジア水牛	250		

(注) 乳牛1頭に相当する家畜（UGBFG）を100日間放牧するのに必要な高山放牧地

出所) スイス連邦農業庁「Paiements directs, contribution in situ, contributions à des cultures particulières et supplément pour les céréales aux exploitations à l'année」及び「Paiements directs versés aux exploitations d'estivage et de pâturages communautaires」より作成。なお、一部和訳については「平成 30 年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業（欧州の農業政策・制度の動向分析）報告書」に依る

直接支払い制度②：供給保証支払

- 供給保証支払は食料生産能力の維持により国民を支えることを意図した支払である
- 生産能力を維持することを目的とした基礎支払に加え、生産条件不利支払と畑作地・永年作物支払から成る
- 供給保証支払は、前年（2023年）時点からは費目の変化はなく、単価の変更に留まる
- 各支払区分の単価及び需給条件は以下のとおりである

供給保証支払における単価設定

直接支払いの種類	支払区分	単価	単位	条件等
供給保障 支払 (CSA)	基礎支払	一般農地	フラン/ ha	- 永年草地については最低限の家畜負荷が条件として課されている。最低限の家畜負荷は地帯別に定められており、条件不利地帯ほど値が低く設定されている - 食料としての利用を目的としていない作物の作付地は対象外 - 生物多様性用地の場合、永年草地の最低家畜負荷基準は通常の30%が適用される - 要件を満たす農場規模が60 ha以上となると支払単価は減少し、140 haを超えた分については、支払対象外となる
		生物多様性促進用地（SPB）のうち永年牧草地		
	生産条件不利 支払	丘陵地	フラン/ ha	- 地帯区分ごとに支払金額が異なる - 基礎支払と同様に最低限の家畜負荷が条件として支払われる
		山岳Ⅰ		
		山岳Ⅱ		
		山岳Ⅲ		
		山岳Ⅳ		
	畑作地・永年 作物支払	—	フラン/ ha	食料としての利用を目的としていない作物の作付地は対象外
	海外の土地	—	—	欧州連合からの直接支払いを受け取っている場合には、スイスからの直接支払い額を同額減額する

直接支払い制度③：生物多様性支払

- 生物多様性支払は、生物多様性の保全や生息地の維持を促進することを目的とした支払であり、生物多様性の質に対する支払とネットワーク支払の2種類がある。
- 前者の生物多様性の質に対する支払は2段階に分かれており、第一に加え、植物相の質や生物多様性を促進する構造を備えていると判断された場合には、第二も受給可能である。ネットワーク支払に関しては州のネットワーク要件を満たした生物多様性促進用地に対して支払われる
- 生物多様性の質に対する支払は、連邦が全額負担することとしているが、ネットワーク支払については、連邦は最大90%を負担し、残りの費用は、州、基礎自治体、又は民間事業者から提供されることとなっている
- 生物多様性支払における単価については、次頁に示すとおりである。なお、生物多様性支払は前年（2023年）時点からは費目の変化はなく、支払区分及び支払い単価の変化に留まる

生物多様性支払において、事業者が管理を求められる期間

地域区分	支払区分	管理を求められる期間
生物多様性促進区域	輪作休閑地	少なくとも1年間
	花の休閑地	少なくとも2年間
	粗放的放牧地	播種から収穫まで
	耕地における多年生植物境界	少なくとも8年間
樹木	第一レベルの高幹果樹、敷地内に適合した国内種の樹木	少なくとも1年間
	第二レベルの高幹果樹	少なくとも8年間

直接支払い制度③：生物多様性支払

生物多様性支払における単価設定

支払の種類	支払区分	生物多様性の質に対する支払単価		ネットワーク 支払単価	単位
		第一	第二		
粗放的採草地	平原	780	1,920	1,000	フラン/ ha
	丘陵	560	1,840	1,000	
	山岳Ⅲ	300	1,700	1,000	
	山岳Ⅲ及びⅣ	300	1,100	1,000	
粗放的な採草に用いられる湿地	平原	1,440	2,060	1,000	
	丘陵	1,220	1,980	1,000	
	山岳Ⅲ	860	1,840	1,000	
	山岳Ⅲ及びⅣ	680	1,770	1,000	
非集約的採草地	平原	300	1,540	1,000	
	丘陵	300	1,470	1,000	
	山岳Ⅲ	300	1,360	1,000	
	山岳Ⅲ及びⅣ	300	1,000	1,000	
粗放的放牧地/木のある放牧地	—	300	700	500	
生垣、雑木林、木の生えた土手	—	2,160	2,840	1,000	
野生種の花を播種した休閑地（Jachère florale）	低地・丘陵地帯	3,800	-	1,000	
輪作休閑地	低地・丘陵地帯	3,300	-	1,000	
耕地における多年生植物境界（Ourlet）	平地、丘陵地、山岳地帯Ⅰ及びⅡ	2,300	-	1,000	
粗放的耕作における作物境界	—	3,300	-	1,000	
自然の生物多様性を有するワインブドウ作付地	—	-	1,100	1,000	
水路沿いの採草地	—	300	-	1,000	
地域特有の生物多様性を促進地	—	-	-	1,000	
苗木を間隔をあけて並べた穀物畑	—	300	-	500	
幹を高く仕立てた果樹	—	13.5	31.5	5	フラン/木
クルミ	—	13.5	31.5	5	
敷地内に適合した国内種の樹木	—	-	-	5	
夏季放牧地域における多様な種が生息する牧草地と落葉落枝エリア	—	-	150	-	フラン/ ha

（出所）スイス連邦農業庁「Paiements directs, contribution in situ, contributions à des cultures particulières et supplément pour les céréales aux exploitations à l'année」及び「Paiements directs versés aux exploitations d'estivage et de pâturages communautaires」より作成。なお、一部和訳については「平成 30 年度海外農業・貿易投資環境調査分 析委託事業（欧州の農業政策・制度の動向分析）報告書」に依る

直接支払い制度③：生物多様性支払

- 生物多様性支払を受給するためには、直接支払の受給要件に加えて、以下の条件を遵守する必要がある
- 内容としては、生物多様性促進区域への肥料や植物保護製品の投入の禁止や、問題を引き起こす植物の適切な管理等が含まれる

生物多様性支払を受けるにあたり事業者が遵守すべき要件

- 生物多様性促進区域には、肥料を散布してはならない
- 問題を引き起こす植物（ギシギシ、ノアザミ、セイヨウヒキヨモギ、または侵入性のネオファイト植物）に対しては、その繁殖を防ぐために管理を行わなければならない
- 生物多様性促進区域には、植物保護製品を使用してはならないが、以下の処理は許可されている：
 - ✓ 機械的手段で合理的に対処できない問題植物に対する個々の植物や発生源への処理（ただし、寝床エリアや植物保護製品使用が禁止されているエリアを除く）
 - ✓ 森林牧草地における植物保護製品処理は、森林経済を担当する州当局の承認を得た場合に限り、使用可能。ただし現行の使用禁止及び制限を遵守すること
 - ✓ 自然の生物多様性を有するブドウ畑における植物保護製品処理
 - ✓ 高幹果樹に対する植物保護製品処理
 - ✓ 列間隔を取った播種穀物に対する植物保護製品処理
- 生物多様性促進区域の刈り取り物は撤去する必要がある。ただし、耕地における多年生植物境界、花の休閑地、輪作休閑地、及び自然の生物多様性を有するブドウ畑の刈り取り物は例外
- 自然保護の理由やネットワーク化プロジェクトの一環として、落枝や落葉を管理することは可能
- 砕石機能をもつ草刈り機の使用は禁止
- 除草は、耕地における多年生植物境界、花の休閑地、輪作休閑地、及び自然の生物多様性を有するブドウ畑、及び生物多様性促進区域内の木々の根元に限り許可

直接支払い制度④：景観の質に対する支払

- 景観の質に対する支払は景観の広がりや生物生息地の多様性（ネットワーキングへの貢献）の維持だけでなく、森林の維持や山地での畑作など、景観に関わる地域のニーズや文化的価値を考慮に入れることを目的とした支払である
- 景観の質に対する支払は、多様な高地景観の保存、促進、開発のためのプロジェクトを実施した生産者に与えられる
- 支払額は、州ごとに設定され、1つのプロジェクト辺り連邦政府から以下の金額の最大90%が補助される
- 景観の質に対する支払は、前年（2023年）時点から変化はない

景観の質に対する支払における単価設定

直接支払いの種類	支払区分	単価	単位	条件等
景観の質に対する支払	協定を結んだ農業経営体の農業利用可能面積（SAU）	360	フラン/ha	● 補助を受けるにあたっては以下の要件を満たす必要がある ✓ 目標は、既存の地域コンセプトに基づくか、関係者と協力して地域で策定を行う ✓ 措置は地域の目標に基づいて行う ✓ 支払額は、措置のコスト及び価値に応じて各措置ごとに設定
	協定を結んでいる夏季放牧地や共同牧草地における通常の負荷	240	フラン/PN ^(注)	

（注）乳牛1頭に相当する家畜（UGBFG）を100日間放牧するのに必要な高山放牧地

直接支払い制度⑤：生産方式支払

- 生産方式支払は、需給時点においての望ましい生産方式を促進するための直接支払いであり、頻繁に変更がかけられる項目である。
以下の支払区分に分けられている
- 前年（2023年）からの変更としては「牛の長寿命化への貢献」が追加、「地力の向上」の対象作物が変更になっているとともに、動物福祉に対する支払いの単価のうち動物に特に配慮した厩舎システムに対する支払（SST）が全体的に変更されている

生産方式支払における単価設定（次頁に続く）

直接支払いの種類	支払区分		単価	単位	条件等
有機農業支払	特別作物（ブドウ、ホップ委、果物、ベリー、野菜、タバコ、薬用・香辛料用植物、キノコ）		1,600		・ 当該農場全体が有機農業令の規定に従うこと
	それ以外の露地		1,200		
	それ以外の対象農地		200		
植物保護製品 不使用に 対する支払	畑作物	菜種、ジャガイモ、保存用野菜、テンサイ	800	フラン/ ha	・ 主作物の播種から収穫まで、以下の作用を持つ化学物質を含む植物保護製品製品を使用せずに栽培を行わなければならない ✓ 植物成長調整剤 ✓ 殺菌剤 ✓ 自然防御力刺激剤 ✓ 殺虫剤
		麦類、米、デンプン用穀類、豆類等	400		
	野菜・果樹	一年生の野菜・ベリー	1,000		
	開花後の多年生作物	果樹栽培、果樹園、ブドウ栽培、小果物の栽培	1,100		
	畑作物及び特殊作物における除草剤の不使用	菜種、ジャガイモ、保存用露地野菜	600		
		タバコとチコリの根を除く特別栽培	1,000		
		その他の露地の主要作物	250		

直接支払い制度⑤：生産方式支払

直接支払いの種類	支払区分	単価	単位	条件等
生物多様性功能への貢献	露地栽培	3,300	フラン/ha	- 永年作物における有用生物のために播種された帯状区域に関して、貢献金は永年作物の面積の5%に対してのみ支給 - 有用生物のために播種された帯状区域は、5月15日までに播種される必要がある - 有用生物のための帯状区域に播種するには、使用目的に適した種子混合物のみを使用することができる
	永年作物（ブドウ畑、果樹栽培、小果物の栽培、自然の生物多様性を有するブドウ畑及び地域特有の生物多様性促進区域（SPB）を除くパーマカルチャー）	4,000		
地力向上	露地栽培の一年生野菜（保存用を除く）、一年生の小果実、露地栽培の構想及び薬用植物	1,000	フラン/ha	対象面積の少なくとも70%が常に作物または間作によって覆われている場合
	適切な土壌被覆への貢献			当該作物の収穫される面積の80%について、収穫後7週間以内に、別の作物、秋作物、間作、または緑肥を植えること（下播きが作物として見なされる場合）、及び翌年の2月15日までこれらの面積で耕作を行わないこと（ただし、秋作物が植えられている面積は除く）
	その他露地栽培の主要作物	200		
	ブドウ畑	600		少なくとも70%のブドウ畑の面積が草で覆われていること
	露地で栽培される主要作物の土壌保全栽培技術への貢献	250		- 耕作面積が、直播きの場合には最大25%、溝撒き、帯状撒きの場合には最大50%、寝床撒きの場合には耕耘を行わない場合に支払われる - また、支払を受けようとする面積がロジ面積全体の60%以上を占める - グリホサートの使用量が1 haあたりの有効性便の1.5 kg を超えない
気候対策への貢献	畑作物	100	フラン/ha	- 畑作物における窒素の効率的利用に対する支払 - 農場全体の窒素施用量が作物必要量の90%を超えないことが条件
草地に基づく乳肉生産に対する貢献金	—	200	フラン/ha	- 草地に基づく乳肉生産に対して支払われる - 支払は飼料を消費するすべての家畜の年間飼料（乾物、MS）の少なくとも90%が基礎飼料で構成されている場合に支給される - 更に年間飼料は平野部の場合には75%、山間部の場合には85%以上が放牧地若しくは牧草地から構成される必要がある
牛の長寿命化への貢献	乳牛	平均子牛3頭で10フランから平均子牛7頭以上で200フランまで		支払額は、過去3年間にわたって屠殺された牛1頭あたりの平均出産回数に基づいて、動物のカテゴリごとに段階的に設定（左記）
	その他の牛	平均子牛4頭で10フランから平均子牛8頭以上で200フランまで		
動物福祉に関する支払い	所定の家畜の種類	それぞれ設定		詳細については、次頁で記載

(出所) スイス連邦農業庁「Paiements directs, contribution in situ, contributions à des cultures particulières et supplément pour les céréales aux exploitations à l'année」より作成。なお、一部和訳については「平成 30 年度海外農業・貿易投資環境調査 析委託事業（欧州の農業政策・制度の動向分析）報告書」に依る

直接支払い制度⑤：生産方式支払のうち、動物福祉に関する支払

- 生産方式支払のうち動物福祉に関する支払は対象となるすべての種類の家畜が動物福祉の要件を満たす農場に対する支払である
- 動物に特に配慮した厩舎システムに対する支払（SST）と動物を定期的に屋外に出すことに対する支払（SRPA）、アジア牛と水牛に関しては放牧に対する支払が存在する

生産方式支払のうち、動物福祉に関する単価設定（次頁に続く）

動物の種類	厩舎システムに対する支払単価 (SST)	定期的に屋外に出すこと に対する支払単価 (SRPA)	放牧に対する支払い単価
アジア牛及び水牛の区分	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)
乳牛	75	190	350
その他の牛	75	190	350
雌：365日以上～初産分娩まで	75	190	350
雌：160日以上～365日以下	75	190	350
雌：160日まで	—	370	530
雄：730日以上動物	75	190	350
雄：365日以上730日以下	75	190	350
雄：160日以上365日以下	75	190	350
雄：160日まで	—	370	530
ウマに関する区分	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)
去勢済みの雌及び雄：生後900日以上	75	190	—
標準日齢：生後900日以上	—	190	—
生後900日までの若い馬	—	190	—
山羊に関する区分	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)
雌：365日以上	75	190	—
雄：365日以上	—	190	—

(注) 家畜ごとに定められた大家畜単位を指す

直接支払い制度⑤：生産方式支払

動物の種類	厩舎システムに対する支払単価 (SST)	定期的に屋外に出すこと に対する支払単価 (SRPA)	放牧に対する支払い単価
羊に関する区分	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)
雌：365日以上	—	190	—
雄：365日以上	—	190	—
豚に関する区分	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)
生後6ヶ月以上の飼育豚	—	165	—
6頭以上の非授乳飼養豚	130	370	—
授乳豚	130	165	—
離乳子豚	130	165	—
更新豚（6ヶ月まで）及び肥育豚	130	165	—
ウサギに関する区分	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)
生後約 35 日までの若いウサギを含む、年間少なくとも 4 回の 出産が行われる	235	—	—
生後約35～100日のウサギ	235	—	—
生産用家禽に関する区分	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)
産卵用雌鶏と雄鶏	235	290	—
消費用の産卵用雌鶏	235	290	—
産卵用の若い雌鶏、雄鶏、ひよこ	235	290	—
肉用鶏	235	290	—
七面鳥	235	290	—
野生動物	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)
鹿	—	80	—
バイソン	—	80	—

(注) 家畜ごとに定められた大家畜単位を指す

(出所) スイス連邦農業庁「Paiements directs, contribution in situ, contributions à des cultures particulières et supplément pour les céréales aux exploitations à l'année」より作成。なお、一部和訳については「平成 30 年度海外農業・貿易投資環境調査分 析委託事業（欧州の農業政策・制度の動向分析）報告書」に
依る

直接支払い制度⑥：資源効率支払・移行支払

- 資源効率支払は新たな技術導入などを促進する目的で時限的に設けられている制度である。2024年の改正で設けられた支払区分及びその単価は以下のとおり
- 移行支払は、2014年に直接支払いの枠組みが刷新されたことを受けて2013年以前における所得支持政策からの移行措置として設置された。移行支払の受給額は、2013年以前の直接支払い額から、現行枠組みにおける農業景観支払と供給保証支払を差し引いた額に、年ごとに係数（現在は0.0518）を乗じた額である

資源効率支払における単価設定

直接支払いの種類	支払区分	支払比率	単位	条件等
植物保護製品の精密施用技術の利用に対する支払 (2024年末まで)	ランプを利用した葉の裏面への散布技術	75	％ (取得コスト)	・ スプレーユニット当たり最大170フランまで補助
	多年生作物においてドリフトを減少させる散布装置①	25		・ 水平に調節可能な気流を持つターボディフューザーまたはジェット噴霧器毎に支払 ・ 最大6,000フランまで補助
	多年生作物においてドリフトを減少させる散布装置②	25		・ 水平に調節可能な気流を持ち、植生検出器を備えたターボディフューザーまたはジェット噴霧器ごと及び、空気と液体のリサイクル機能を持つトンネル内噴霧器ごとに支払 ・ 最大10,000フランまで補助

直接支払いの種類	支払区分	支払単価	単位	条件等
窒素分が少ない豚への二段階給餌のための支払 (2026年末まで)	豚	35	フラン/UGB	・ 飼料の配合は動物に適した養分価のものでなくてはならない

直接支払い制度⑦：遺伝資源保持への支払・特定作物/穀物支払

- 遺伝資源保持への支払（注）は遺伝資源の保全と持続可能な利用を促進することを目的として行われる支払であり、「自然に存在する植物の遺伝的多様性が保存されていること」及び「自然に存在する植物の種類の構成」が大きく変わっていないと農業省に認定されたエリアに対して支払われる（450フラン/ha）。前年（2023年）時点からは変更ない
- 特定作物・穀物に対する支払は市民及び家畜に対して適切に当該作物を供給することを目的に行われる支払である
- なお、遺伝資源保持への支払に対する予算源は厳密には直接支払いではない模様。農業予算のうち「生産基盤整備と社会的施策」に計上されているものと思われる。特定作物・穀物に対する支払いについても、「生産と販売」に計上されている
- 具体的な該当品目及びその支払単価は下表のとおりである。前年（2023年）からは穀物への貢献の単価が変更になったに留まる

遺伝資源保持への支払・特定作物/穀物支払における単価設定

直接支払いの種類	支払区分	支払単価	単位	条件等
特定作物への貢献	菜種、ヒマワリ、油カボチャ、油糸（lin oléagineux）、ケシ、染料用の紅花	700	フラン/ha	● 農場経営者が、OPD（生態的パフォーマンス指令）第11条から第25条に従って必要な生態的パフォーマンスを提供すること ● 農場の労働負荷が、OTerm（標準労働単位に関する指令）第3条第2項の意味で少なくとも0.20標準労働単位に相当すること ● 農場で行われる作業の少なくとも50%が、農場の労働力によって遂行されること ● 砂糖製造用の砂糖大根に対する追加の寄付金は、OPD第66条に基づく有機農業への寄付金またはOPD第68条に基づく大規模栽培における植物保護製品不使用への寄付金が支払われることが条件となる
	ジャガイモの苗及びトウモロコシの種子	700		
	飼料用イネ科及び飼料用マメ科種子	1,000		
	大豆	1,000		
	インゲン（Phaseolus）、エンドウ（Pisum）、ルピナス（Lupinus）、ソラマメ（Vicia）、ヒヨコマメ（Cicer）、レンズマメ（Lens）及びそれらの混合物	1,000		
	砂糖製造用のテンサイ	2,100		
	砂糖製造用のテンサイのための追加支払	200		
穀物への貢献	小麦、スペルト小麦、ライ麦、古代小麦(エンマー)、一粒小麦(エインコーン)、大麦、オート麦、トリティカレ、米、キビ、モロコシ及びこれらの穀物の混合物	129	フラン/ha	● 穀物に対する1haあたりの年間追加補助額は、補助金として認められた資金と面積に基づいて計算される

（注）原文では「Contribution in situ」であり直訳すると「現地支払」であるが、分かりやすさの観点から、ここでは「遺伝資源保持への支払い」とした

3

スイス農業政策及びスイス植物保護製品規制

4. 今後のスイス農業政策の見通し

(1) 2026～2029年農業予算案

2026～2029年農業予算の財政枠

- 2026～2029年の4年間における農業予算は、総額137億400万フランを財政枠とし、支出予定を136億7,600万フランとしている。
- 費目は従前どおり「生産基盤整備と社会的施策」、「生産と販売」、「直接支払い」の3分類であるが、2022～2025年までの支出よりも2.5%減となっている
- 本予算の目的は、気候変動に対する農業生産の適応力の向上、またこれにより食料供給力の弾力性や食料安全保障の強化である

2026～2029年農業予算の支出予定金額の変化（単位：百万フラン）

費目	2022～2025年 (1年あたり)	2026～2029年 (1年あたり)	増減
生産基盤整備と社会的施策	552 (138.0)	674 (165.8)	+ 22.1%
生産と販売	2,222 (555.6)	2,151 (537.8)	▲3.2%
直接支払い	11,249 (2,812.2)	10,851 (2,712.8)	▲3.5%
合計	14,023 (3,505.8)	13,676 (3,419.0)	▲2.5%

予算区分① 生産基盤整備と社会的施策

- 農業予算の内、各年の生産基盤改善・社会施策の支出では、生産性を向上させ、気候変動に適応し、環境への悪影響を軽減するための措置への支援が拡充されている
- 構造改善、リスク管理、植物の選択、専門知識とイノベーションネットワーク、家畜の健康及び持続可能な植物保護分野への投資が多くあるため、2026～2029年にかけて投入される資金は2024年と比較して増加している
- なお、上記増加分は、直接支払い及び品質・販売への支出額の削減で相殺されている

2026～2029年における生産基盤と社会的施策の単年支出予定金額（単位：百万フラン）

費目	参考：2024	2026	2027	2028	2029	合計	増減事由概要
リスク管理	0.0	4.4	5.4	6.4	6.4	22.6	「収穫保険の保険料の削減」の実施
構造改善	87.0	94.6	102.2	109.8	117.4	424.1	農業経営及び企業を競争力の持続可能な構造強化のため。財政支援は、連邦政府と州が共同の任務として助成金（返済不要の資金）を提供。連邦政府はさらに、利子のつかない返済可能な貸付（投資クレジット）のための資金を州に提供。加えて、本費目内でインフラ（輸送インフラ、土壌水系、動物、景観、気候等）の促進も含む
生産基盤整備と社会的施策 植物及び動物の選抜	40.4	45.0	45.0	45.0	45.0	180.0	2026年から年間4,500万フランをかけて、家畜の選抜や遺伝資源の保護、スイスの家畜や有用植物の種の多様性を守る活動を支援。本費目には2001年11月3日の国際条約で定められた植物遺伝資源の保存の目標を達成するための措置や、植物の選抜も含まれる
普及活動	11.3	11.7	11.7	11.7	11.7	46.9	農業の普及活動は、農業に従事する人々が職業活動を行う際にサポートし、継続的な職業教育を支援することを目的とする さらに、知識の共有を促進するために、2025年から① 研究、教育、普及活動を農業及び食品業界の実践とネットワーク化、② パイロットプロジェクト及びデモンストレーションプロジェクトの支援も実施予定
計	138.8	164.3	164.3	181.4	189.0	673.6	—

予算区分② 生産と販売

● 農業予算の内、生産・販売の支出額は2026～2029年までの支出限度額は2024年と変動なく、微調整のみ

2026～2029年における生産と販売の単年支出予定金額（単位：百万フラン）

費目		参考： 2024	2026	2027	2028	2029	合計	増減事由概要
生産と販売	品質・販売の促進	64.4	61.0	63.5	62.5	61.5	248.5	ここ数年、この予算には300～600万フランの余剰が生じることが多かったため、この状況を改善するために2024年の予算で削減が行われる予定。また、今回のプロジェクトでは植物の選抜と持続可能な植物保護のための資金の補填も含まれる
	酪農生産	387.3	385.3	385.3	385.3	385.3	1541.4	補助金の変更は特段なく、引き続き以下の3メニューに補助を実施予定 ・ 販売された牛乳に対する補助金：1キログラムあたり5セント ・ チーズに加工された牛乳に対する補助金：チーズに加工される生乳1キロ当たり15セントから、市場流通生乳の補足金を差し引いて算出される ・ サイレージを使用しない牛乳に対する補助金：1キログラムあたり3セント
	畜産生産	6.0	5.9	5.9	5.9	5.9	23.7	特段の変更はなし
	作物生産	86.9	86.4	83.4	83.4	83.4	336.7	農業のための植物遺伝資源に関するスイス連邦実施法（LAGR）第54条に従い、テンサイ栽培に対する拠出金の引き上げは2026年末まで一時的に適用される
	計	544.5	538.7	538.2	537.2	536.2	2150.3	

予算区分③ 直接支払い

- 直接支払いの財政枠は、前期間（2022-2025）よりも減少している。これは前期間の後半の横断的削減（2％）、2025年以降のPA22+に基づく資金の移転、及び構造改善と植物選抜への貢献の増加によるものである
- 直接支払いの財政枠の減少は、供給安全性の費目の削減によって実施している
- 直接支払いには、農業の公共の利益への貢献を奨励するための助成金に加え、社会的に許容可能な改革を保証するための移行助成金も含まれている

2026～2029年における直接支払いの単年支出予定金額（単位：百万フラン）

費目		参考： 2024	2026	2027	2028	2029	計
直接支払い	供給保証支払	899	828	828	828	828	3,313
	農業景観支払	517	517	517	517	517	2,069
	生物多様性支払（注1）	428	312	312	312	312	1,247
	地域の生物多様性と景観の質（注2）	147	263	263	263	263	1,052
	生産方式支払	720	720	720	720	720	2,879
	資源効率支払（持続可能な資源利用プロジェクト、水保護プロジェクト、現地保全）	32	32	32	32	32	126
	移行支払	15	54	45	37	29	166
	計	2,757	2,726	2,717	2,708	2,700	10,851

（注1） 2025年以降のネットワーク構築への貢献を除く
（注2） この項目には、現在の法律に基づいて2024年末まで維持されるネットワーク構築への貢献と景観の質への貢献が含まれており、2027年以降は地域の生物多様性と景観の質への新しい貢献に統合される予定（農業法第76条）

2026～2029年における直接支払い

- 2026～2029 年の予算措置における直接支払いでの概要及び変更内容は以下のとおりである
- 供給保証支払のうち基本助成金が主な削減対象となってはいるが、それ以外の支出枠での助成率などは変更がない
- この他大きな変更事項として、PA22+の決定に基づき農業景観支払が「地域の生物多様性と景観の質」に統合される

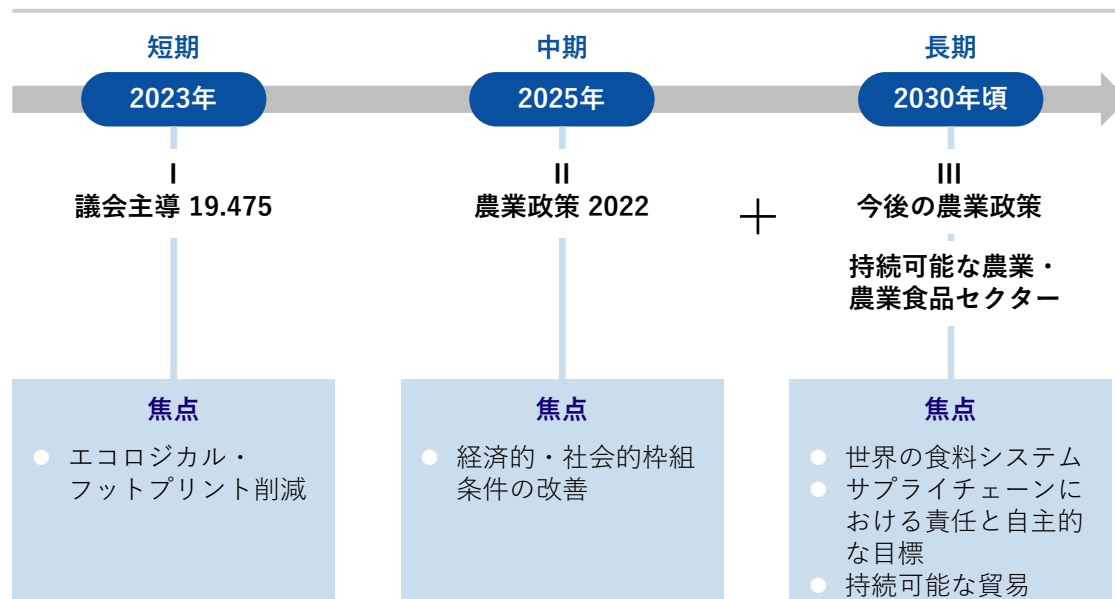
供給保証支払	● 基本助成金 ←主な削減費目 ● 厳しい条件での生産に対する地域別助成金 ● 開放地及び多年生作物に対する助成金 支給条件は変更なし。毎年の助成金調整を避けるため、2026年の率は、2029年まで原則として新たな調整が不要となるように設定される。これらの削減は、移行助成金の削減で補償される。
農業景観支払	● 開放景観維持のための助成金 ● 傾斜地及び急傾斜地のための助成金 ● 高山放牧地への移行のための助成金 ● 夏季放牧のための助成金 助成金の率は変更されず支出も一定。本助成金は面積支払のため、開放景観維持のための耕地、傾斜地及び急傾斜地、夏季放牧地の面積が基本的には一定であり、支出も大幅な変化はなし。
生物多様性支払	助成金率の変更はなく、支出も一定。2025年以降、景観の質及びネットワーク構築は、LAG第76条で規定される地域の生物多様性と景観の質への新たな貢献に統合。これにより、2025年以降は116百万フランが削減され、312百万フラン/年となる。 生物多様性を促進するための新たな措置が導入された場合、その結果生じる追加的な要件は、生物多様性貢献と相殺しなければならない。特定の奨励措置への参加拡大についても同様。
地域の生物多様性と景観の質	PA22+に関する決定に基づき、現在の景観の質への助成金とネットワーク構築への助成金は、本助成金に統合される。 本助成金には、現在のネットワーク構築への116百万フランと景観の質への147百万フランの助成金の両方が含まれ、合計で年間263百万フランとなる。支出は一定となる見込み。
生産方式支払	助成金の率は変わらず、支出は一定。新しいプログラムが導入される場合、追加の資金は生産システムへの助成金で補填される。同様に、特定のプログラムへの参加が増加した場合も同様である。
資源効率的支払	農業法第77条a及び77条bで言及されている資源の持続可能な利用プロジェクトと、水法第62条aで言及されている水保護プロジェクト（年間約1,500万フラン）に対する財政要件は変更なし。 PA22+では、従来の資源効率性拠出金（REC）が生産システム拠出金に統合され、資源効率性拠出金が支払われていた一部の要件が生態学的パフォーマンス要件に移行された。 資源効率化分担金は、遅くとも2026年末までは支払われる。 水質保全拠出金の動向は、農業における水質保全プログラムの有効性の向上を求めるMo 22.3875の実施次第となる可能性がある。 飼料植物の遺伝的多様性を維持するための支出は、年間約200万フランである。
移行支払	直接支払いの予算総額と給付と連動する商品の資金需要との差額から生じる残余価値に相当する。徐々に削減される。

（注）各費目名は「平成 30 年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業（欧州の農業政策・制度の動向分析）報告書」の訳出に従う

PA30+の概要

- 2030年以降の農業政策（PA30+）の素案を作成する作業が2023年から2026年にかけて進行中である
- 本政策の素案を検討するにあたって重要な点は、「食品のバリューチェーンに関わる全ての関係者を巻き込みグローバルなアプローチをとること」としている
- 前頁で述べたPA30+において重要な点について「食料安全保障の維持」、「環境負荷の削減」、「経済・社会的条件の改善」、「政策手段の簡素化」の4分野に分けて以下のとおり記載されている
- ここで記載されている重要な点については、2022年の「農業政策の方向性報告書」で示された長期戦略及び目標に沿った形となっている

PA30+の位置づけ



PA30+で重要視するポイント

1. 食料安全保障の維持
多様な国内食料生産を基盤とし、現在の自給率レベルを最低限維持する
2. 環境負荷の削減
農業生産から食品消費までのエコロジカルフットプリントを削減。輸入に関する影響も考慮する
3. 経済・社会的条件の改善
農業および農食品分野での経済・社会的見通しを向上させる
4. 政策手段の簡素化
行政負担を軽減し、政策手段の運用を合理化する

今後の採択までのスケジュール

- PA30+は現在、草案の検討中であり、中間レビュー等を挟みつつ2026年まで草案の作成作業を実施する予定である
- PA30+はスケジュール通りに策定作業が進めば、2027年から具体的な作成作業に移行し、2030年から施行開始となる見込みである

採択に向けた今後のスケジュール

